第３号様式（第５条第２号）

一　部　開　示　決　定　通　知　書

都 I 第 1934 号
令和３年４月13日

[redacted] 様

横浜市長　　林　文子

横浜市長印
都市整備局専用

令和３年２月５日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

１　開示請求に係る行政文書	(1)　平成30年度 有識者ヒアリング　【有識者配布用】資料2-1 (2)　平成30年度 有識者ヒアリング　【有識者配布用】資料2-2	
２　開示の日時及び場所	日　時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	郵送
３　開示の実施方法	写しの交付	
４　非開示とする部分の概要	資料の内容（３号ア、イ）	
５　非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第７条第２項第３号ア、イ	
６　根拠規定を適用する理由	資料に記載される情報を提供した法人の事業上のノウハウが含まれており、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため	
７　担　当　課	都市整備局ＩＲ推進室ＩＲ推進部ＩＲ推進課 電話　045（671）4135	
８　備　考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）１　この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

２　指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

（資料２－１）

ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくりの検討
「事業者への情報提供依頼により得られた内容」について

説明資料

横浜市政策局政策課

平成30年２月

情報提供依頼について

情報提供依頼の趣旨・目的

- 本情報提供依頼（以下、「本件」という。）では、横浜におけるＩＲの事業性、想定される開発コンセプト、ＩＲの経済的、社会的効果などや、想定される懸念事項などとその対応策について、事業者の皆さまへ情報提供を依頼した
- 本件は、横浜市においてＩＲを導入する・しないの判断材料のひとつとすることを目的とした。

実施の条件など

- 横浜市ではＩＲを導入する・しないについて判断しておらず、情報提供により横浜市へのＩＲの導入を保証するものではないこと。

【主な参加条件】

・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思があること。
・調査票の全ての項目について情報提供いただけること。

情報提供依頼項目一覧

Ⅰ．ＩＲの経済的・社会的効果について

【項目１】 直接的・間接的な経済波及効果等

Ⅱ．ＩＲで想定される懸念事項などとその対応策について

【項目２】 懸念事項などと対策、国内外の実施対策、役割分担等

Ⅲ．想定するＩＲのイメージについて

【項目３】 想定している立地場所、イメージ図、必置施設のコンセプト等

【項目４】 地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出

【項目５】ＩＲの事業性（投資見込・収支計画、売上等） ↑必須項目

Ⅳ．その他

【項目６】 その他の意見・提案など

情報提供依頼の実施状況

- 2018年8月20日　事前説明会の実施（22者・グループが参加）
- 2018年9月10日～21日　調査票の提出（12者・グループから提出）
- 2018年11月～12月　調査票を提出頂いた事業者へのヒアリングを実施

協力企業名

12者・グループ

【内訳】
- 海外でのＩＲ事業者（８者）
- 開発事業者（２者）
- メーカーその他事業者（２者）

情報提供の内容

情報提供の内容（ＩＲの事業性）

ＩＲの事業性（投資見込・収支計画・売上等）

情報提供の内容（ＩＲの事業性）

ＩＲの事業性の前提条件等

[redacted]

【IRの事業性の前提条件等のまとめ】

[redacted]

情報提供の内容（ＩＲの立地場所）

■ 調査票の提供があった12者・グループの全てがIRの立地場所として「山下ふ頭」を想定

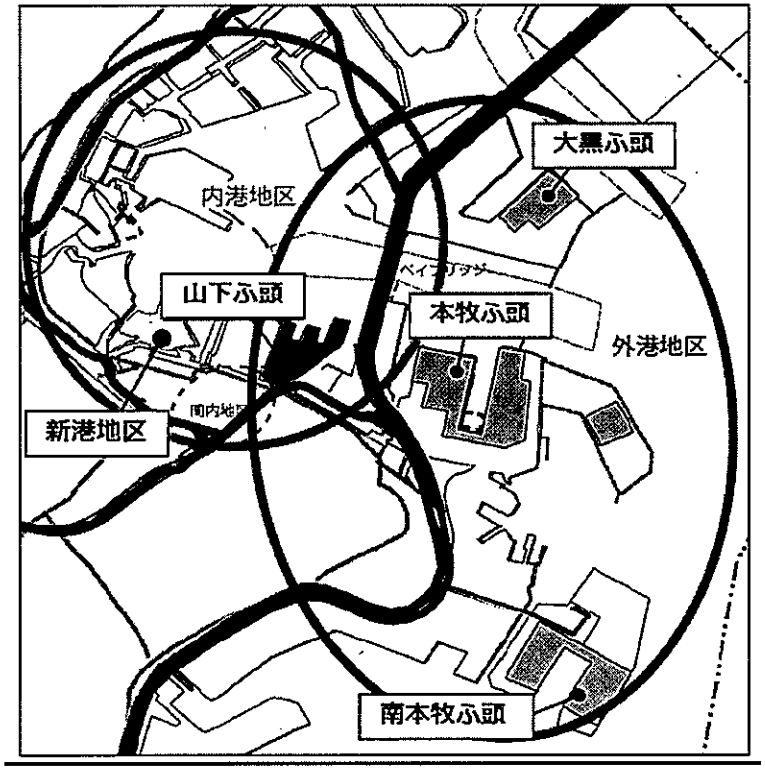

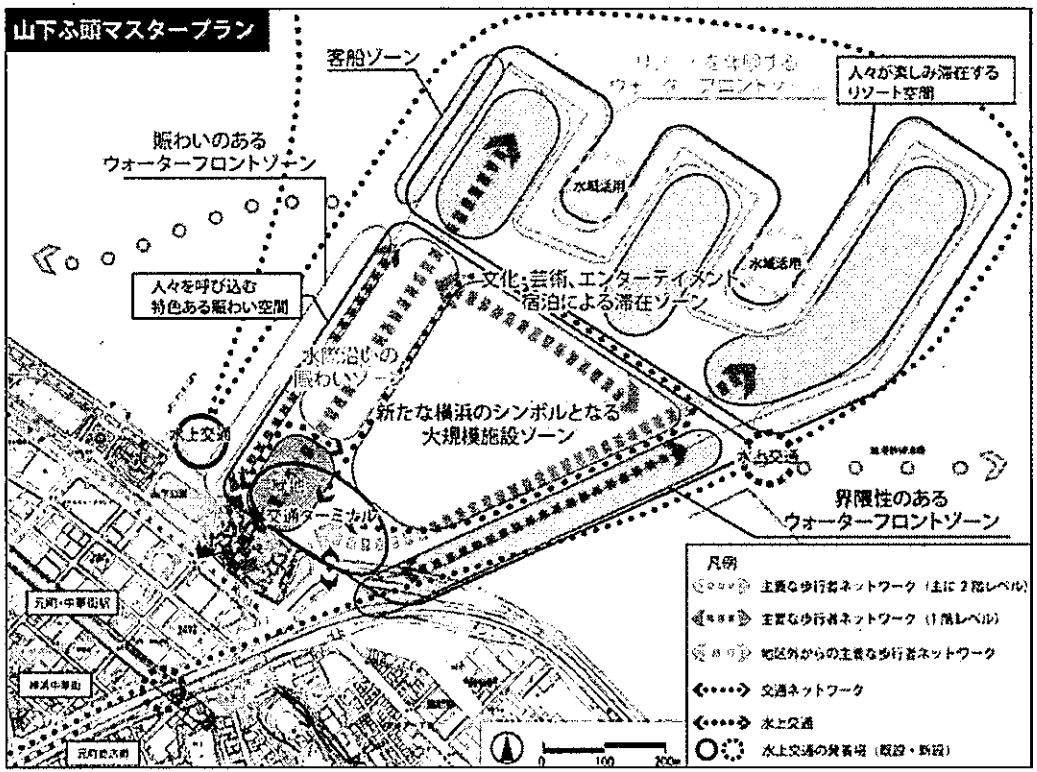

（出所：横浜市山下ふ頭開発基本計画）

情報提供の内容（ＩＲの立地場所）

【山下ふ頭を想定した主な理由の例】

情報提供の内容（ＩＲの経済的・社会的効果）

【IRを設置した場合の観光客数】

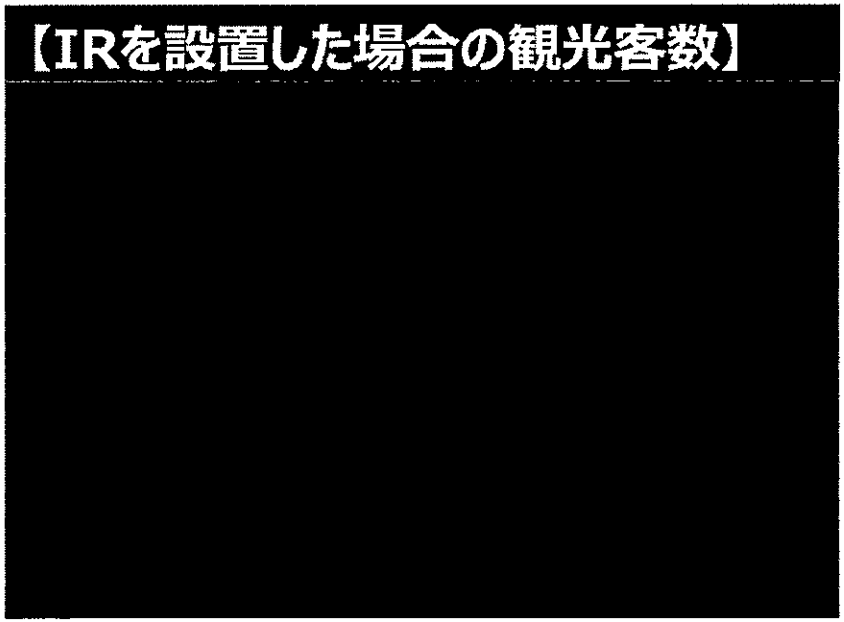

【IRを設置した場合の増収効果】

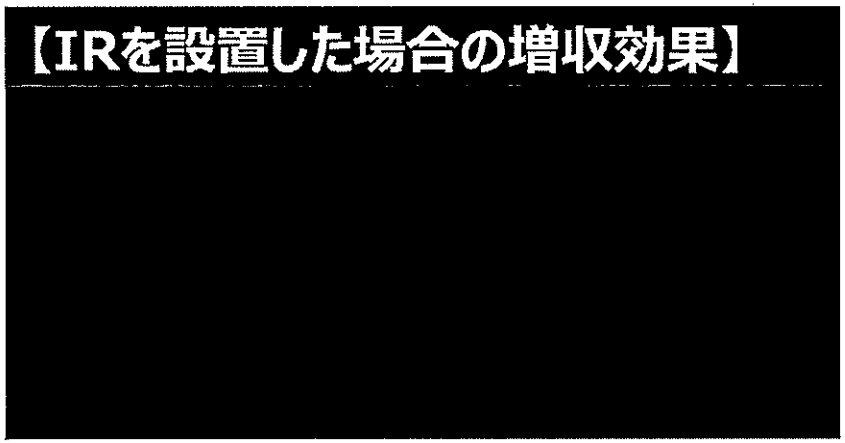

～参考情報～

■横浜市の観光集客実人員（年間）
3,631万人（2017年見込）
出典：平成30年４月27日付 横浜市記者発表資料

■シンガポールIR年間訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ　4,500万人
リゾート・ワールド・セントーサ　2,000万人
出典：特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料
「諸外国におけるＩＲについて【参考資料】」

■テーマパーク年間入場者数（2017年）
東京ディズニーランド　1,660万人
東京ディズニーシー　1,350万人
ユニバーサルスタジオジャパン　1,494万人
出典：THEME INDEX MUSEUM INDEX 2017

■みなとみらい21地区　来街者数（年間）
約8,100万人（2016年）
出典：平成29年7月20日付 横浜市記者発表資料

■横浜市内大規模施設　年間入場者数
ららぽーと横浜　約2,400万人
横浜アリーナ　約218万人（2017年度）
横浜動物園ズーラシア　約115万人（2017年度）
出典：日本全国のショッピングモール人気ランキング、株式会社横浜アリーナ　第33期事業報告、横浜市動物園年報　平成29年度

■横浜市　市税歳入　7,271億円　（2017年）
出典：平成 29 年度横浜市普通会計決算の概要

情報提供の内容（ＩＲの経済的・社会的効果）

ＩＲを設置した場合の観光客数の前提条件等

【IRを設置した場合の観光客数の前提条件等のまとめ】

情報提供の内容（ＩＲの経済的・社会的効果）

【IRを設置した場合の経済波及効果】

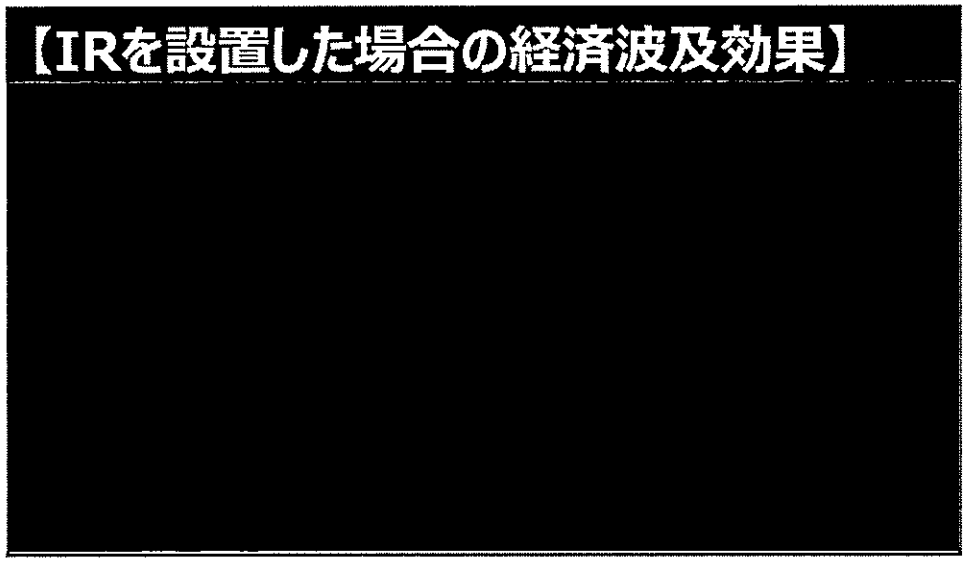

【IRを設置した場合の雇用創出効果】

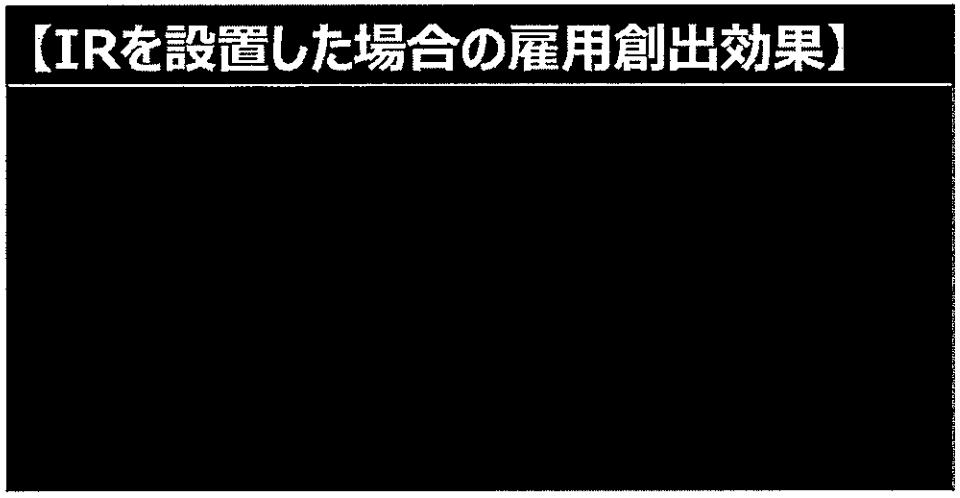

～参考情報～

■シンガポールIR　建設投資（直接効果）
マリーナ・ベイ・サンズ
約56億米ドル（約5,840億円）
リゾート・ワールド・セントーサ
約60億米ドル（約4,226億円）
出典：特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料
「諸外国におけるＩＲについて【参考資料】」

■シンガポールIR　売上高（直接効果）
2017年度
マリーナ・ベイ・サンズ
約32億米ドル（約3,469億円）
リゾート・ワールド・セントーサ
約24億シンガポールドル（約1,914億円）
出典：Las Vegas Sands及びGenting Singapore
アニュアルレポート
（換算レート：SGD=80円、USD=110円）

■シンガポールIR　雇用者数（直接）
マリーナ・ベイ・サンズ　9,500人
リゾート・ワールド・セントーサ　11,000人
出典：特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料
「諸外国におけるＩＲについて【参考資料】」

情報提供の内容（ＩＲの経済的・社会的効果）

IRを設置した場合の経済波及効果・雇用創出効果の前提条件等

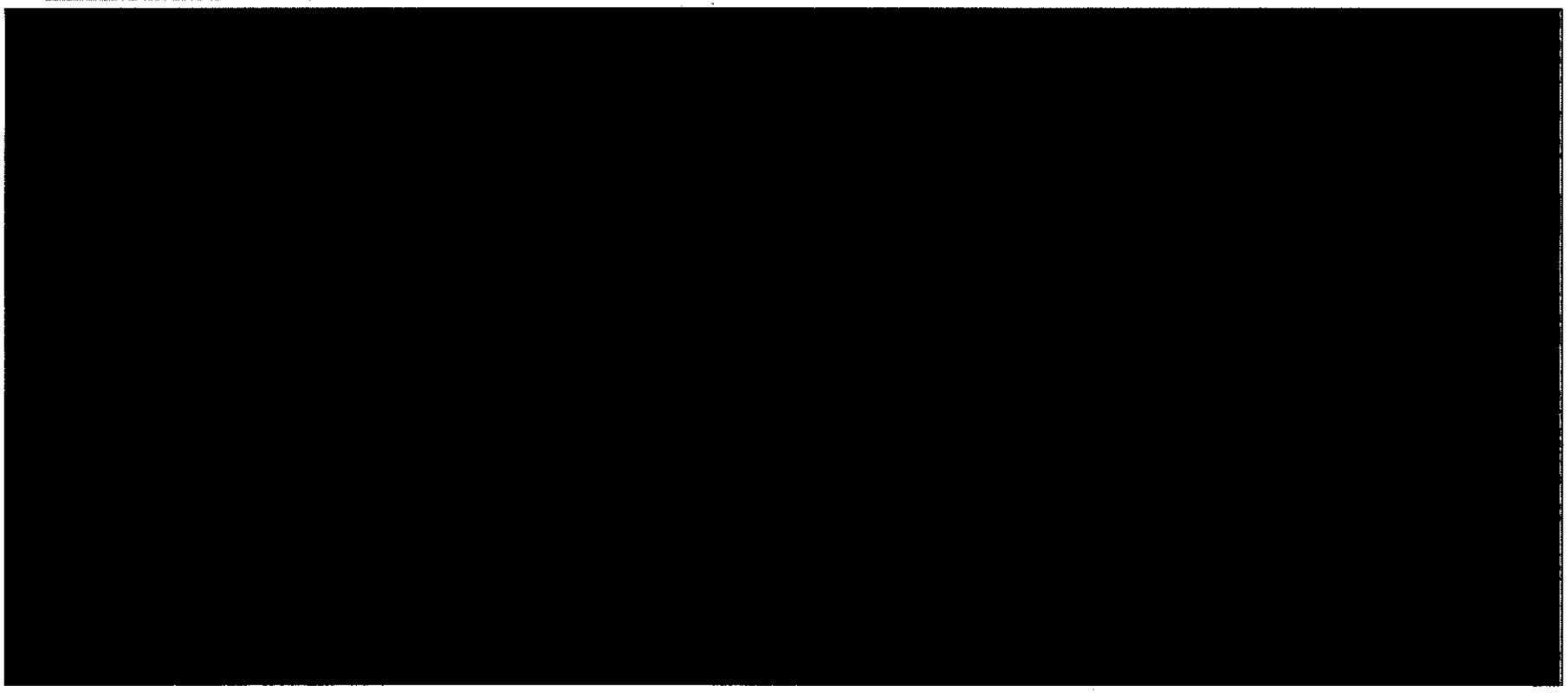

【IRを設置した場合の経済波及効果・雇用創出効果の前提条件等のまとめ】

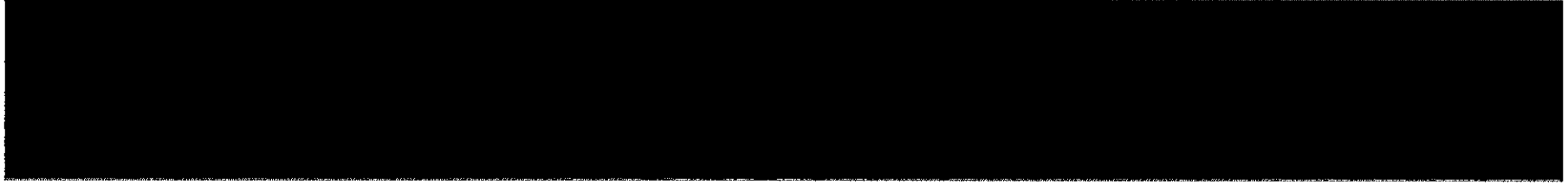

ＩＲで想定される懸念事項などとその対応策について

懸念事項などと対策、国内外の実施対策等

【IRを設置した場合の想定される懸念事項】

＜直接的な影響＞

- ギャンブル等依存症の増加
- 青少年への影響
- 暴力団の関与
- 治安悪化
- マネー・ローンダリング

＜間接的な影響＞

- 交通渋滞　など

情報提供の内容（想定される懸念事項対策）

想定される懸念事項対策等

【ギャンブル依存症対策の例】

情報提供の内容（想定される懸念事項対策）

想定される懸念事項対策等

【青少年への悪影響への対策例】

[redacted]

【治安対策の例】

[redacted]

情報提供の内容（想定される懸念事項対策）

想定される懸念事項対策等

【マネーロンダリング対策の例】

【反社会的勢力の排除に係る例】

情報提供の内容（想定される懸念事項対策）

想定される懸念事項対策等

【想定される懸念事項対策等まとめ】

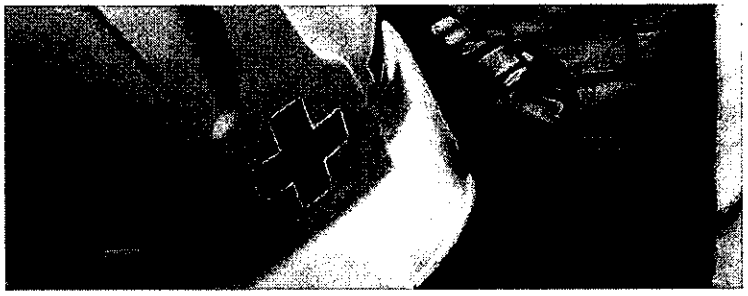

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模

想定機能・規模（提案例）

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模（MICE施設）（1/2）

規模・開催件数・参加者数

開催件数・参加者数予測の前提条件等

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模（MICE施設）（2/2）

提案例

MICE施設まとめ

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模（魅力増進施設）

提案例

魅力増進施設まとめ

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模（送客施設）

提案例

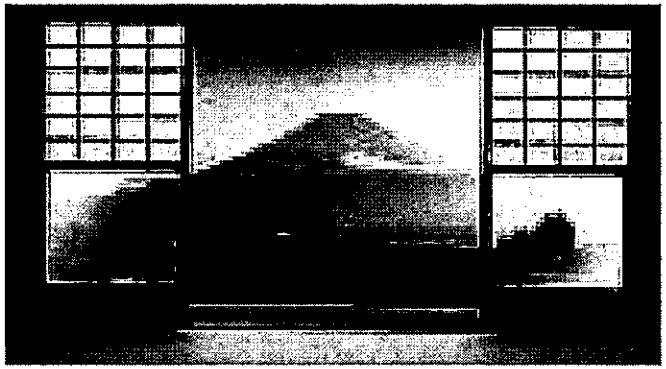

送客施設まとめ

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模（宿泊施設）

施設規模・部屋数

提案例

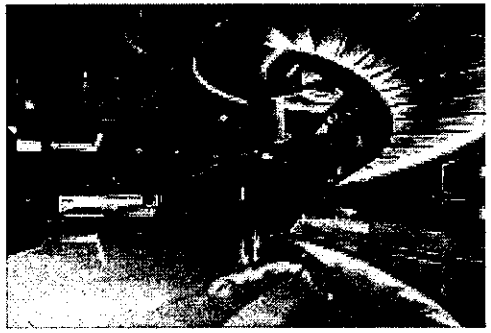

宿泊施設まとめ

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

主な中核施設の機能・規模（その他施設）

提案例

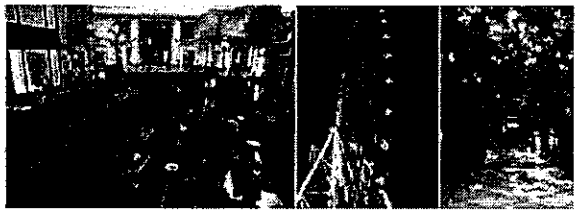

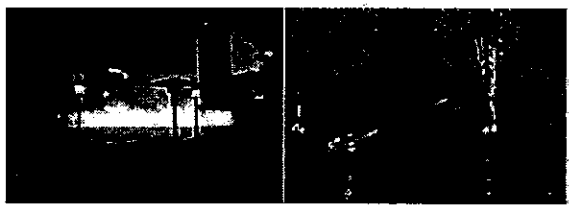

【主な中核施設に関する意見まとめ】

情報提供の内容（横浜におけるＩＲの施設構成）

開発条件の要望等

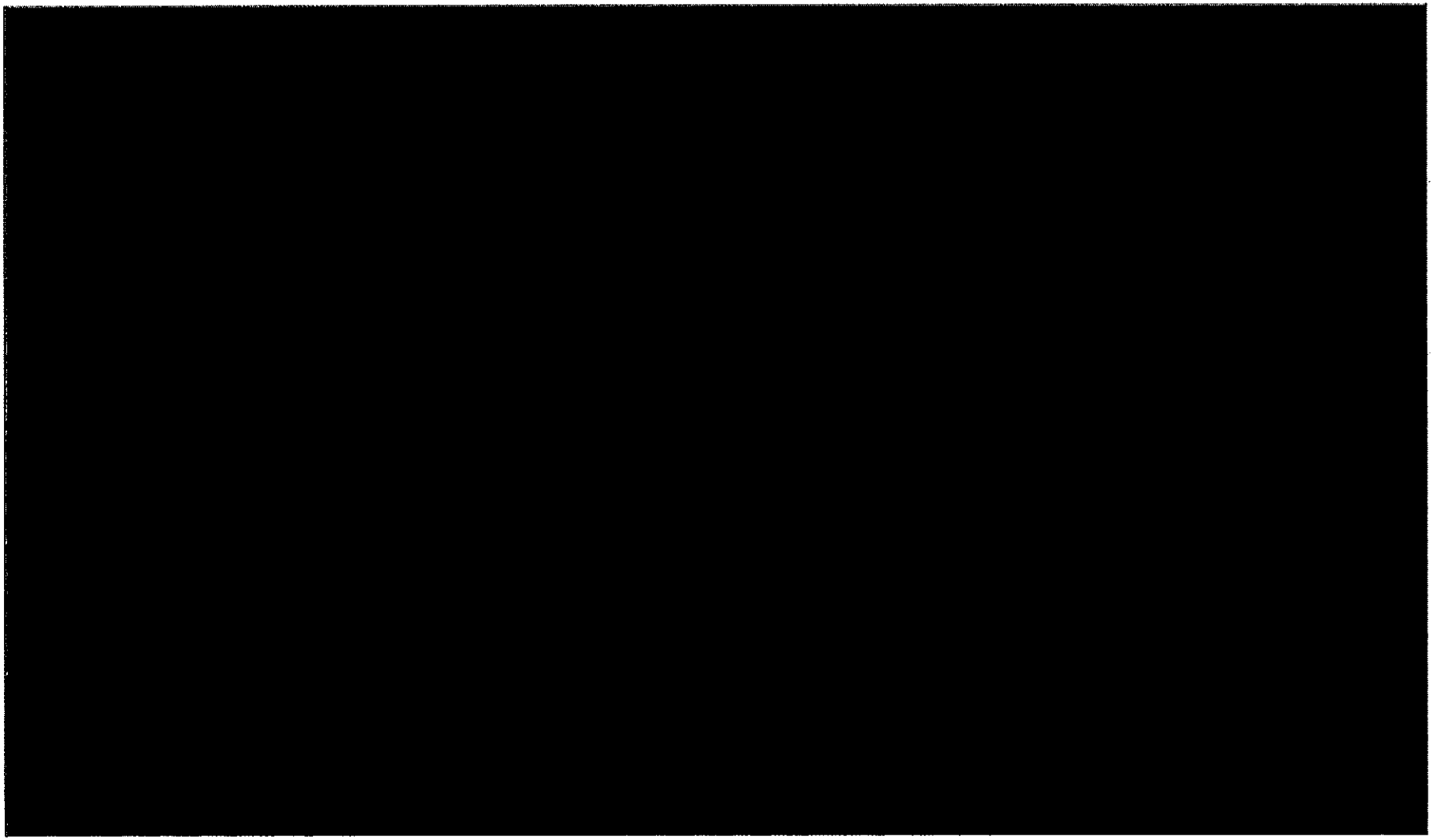

情報提供の内容（地区内外のまちの魅力向上等）

周辺エリアの活性化策（提案例）（1/2）

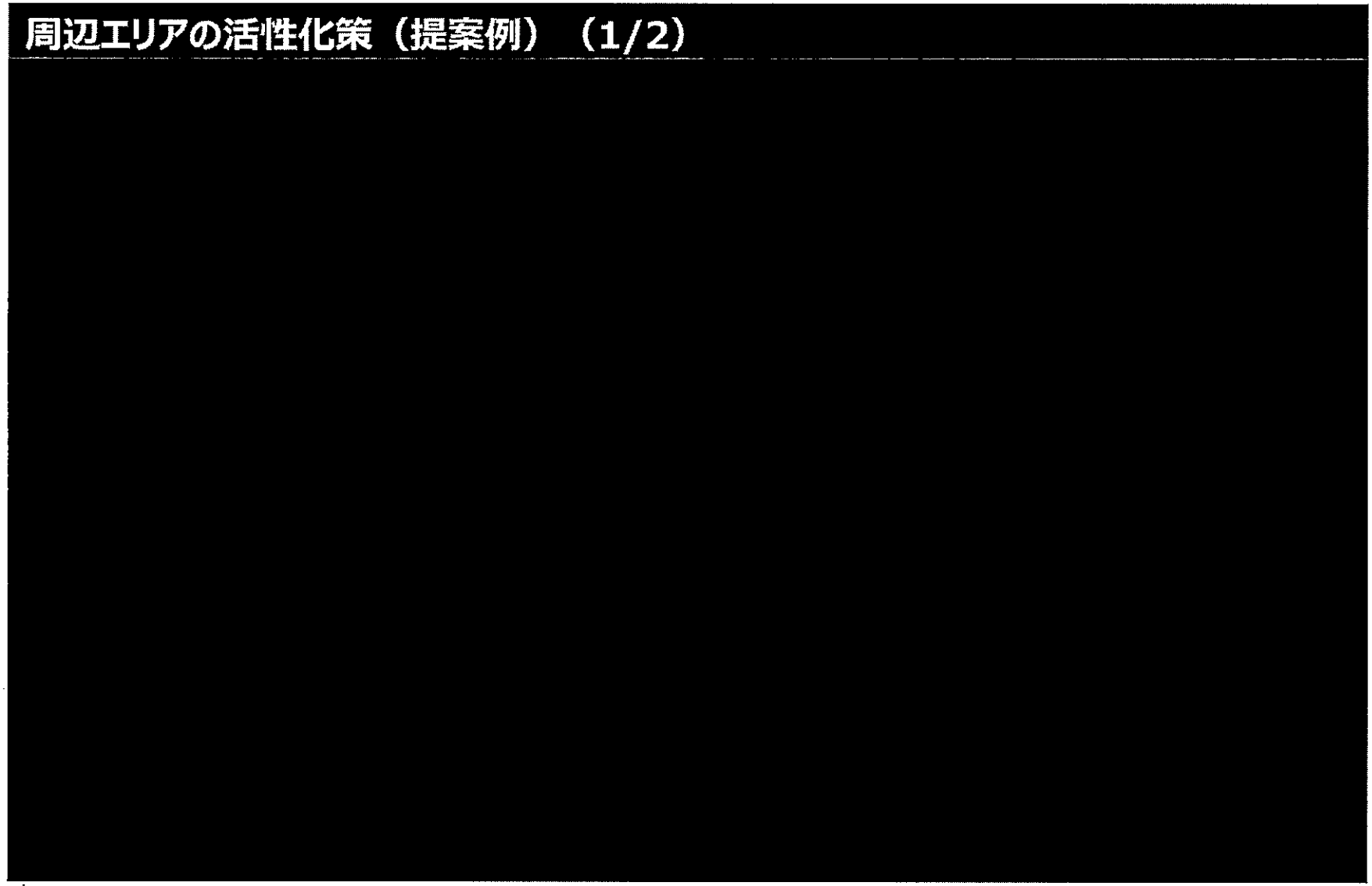

情報提供の内容（地区内外のまちの魅力向上等）

周辺エリアの活性化策（提案例）（2/2）

[redacted]

【周辺エリアの活性化策まとめ】

[redacted]

情報提供の内容（地区内外のまちの魅力向上等）

周辺エリアへの観光施策（提案例）（1/2）

情報提供の内容（地区内外のまちの魅力向上等）

周辺エリアへの観光施策（提案例）（2/2）

[redacted]

【周辺エリアへの観光施策まとめ】

[redacted]

情報提供の内容（交通インフラ等の提案・要望）

主な交通インフラ等の提案・要望

交通インフラ等の提案・要望の例

[redacted]

交通インフラ等の提案・要望のまとめ

[redacted]

情報提供の内容（その他の提案・要望）

その他の提案・要望

その他の提案・要望の例

情報提供の内容（まとめ）

【ＩＲに関する意見まとめ】

【現時点における課題等】

（資料２－２）

ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくりの検討
「情報提供の内容（事業者別詳細）」について

説明資料

横浜市政策局政策課

平成30年２月

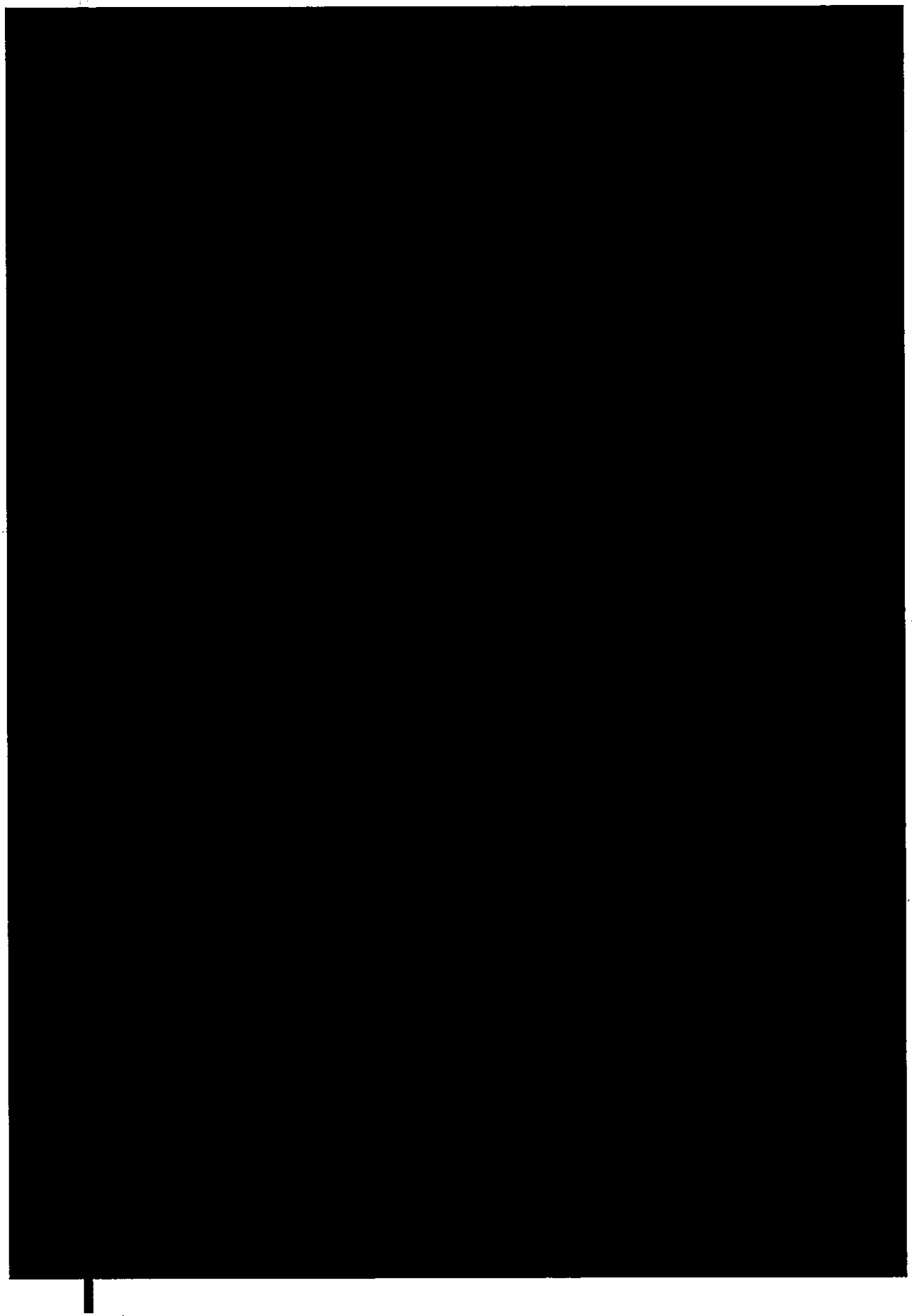

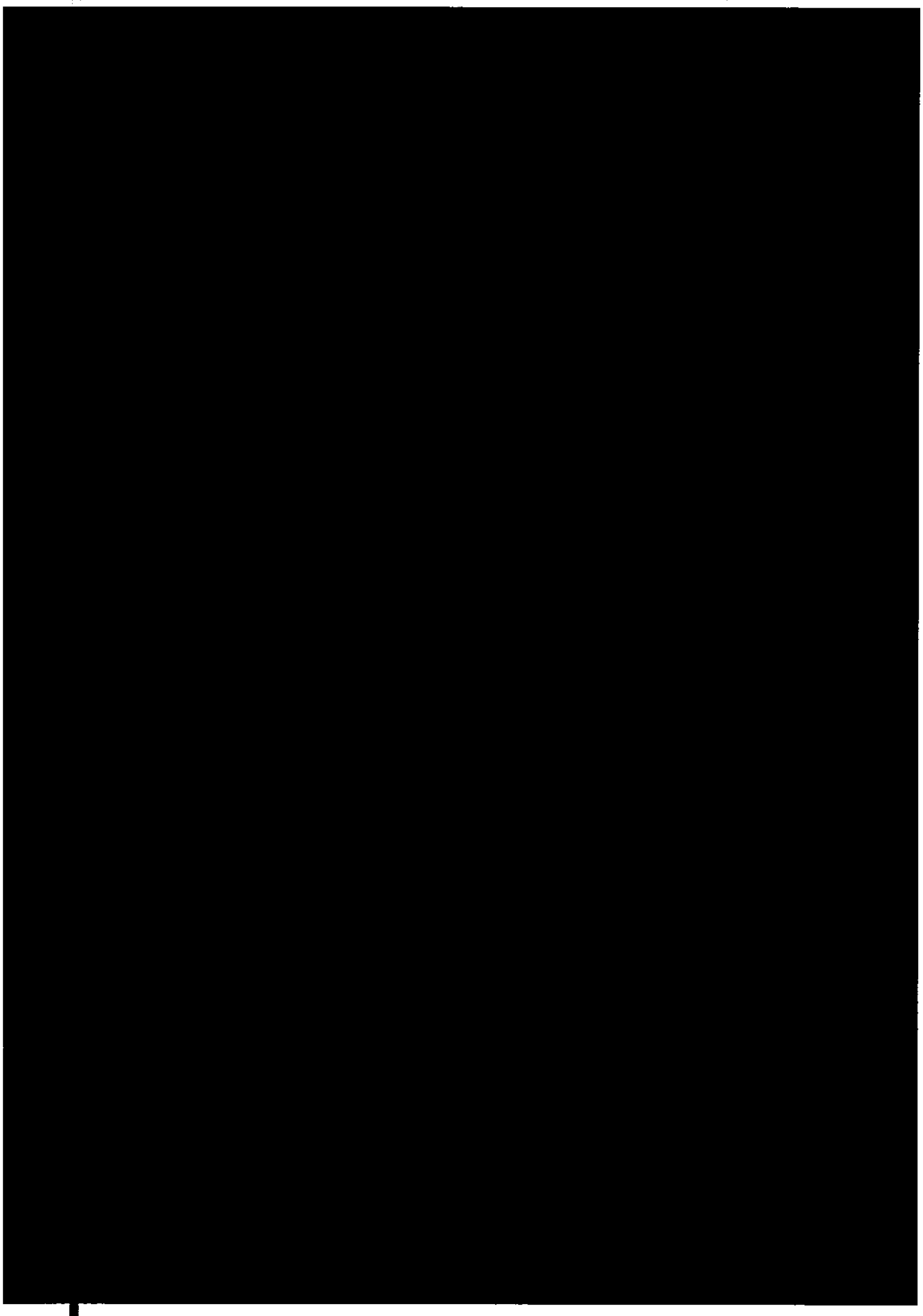

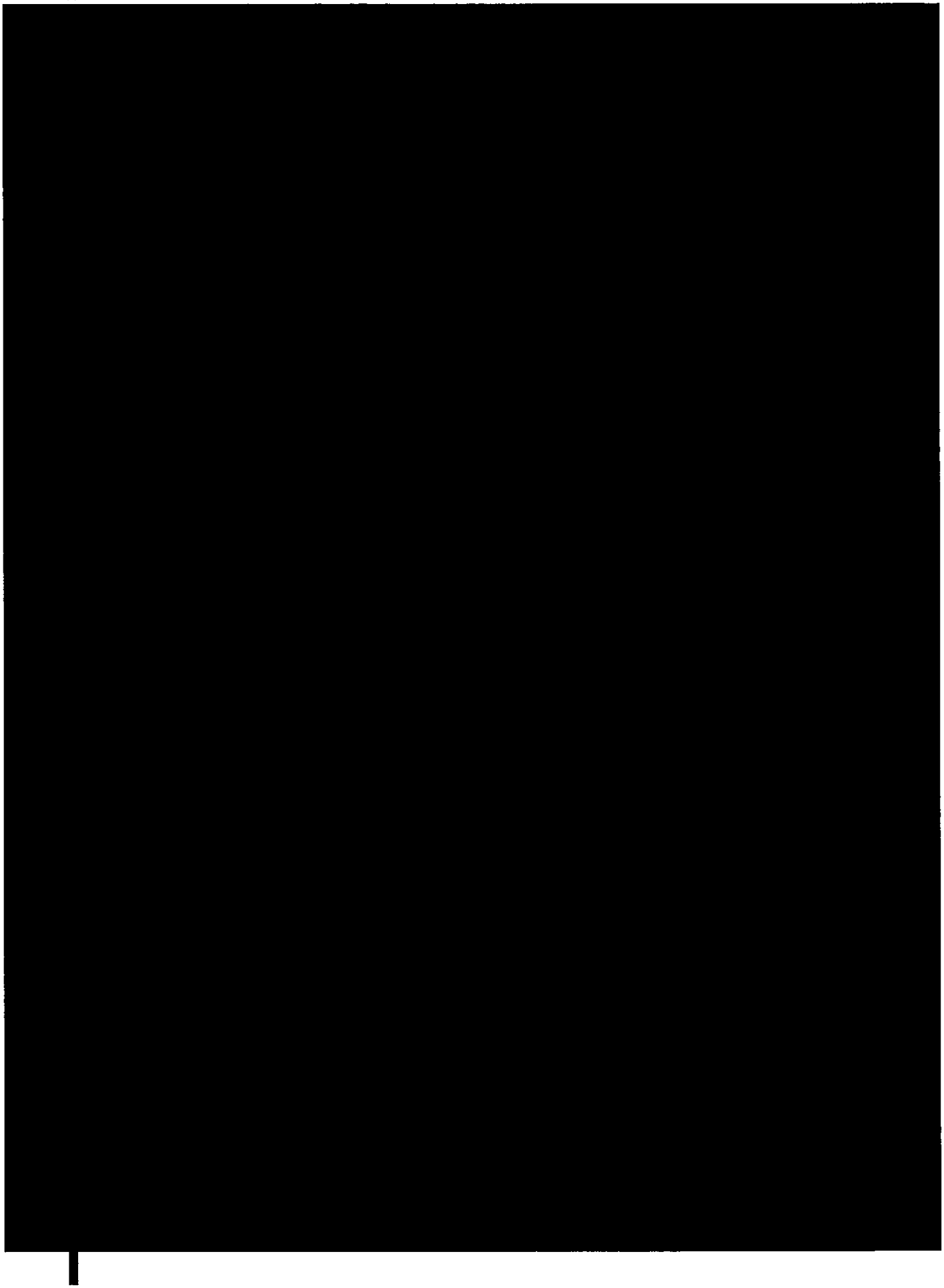

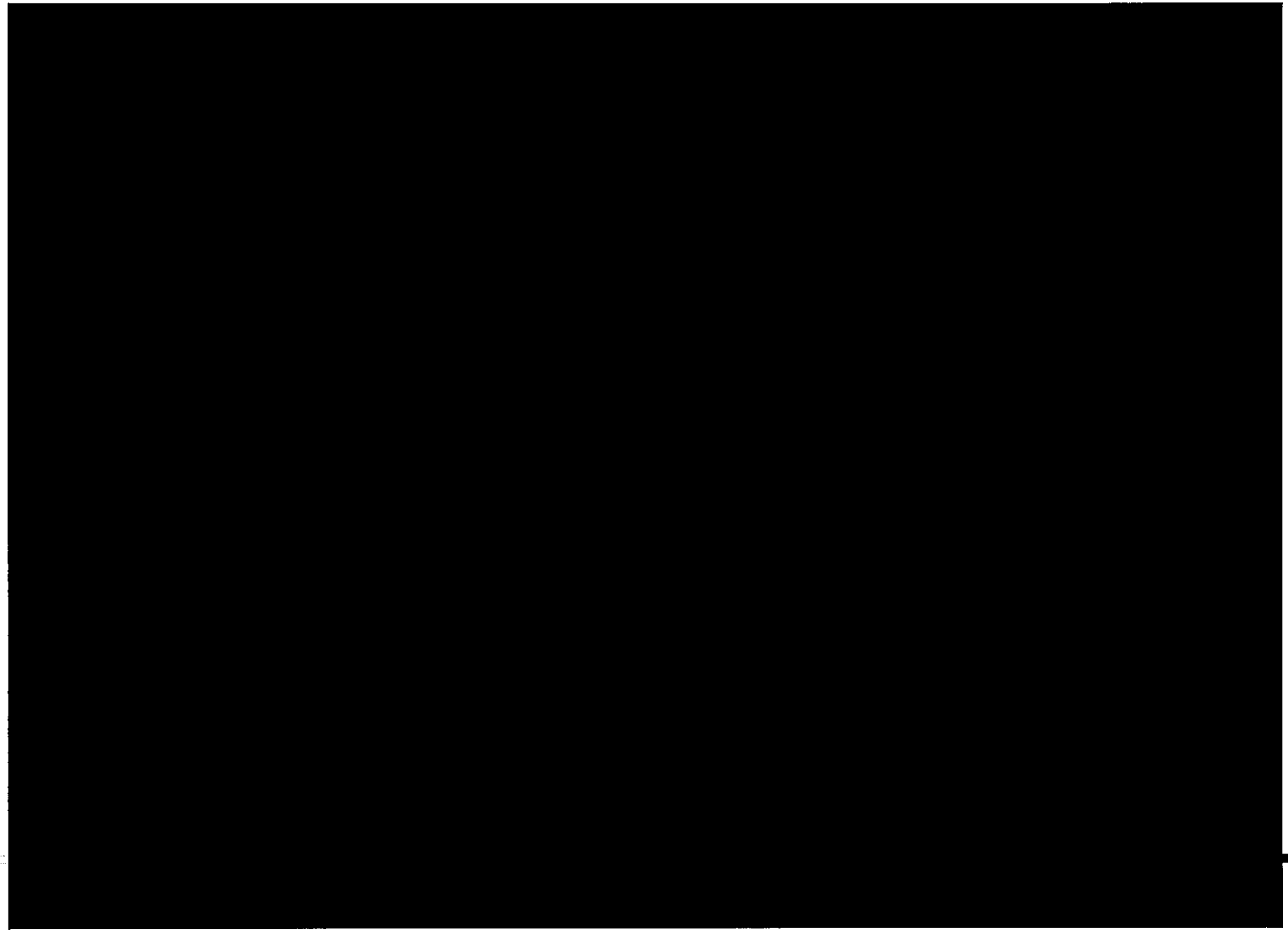

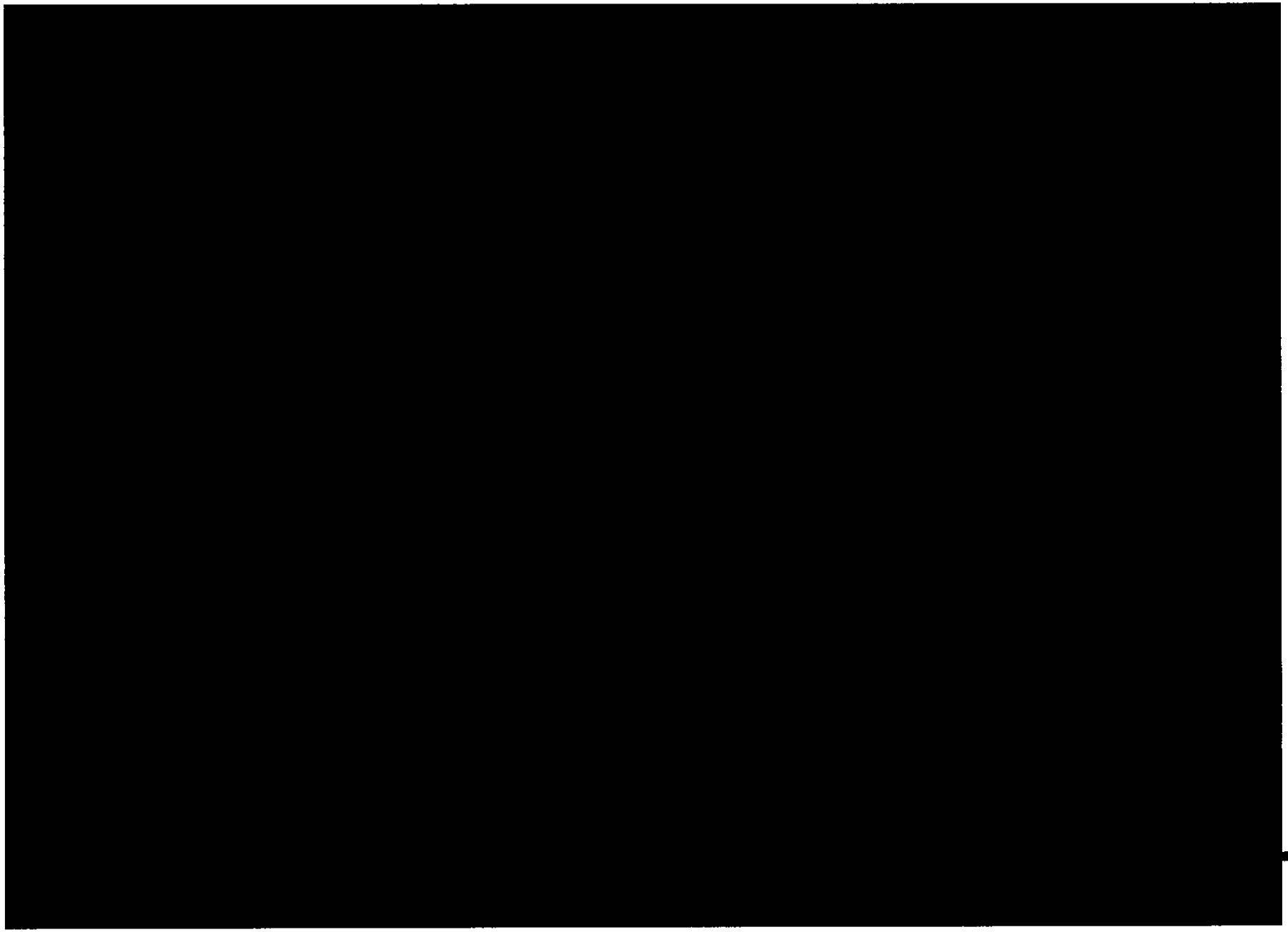

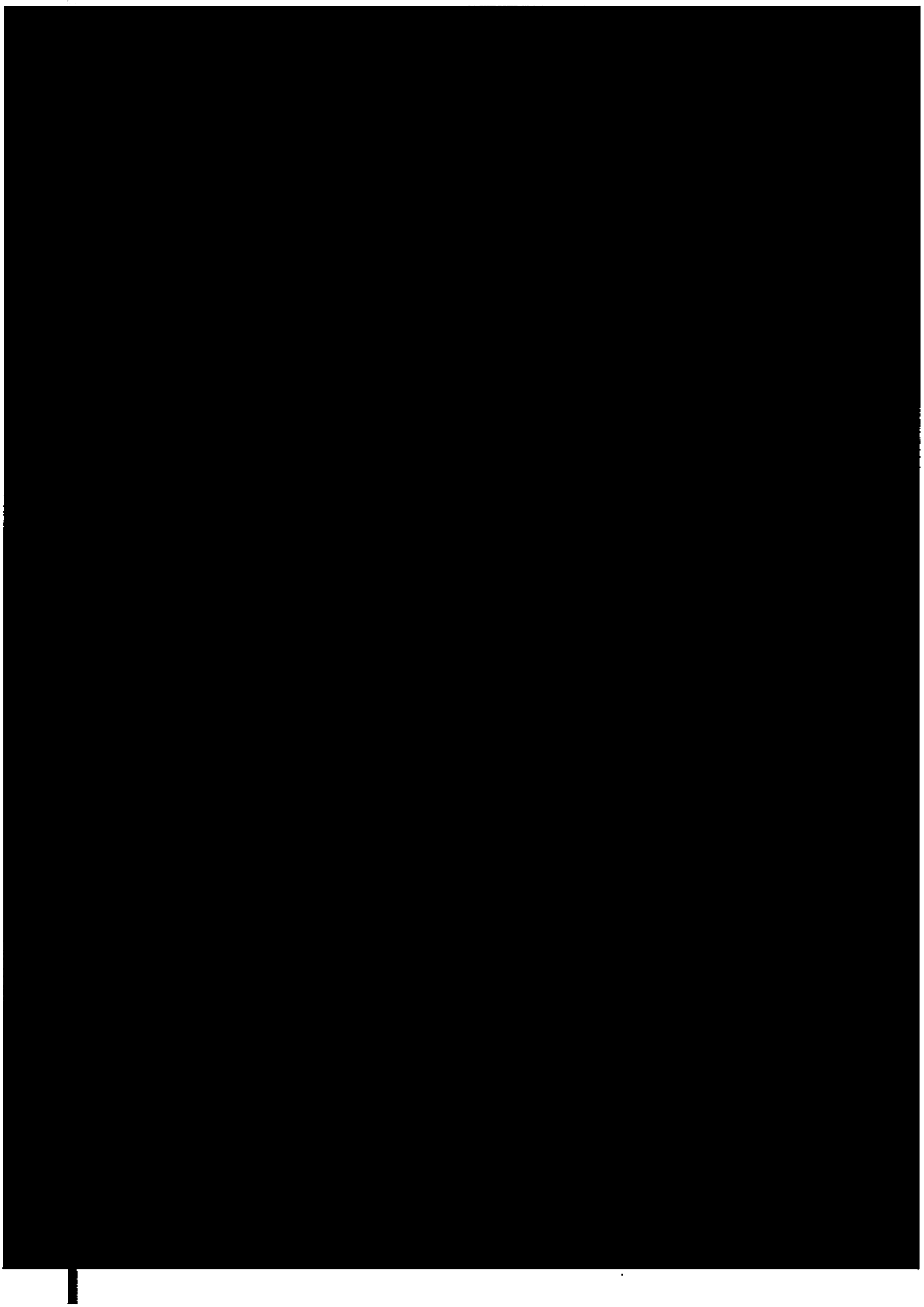

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

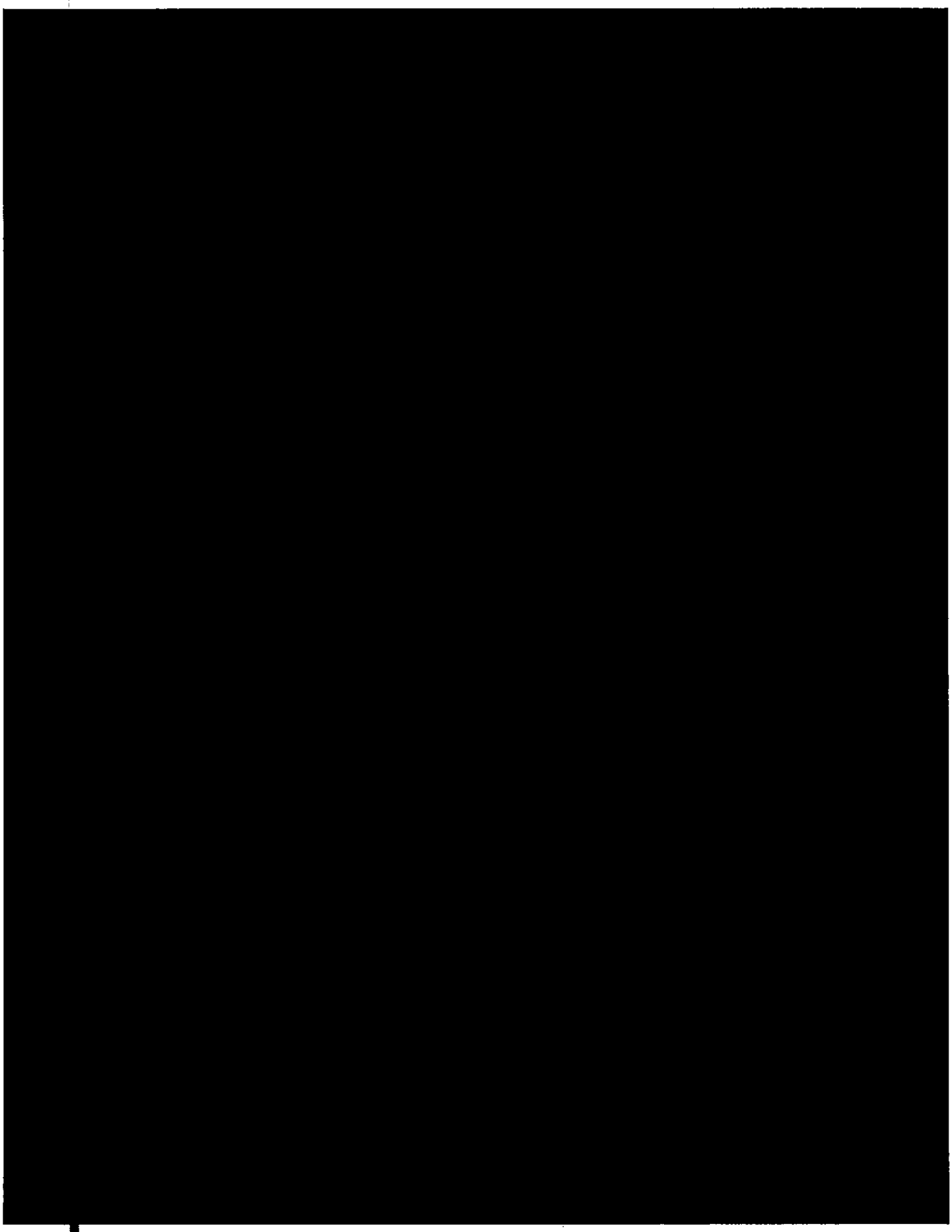

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

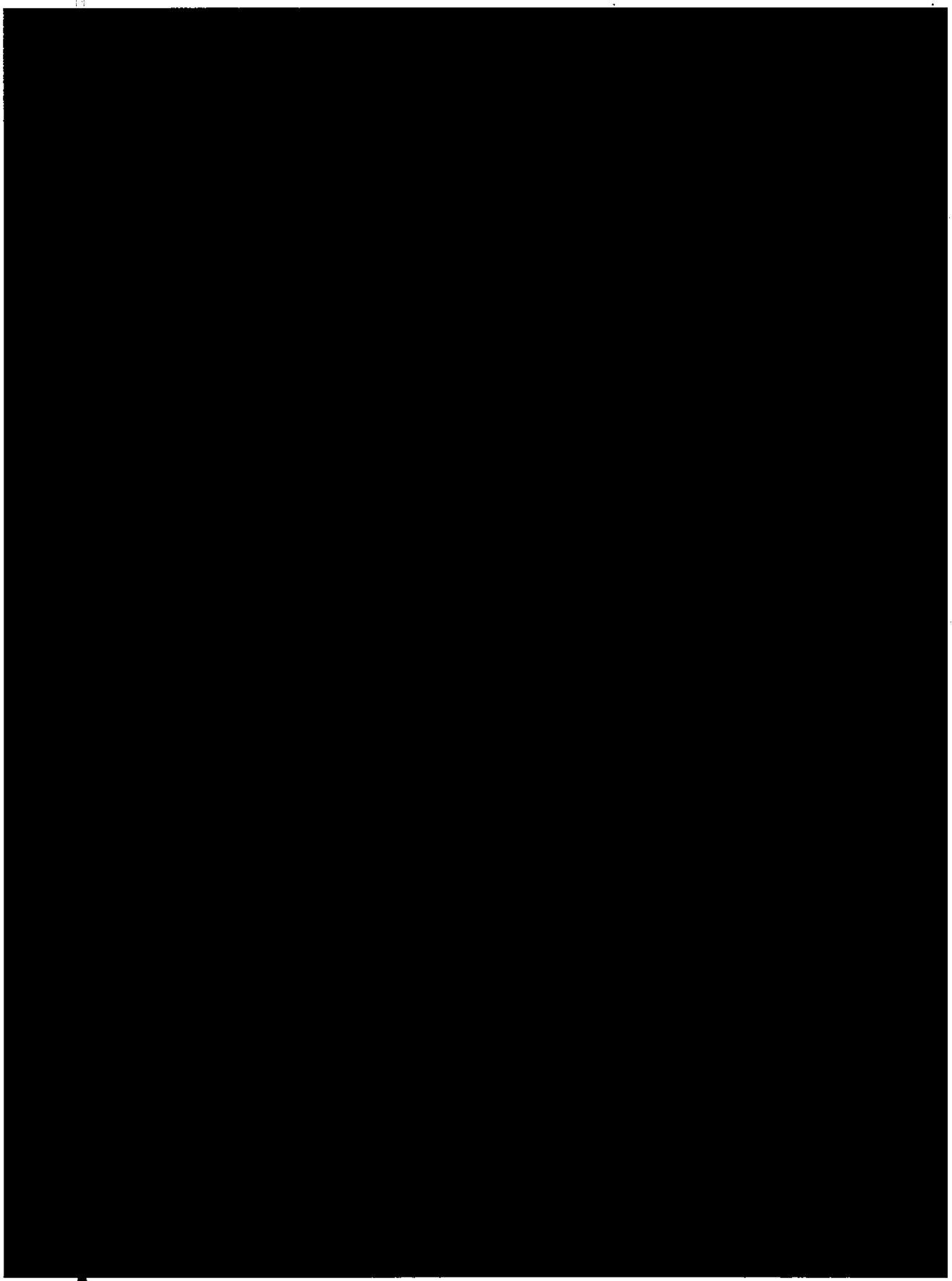

[redacted]

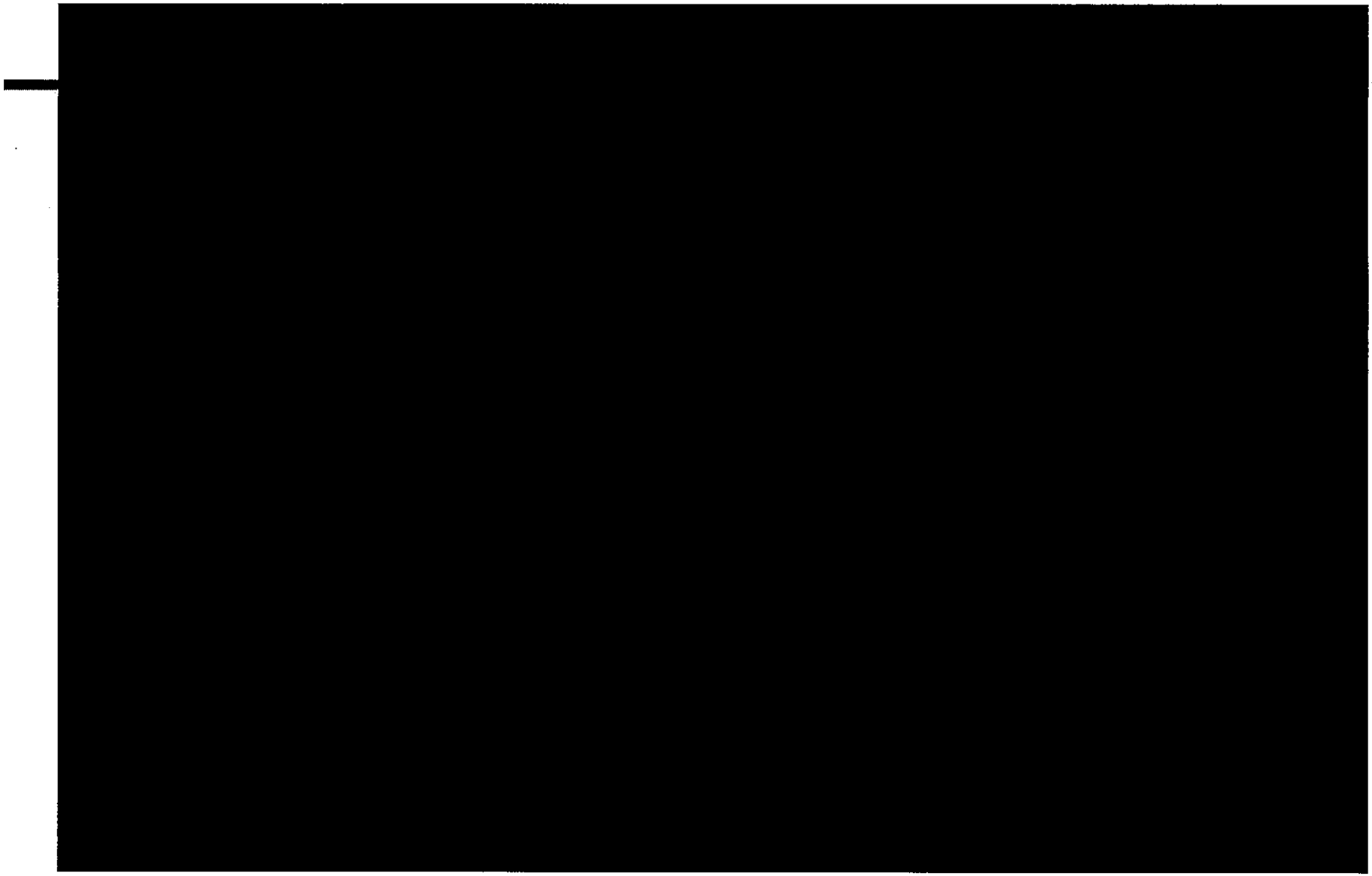

[redacted]

[redacted]

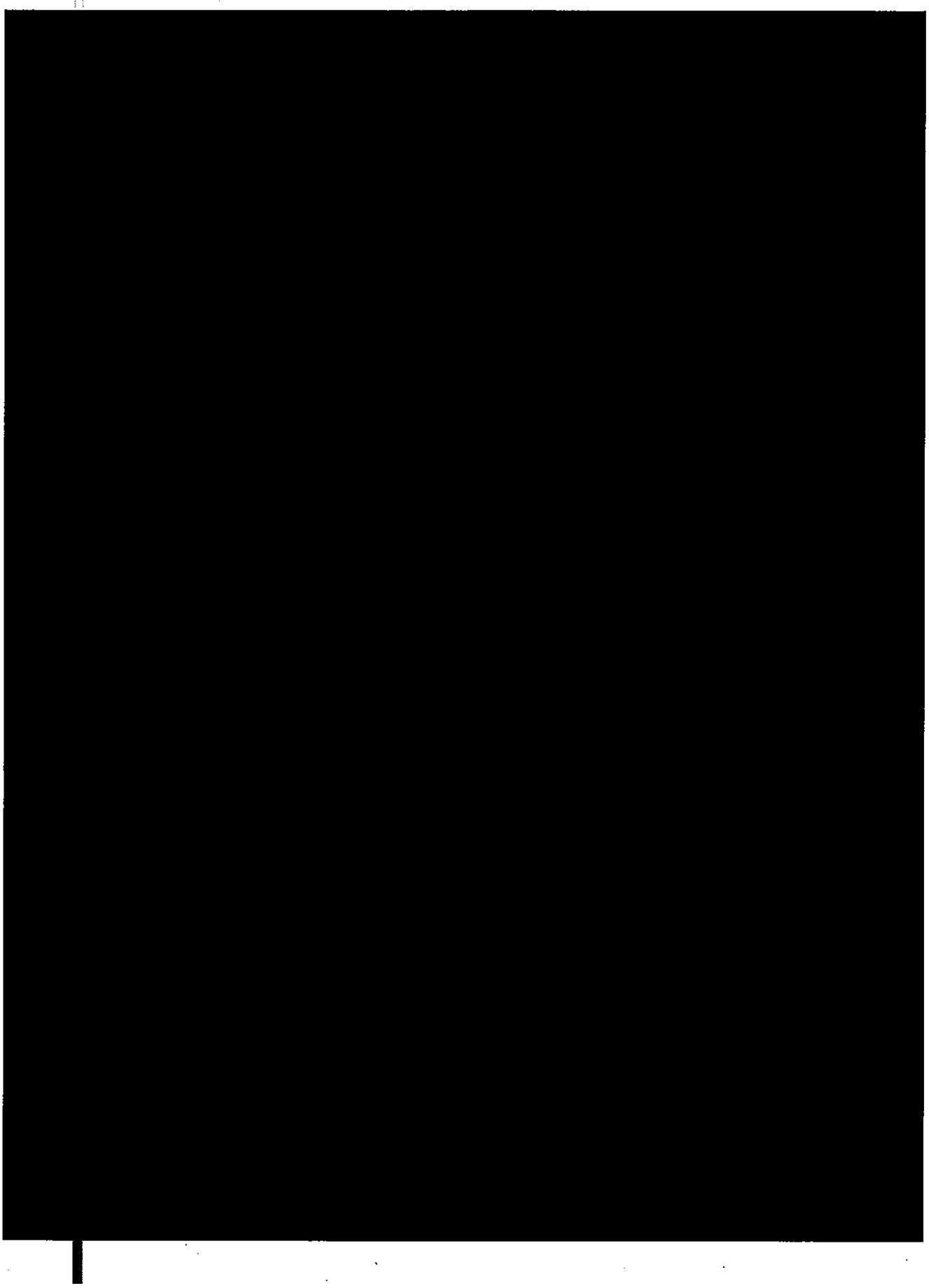

[redacted]

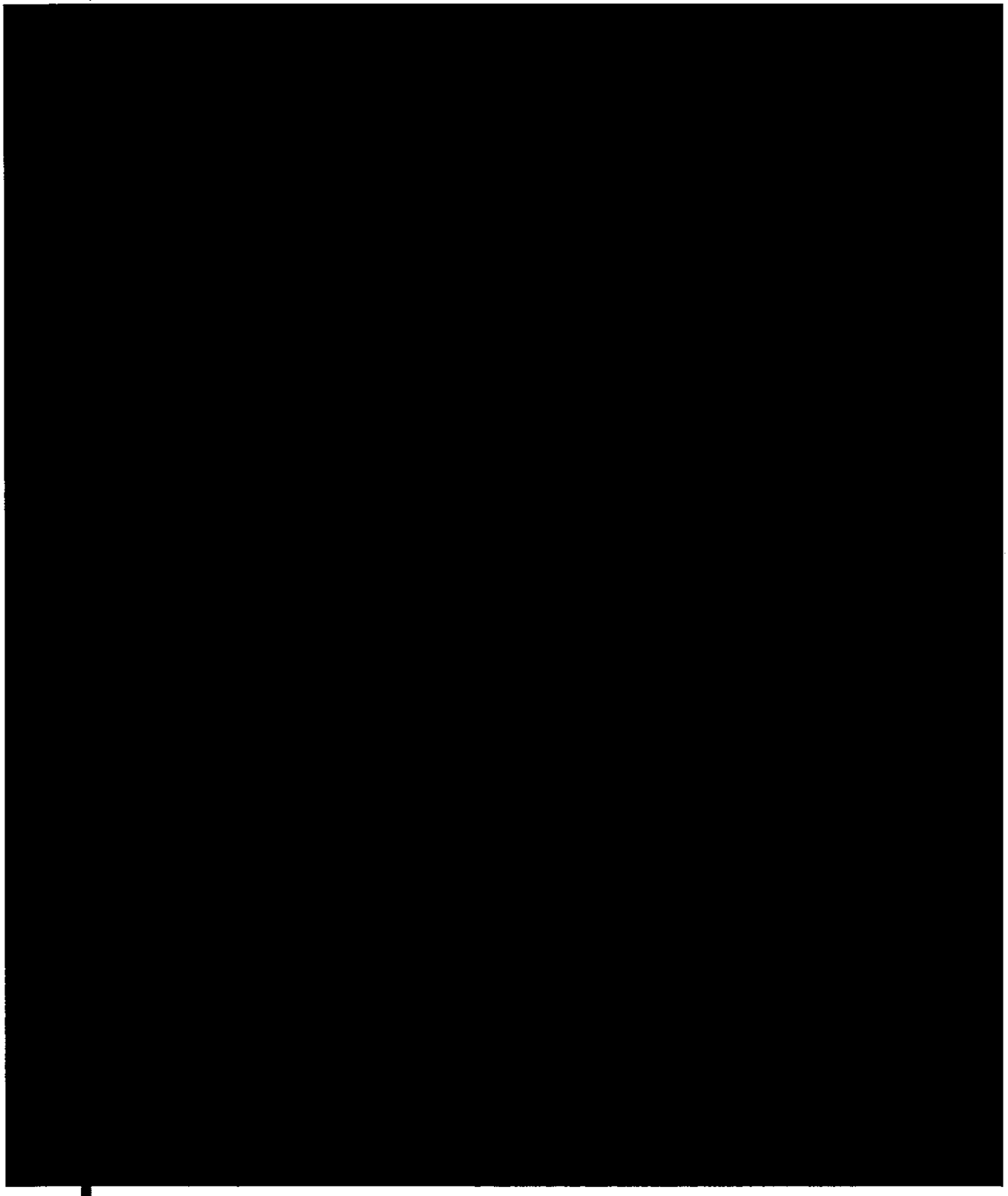

[redacted]

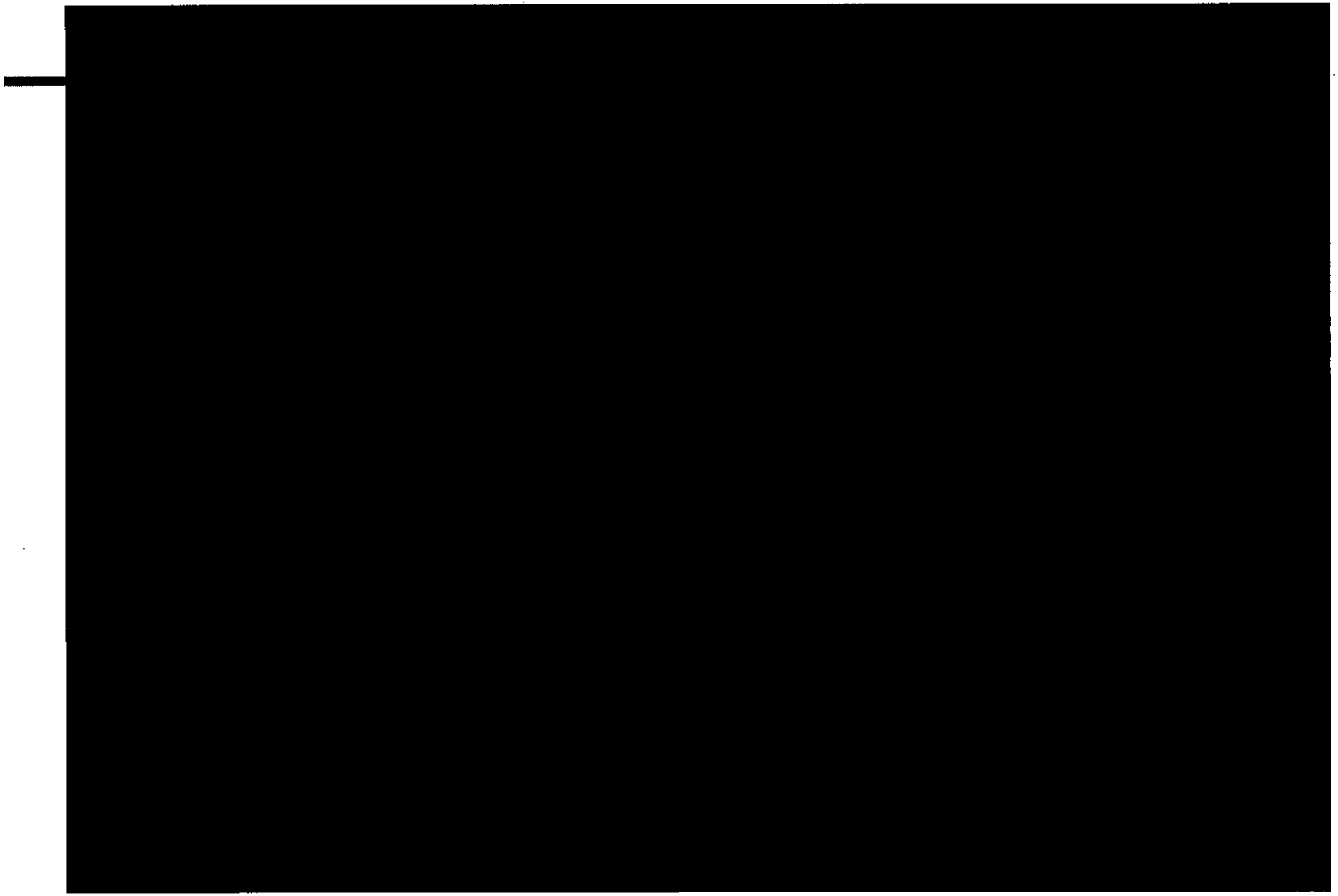

[redacted]

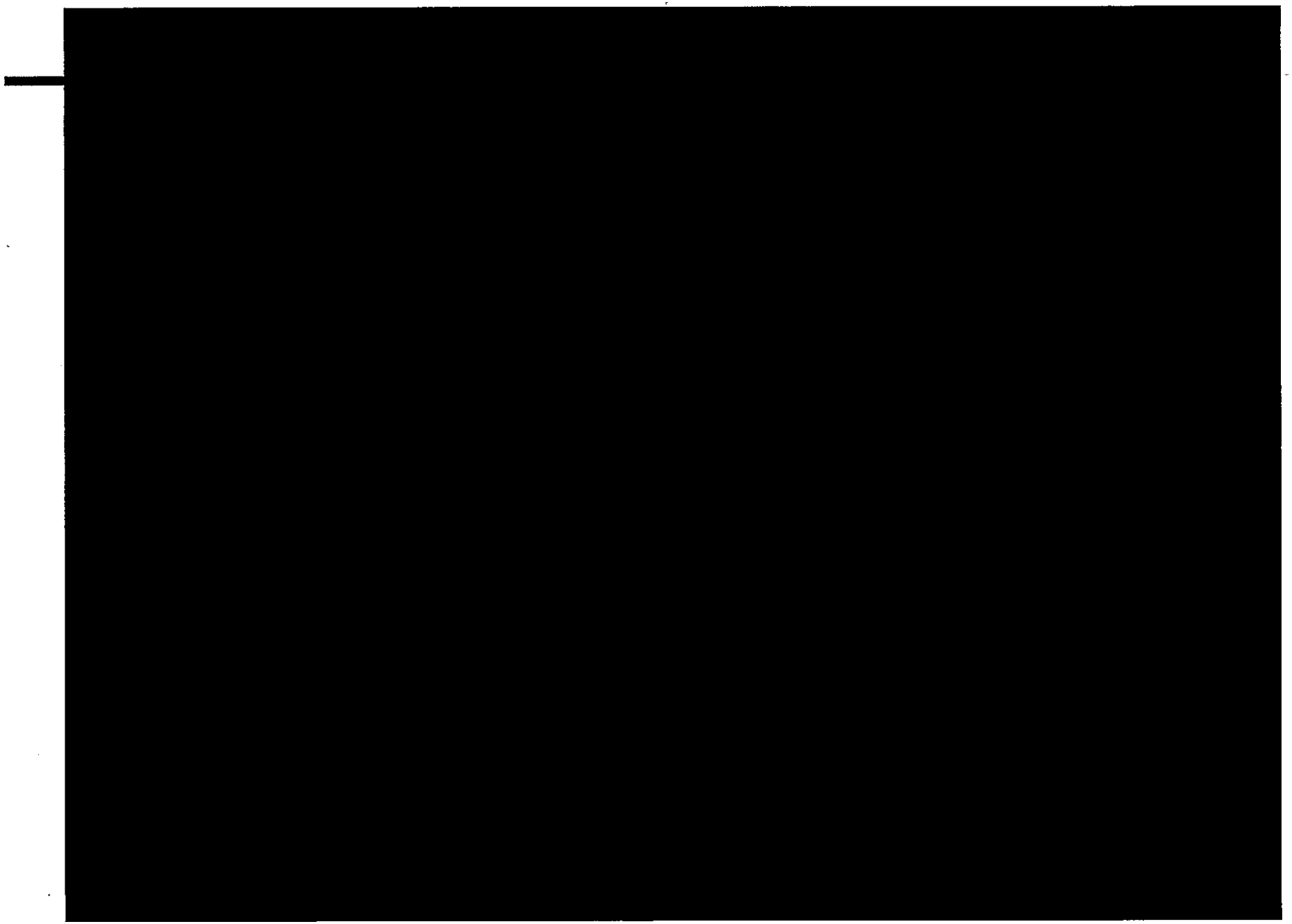

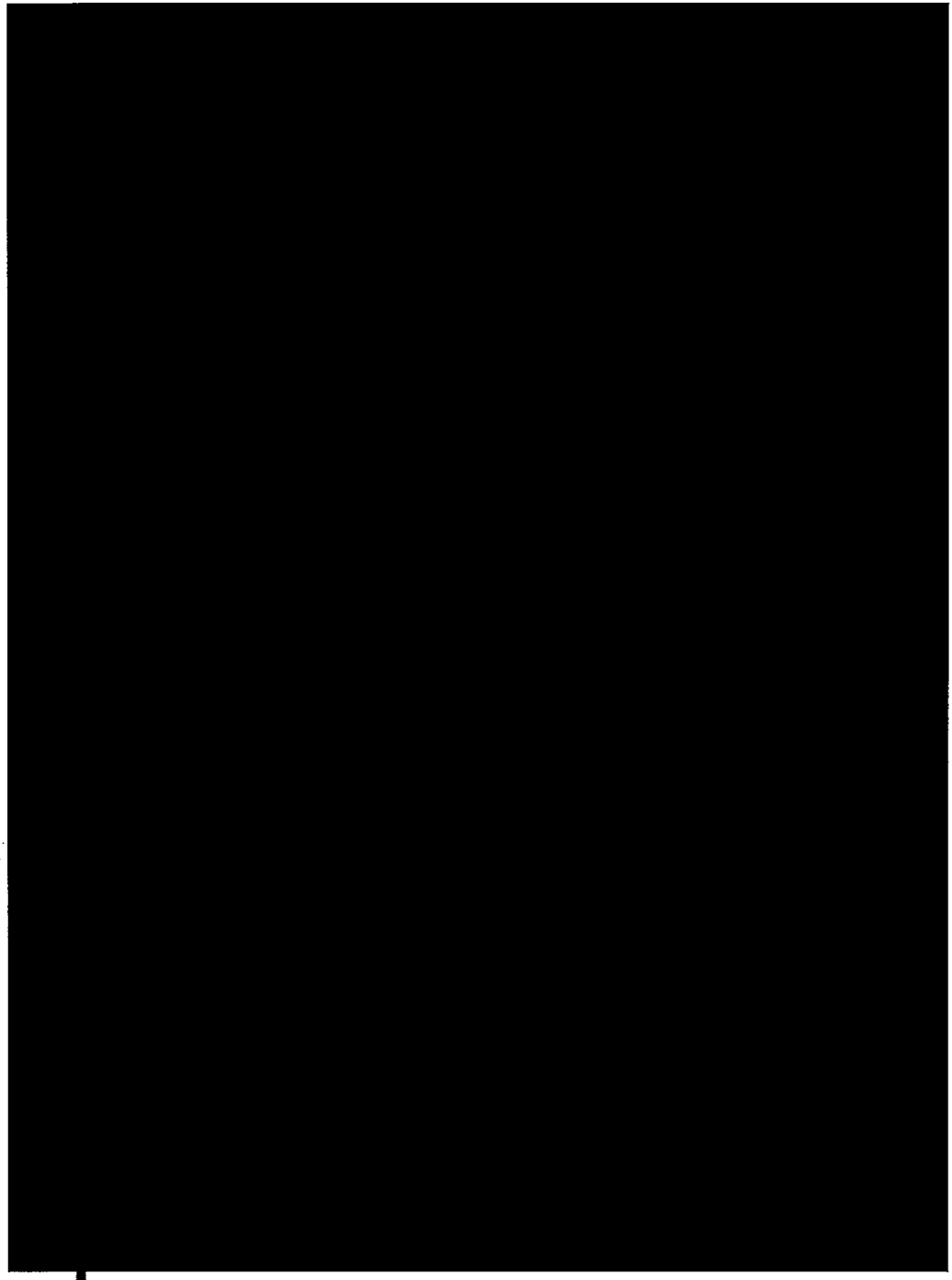

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

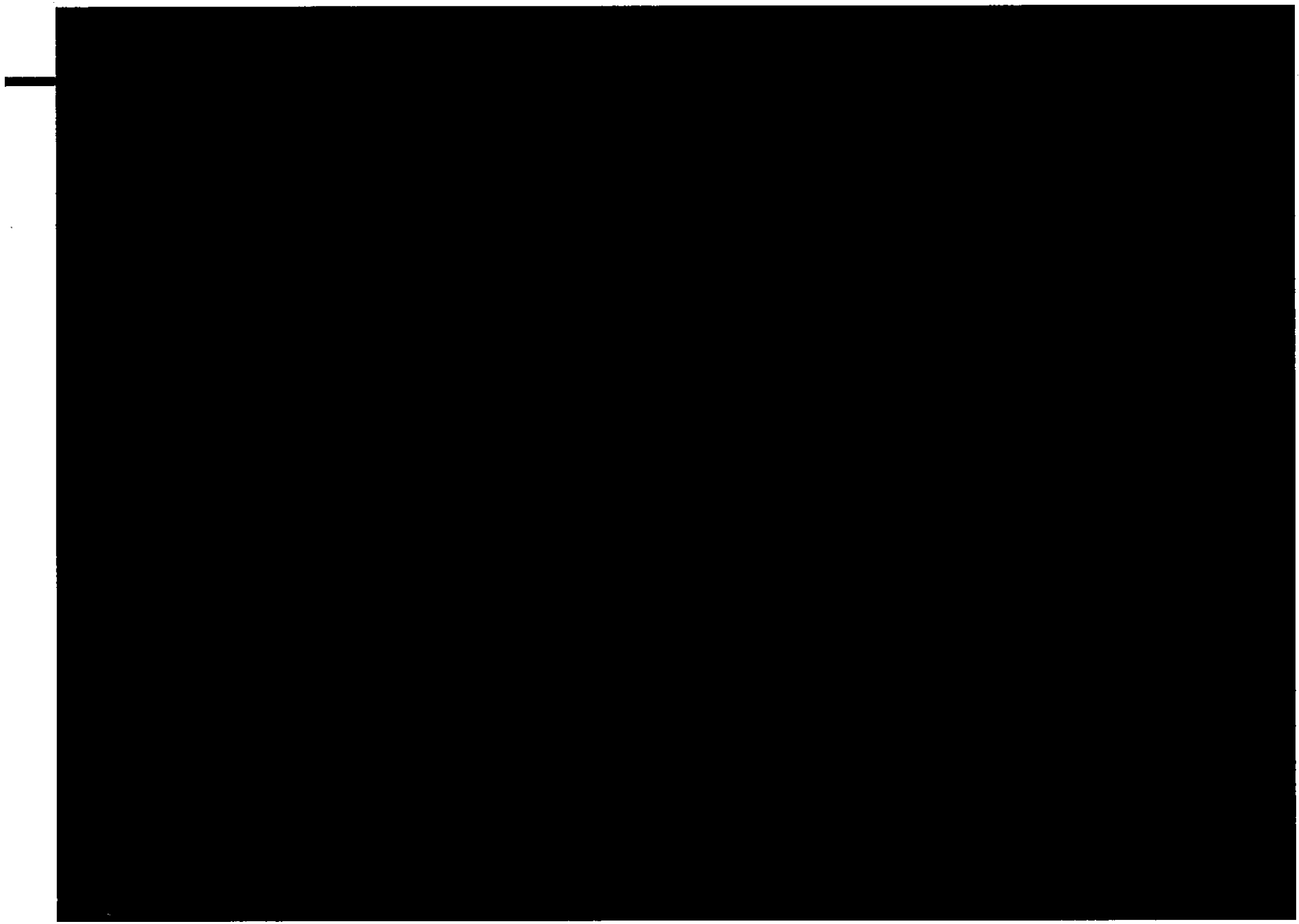

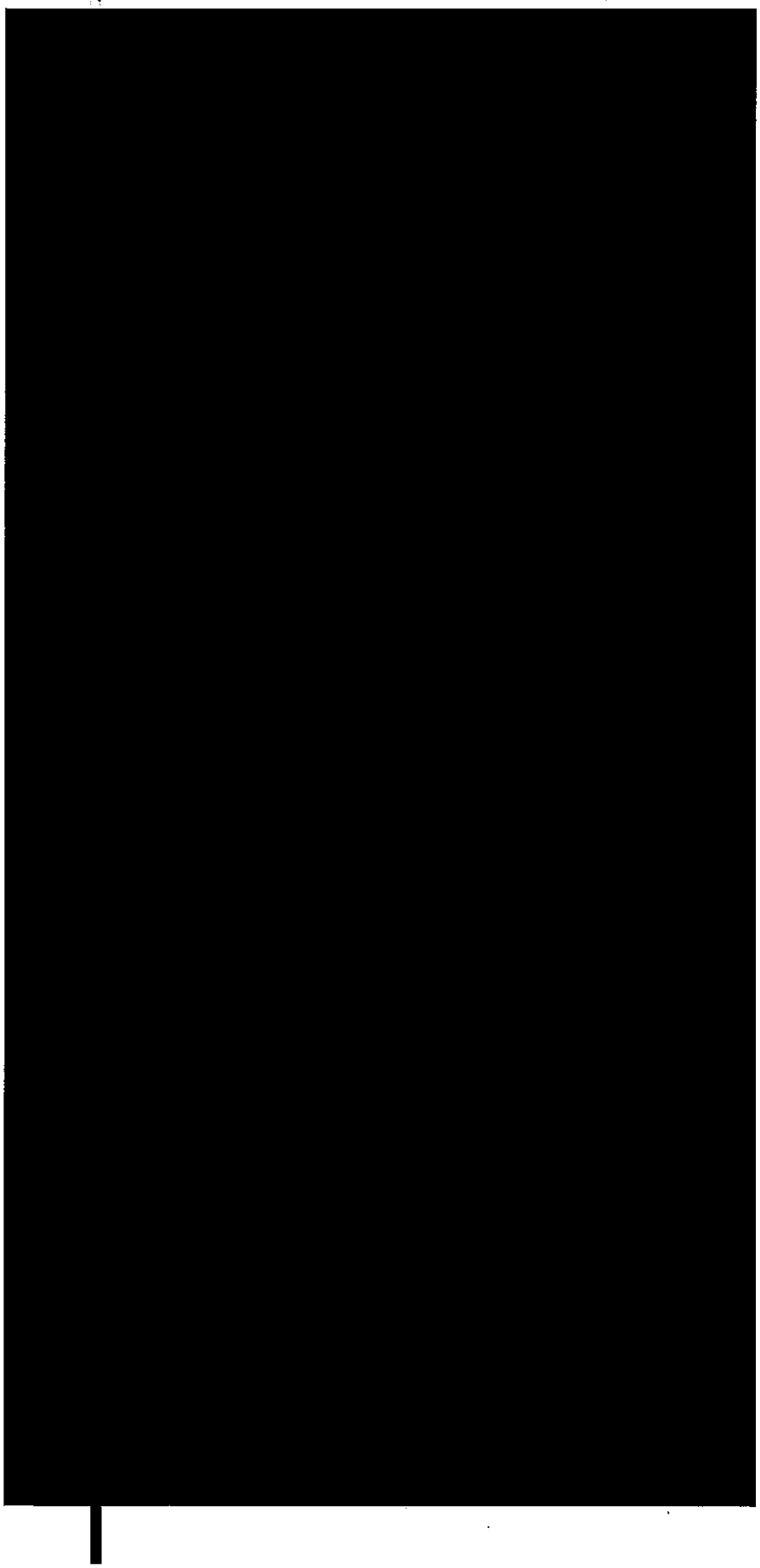

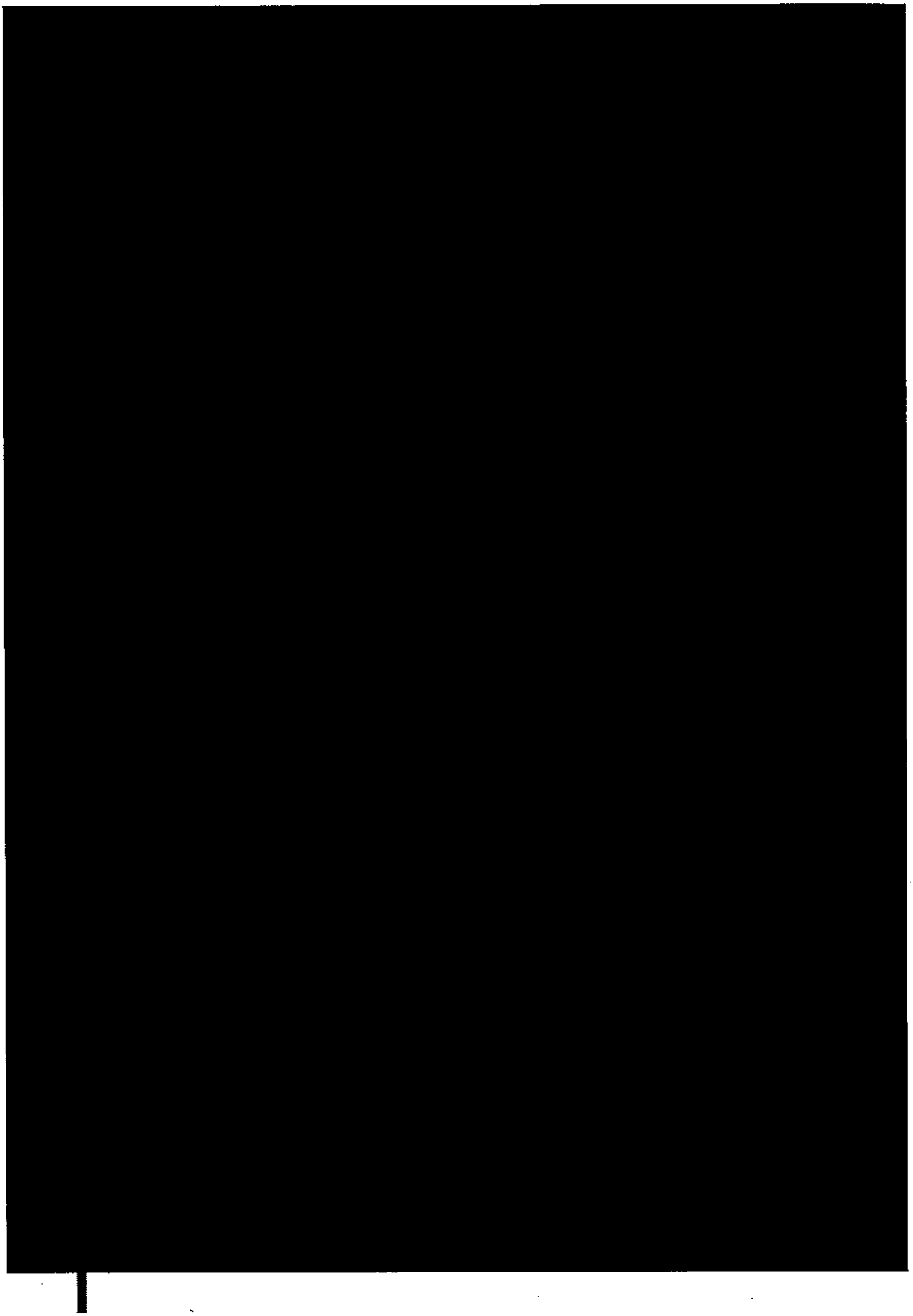

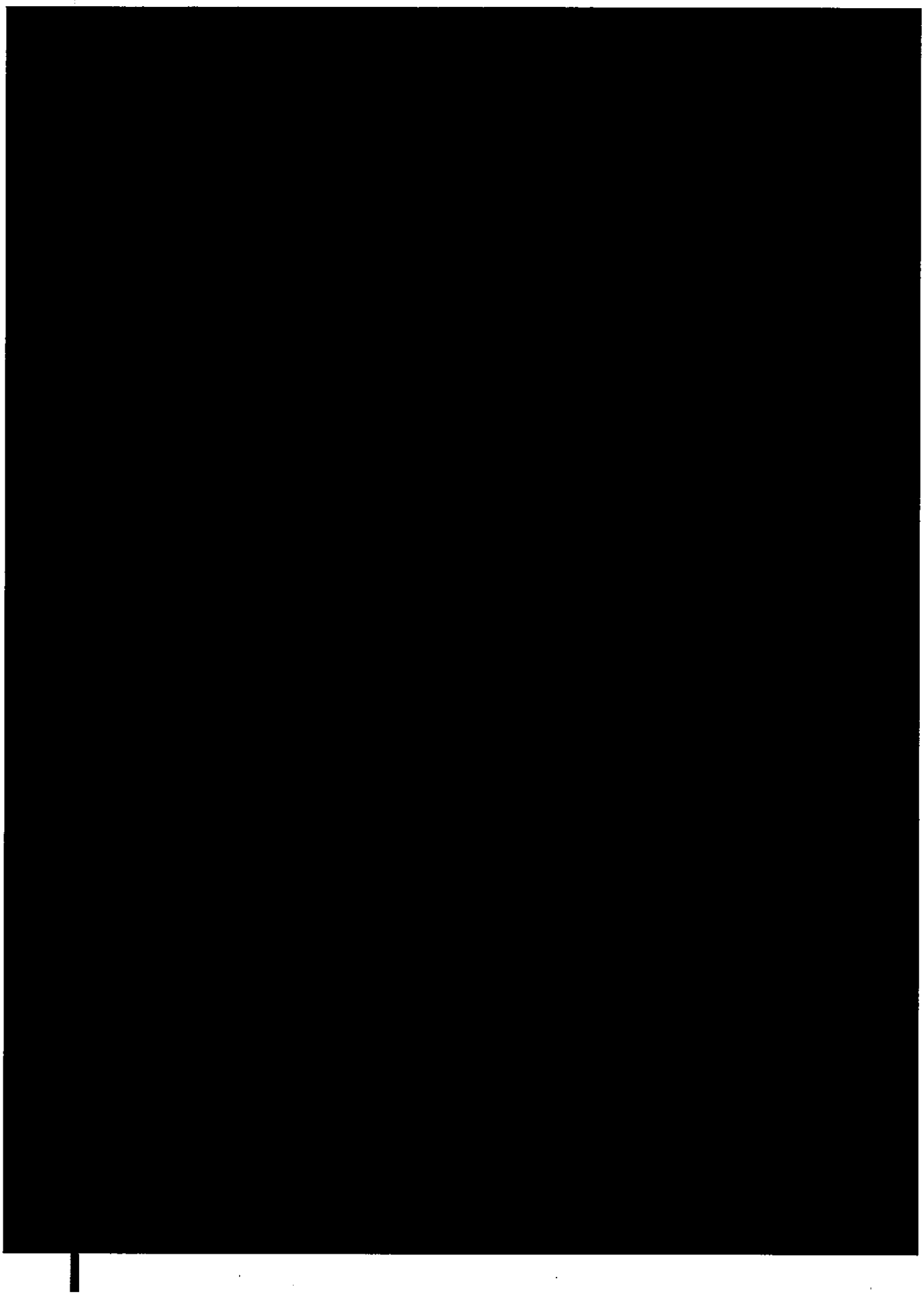

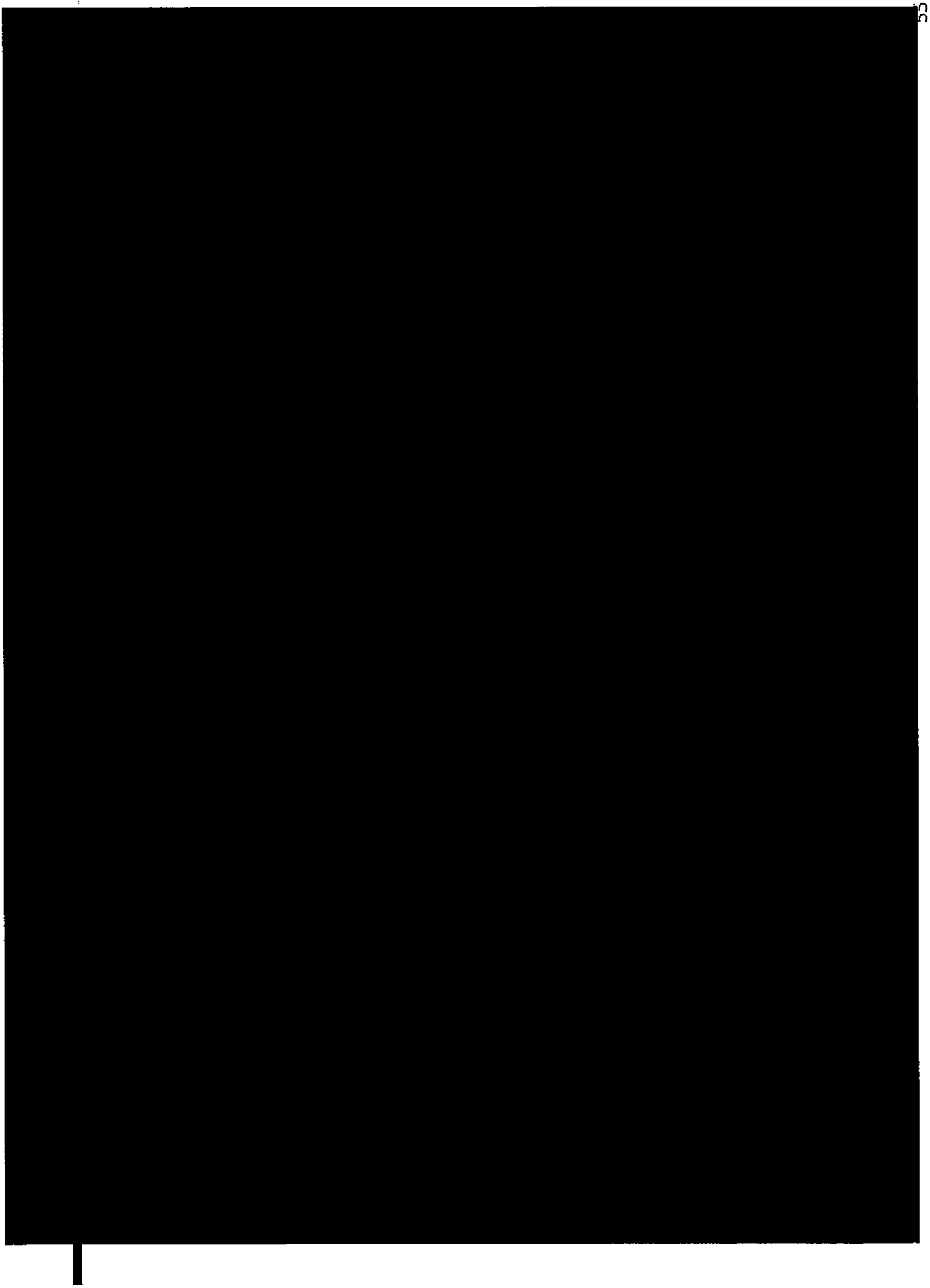

[redacted]

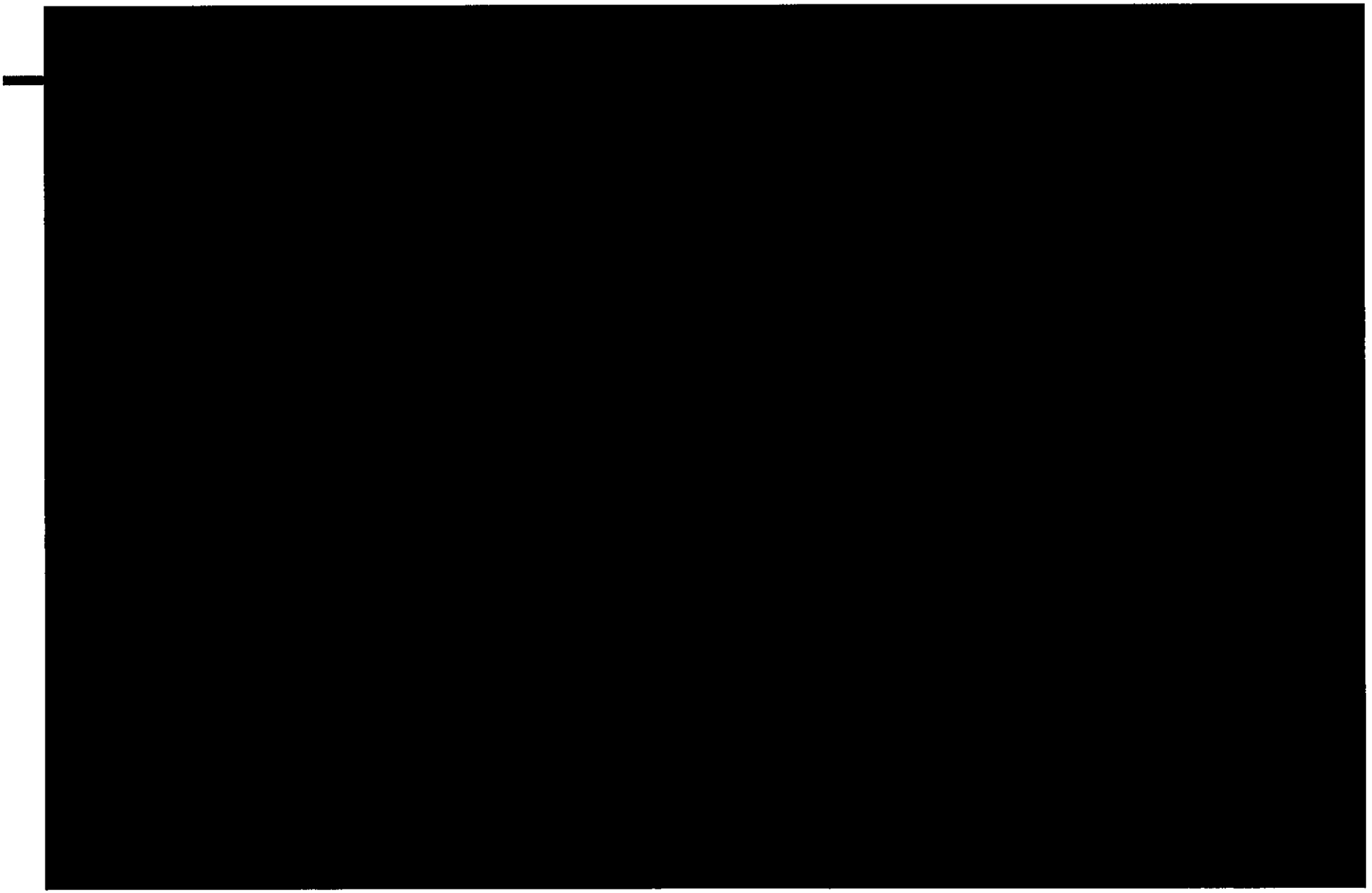

[redacted]

[redacted]

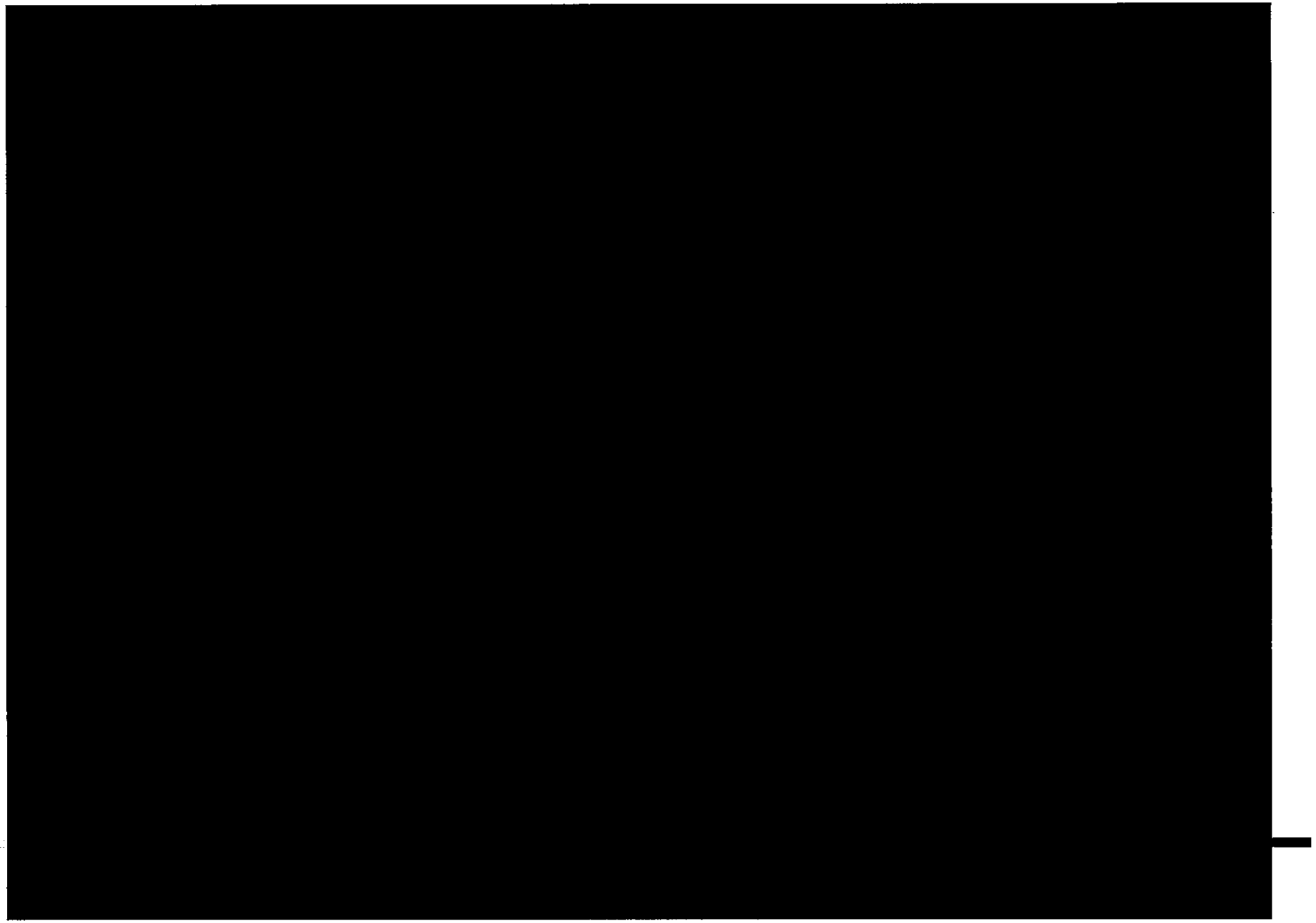

[redacted]

第３号様式（第５条第２号）

一　部　開　示　決　定　通　知　書

都　1　第 1934 号
令和３年４月13日

[redacted]　様

横浜市長　　林　文子

横浜市長印
都市整備局専用

令和３年２月５日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

１　開示請求に係る行政文書	平成30年度 事業者ヒアリング ヒアリング時参考資料（事業者持参資料）	
２　開示の日時及び場所	日　時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	郵送
３　開示の実施方法	写しの交付	
４　非開示とする部分の概要	(1)　公表を希望しなかった事業者の法人の商号・名称及びロゴマーク（３号ア、イ） (2)　調査表の内容及び添付資料（３号ア、イ）	
５　非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第７条第２項第３号ア、イ	
６　根拠規定を適用する理由	(1)　開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため (2)　当該法人の事業上のノウハウが含まれており、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため	
７　担　当　課	都市整備局ＩＲ推進室ＩＲ推進部ＩＲ推進課 電話　045（671）4135	
８　備　考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）１　この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

２　指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

GENTING
SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING

SINGAPORE

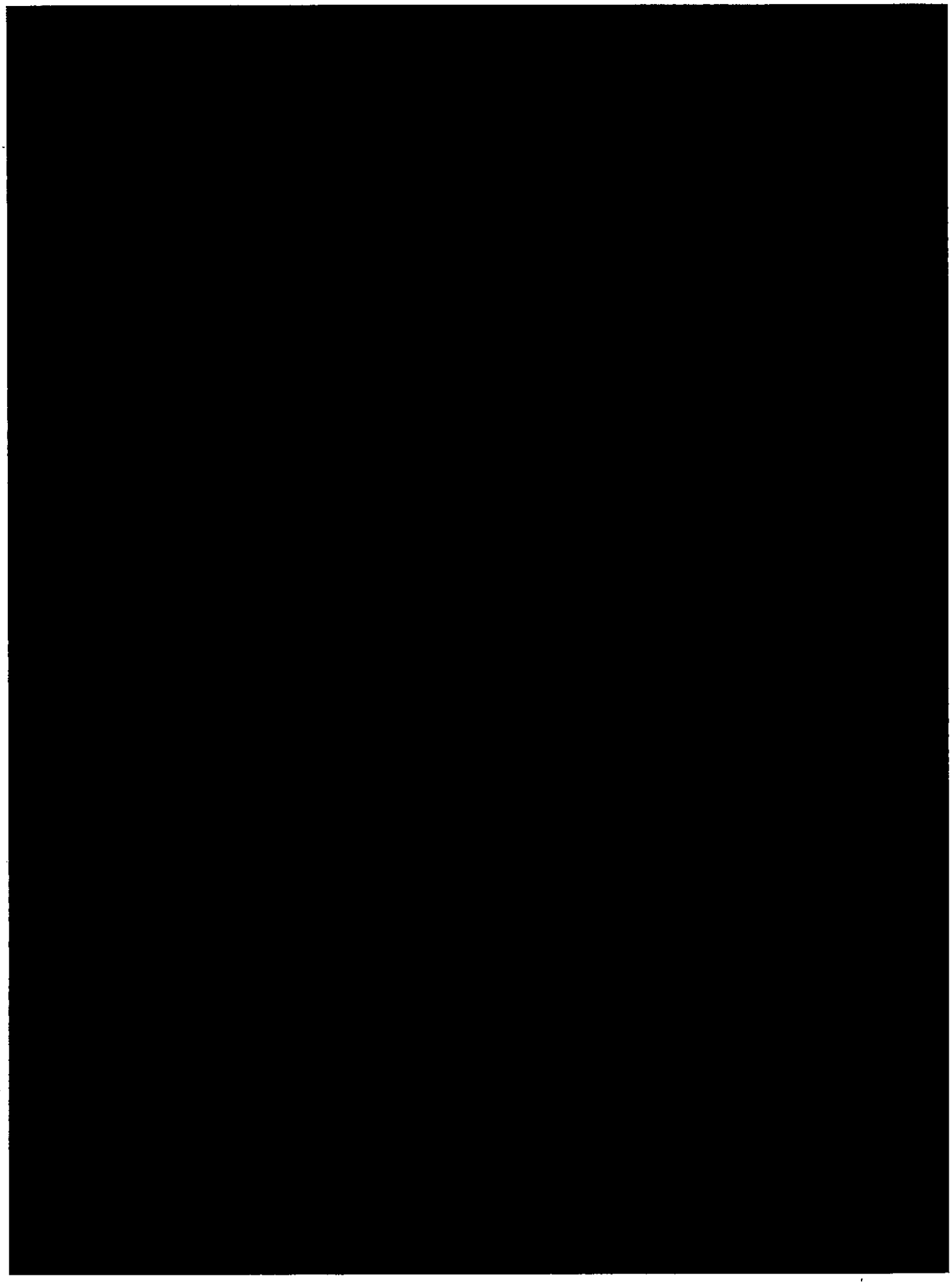

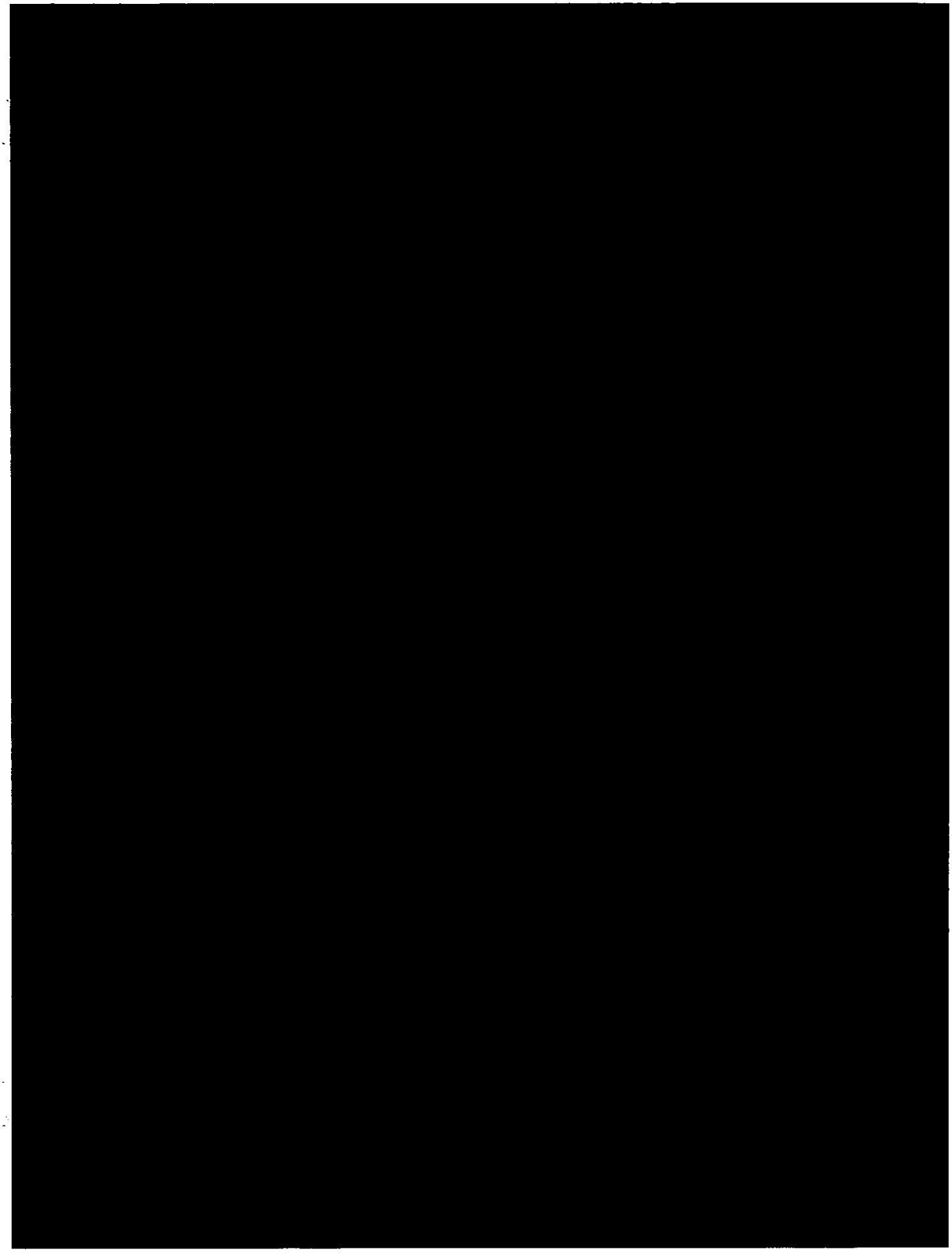

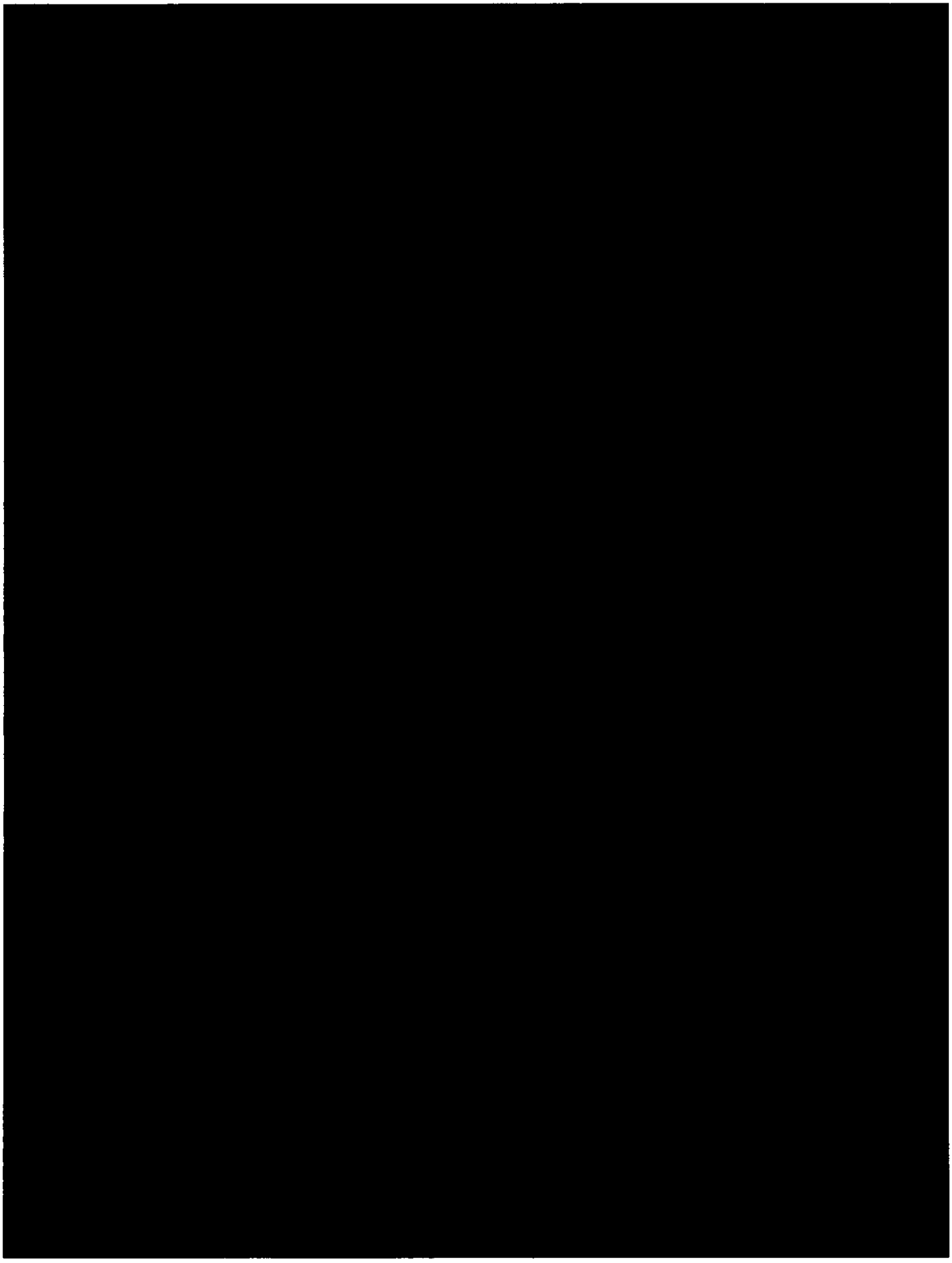

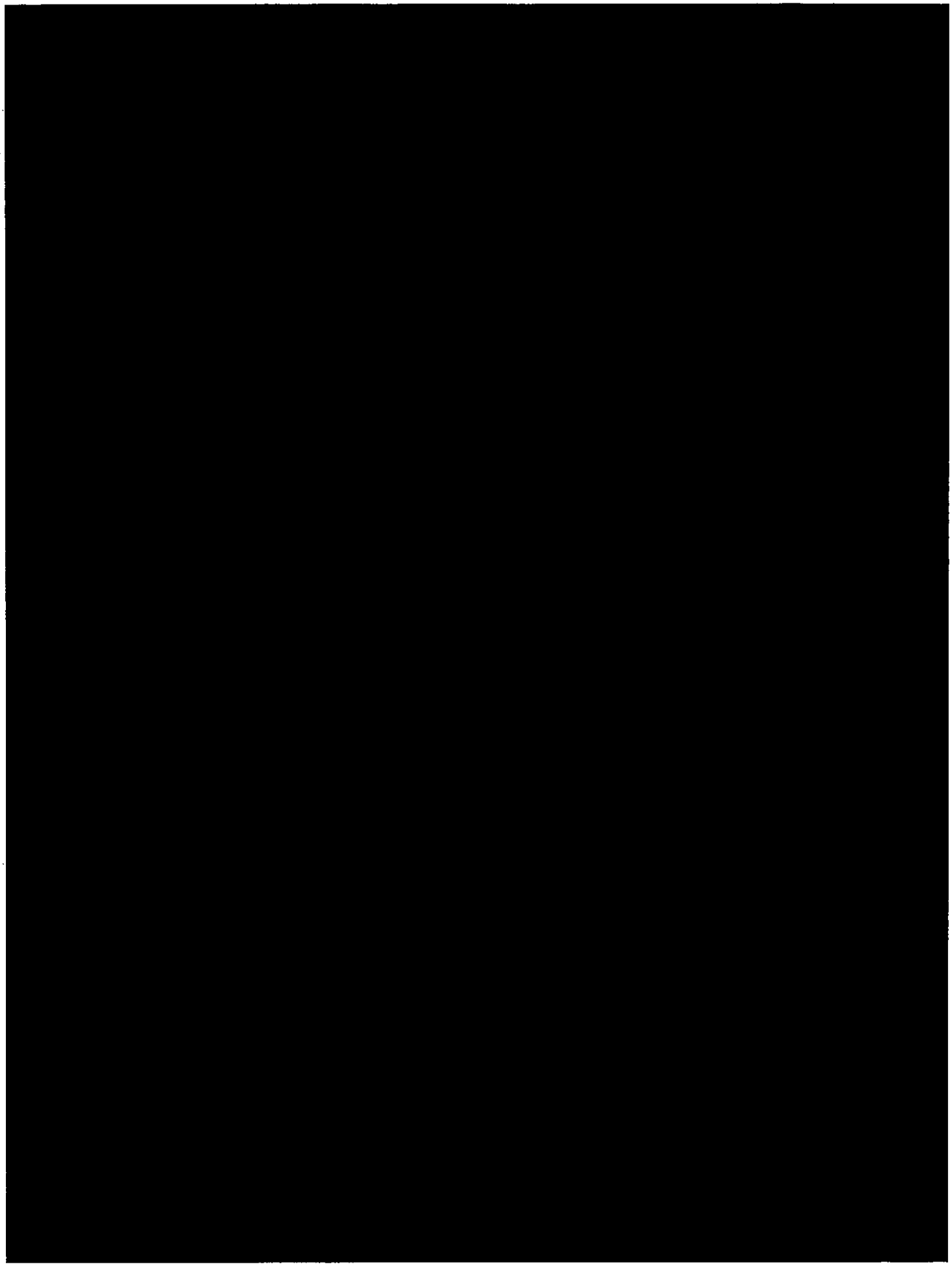

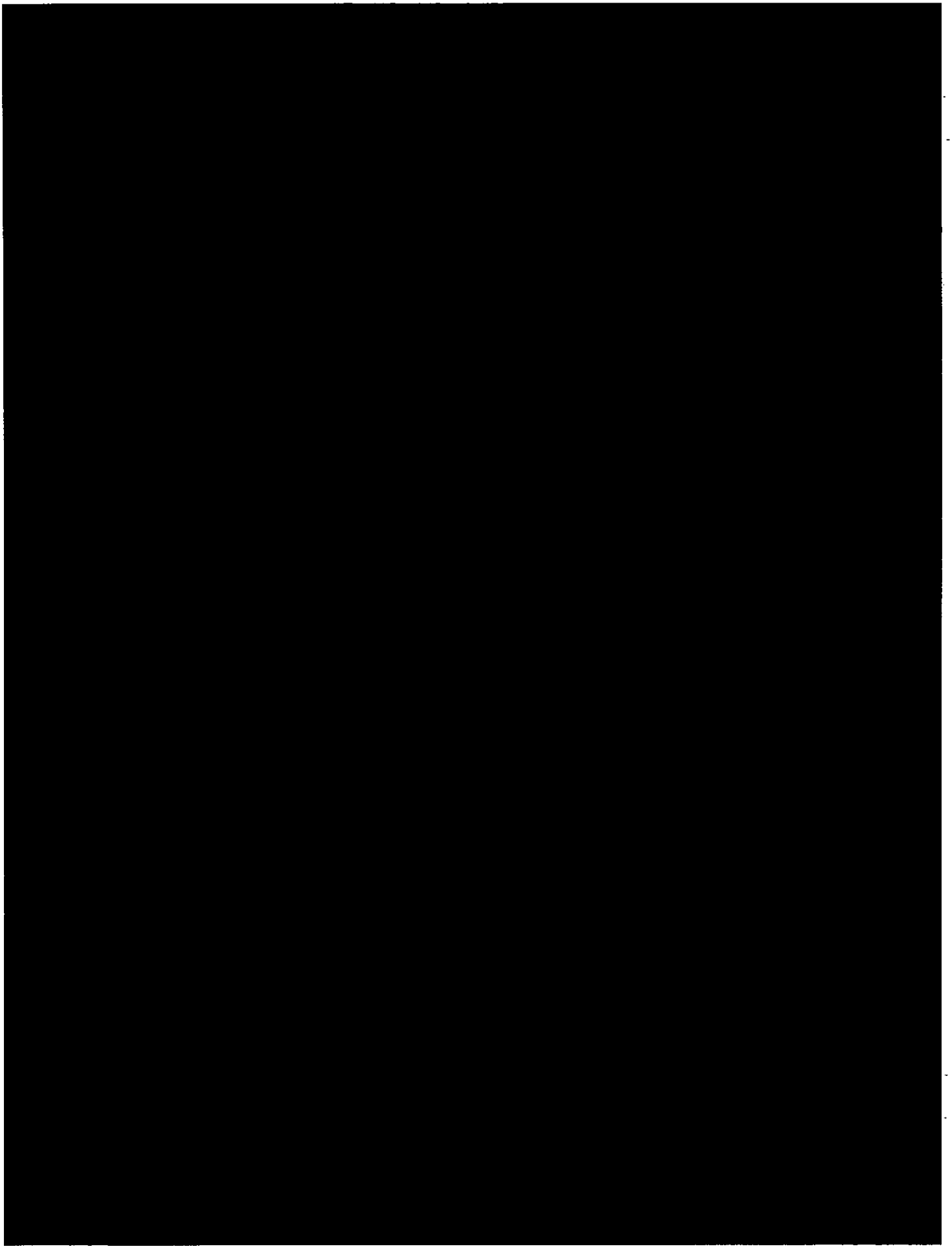

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING
SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

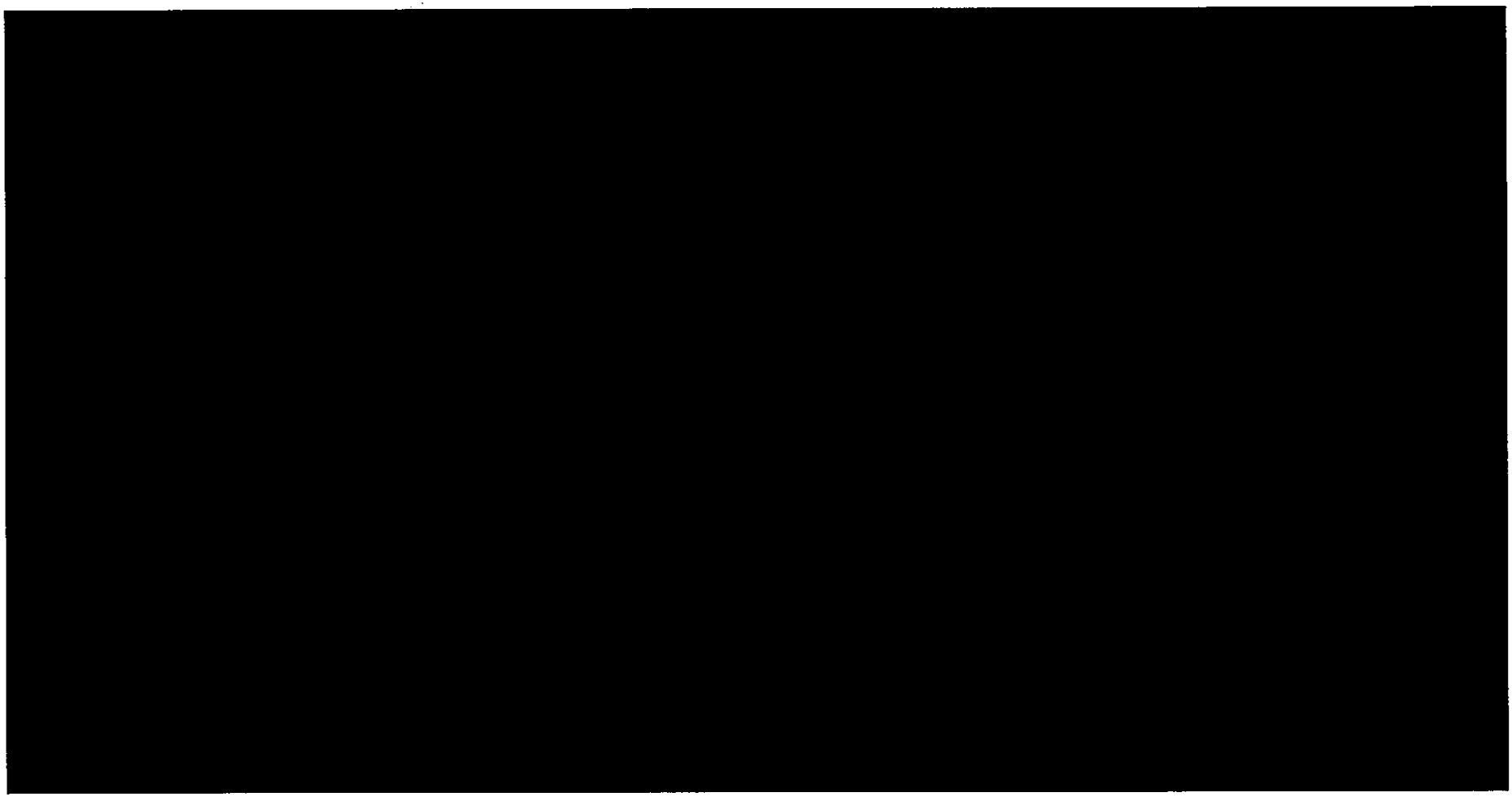

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

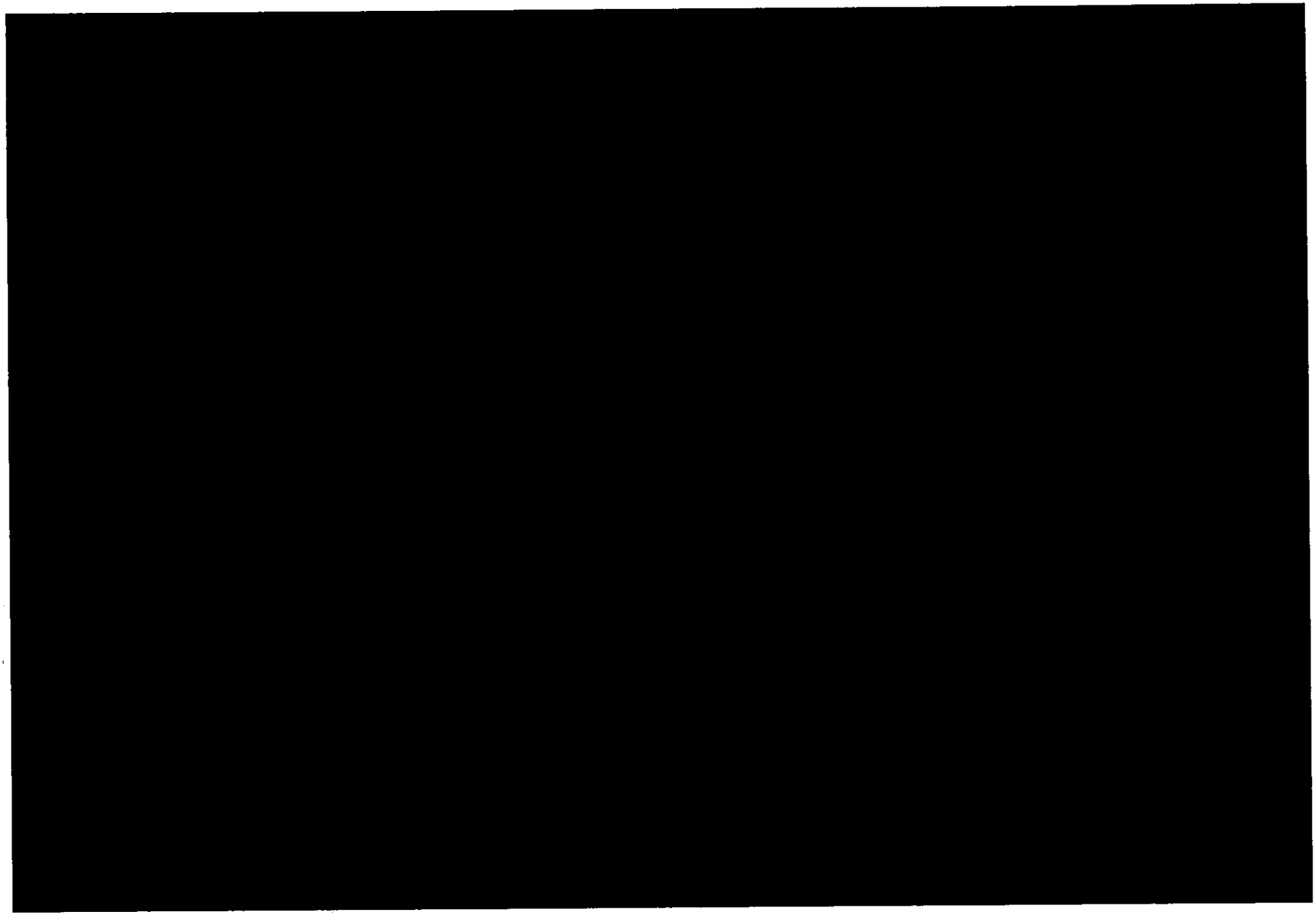

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING
SINGAPORE [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE [redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING
SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

GENTING SINGAPORE

[redacted]

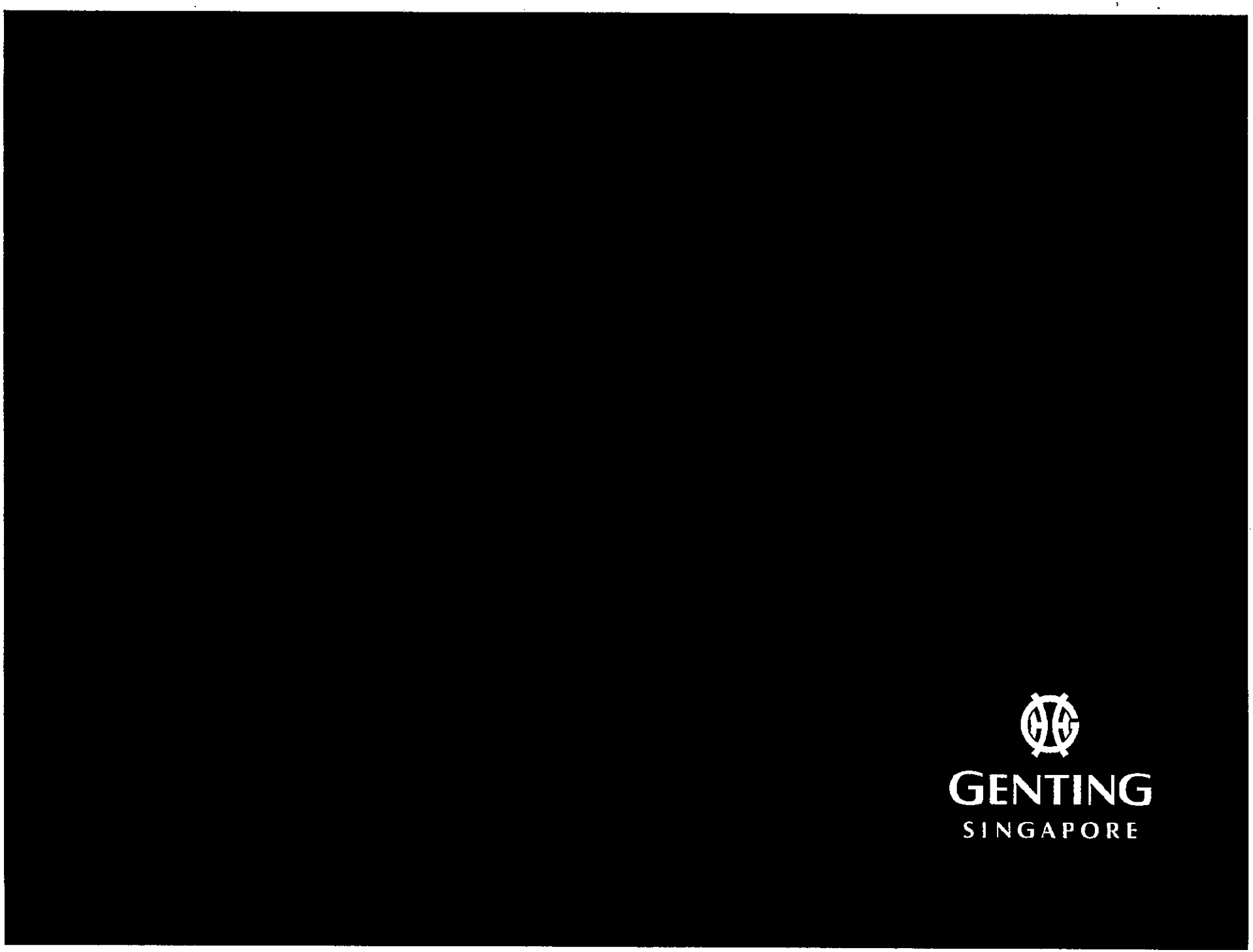
GENTING
SINGAPORE

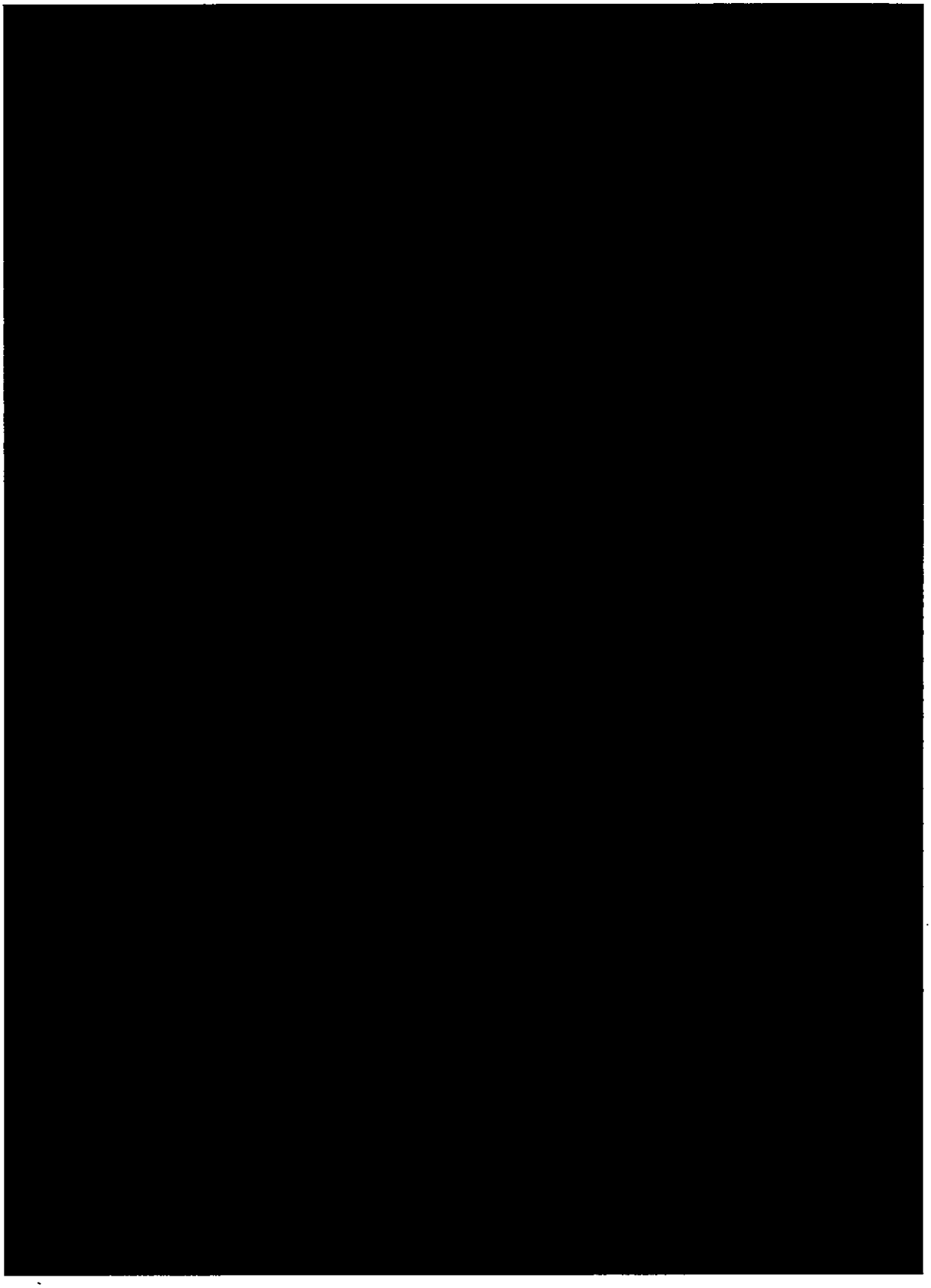

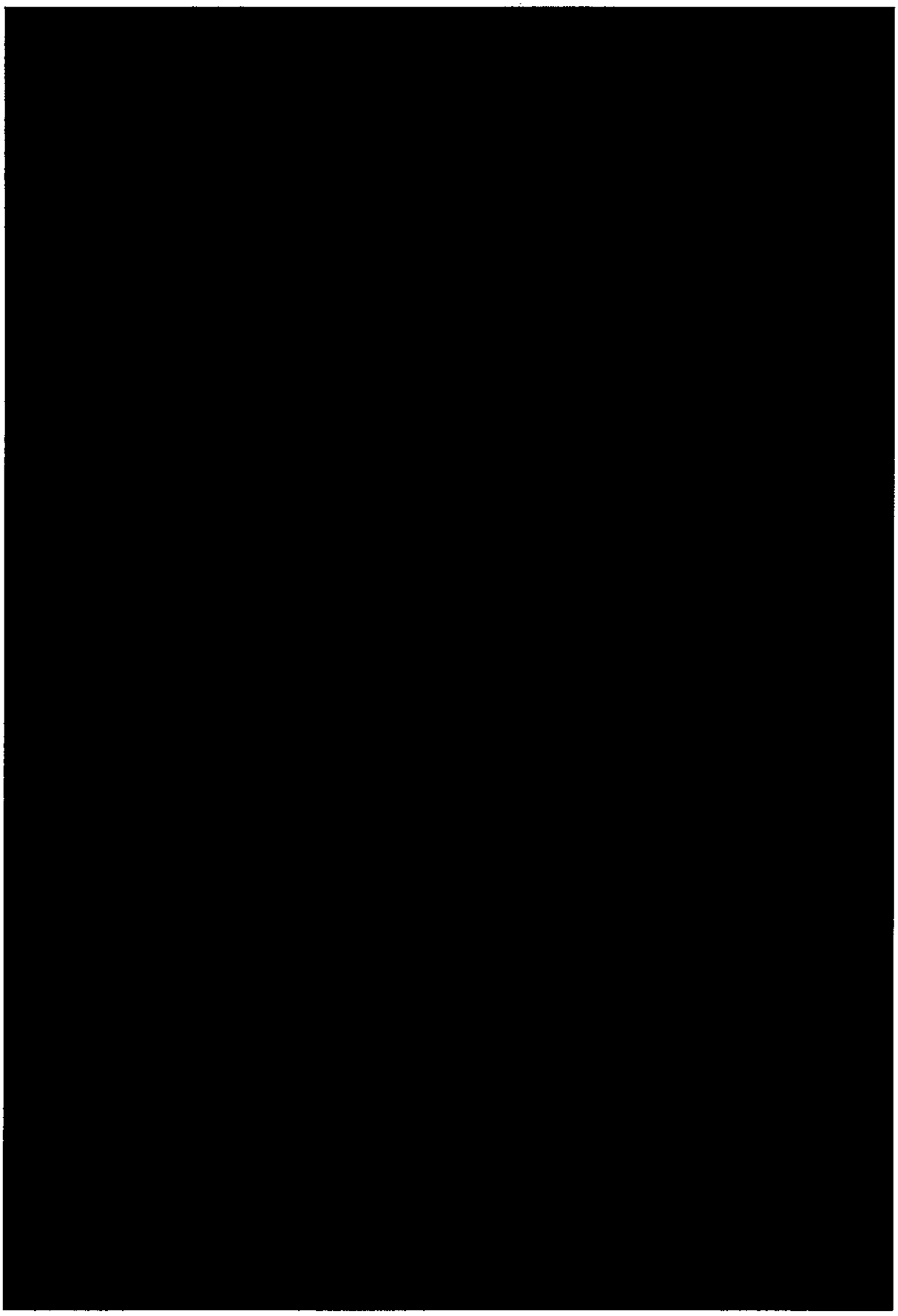

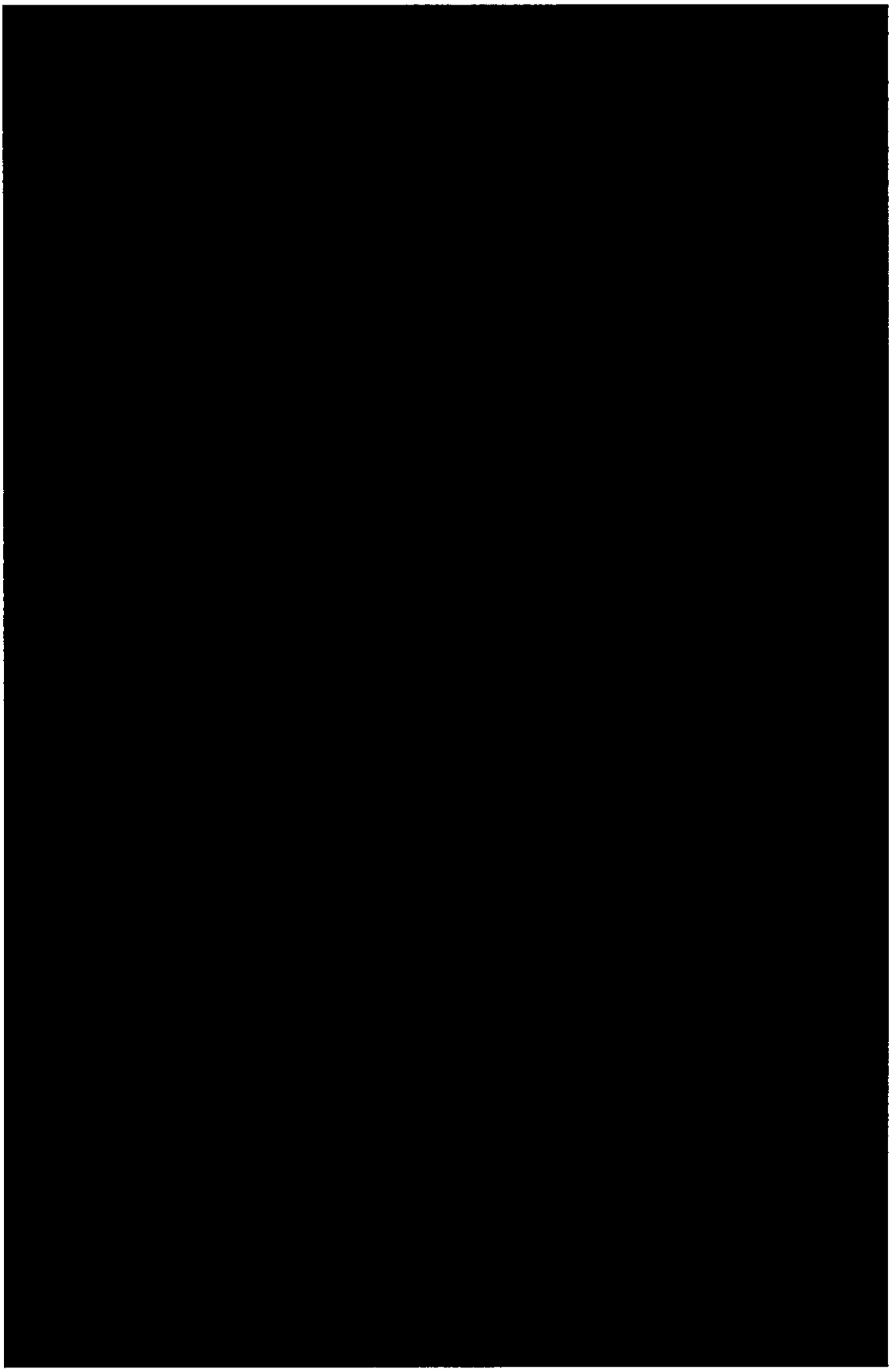

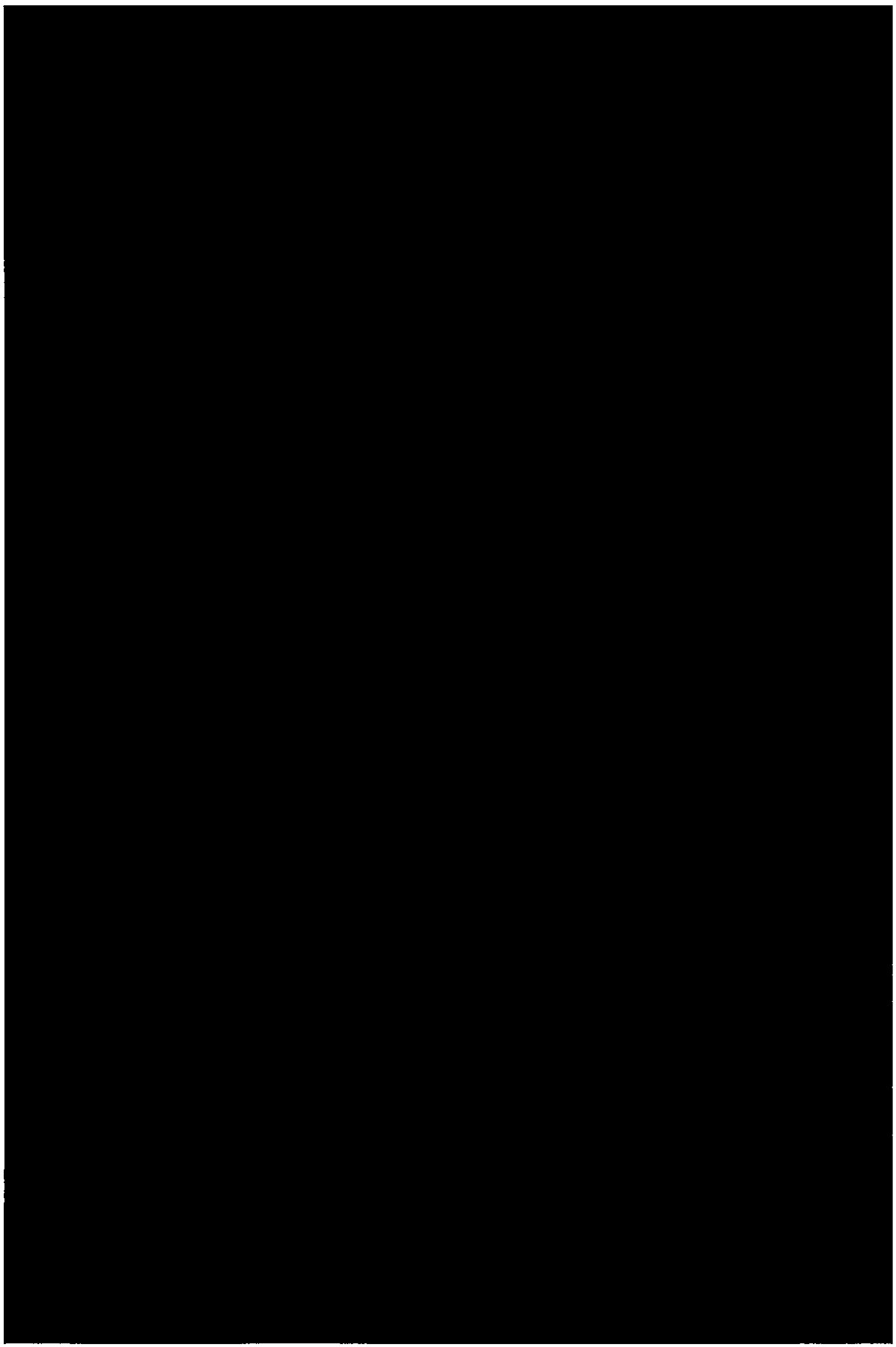

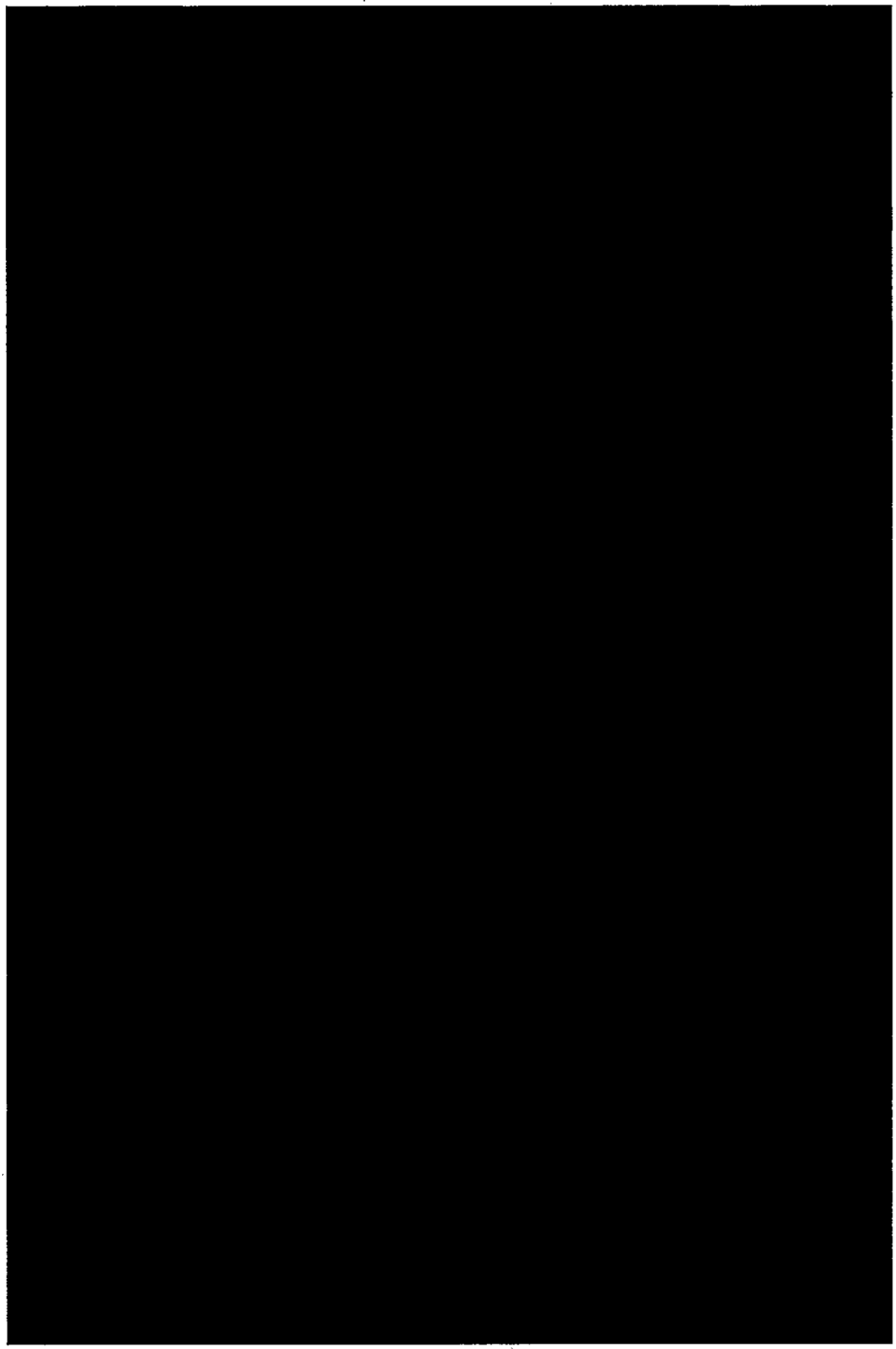

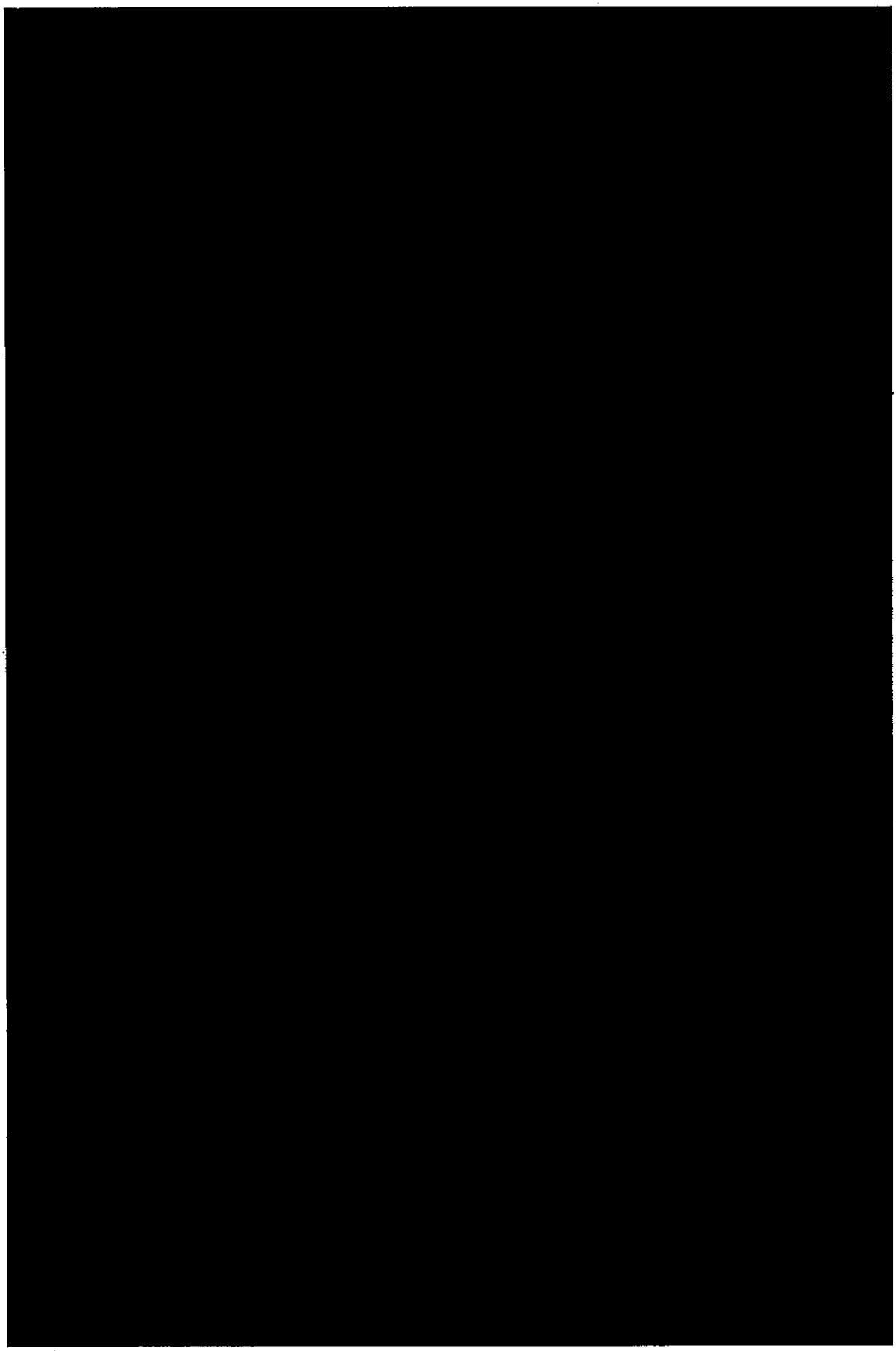

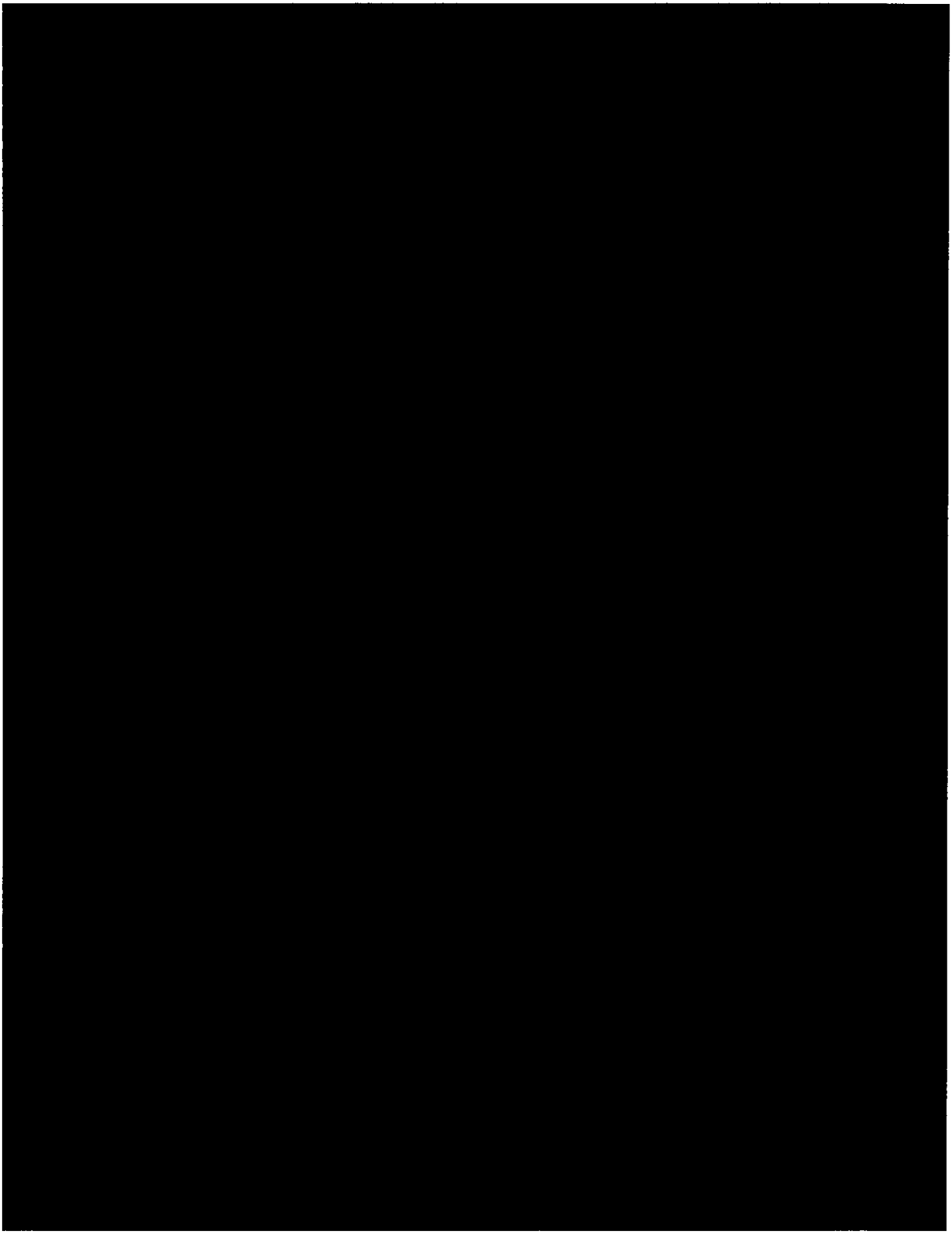

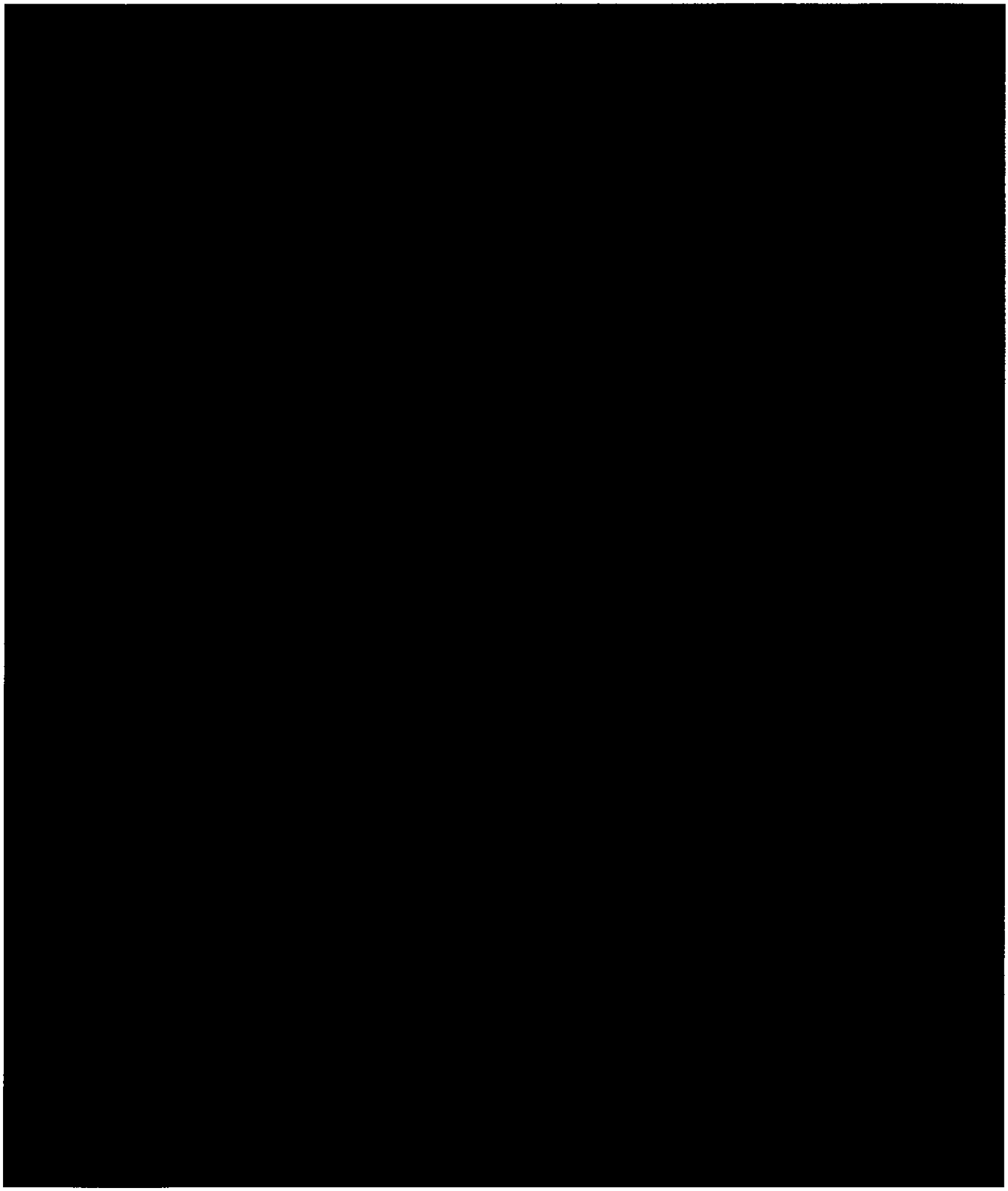

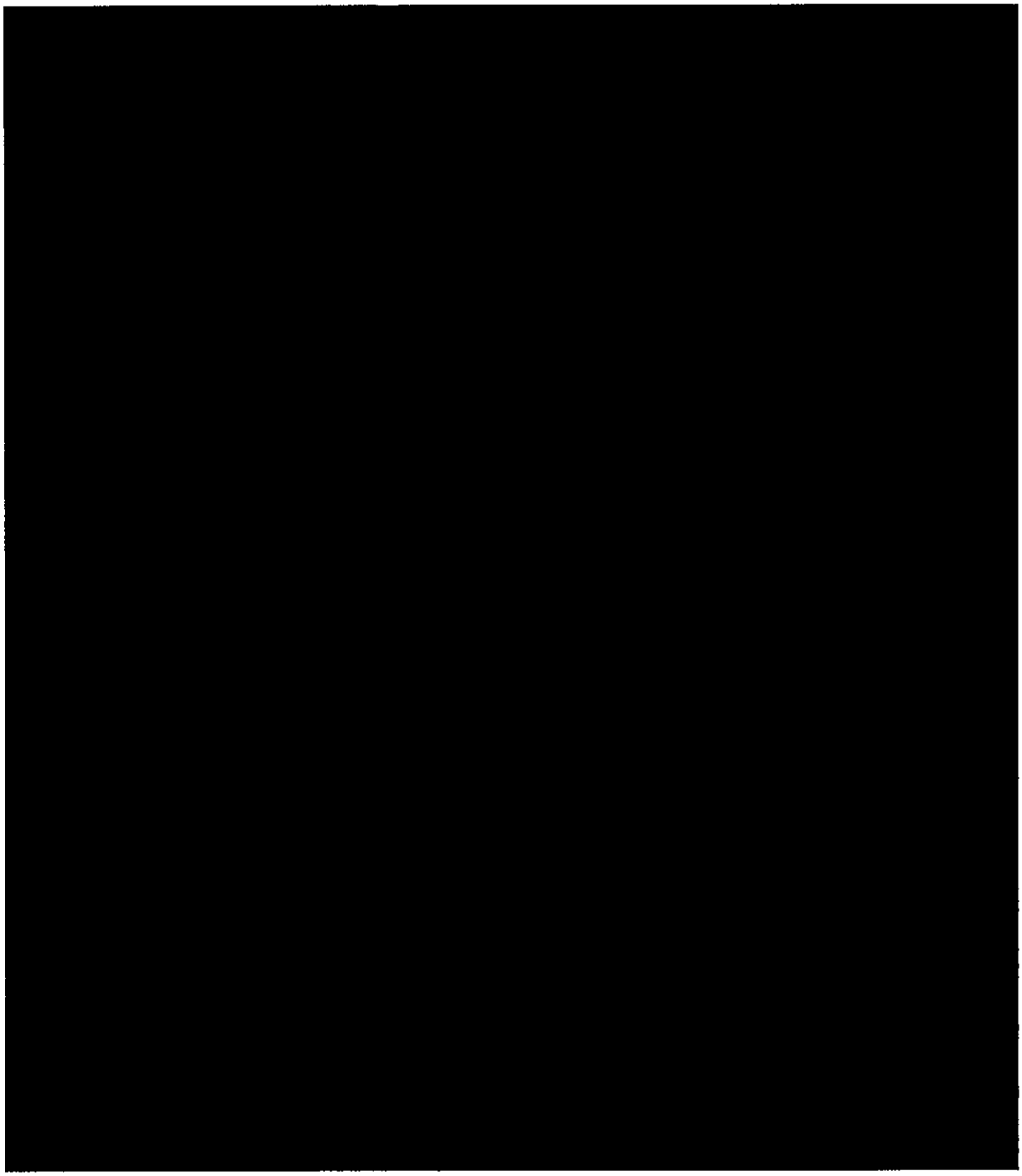

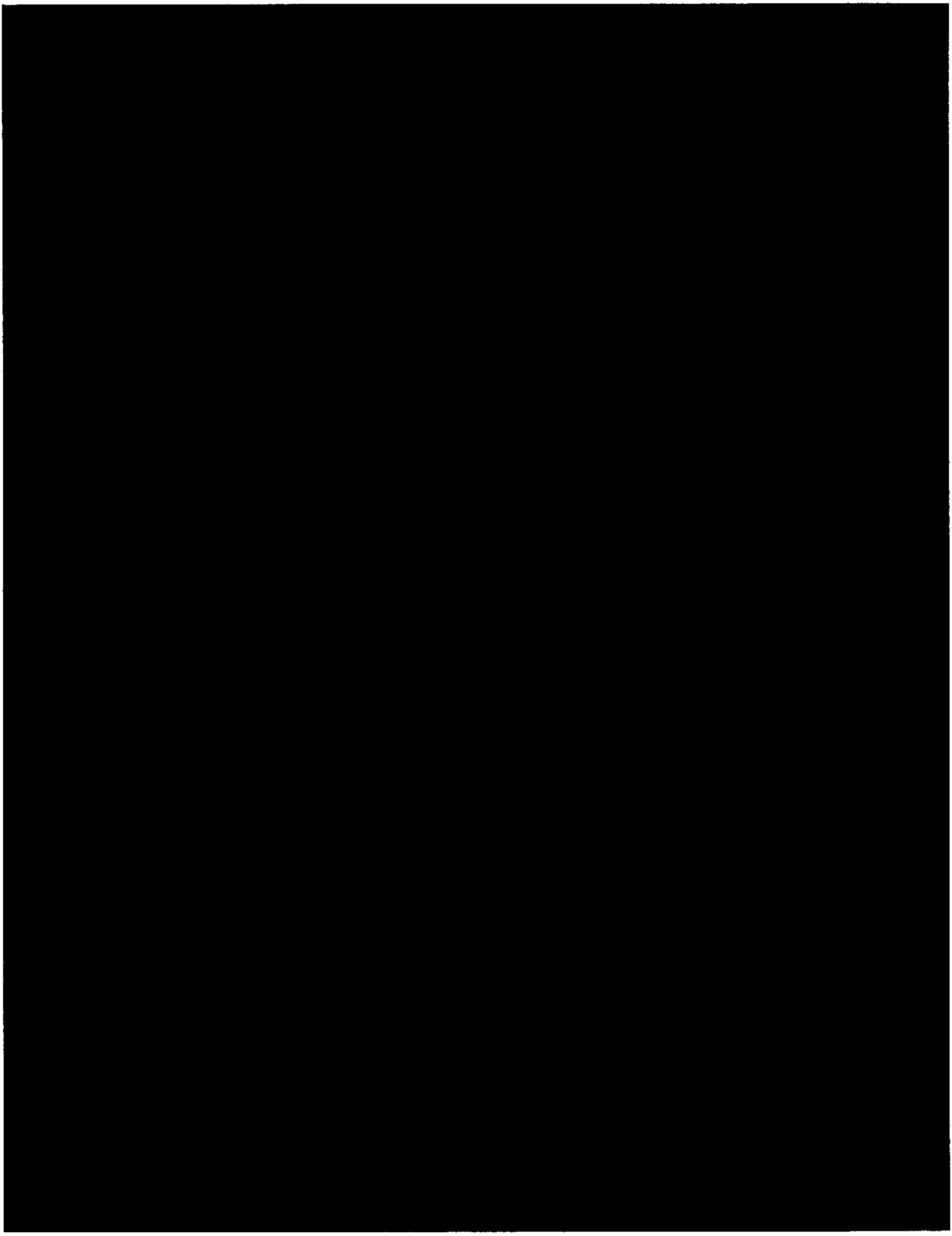

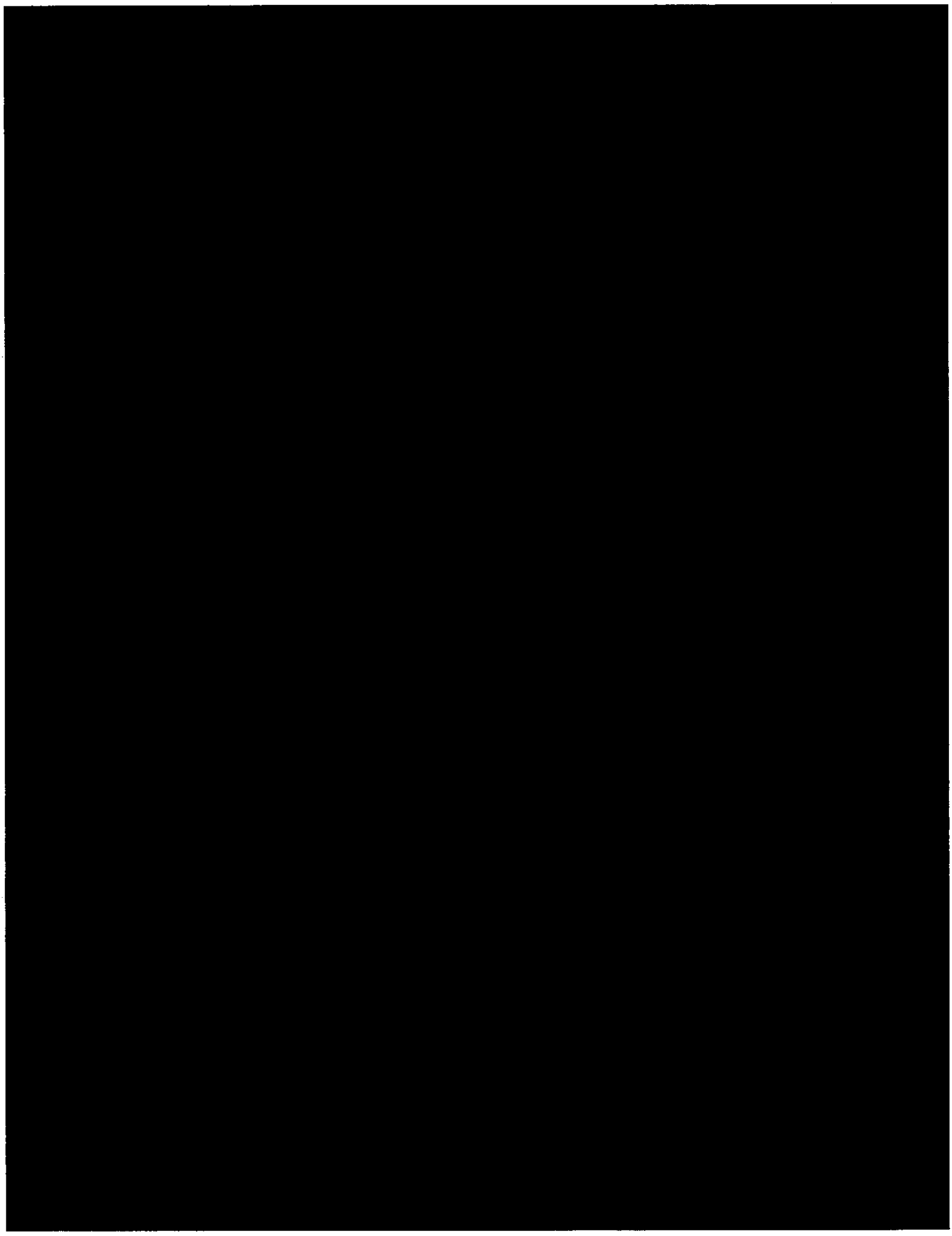

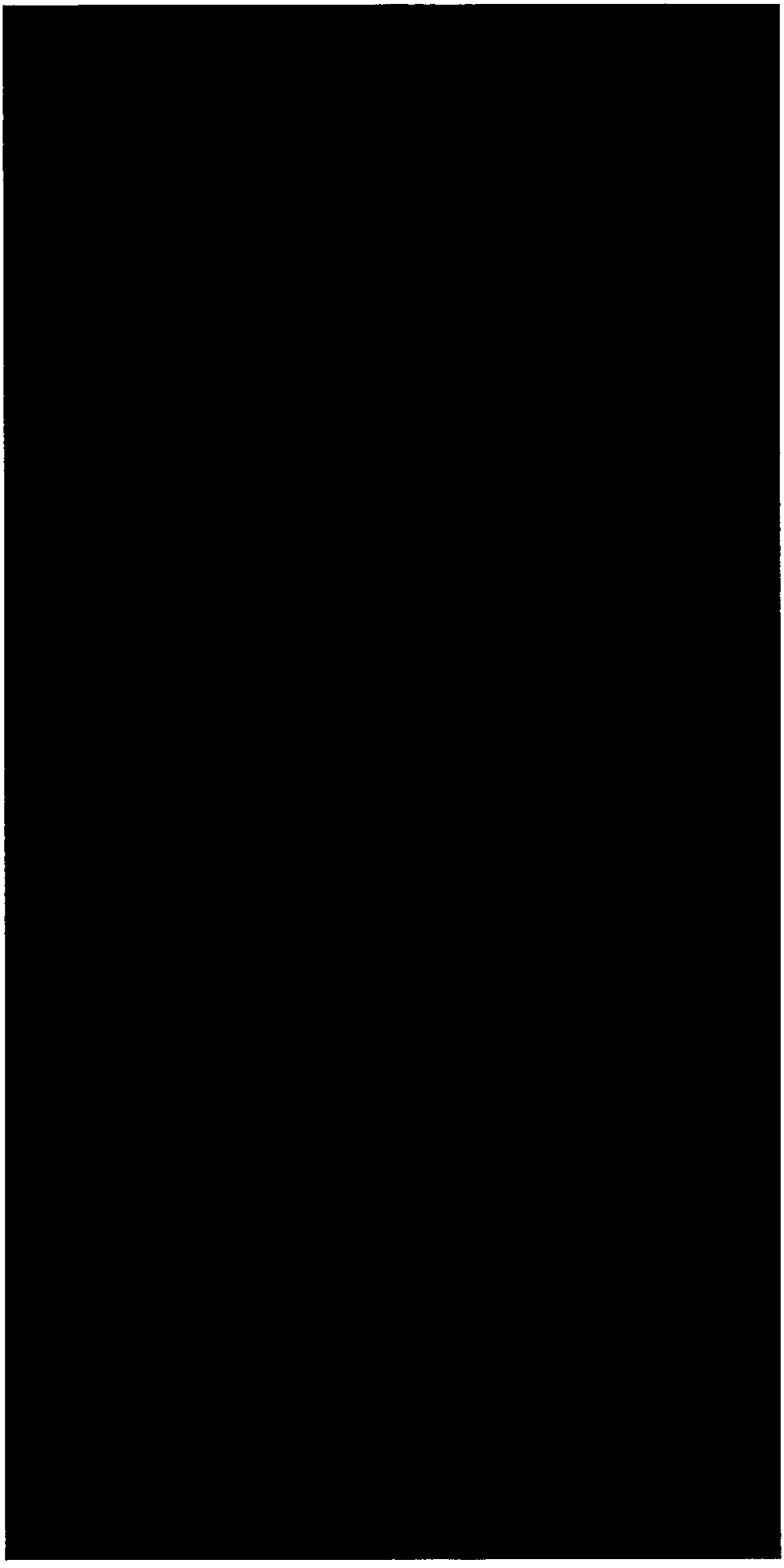

ヒアリング項目

【日本型ＩＲについて】

Ｑ１　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

Ｑ２　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

Ｑ３　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【横浜市の状況、課題等について】

Ｑ４　横浜でもＩＲに対して様々な意見がありますが、このような状況、意見についてはどうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

Ｑ５　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Ｑ６　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

Ｑ７　事業者への情報提供依頼で得られた、IR を設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

Ｑ８　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【その他】

Ｑ９　その他

政政第990号
平成31年2月5日

公益社団法人　ギャンブル依存症問題を考える会
代表　田中　紀子　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政 政 第 990 号
平成 31 年 2 月 6 日

政策研究大学院大学　教授
森地　茂　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容 (事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容 (事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月6日

関東学院大学経営学部　教授
福田　敦　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月7日

一橋大学大学院経営管理研究科　教授
山内　弘隆　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月7日

横浜市立大学国際総合科学部　教授
白石　小百合　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、高瀬
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月7日

一般社団法人日本SRG協議会
代表理事　西村　直之　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政政第９９０号
平成31年2月１２日

株式会社Finesse Hospitality Management
代表取締役社長　山本　牧子　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１）日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１）事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２）情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２）情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１）日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月13日

株式会社　パシフィックボイス
代表取締役　別所　哲也　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月14日

株式会社ＪＴＢ総合研究所
主任研究員　山下　真輝　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月14日

神奈川県警警務部警務課　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
松本、吉村
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月15日

JTIC.SWISS
代表　山田　桂一郎　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月15日

一般財団法人　計量計画研究所
代表理事　岸井　隆幸　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
松本、吉村
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月18日

神奈川県暴力追放推進センター　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第990号
平成31年2月25日

独立行政法人　国立病院機構久里浜医療センター
院長　樋口　進　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ヒアリング時における資料の扱いについて

この度、ご意見を伺う際に、ご説明する資料として、
「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」
「(資料２－１) 事業者への情報提供依頼により得られた内容」
「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」
の３つの資料があります。

「(資料２－１)事業者への情報提供依頼により得られた内容」及び「(資料２－２) 情報提供の内容（事業者別詳細)」の資料については、事業者の協力により資料を提供いただいておりますが、事業者側の独自の検討内容、ノウハウが含まれているので、原則非公表として取扱ってほしい旨、連絡をいただいております。

そのため、お渡しできる資料が、「(資料１) 日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」のみとなってしまう事、ご理解をお願いいたします。

また、今回の資料につきましては、最終的に取りまとめ公表する予定となっておりますが、外部への情報の提供・公表につきましては、お控えくださるようお願いいたします。

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月5日

氏　名　田中紀子

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月6日

氏名 森地 茂

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月6日

氏名　福田 敦

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月7日

氏名　山内弘隆

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月7日

氏　名　西村直之

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月7日

氏名 白石小百合

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月12日

氏　名
山本枝子

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月　日

氏　名　別所哲也

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1：ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月14日

氏　名

山下真樹

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月15日

氏　名

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月15日

氏　名
山田桂一郎

確　認　書

横浜市長
林　文子　様

私は、横浜市からのヒアリングに関して、下記の事項を確認いたします。

（記）

1．ヒアリング上知りえた事業者社名、事業者の検討内容等に関して外部へ漏洩しないこと

平成31年2月25日

氏名

有識者へのヒアリング議事録

有識者	【公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会 代表】 田中 紀子 様 【政策研究大学院大学政策研究センター　所長】 森地茂　様 【関東学院大学経営学部 教授】 福田 敦 様 【一橋大学大学院経営管理研究科教授】 山内弘隆　様 【横浜市立大学国際総合科学部 教授】 白石 小百合 様 【一般社団法人日本 SRG 協議会 代表理事】 西村 直之 様 【株式会社 Finesse Hospitality Management　代表取締役】 山本牧子　様 【俳優／「ショートフィルムフェスティバル&アジア」代表】 別所 哲也 様 【株式会社ＪＴＢ総合研究所 主任研究員】 山下 真輝 様 【JTIC. SWISS 、代表】 山田　桂一郎 様 【一般財団法人　計量計画研究所　代表理事】 岸井　隆幸　様 【独立行政法人 国立病院機構久里浜医療センター 院長】 樋口 進 様 【神奈川県警本部】 【神奈川県暴力追放推進センター】

A氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- ＩＲについて市民にしっかりと説明することが重要である。過去には、スポーツくじｔｏｔｏを導入すべきかどうかが大きな議論となった。賭け事とみなされ反対の声が大きかったが、現在では社会に受け入れられている。カジノも構図が似ている。ＩＲ全体の議論において、タバコや暴力団といったカジノの悪いイメージを、いかに払拭できるかがポイントとなる。
- “ＩＲは、苦いカジノを、糖衣でくるんでごまかそうとする、糖衣錠のようなものだ”、というような誤解が広まっている。カジノ導入が目的であるかのように思われてしまっている。ＩＲにおいて真のエンタテイメントを提案できるようになれば、ＩＲの本来の魅力が伝わり、市民の受け止めも変わってくるではないか。ＩＲにより、イノベーティブなアイデアが実現され、ビジネス振興や文化交流が図られ、街全体が大きく変わって魅力的になる、という方向性を伝えていくことが重要である。それが見せられないと、この段階ではＩＲの支持は広がりにくいのではないか。
- 大阪では、ＩＲ反対論は比較的少ない。関西経済の地盤沈下が続いて、成長力のあるものを強く求めているからだろう。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- 観光に力を入れていきたい地域にはインパクトとなる政策であり、大規模な経済効果を期待できることは間違いない。
- 一旦作ったものを長く維持していくのは大変である。例えば、ラスベガスでは頻繁にリノベーションをしている。初期投資を大きくするだけではなく、長期的に施設の魅力を維持していくための仕組みを作ることがポイントとなる。

Q　　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- 感覚的には、日本は既にギャンブル大国ではないか、と思っている。ＩＲ法制化に

際して、既存のギャンブル依存症問題が認識され、対策が進むようになった、というようにプラスの方向で捉えるべきだと考えている。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【ＩＲに関する様々な意見について】

- 外部から横浜を見ると、他都市と比べ、相対的に余裕があるように見えるので、ＩＲの必要性を理解してもらいにくい。マリーナベイサンズは、シンガポールに全く新しいリゾートのイメージを創り上げた。横浜には、これまでに創り上げてきた比較的クリーンなイメージがあるので、せっかくそのようなイメージがありながらカジノを導入するのか、という抵抗感もあるだろう。
- 特定の人達による強い反対が目に付き、ＩＲに関するイメージをネガティブなものにしているように思う。
- 今後、横浜にＩＲを導入すると非常にすばらしいものができる、というイメージを提示し、「市民の大半がＩＲに反対している訳ではない」という認識や、「多くの市民が、ＩＲの必要性や効果についてある程度理解できている」という状況が広がっていくことが重要である。

【横浜の課題について】

- 横浜の強い個性や文化、イメージにうまく溶け込んだ新しいＩＲを作ることが重要である。従来の上に築き上げるのか、新しいコンセプトを打ち出すのか、といったアプローチは色々と考えられるが、いずれにせよ相当難しいだろう。
- 意識の高い市民による反対に対して、しっかりと説明していく必要がある。
- 50 年先のことは誰も実感できないと思うので、10-20 年先にどのような問題が起きるかを整理すべきである。
- 上海は良い街だと思う。フランスが街づくりを手伝い、都市計画もきちんとしている。開かれた港町として進化してきた、という経緯が横浜と似ており、横浜の参考となるのではないか。
- 中華街は夜の閉店が早い。10 時には閉店してしまう。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

■ 事業者からみると、現段階では、魅力増進施設や送客施設をはじめ、色々な施設等についての要求水準が分からないので、事業性等の具体的な検討ができないのではないか。提示される前提情報に不十分さを感じた。制度整備が遅れているのがそもそもの問題である。

■ 現段階では、経済効果等の数値は定まりにくいが、経済効果等の分析の考え方やプロセスの妥当性は確認することができる。将来的なＩＲ事業者の選定に向けて、「なぜこの事業者を選定したのか」という説明がしっかりとできるよう、経済効果等の分析根拠を確認していくことが重要である。

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

■ 政府は、ＩＲを制度化した立場として、これらの懸念事項が問題化しないような仕組みを作り、実効的に制度運用する責任を持つ。第一義的に責任を持つのは公（政府、自治体）側である。事業者からは、具体性や実効性を持った対応策が提示されることが重要である。

■ ギャンブル依存症の対策を進めるよりは、反社会勢力の動きを抑えることが、カジノに関する対策のコアになると思う。

■ 暴力団の関与については、公（政府、自治体）側が背面調査をしっかりと行うことが一番の対策だと思う。

■ オーバーツーリズムの問題が生じないよう、対策を講じる必要がある。

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

■ ＭＩＣＥ施設整備に関しては、ＩＲ整備法の政令案において、展示場と会議場の組み合わせ３パターンが提示されている。このうち一つを選び、更にアピールポイントを上乗せするなどして、各候補地における要求水準を具体化していくものと考えられる。海外と比較すると大きなＭＩＣＥ施設が日本に無い、という問題意識が政策論の出発点になっているので、中途半端なサイズでは説得力が弱くなってしまう。

【その他】

- 事業者選定の行い方については、枠組みはＰＦＩの事業者選定プロセスを参考にし、ＩＲのコンセプト等に関する部分で海外のＩＲ事業者選定事例を参照するとよい。
- 選定のスケジュール感は、我々にはわからない。政治にも左右されるだろう。但し、かなりタイトなスケジュールになっていくことはほぼ確実だろう。
- 提案する事業者側は、ＩＲの設置運営を通じて「地域を育てる」という感覚を示すことが重要になるだろう。
- ＩＲ区域認定の有効期間が10年間、その後、5年ごとに更新かつ、議会の承認も必要という、いわゆる「10年5年問題」について、事業者側は非常に抵抗感を持っている。首長が変わった場合でもＩＲ事業を継続できるような提案内容や実施体制の工夫が求められているが、こうしたケースでは実施協定上での工夫が最も有効である。また従来のＰＦＩの実施協定も非常に役立つと思うので参考にした方が良い。
- 事業を継続させていくには、事業者側だけでなく、自治体側の努力も相当必要となる。

B氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- ＩＲに関する議論において、カジノとＩＲが混同されることが多いが、カジノとＩＲそれぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではないか。
- カジノ収益への期待は大きいものの、カジノ施設はＩＲ全体から見れば小さい規模にとどまる。他方で、ＩＲの議論では、カジノだけに着目した議論がとても多く、バランスが悪い。ＩＲの検討においては、行政までがそのような議論の枠組みに引きずられないよう注意すべきである。
- 日本では、カジノについて悪いイメージが先行してしまっているが、世界的に見れば、カジノ事業は一定の管理の下で展開されており、取り立てて怯える必要はない。カジノに対する市民からの懸念の声も、カジノについての理解不足から来ているものが少なくない。
- 日本は四季があるため、リゾートシーズンが短い場所が多く、通年楽しめるリゾートとして成功しているのは、スパリゾートハワイアンズぐらいではないか。他方、海外のリゾートは長期にわたりゆったりと滞在できる場所が多くある。日本で長期滞在型のリゾートを実現するためには、「フルシーズン化」が必要である。例えば、子供も大人も楽しめる屋内プール等のように室内的環境を活用する工夫ができれば、「フルシーズン化」は可能なはずである。新しい技術をうまく活用する等によって「フルシーズン化」をスマートに実現するなど、日本の現状の弱みを、ＩＲによっていかに克服するか、という観点が重要である。
- ＩＲにおけるＭＩＣＥ事業について、単にハードを整備して人を呼び込む、ということだけを考えても、実際にはうまくいかない。海外のＭＩＣＥ施設の例をみると、周辺の環境が整うことも重要である。例えば、デザインを売り物にしているミラノでは、ＭＩＣＥ施設の周辺に関連事業者が集積していることにより、年間を通して照明や家具等のデザイン関連のイベントを多数開催できている。
- パシフィコ横浜は、稼働率が高く、イベント開催の依頼を断るなど、逃しているチャンスもあるため、ＩＲができれば、その受け皿になるだろう。但し、その拡張事業との関係をよく分析する必要がある。
- ＩＲのＭＩＣＥ施設では、国際会議や学会等の公式なイベントだけでなく、企業内のイベントのマーケットもターゲットにすべきであり、例えば開催ニーズもある大企業のインセンティブイベントを誘致すべきではないか。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善な

どの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- 日本で宿泊を伴う観光といえば、従来は都市の奥座敷の温泉地に泊まるというもので、都市を観光するという発想があまりなかった。横浜市も、観光政策の立案・実施体制が弱いと思う。ドイツではどんな小さな街にもしっかりとした観光政策がある。いわゆる「縦割り行政」では観光政策はできない。専門部署を設置して、観光で何を目指すのか考えていくことが必要ではないか。
- 以前は、元町は人気のスポットだったが、最近は元町に対して興味を持つ若者が少なく、他地域での認知度も低い。元町は現在でも良い場所だと思うが、それは昔と何も変わっていないからではないか。かたや、丸の内や渋谷は大きく変貌した。競争相手は進化している、ということを認識すべきである。
- ＩＲを契機として、ＩＲ施設の整備に加え、既存施設の有効活用策の検討も進むことを期待している。

Q　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- 日本では街中にぱちんこ店が多数存在しているので、ギャンブル依存症対策を重視するなら、まずはぱちんこの規制を考えるべきではないか。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 横浜市は、観光戦略を明確に打ち出せていない。ＩＲには観光振興効果が期待できるのだから、是非取り組むべきと考える。
- 東京との差別化の観点から、横浜にはもっとアピールできる点が結構ある。例えば、東京から富士山を見ると大山に隠れて一部しか見えないが、横浜ランドマークタワーの展望台からだと富士山の裾野まで全景が見られる。また、外国人に人気が高い富士山、箱根、鎌倉へは、東京よりも横浜に宿泊した方がアクセスも良いはずである。
- 横浜大さん橋の施設について、大さん橋に至る周辺エリアも課題があり、横浜市の主導で改善していくべきだと思うが、これまでのところ、横浜市主導の動きは見ら

れない。

■ 赤レンガ倉庫の辺りは、観光スポットとして魅力的だが、せっかくの海辺のロケーションであるにもかかわらず、海辺エリアで飲食を楽しめる施設がない点が残念である。サンフランシスコやシドニーにはそういった施設があり、観光スポットとして人気がある。みなとみらいは、海辺と都心が融合したような興味深い場所なので、更に魅力的な場所になれるはずである。こうした充実化計画を、ＩＲと同時並行的に進められると良いのではないか。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　**事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。**

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

■ 今回の情報提供依頼で、海外の過去のＩＲ開発事例での工夫やその効果などの情報提供があったならば、もっと参考になったのではないか。その方が、どのように課題を解決するのか、等の検討に役立つ。ラスベガスはＬＣＣの普及とセットで大きく変わったとも聞く。

■ 横浜市は観光資源を持っているのに、うまく活用できていない。どのような開発をすれば地元にメリットがあるかをしっかりと考えてもらえると良い。

■ ＩＲを山下ふ頭に設置するのであれば、並行して、周辺エリアを変えていく方向性の議論もしなくてはいけない。ＩＲを設置した場合に周辺エリアがどのように変わりうるのかを市民に示していくことが重要である。

Q　**事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。**

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

■ 山下ふ頭周辺の交通渋滞問題については、埠頭入り口がボトルネックになることが強く懸念される。

■ 交通渋滞緩和に向けて、臨港幹線道路を作ることは有効だと思うが、どのようにして首都高につなげるかが課題である。上からつなげることは難しいので、下からつなげることになるのではないか。

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

■ 事業者への情報提供依頼で得られた各事業者の施設構成を見る限りでは、かなり大規模なホテルが想定されていると感じた。大規模ホテルの設置運営は、最初は事業収支が厳しいだろうが、ＩＲ全体の運営がうまく進めば大丈夫だろう。

【その他】

■ 富裕層の移動手段として、ヘリコプターは当然必要になる。まずは、羽田空港への移動に活用することが考えられるが、ヘリコプターは、計器飛行ではなく有視界飛行で操縦するので、夜間や天気が悪いと利用できない点に注意が必要である。

■ ＩＲと周辺の共存共栄は、それ程難しくない。ＩＲの滞在客は、当然、ＩＲだけでなく周辺エリアに足を伸ばしたいと思うはずで、周辺エリアにも魅力があると分かれば、当然そこに行きたくなる。

■ ＩＲと周辺エリアで相乗効果が出せないか。例えば、ＩＲのロジスティクス網を活用して、周辺事業者のロジスティクスのサポートを行う、といった連携は考えられないか。

■ ＭＩＣＥの関係では、ＩＲ事業者がＩＲのＭＩＣＥ施設の運営だけを考えてしまうと、ＩＲとパシフィコ横浜が競合し、パシフィコ側は打撃を受けるだろう。ＩＲ事業者にパシフィコ横浜も運営してもらうのが良いのではないか。

C氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- カジノは win-win の構造ではなく、不幸な人の散財によって成立しており、基本的に導入には反対である。なお、「海外富裕層を狙ったカジノ収益」でＩＲ施設全体を支える構造は、他国の政策に成否を委ねるものでリスクがある。
- 海外ＩＲ事業者が参入した場合、日本がカジノ・ＩＲの運用・収益にどの程度関与できるか疑問である。日本でのＩＲ事業を優先する必要がない海外ＩＲ事業者にＩＲの運営をまかせるべきではない。
- カジノ収益によりＩＲ全体をうまく運営するという説明が多いが、ＭＩＣＥやエンターテインメントでの集客に努力すべき。
- 仮にカジノ導入の判断に傾いたとしても、海外のどこのカジノにもあるようなルーレットやバカラ等ではなく、日本ならではの要素（例：花札、丁半賭博、日本のゲームの活用等）あるいは逆に世界各地の賭博のショーケースのようなものを考えるべき。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- ＭＩＣＥについても、ただの貸し会議室ではなく、創発型のＭＩＣＥにする等、そこに行く価値のある施設にした方がよい。例えば、ラスベガスでは今や集積するエンターテインメントショーが集客の原動力、あるいはシリコンバレーのようにそこに行けば何か新しいＩＴに触れられるといったように、地域としての価値が必要。カジノ自体は二番煎じ、三番煎じで、海外ＩＲ事業者に日本人の財布を狙わせるだけ。
- 日本のＩＲに出かけて行くことの価値を世界に発信できることが必要。例えば、「Pokémon GO」の地域限定ポケモンはそこに行かなければ体験できないものを提供する仕掛け。日本文化の奥に深く触れられる、その地域にしかないオリジナルなものを入手して持ち帰ることができる、日本のゲームセンターの粋を極めた最先端の施設で世界最新のアニメとゲームが体験できる、地域限定仮想通貨を使ってその地域の中にしかない体験ができるなど「そこに行く価値」を作る仕組みが重要。
- カジノはネットでもできる時代であるが、そこに行かなければできない体験が重要。日本独自のコンテツによる魅力ある日本型ＩＲを目指すべきで、カジノの有無

がポイントではない。

■ 日本あるいは横浜でＩＲを設置するメリットを明確にするべき。

Q　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

■ カジノに起因する懸念事項は多数ある。ただ、日本人の入場料 6,000 円は一定の抑止効果を発揮すると考える。6,000 円の入場料を払って一度は体験してみたい層はいると思うが、リピート客になるかは疑問である。

■ カジノは偶然（確率）の産物であるが、依存症のリスクはある。日本人向けにはスキル的要素があるものが受けると思うが、この場合、依存症のリスクはさらに高まる。

【ＩＲに関する様々な意見について】

■ 横浜中心部は職住近接コンパクトな構成であるため、近隣住民も多く、負の要素があるカジノに対して難色を示す市民の反応は十分理解できる。カジノが負の施設ではないことを明快に説明できないと市民がカジノを受け入れるのは難しいのではないか。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

■ （ＩＲをやるとした場合）横浜市として必要なキーになるＩＲ施設（ＭＩＣＥ、エンターテインメント等）を明確にすべき。

■ 横浜市が必要と考える公的要素が強い施設については、ＩＲ全体の事業性を鑑み、収益性に応じて変動する地代を設定するなどの形でサポートをしてもよいのではないか。

■ 横浜のセールスポイントとターゲットを明確にし、人々が魅力を感じて横浜に来たくなる種を見つけ、その種を生かしたＩＲにすべき。

■ 現在の日本では基本的な公的サービスは既に充足しており、今後の多様な質・料金によるサービス提供を行政だけで行うことは難しく、官民連携して行っていく段階にきているのではないか。行政だけではできないことを民間に協力してもらうことは当然の流れであり、ＩＲも一つの手法であると思うが、貴重な土地の活用であり、全てを民間の自由に委ねてしまうのは問題。どのような街にしたいのかという横浜

市の明確なビジョンを示すことが必要。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　**事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。**

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 本当にカジノの収益によりＩＲ施設全体を運営していけるのか疑問。
- ＩＲ事業者はＶＩＰ対応も含めて事業計画・キャシュフローについて詳細を提示すべきである。
- 経済効果の検証のため、ＩＲ施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。

Q　**事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。**

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- カジノにおけるチップとそのデジタル化について、メリット・デメリットを整理し、依存症対策に活かせるとよいのではないか。ＩＲの中，あるいは特定の地域でしか使えない方法などを考えるべきではないか。

Q　**事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。**

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 今はまだ構想段階なので、自由にイメージを描いていると理解している。
- 収益が見込めるエンターテイメント施設を設置してほしいと思うが、魅力的なアイデアは情報提供されていないと思う。

【その他】

- もし横浜にＩＲをつくる場合には、横浜らしい、時代の先端をいくものをつくってほしい。
- 今はデジタル時代に入りバーチャルで様々な体験が可能だが、だからこそ、その場に行かなければ体験できない、行ってみたいと思わせる仕掛けづくりが重要。

- 依存症対策や賭博法等の観点からの検証が必要だが、カジノについては地域内限定仮想通貨やポイントなどの活用もあり得るのではないか。ゲームとポイントが連動し、ＩＲ施設を含む特定の地域だけで使えるようになると面白いのではないか。
- 横浜都心臨海部全体がＩＲという考え方もあるのではないか。ＩＲにキーコンテンツを設置・維持して、周辺に還元していく仕組みづくりができればよいのではないか。ＩＲだけでなく、周辺にも地域限定品・サービスを用意するのもよい。面的に市街地が広がっている横浜都心臨海部の特徴を生かし、人の流れを面で展開していけるとよい。品川駅へのダイレクトアクセス手段もできるとよいのではないか。
- 依存症対策という視点では、ＩＲは切り離し他の地域との接触を最小限にするという考えもあるが、周辺地域と有機的に連携できるとよいのではないか。
- （都心臨海部にロープウェイの計画があるが）ロープウェイは横浜駅に接続すべき。
- 日本型ＩＲが開業する近い将来には、自動運転技術がより確立され特定のエリアを対象に普及している可能性がある。例えば、首都高速道路を使って空港から高級車の自動運転による送迎サービスなども出てくるかもしれない。世界初の自動運転の輸送サービスの提供等も集客につながるのではないか。
- また、リニア新幹線の活用・連携等も視野にいれるべきではないか。
- もし横浜にＩＲをつくる場合には、横浜らしい、時代の先端をいくものをつくってほしい。
- 今はデジタル時代に入りバーチャルで様々な体験が可能だが、だからこそ、その場に行かなければ体験できない、行ってみたいと思わせる仕掛けづくりが重要。
- 依存症対策や賭博法等の観点からの検証が必要だが、カジノについては地域内限定仮想通貨やポイントなどの活用もあり得るのではないか。ゲームとポイントが連動し、ＩＲ施設を含む特定の地域だけで使えるようになると面白いのではないか。
- 横浜都心臨海部全体がＩＲという考え方もあるのではないか。ＩＲにキーコンテンツを設置・維持して、周辺に還元していく仕組みづくりができればよいのではないか。ＩＲだけでなく、周辺にも地域限定品・サービスを用意するのもよい。面的に市街地が広がっている横浜都心臨海部の特徴を生かし、人の流れを面で展開していけるとよい。品川駅へのダイレクトアクセス手段もできるとよいのではないか。
- 依存症対策という視点では、ＩＲは切り離し他の地域との接触を最小限にするという考えもあるが、周辺地域と有機的に連携できるとよいのではないか。
- （都心臨海部にロープウェイの計画があるが）ロープウェイは横浜駅に接続すべき。
- 日本型ＩＲが開業する近い将来には、自動運転技術がより確立され特定のエリアを対象に普及している可能性がある。例えば、首都高速道路を使って空港から高級車の自動運転による送迎サービスなども出てくるかもしれない。世界初の自動運転の

輸送サービスの提供等も集客につながるのではないか。

■ また、リニア新幹線の活用・連携等も視野にいれるべきではないか。

D氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

■ 日本のＩＲ制度には、基本的に賛成である。日本の観光産業に必要だと思っている。日本のＩＲ制度は内容が吟味され、依存症対策なども規制されているため、大きな懸念は感じていない。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

■ 今までの日本の観光業は、日本人が余暇を楽しむ観光として、閑散期も多く、付加価値が低かった。ＩＲが出来ることで、観光が高単価・高付加価値化に繋げられるかが課題である。

■ ＩＲは、カジノ納付金を初めとして、増収効果がある。財政の観点から、ＩＲは意味がある。

Q　　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

■ ギャンブル依存症問題をそこまで心配する必要があるのかと考えている。日本のＩＲ制度では、ギャンブル依存症対策が規制されているため、大きな懸念は無い。ただし、少しでもギャンブル依存症等の問題が起きると、批判の対象にはなりえる。

【ＩＲに関する様々な意見について】

■ 夢洲の開発は、今まで有効利用されていなかった場所の開発であり、苫小牧や長崎は、人口減などの理由で、ＩＲ誘致には大義名分がある。横浜の場合、経済的には地方より厳しい状況ではないので、大義が難しい。また、横浜では、まだ日本人向け観光でも改善余地はあるので、横浜に必ずＩＲが必要かという点は考えないといけない。

■ 大阪での動きのように地元企業を含めたＩＲにしないと地元との合意形成が図れないのではないかと考える。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 横浜市は、今はインバウンド観光客が増えてきてはいるが、地域に経済効果が出ているかがあまり分からない。市税の税収に繋がっているかも疑問である。ＩＲによるカジノ収益を横浜のエリアマネジメントや地域の文化活動の支援にも繋がる仕組みを考えなければいけない。観光インフラ整備に必要な資金をＩＲによって得ていくという説明も考えられる。
- 横浜で国際会議を行っても、東京に遊びに行くだろう。東京との差別化が必要である。今は、何が横浜らしいスポットなのかが分かりにくい状況にある。
- 横浜はあまり紹介されていない。現在における特徴が無く、世界に横浜が伝わっていないのではないかと考えられる。クルーズ船が大桟橋に寄港し、シルク会館に外国人が入ると一生懸命シルクの歴史などの説明を読んでいる。クルーズのハイクラスの人は寄港する都市を勉強してきている。昔、メイドイン富岡のシルクが最高級品で横浜から全部出荷されていたなどということは、外国人の方が知っていたりする。横浜が、日本の発展のエンジンであった歴史的背景をもっと外国人に伝えた方がいい。今、横浜に来ている外国人は、横浜に来ているというよりは、特定の施設やイベントに来てはいるが、横浜に来ているという感覚は無いのではないか。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 観光客をＩＲ施設の外にどのように出すのかも含め、考えなければならない。地域で消費をしてもらえるような仕組みを構築する必要がある。今は観光客の行動範囲が限定的である。ＩＲには、それを拡げる効果を期待している。

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

■ 依存症対策については、大きく心配する必要は無いのではないか。しかし、市民へは日本人に対する依存症のケア対策が整備されていることを説明しなければならない。

■ 交通渋滞の方が懸念事項である。

Q　**事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。**

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

■ ＩＲを考えているのであれば、横浜の都心臨海部の位置づけ、歴史的な背景、都市戦略について、ＩＲ事業者に理解してもらう必要がある。

■ 横浜市は、歴史的な役割を担ってきたが、現在の横浜は、担うべき役割が分かりにくい。市の規模は大きいけれど、アイデンティティを持ちにくい。ＩＲは、横浜の未来を体現するようなものにならなければいけない。

■ 社会実験が出来るなど、ベンチャー企業家が集まるようなコンセプトも大事である。イノベーションを起こす場所や最先端の取組みができる場所として、横浜の発展に役立てるかをアピールする必要がある。単にＭＩＣＥ施設が整備された場所として終わらせてはいけない。

■ 横浜の場合には、市民にとっての宝のような場所を使っているという意識を事業者側が持てるかどうかが重要であり、横浜市全体にとってのシンボルになる。全体の景観への配慮も必要である。

■ 特殊な交通動線でもあるので、大渋滞が起きて市民に迷惑が掛からないようにすべきである。クルーズが来た場合の大さん橋の問題や、年間の横浜の様々なイベントへの配慮も必要であり、周辺地区への配慮も必要である。全体としてストーリー的なつながりをもった開発が重要である。これは、事業者ではなく、横浜市側がメッセージとして伝えなければいけない。

■ 横浜固有のものを作ると言っても難しいため、ストーリー付けを工夫しないといけない。幕末から明治にかけて、薩摩や長州から多くの人が来て消費をした。その時には様々な芸能などもあったのだろうと推測できるし、横浜を作ったと言われている高島嘉右衛門など文化人もたくさんいた。現代の大人の社交場になるようなものがあると良い。

【その他】

■ 大阪での万博と同時並行による工事は、建設に関わる人手が足りなくなる可能性があり、建設リスクは高まる。

■ 横浜の発展に貢献したいという思いを持った事業者を選ぶべきである。横浜のこと

をどこまで勉強してくれるかが事業者選定のポイントの一つとなるのではないかと考えている。

- 現在最も既存イベントが行われているのは、赤レンガの辺りである。花火も頻繁に行われている。ＩＲはイベントとの親和性は高い。
- 現在、山下公園は夜に行く人は少ない。夜もオープンカフェが可能なスペースがあるのだから、実施すれば効果は出ると考えられる。
- ＩＲの収益を使ってＩＲ事業者に花火大会などのスポンサーになってもらうなど、相乗効果が考えられる。
- 野外フェス等のイベント、地域の文化活動であれば割安に貸すなど、ＩＲ施設の一部を地元に開放するということも重要である。実行委員会とかＮＰＯだったら無償で貸す、民間企業の営利目的の一環であれば通常料金、といった運用も考えられる。
- 横浜で外国人に人気があるのは三渓園ではないか。
- 欧米の人はアクティビティ思考が高いので、サイクリングなど体を動かせる場所が必要である。横浜には蛍が見られる場所もある。自然があって。キャンプ場を工夫したりすれば集客が期待できるのではないか。都心臨海部から 20-30 分移動で自然が楽しめる、カヤックなどが実施できる場所がないか。
- また、横浜には白楽の商店街など、面白いところがある。日本人の日常が見られる場所として、外国人には人気がある。大阪の黒門市場の事例のようになる可能性がある。京都の錦市場は、歩けないほどの賑わいである。単なる観光客のための客寄せではなく、地元の人も利用している場所、生活的な場所が実は人気がある。
- 私見になるが、パシフィコ横浜も東京の一部として外国ではアピールされていて、横浜という都市としてのアピールができていない。横浜に来てどう過ごしてもらうかを創り出し、横浜としてしっかりとアピールする必要がある。
- 桜木町駅から赤レンガ近くへの桜並木がある。花見などには素晴らしい場所である。横浜は海と町が一体となった都市である。神戸など他都市でも港湾都市があるが、横浜ほど都市機能が海に隣接し、生活空間も一体となった都市はないのではないか。
- クルーズのＷｅｂサイトで寄港地をどのように紹介されているかが、外国からの見え方になる。現状、日本の近代化の原点として江戸の歴史のなかに横浜も含めて説明されている。
- 東京は、古代の歴史と近代の新しいものがマッチした世界で唯一無二の都市だと紹介されている。丸の内と皇居のことを指していると考えられる。長崎だったら原爆からの奇跡的復興を遂げた都市と紹介されている。
- 横浜の能楽堂は良い。協力して、文化発信拠点としてもいいのではないかと考える。

- 最近流行りのノンバーバルのエンターテイメントでは差別化はできない。
- 歌舞伎はハイライトだけにしないと外国人は飽きるため、ラスベガス等の公演は日本と変えている。
- ＩＲを横浜に設置するのであれば、本物の能楽堂、神楽などのように、本物の日本を感じられる場所にして欲しい。
- 決済システムの整備なども含め、外国人向けの環境整備も大事である。
- クルーズ船の発着の場所も複数あるため、連携する必要がある。

E氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- 日本人はあえて「日本型」と付けるのが好きである。ただ、何をもって「日本型」というのか、その定義は明白ではない。
- カジノ先行の議論をして熱くならずに、冷静に考えてほしい。ＩＲはこれまで、日本にはなかった。そもそも先進国にＩＲが必要なのか、そして横浜にＩＲが必要なのか、経済政策としてＩＲを誘致すべきなのか、冷静になって考えるべきである。
- マスコミもカジノ批判ばかりを報道するのではなく、ＩＲのカジノ以外の部分を説明すべきである。
- アジア地域内にある同様のIRならば、お客様は距離的に近い方を選ぶはず。そうした中で、日本のＩＲが選ばれなければならない。例え市民が納得してＩＲを設置したとしても、世界のＩＲとの勝負で勝てるかどうかは別の話である。日本でのＩＲの運営がうまくいかなければ、外資系のＩＲ事業者はすぐに手を引いてしまうだろう。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- 行政は、自分の住んでいる街がうまくいっていないと言いたがらない。ＧＤＰや経済循環分析等の証拠となるデータを市民に示して、経済や財政の現状を理解してもらう必要がある。
- 横浜だけでなく、A都市もB都市も日本人の宿泊者数は減った。そのため、インバウンドに注力しなければならない。人口減少と共に落ち込む消費をカバーするために観光が地方創生の柱になる。
- ＩＲは外貨獲得の柱となる。人口やビジネス需要が増えず、高速交通が発達すると、誰も宿泊しなくなる。そのような中で、観光政策の必要性を市民に説明しなければならない。
- C都市では、市街地や景勝地などで観光客が多く、国は観光振興というが市民には迷惑であるという声を聞く。しかし、地元C都市の大企業の経営は苦しいため、C都市としては少しでも観光客が増える方が望ましい。市民全員の理解を得ることは難しいが、こういう点を説明すれば理解する市民もいる。誰が市民の生活を支えるのか、丁寧な説明が必要である。

- 例えばアジアのＨ都市にはジャングルしかなく、水や畑がない。チョコの材料を輸入して加工するか、IRをやるしかないと割り切っている。公共事業の資材や労働力はすべて輸入であり、デザイン料ぐらいしか残らない。同時期にほとんどの公共施設を建設したため老朽化が同時に生じている。そのため、Ｈ都市の人の方が必死である。畑がなく地権者がいないため、都市計画はやりやすい。Ｈ都市の人は割り切って、どう街が生き残るかを考えている。
- ＩＲ事業者からの情報提供は重要。国内よりもインバウンドをターゲットとしたIRであることを市民に理解してもらう。
- カジノの運営者側のターゲット設定も明確にすべき。何人であったとしても、富裕層に選ばれるための受入環境整備をする。そうすれば消費単価の低い人は入らなくなる。そういうノウハウは日本にはない。これは仕組みの部分であり、やれることはたくさんある。
- ＩＲの導入及びインバウンド客誘致の利点は、客単価を上げられることである。日本人観光客ではそうそう客単価は上がらない。ただ客単価を上げるためには、付加価値の高いサービスを提供する必要がある。そのためには人材育成が必要である。

Q　**日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください**

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- ギャンブル依存症を問題視する人は、AIなどの技術革新により、未然に防ぐ対策があることも理解してもらいたい。
- 今後はＡＩが進歩し、暴力団などの反社会的勢力を排除することができるようになる。Ｉ都市ではＡＩによる監視が進み、そのような人たちは国外に出られなくなる。アナログな時代とは違った状況になる。
- ＡＩが目を持つようになったため、不正が効かなくなる。ディープラーニングで個人識別も可能になる。
- 将来、ぱちんこを含むギャンブルにおいては、依存症になる前に技術的に入場制限などが可能になり止めるようになると考えている。
- クレジットカード業界は、膨大なデータの収集と分析により、破産する前にカードの利用者に対しての注意喚起や使用を制限する方法も出来ている。特に、審査基準が低いカード会社ほど、大量のデータを有していて、そのデータを活用した結果、カード破産を未然に防ぐようになった。
- ギャンブルは、家族や友人が止める前に、ＡＩが行動を分析して自動的にストップをかけるようになるのではないか。技術革新により、ギャンブル依存症の問題はある程度解決できると考えている。こういった研究を既に進めているＩＴ企業がある

ため、今後ヒアリングをすることが望ましい。

【ＩＲに関する様々な意見について】

- ＩＲを導入する場合には、市民への説明責任を果たし、納得してもらう必要がある。
- なぜ横浜でＩＲを導入するのか、しっかりと説明責任を果たさなければならない。地方都市ではそろそろ65歳以上の人口のピークを過ぎるが、横浜はまだ高齢者の人口が増え、社会保障費が増えると予想される。一方で、働く人が市外に流出している。街として稼がなければいけないが、１次産業の少ない都会ほど、サービス産業である観光により収入を得なければならない。
- なぜＩＲを設置するのかというロジックをどう立てるかが課題である。市民に期待を持ってもらい、必要と思う政策の柱であり手段としてのＩＲやインバウンド客の誘致を説明できるかどうか。
- 「カジノ」という単語だけで心のシャッターを下ろしてしまう人がいる。横浜市の課題は、財政が厳しいことである。都会の人は危機感がない。
- 「行政サービスを将来誰が負担するのか」、「あなたが年金などをもらうとき、誰がその原資を払うのか」という問いに対する答えを市民に理解してもらう努力は必要。説明の仕方では理解する市民もいる。将来を考えている市民の声は大事にすべきである。
- 私が関わっている自治体が経済振興策を立てる場合、将来を考えている市民の声を反映するようにしている。市民サービスへの還元等、市民に評価されるようにすることが重要。
- 将来を考えている市民を味方につけられるように、ロジカルに説明する必要がある。子や孫のため、最低限、将来的に市が自立を目指していることを理解してもらう必要がある。
- 重要なのは、IRが市の財政に対して明確な経済的効果を生じさせることができることを示すことである。横浜市が地方創生時代に自立を目指すなら、ＩＲによりどの程度収入を得る必要があるのか。直ちにではなくとも５年後に市に収入がどの程度必要あるということを市民と事業者に示すなら、ＩＲ施設の完成予想図も変わってくる。横浜にＩＲを設置した時の目標売上高及び経済波及効果を示すべきである。経済波及効果は横浜市内だけでは弱いため、近隣市町村をどう巻き込むかが検討課題である。ただ、横浜市の外に雇用が流れてしまうことは回避すべきである。例えば、Ｆ都市で働く人のほとんどはＥ都市の市民である。このように、仕事場化している市町村は多い。雇用者も含めて横浜市内で人材や地域経済を循環させなければ市の増収に繋がらない。
- 横浜で働きたいと思わせるには、売上や給料等の数字に加えて、横浜市の目指す姿を示す必要がある。もしＩＲを設置した時の横浜はこうなるというビジョンを示す

ことが大切である。

- 市民に愛されるようにＩＲ導入を進めなければいけない。カジノ以外の柱を作り、カジノ以外を前面に出すようにする方が良い。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 将来、歳出が歳入を上回ると予測されている点は、市民にはあまり知られていない。
- 行政には「自立」という視点が抜けている。収入を得るべき開発においては民間企業と同じである。ある一定期間で投資回収できるからこそ、新たな投資を受けることができる。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 資料を読むと、事業者が真剣に取り組んでいるのがわかる。
- 富裕層の話題について、例えばＪ都市の王族は、今はお忍びでしか日本で観光できない。Ｊ都市の場合、ファミリーは分宿したくないため、大量のスイートルームが要る。しかし、それはＡ都市のホテルでも対応できない。そのようなニーズに対応する受入環境整備を横浜市が推進することは重要ではないか。
- 日本には、Ｊ都市の王族向けのような大富豪へのオペレーションがない。Ｋ都市では、備品の豪華さよりも、従業員のサービス等のソフト面が重視されていた。運営ノウハウが非常に優れている。Ｂ都市などのＩＲとどう差別化するか。また、世界中のＩＲとどうすみ分けるか、国も事業者も全く議論していない。ＩＲの立ち位置をよく検討する必要がある。
- 良い施設を作ったと言っても、競合に勝てなければ客は来ない。横浜では、他の都市と競争する際のことをよく考え、調査検討をしっかり行うべき。
- 横浜市は将来ビジョンと共に最適人口と構成比を明確化し、必要な経済のあり方を確立した方が自立化の成功率は高い。将来的な最終目標からＫＰＩ（※）を因数分解できるようにすれば成果が出る。逆に、日本ではありがちであるが、積み上げにす

るとどこへ向かっていくのか分からない。この点は、外国の行政と日本の行政の違いである。

※ＫＰＩとはkey performance indicator の略。企業目標の達成度合を測るための主要業績評価指標のこと。

- ＫＰＩを達成しているのに、キャッシュフロー（収入）が伸びない自治体は多い。域内取引額を指標にする必要がある。域内取引額の増加を目標に、明確に施策として打たないと、実質的な経済効果が見込めない。観光客の人数が増えるだけでは不十分である。
- C都市はその点ができていない。C都市の10年間のＧＤＰは.507億円減少していた。B都市の卸の方が安いため、B都市に取引が流出していた。さらに、５年間で生産年齢人口が５%ポイント減少していた。C都市の不動産価格は上昇したが、ホテルとマンションで上がっただけであった。C都市で働いている人は近隣の他市町から通っており、住民税収入は減少していた。C都市では高収入を得ているほど市外在住者で、市内には安い雇用しか残らなかった。
- 日本型でなく、IRを設置する地域が地産地消のような視点をもったＩＲを考えなければ、人口も住民税も増加しない。
- ＩＲの利益を、外資系の事業者が持って行ってしまうのは喜ばしくない。本当は、日本の事業者が育ってくれる方が望ましい。もし日本にＩＲが10ヶ所できて計１兆円の利益が海外流出すれば、トヨタ１社分の利益を失うことになる。
- 花札とかチンチロとか、日本特有のギャンブルを入れる方が、日本の特徴が出るためインバウンドも喜ぶ。
- 重要なのはＤＭＯ（※）法人で横浜市のファンを顧客データベース化して活用できるかどうかにかかっている。市とお客様のCRM（顧客関係管理）を構築すべきである。大切なのは、ＤＭＯ法人のマーケティング力を上げることと、訪問客のデータを駆使して市内の企業の経営力を高めることである。

※DMOとはDestination Management Organizationの略。公共民間など幅広い連携によって地域観光を推進する法人のこと。

- 色々な観光団体が独自に活動している。そのため、無駄が多いだけでなく、誰もカバーしていない漏れも生じてしまう。これらの活動を、最初に整理する必要がある。観光施策の重複や漏れに伴う無駄をなくすための組織がＤＭＯである。
- 個々の事業者や団体が様々な活動をしていても、全体としてどういう機能で役割分担をするのか、環境市場分析をして何と競合するか分析をしなければならない。ＤＭＯはそのような役割を担う必要がある。
- ＤＭＯは市内事業者の収益性を高めるための支援をしなければならないが、日本のＤＭＯは組織論ばかりだが、本来は地域全体の稼げる体制づくりから考えることが重要だ。市や県などの活動が重複していて無駄な部分をなくし、体制及び構成を整

えることの方が大切である。

Q　**事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。**

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

■ AIの技術革新によりギャンブル依存症や暴力団のリスクは低くなる。また、アジア某国にＩ都市系の決済手段を導入しても、Ｉ都市の富裕層は使わない。お金の流れを把握されてしまうためである。クレジットカードで引き落とすようにしていることが多い。

Q　**事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。**

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

■ ＩＲ事業者はきれいなイメージ図を描くが、市民の美意識が現れるようなリアリティのある施設にしないと市民の愛着と誇りが感じられず、横浜市としての個性と独自性の無いものになる。

■ 富裕層対策として、ハーバーイメージが描かれていたが、世界の富裕層のクルーザーを停泊できる場所が日本にほとんどない。富裕層は自家用ジェットやエアラインのファーストクラスで移動し、船は使用人に移動させ、目的地に停泊した地で滞在を楽しむ。日本は太平洋横断の拠点になるべきだが、今はＮ都市が拠点になっている。バースだけでなく出入国の手続所が必要である。

■ 富裕層が読むクルーザー雑誌には、日本の話題が全くでない。旅行系の商談会にブースを出すよりも、クルーザー雑誌に紹介してもらう方が効果はある。イメージ図に描かれたバースでは少し小さい。

■ Ｇ都市にクルーザー用のバースを作るという声もあったが、今のＧ都市長は推進していない。そもそも富裕層にいくら払ってもらいたいのか、コンテンツをプロダクト化できるのかが明確でない。きれいな島があると地元民は言うが、富豪は島くらい所有している。地元の人が特別に手料理を作ってくれるという方がよっぽど良い。

■ 横浜市のビジョンや方向性をしっかり定める必要がある。横浜の名前は、世界中の人が知っている。

■ ＩＲに反対はしないが、何のためにＩＲを導入するのかをはっきりして、市民や経済界に示してほしい。

- 横浜市の進むべき観光政策と施策を決める際は市場調査やマーケティングを行って意思決定をしているのか。施策の中でＩＲで外貨をいくら稼ぐかというのは、経済政策として重要である。ＩＲ以外にも外貨を獲得する手段はあるが、どのようにマーケティングを行うのか。市場分析をしつつ、競争力が無ければ、横浜市の施策を修正する必要がある。このようなマーケティングの視点が抜けている。
- ＩＲを導入することは横浜経済を支える手段の１つである。しかし、手段から考えても仕方がない。細かい議論になってしまう。現在や未来の経済状況を踏まえて、俯瞰的な視点から見なければならない。市民の生活のため、外貨をどう獲得するか考える必要がある。

【その他】

- ＩＲを推進したい理由として、推進派は単純に「欲しい」「作りたい」ばかりが言われるが、観光施策全体の中でＩＲの存在が必要か否かを客観的に判断するいう視点がない。これまでの観光施策の事業総括と共に無駄を省くことを優先し、新たな手段が必要なことを示せなければ、ＩＲの位置づけが決まらない。ＩＲ事業者と組んでＰＤＣＡを回しながら進めないといけない。公共団体は予算を前提とした考えなので、民間事業者のようにマネタイズ（※）を前提とした考えのある人でないと、予算主義の発想の人では難しいかもしれない。
  ※事業などを収益化する仕組みを確立すること。収益事業化。
- Ｏ都市では街で顧客データベースを持っている。地域として顧客データベースを持っているＫ都市を参考にしている。ホテルのカードに顔写真を入れ、登録すればＷｉＦｉを使えるようにしている。顧客の名前と行動履歴及び消費履歴を紐づけており、国内の某地域でも参考にしている。
- 今までは観光客とつながっていなかった。大事なのはＣＲＭ(顧客との関係構築)である。例えば「横浜ファンクラブ」を作り、横浜市民及び市外からの訪問客に会員になってもらう。
- 利益は民間事業者に渡してもよいが、データは地域に残すべきである。もし事業者が代わっても、データは地域に残る。
- 消費額に応じて付与されるポイントも、ある程度の割合は使われずに失効する。その場合、失効したポイントが自治体の財源になりうる。
- 訪問回数が５回の客よりも、20 回の客を大事にすべきである。ロイヤリティの高いゲストを優遇することも必要である。
- Ｋ都市では、20 年間の訪問回数が 20 回以上の客を村が表彰し、金のバッジを渡す。このバッジをつけているとサービスを提供する誰もが我が町のロイヤルゲストだと一目でわかるので対応を変えることもできる。
- 顧客データを基礎にして、GPS 及び Cookie のデータも活用し、たまにヒアリング

調査をするのが良い。ビッグデータだけでは漁船の魚群探知機に過ぎない。

- 現在は環境への配慮が必要である。教養の高い客ほど、環境への意識が高い。例えば某リゾートでアンケートを取ったところ、今以上に環境に配慮してほしいという意見がほとんどであった。K都市では、トイレットペーパーが白い、これは漂白剤を使っている、というクレームもあった。
- グリーン購入（環境に配慮した調達）でトップを目指すのも良い。
- 重要なのは景観である。ミシュランのグリーンガイドでは、９つの評価視点が示されていた。上質の次が景観。住民の意識が一番現れるため。

F氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- 日本型ＩＲに限らず、目玉になるものがないと観光客は増えない。観光客数を増やせたとしても消費額は頭打ちであり、目標は達成できないと思う。IR も中途半端なものではいけない。ラグジュアリーで、今までにないものなら客は来る。
- ＩＲに賛成である。横浜にＩＲができれば、インバウンド客及び国内各地から観光客が来るため、横浜に宿泊する人が増えるのではないか。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- ＭＩＣＥ施設はどこも予約で一杯だが、ホテルと一体型のＭＩＣＥ施設が少ない。横浜はパシフィコ横浜が一体型とは言えるが、東京にはない。ＭＩＣＥプランナーにとっては、ホテルと一体型の方が様々な手配がしやすく、IR 施設は、ユニークベニューとしてレセプション開催もできる場所を持ち合わせている場合も多いので、魅力的な会場となりえる。
- ＩＲができれば、観光客数と雇用は絶対に増える。
- ＩＲは大人の社交場になるだろう。インバウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。夜も開いている施設は魅力的である。インバウンドのため大人が遊べる施設が必要であり、ＩＲはその一端になりうると思う。
- イベントのプラシニングの際、欧米系の外国人からは午前２～４時まで飲めるような手配をして欲しいと言う。ただ、日本の場合はホテルの従業員に割増料金を払うから深夜まで開けて欲しいとプランナーが要望しても、ホテル側が断る場合もある。

Q　　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- 日本のぱちんこ屋の数には驚かされる。このような国はない。
- カジノに起因するギャンブル依存症は、ぱちんことは違う。ぱちんこの場合、地元の人が店舗近隣から来店するが、カジノはそういう雰囲気ではない。ぱちんこの客

層は入場料がもったいないと考え、カジノに来ないのではないか。

- ラスベガスでのカジノ来場者は、週末に遊びに来た人や、ＭＩＣＥに来た人がついでに遊ぶ場合がほとんどで金儲けのための来場者は少数であった。カジノを通らなければホテルに入れない作りであっても、絶対に行くという気にはなれなかった。したがって、カジノによってギャンブル依存症は増えないのではないか。
- マカオでは大勢の中国人が押し寄せていたが、日本では地元の住民はカジノに気後れするため、そこまで自国民は来ないかもしれない。
- 例えばラスベガスでシルクドソレイユが人気であったように、ＩＲができた後は、家族やカップルなどの新しい客層が訪れる。
- ＭＩＣＥ施設は、イベント時に人が一度に来て、一度に帰るため、交通アクセスをクリアにしないといけない。駅から施設への動線も課題である。

【ＩＲに関する様々な意見について】

- 横浜市民が、ＭＩＣＥに関わる仕組み、例えばボランティアで参加などをしてもらうことを考えられないか。ただ反対するのではなく、ＩＲができた後にどのように関わるかということが考えられたらよい。
- 横浜はオーバーツーリズムには達していないのではないか。
- 企業のＣＳＲの一環で、地域に貢献して満足感を得るプランが広まっている。ただ美味しいものを食べて遊ぶだけのイベントは下火になりつつある。例えば社員が養護施設で野菜作りや掃除をしたり、バーベキューを開催したりする。チームビルディングにもなる。こういった活動を支援するＮＰＯもある。海外にはそういった動きがあるから、横浜にもＣＳＲに対応するメニューを設けてもよい。こういった活動がメディアに出ると、市民のＭＩＣＥに対する見方が変わるのではないか。
- 若い人の中には、このようなＣＳＲの活動をやりたがる人がいる。

【横浜市の状況、課題等について】

Ｑ　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 横浜はアクセスが良い。横浜は宿泊者数が少ないからか、ホテルの軒数が少ない。グローバルブランドのホテルがあった方がいい。ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテルや横浜ベイシェラトンホテルでは小さい。トップブランドでなくても、海外の人にとってヒルトンやマリオットは安心感があり、集客できる。
- グローバルブランドのホテルがないと、MICE の誘致は難しい。東京が取りこぼしている MICE を横浜が拾えないのは、グローバルブランドのホテルがないことに起因するのではないか。

- ＭＩＣＥのＣとＥについては、パシフィコ横浜に頼りきりであるように思われる。
- ＭとＩのイベントをアレンジする際にはホテルが必要なので、プランナーはホテルにアプローチする。企業のイベントは中小規模が多く、約 200 人以下のイベントが約８割を占める。その場合、ホテルの宴会場を使う方が楽である。
- 近年は都内のホテルも客室数に重点が置かれ、宴会場のあるホテルは減っている。そのため、大規模な宴会場があるホテルは限られてしまっており、パレスホテル東京、グランドハイアット東京、東京プリンスホテル及び帝国ホテルなどにイベントが集中してしまう。
- ＩＲには、エンターテイメントやショッピングだけを目的とするような多様な客が訪れる。シンガポールのマリーナベイサンズができた当初はいつも満室であったが、あふれた客は周辺のホテルに宿泊した。あふれた時に泊まるホテルが周辺に無いと、日帰りのプランになってしまう。ホテルの数が十分なら泊まってくれるかもしれない。
- ダブリューやアンダーズなどの若者が好きそうなライフスタイルホテルが１つあってもよい。MICE も訪日観光客も多様性に満ちている。横浜のホテルのラインアップは古い。
- ＩＲでおなじみのホテルばかりではなく、一般的なブランドのホテルがあってもよい。
- 最近はビジネスとレジャーを合わせた「ブレジャー（Bleisure）」が欧米で増えている。出張のついでに数日程度の休暇をプラスして仕事ついでに旅も満喫するというもの。それによってモチベーションが高まることは会社にとって望ましいという考えから、米国でもブレジャーが推奨されている。
- 横浜もブレジャーに力を入れるべきである。東京にビジネスで来て、週末に東京もしくは箱根等で過ごす人を、横浜で引き留めることが望ましい。ＩＲは引き留める誘引の一つになる。ＩＲで１泊してもらえば消費が増える。
- 例えば東京では週末にランチで行きたいホテルがあるが、横浜にはない。
- ホテルは重要である。東京でもまだ数が少ない。一方、タイには多数のホテルがある。
- 金融機関などの一部の業種や学会は、ＩＲでは会議をしない傾向がある。一方、新興企業、メーカーやネットワーク系の企業はＩＲでインセンティブを行う。カジノを通らずにホテルに入れるような２層型のホテルができれば、カジノを避ける業種にも利用してもらえるのではないか。
- 外国人はアウトドアやルーフトップを好む。海辺に面している立地は最高である。バーやバーベキューにも適している。屋根を使えば夜のレセプションもできる。シドニーの施設が参考になる。
- 横浜は海が良い。海をうまく使って、シドニーの海辺のコンセッション施設のよう

な格好の良い施設を作ってほしい。

- 色々な施設ができれば、ＭＩＣＥプランナーは今までにないスペシャルな場所でのイベントを提案できる。噴水があれば、高くても貸し切りできると魅力が増す。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- ＩＲができるとパシフィコ横浜と競合するので、共存しなければならない。ＩＲができれば、横浜観光コンベンションビューローの強化は必須である。パシフィコ横浜だけで営業していたため、横浜観光コンベンションビューローが司令塔になって地域開発を進められるかは不安がある。皆で一緒に共同プロモーションをする必要がある。
- ＩＲ事業者はＭＩＣＥの宣伝に多額の広告費を投じると思われるので、横浜市もそれをうまく活用した方が良い。
- 東京では東京観光財団が窓口となり、都内のＭＩＣＥ施設にまとめて取り次いでいる。横浜市もＩＲのＭＩＣＥ施設及びパシフィコ横浜へまとめて取り次いだ方が良い。
- 横浜は横浜観光コンベンションビューローの強化が必要である。MICE 施設、ホテル、旅行会社、交通機関及びユニークベニューである美術館等が協働するようにしないと、横浜市が選ばれない。市内で競合して取り合っては意味がない。
- 200 人以下のミーティングやイベントが最多のため、小さいイベントを取りにいく必要がある。
- 東京、千葉及び横浜が協力できると望ましい。東京が取り逃したイベントがシンガポール等へ行ってしまうと、もったいない。外国人にとって、これら３都市は距離的には大差ない。
- 横浜の観光に、きっかけとしての魅力があるかどうか。横浜で古いものは洋館であり、欧米人には感動が薄い。一方、アジア人には魅力的である。
- 最近はユニークレイアウトが流行している。脳の活性化や体感のため、色々な形の椅子やソファーを借りて使用し、ソファーに寝転んで参加している場合もある。堅苦しい会議はオフィスでやればよいと考えられるようになったので、ありきたりのシアター形式では客を呼べなくなっている。パシフィコ横浜でも新しい事例を取り入れなければならない。ユニークレイアウトに慣れている人には、これまでの会議場はプレーンに思われ良い印象を与えない。

- プランナーの立場では、場所を決める時に①アクセス・フライト、②質の高いホテル、③アクティビティ、を重視する。
- ①アクセス・フライトについて、候補地のフライトリストを作成して効率よく参加できるかを検討する。もしアクセスやフライトスケジュールが悪ければ、延泊のコストが発生してしまう。
- ②質の高いホテルについては、４つ星以上が望ましい。欧米系の企業は、ホテルにお金を使うことを惜しまない傾向にある。
- ③アクティビティについては、その土地でしか味わえないものや観光を検討する。最近は、インセンティブ旅行に関しては「Wow!」体験ができる場所かどうかが、フライトの効率性よりも重視されるように変わってきている。個性的か、写真映えするか、安全か、お金を払う価値はあるか、カルチャーはどうか、ショッピングはどうか。人の心の問題で、若い人は体験して心が動くかを重要視している。
- ＭＩＣＥのアクティビティとして、横浜はどのようなコンテンツを持っているかを考える必要がある。
- 東京は観光ランキングの 14 位である。東京の人気の余波で横浜をＰＲするとよい。
- 企業にとってイベント開催地のカジノの有無はほとんど関係がない。一方で、ＩＲの運営企業の立場ではカジノは重要かもしれない。

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- 交通の問題は懸念される。約 200 人のイベントではバスを用意し、重要人物は車で移動してもらったことがある。B to C のイベントは電車である。企業が開催するイベントは車かバスが移動手段となる。
- ジャンケットは禁止しない方が良かったのではないか。ジャンケットを通じて予約する人が多いと聞いているので、消費額の多い客が来にくくなることが懸念される。

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 事業者から情報提供されたイメージ図が、ダイナミックで良い。候補地の場所はよ

さそうである。

【その他】

- 食について、100%必要なのはグルテンフリー（小麦粉アレルギー対応）の料理、85%必要なのはビーガン、その他に求められるのはベジタリアンやハラールである。これらは追加料金がかかるため、ＭＩＣＥイベントの飲食にかかるコストは近年増加している。
- あと開催地に求められるのは、気候が良いか、四季があるか、安全であるかといった点である。
- ニューヨークやロンドンに本社がある企業の場合、近隣に本社があるグローバルチェーンのホテルが営業をかける。会社側は、営業の人が来てくれるホテルグループの方が安心できる上に楽であるため、グローバルチェーンのホテルが強みを持っている。会社が営業の人を紹介しあったりして、信頼関係が重要になっている。
- ミーティングの Face to face の効果についての研究がある（Meetings Mean Business による）。それによれば、1時間の対面の会議は、20通のメールか、10回の電話か、5回のビデオ会議に相当する。また、対面の会議に1ドル支出すると、9.5ドルの売上増加と、2.9ドルの利益増加につながると言われている。対面では信頼関係が生じ、知識を共有できるため、ビジネスが生まれる。
- まずバーチャルで会議をして、良かったら対面の会議をする場合もある。プランナーもバーチャルとリアルを使い分けている。

G氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- 国の目指すＩＲはファミリー志向が望ましい。外国人観光客には、横浜のように空が広い都市に子供を預けて、大人はバカンスをしたいというニーズや、ＭＩＣＥのため家族で来日し、家族はアトラクションへ行き本人は国際会議に参加したいというニーズがあると聞いている。こういったニーズに合ったＩＲにして欲しい。
- 富裕層がカンヌ（モンテカルロ及びモナコの近く）に行く場合、４～５階建てのクルーザーを停泊してそこに宿泊するが、日本では漁業権や環境規制などの問題があり、クルーザーを停泊できない場所が多い。
- 多くの外貨を落とすインバウンドが、マカオではなく横浜など日本のＩＲを選ぶかどうかも課題である。旅の楽しさに加えて、シンガポールやマカオに対するＩＲ自体の優位性が必要である。
- 日本固有の伝統文化を見せれば外国人が来るのかというと、個人的にはクエスチョンマークである。古いものを愛でるという観点では京都や鎌倉が人気だが、日本型ＩＲで強調すべき点はそうした観点だけではない。eSports のように未来型のものや、コスプレやアニメなどサブカルチャーを含む、広い守備範囲で捉えることが重要である。
- ＵＳＪの事例を見ると、最寄りの空港にＬＣＣがどれだけ就航するかが重要である。空港のポリシーにもよるが、横浜の近隣でＬＣＣが就航する茨城、成田、及び静岡空港から、横浜までの交通の連携はどうあるべきかを検討すべきである。
- オリンピック及びパラリンピックの影響で、ＬＣＣが発着する成田からの動線として、水上バスやフェリーの便が増えるのではないか。
- 一方で羽田空港は、富裕層向けに 50 便の枠が増える。
- 都内の某ホテルでは屋上にヘリポートがあるが、丸の内及び皇居に近接する関係上、ヘリポートチェックインを導入することができなかった。一方で（六本木の）森ビルにはヘリポートチェックインがあるため、海外のセレブ等が成田への移動に利用するラグジュアリーラインとなっている。
- 高速ジェット船については、県や行政区をまたぐので連携が必要になる。

Q　　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

■ 雇用の増加にはネガティブな側面もある。この規模の雇用が生じれば、外国人労働者が増加する。ドバイやシンガポールでは外国籍の労働者が多く、それらの都市と同様に横浜近郊にも出稼ぎや定住型の外国人が確実に増える。

■ 外国人労働者が増えれば、住民からの懸念が高まる。横浜市、周辺市町村及び国で対応する必要がある。例えば空き家に外国人のコミュニティができるかもしれない。学校、病院などでの多言語の対応も必要になる。彼らの２～３世をどのように受け入れるかも課題となる。対応するアクションプランが大事である。

■ 横浜は明治以来の伝統を生かして、国際的な都市のモデルになって欲しい。横浜ですら外国人に対して排他的になってしまったら、日本に未来はないと思う。

■ 横浜は中華街のある国際的な都市であるので、ＩＲというゲートウェイを通って知日派の外国人を増やしてほしい。

■ 依存症やギャンブルをどう限定するか、ルール作りが必要である。

■ 今後は顔認証や防犯カメラといったＩＴ機器を活用し、データの精度が増すことで、個人情報の透明性が向上する時代になる。トランザクションを整理し、ビッグデータを活用することが、犯罪及び依存症防止のためのアクションプランとなりうる。

■ 1980年代のカジノでは、借金や家庭崩壊といった問題が生じていた。そのように個人の生活が崩壊する前に講じるべきギャンブル依存症対策のプロセスの方法論があるのではないだろうか。

■ 子供の頃からの教育や、地域のコミュニティを通じて、依存症の解決策を探ることができるのではないだろうか。

【ＩＲに関する様々な意見について】

■ 横浜という街がどういう国際観光都市になりたいのか、ビジョンが大事である。

■ 観光都市のあり方の方向性があるかどうか。市と市民がどういうコンセンサスに達しているのか。少子高齢化の中で、子育てしやすい住宅地を目指すのか。これからの財源について、誰が負担していくのか。

■ 新たにＩＲを整備することによって未来をつなぐ港町横浜の方向性が示され、日本型ＩＲのあり方が横浜で具現化されることが望ましい。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

■ 様々な属性の日本人や、ハリウッドスター及び海外の超富裕層と付き合う中で思うが、訪問先として、横浜はあまりチョイスされない。横浜は彼らが行きたくなるよ

うな観光資源がない。一方、鎌倉、伊豆、箱根、真鶴、富士山等には行ってみたいという声がある。こうした状況の打開のため、横浜ではＩＲを含む観光政策ができるのではないか。

- 横浜というまちはしっかりしている。住民には解決する気力があり、期待すべきである。ＩＲが来ると、市のありようが変わるかもしれない。
- 横浜が文化のリーダーシップをとり、教育性の高いファミリー向けの施設をＩＲに導入して、海外のように子供を預けて大人がナイトライフを楽しめるようにすることが望ましい。その結果、横浜市へ経済効果がもたらされる。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 企業同士の綱引きになると、パワーゲームの舞台になりかねない。カジノがあるため、ランニングコストだけでなく経営の透明性も確保する必要がある。
- 知らないうちに、横浜ＩＲがシンガポールやドバイの投資家にとって都合の良い運営になってしまうと望ましくない。資本比率やコンソーシアムの構成等についてルールを作り、横浜及び国がどのようなゲージ（枠組み）をつけるかが課題である。自由競争では難しい。

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- この規模の開発をする場合、市民が懸念するような暴力団やマフィアが入るおそれがある。汚職をする関係者が出てこないようにする仕組みが必要である。

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 横浜が、未来志向のＩＲのモデルケースになって欲しい。昔の典型的なＩＲやエンターテイメントではなく、例えばeSportsを普及させるような伸びしろのある

活動をすれば、スポーツや新規性という意味でも国際的な注目度を高められるのではないか。

- この規模の開発であれば、横浜の象徴的な建物になりうる。
- 映画の製作者が撮影に使いたくなるような、象徴的でシンボリックかつフォトジェニックな建造物が望ましい。そのような建造物の存在は、国際観光都市としては大事である。
- 平均点の建物が並ぶよりも、個性重視の建物の方が望ましい。インプレッションが高いものが大事である。
- 世界の国際観光都市との比較の中で考えないといけない。ドバイやシンガポール（マリーナ・ベイ・サンズ）のように、写真を撮りたくなるような建物によって、横浜の魅力が高められないと、本当の意味でのＩＲの象徴にはなりえない。
- これからはオンラインゲームの時代に入りつつある。リアルのＩＲ開発について、私は是とするが、カジノも含め様々な形で、サイバースペースでつながることが進む。時代はバーチャルである。どこにいてもオンラインになる。例えばeSportsの１億円プレーヤーは、どこにいても稼げる。
- カジノがオンライン化する時代になれば、リアルでカジノに入らなくてもギャンブルをできる時代になる。そのような時代の変化を考慮すると、ＩＲではカジノは最小限にして、ＭＩＣＥ施設及びノンゲーミング施設が魅力的であるべきである。ルーレットなどの旧来のゲームもなくならないが、下の世代がリアルイベントでやりたがるかというと疑問である。ただ、リアルの熱狂は必要である。ダンスを皆と踊るなど、体感ができると良い。こういうリアルさを優先した、横浜オリジナルのＩＲが必要である。その場合、たまたまカジノが少しそこにあるという方が望ましい。
- 家族でマリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサへ行ったことがある。その際は、プール、ショー及びレストランに行くことがメインであった。そして、シンガポール内でトラディッショナルな街や朝市を楽しみ、ゴルフへ行った。大半の人は、少しカジノを経験するだけであると思う。

【その他】

- ラスベガスは硬直的になっている。営業するプレーヤーが変わらないと、権力を持つようになる。そして彼らを通さないと興行ができない、新しい店も開けないというように、既得権益が生じてしまう。横浜では、15%は新規参入できるエリアにするとか、制度などを決めれば活気づく。古いＩＲをやろうとする人たちは焦ると思う。
- 仮にＩＲができなくても、横浜で新しい事業やビジネスをやりたい人が、容易に新規参入し法人を作れるような施策を講じることが望ましい。１年間の税金の免除

や、助成等があると良い。クリエイターズビレッジやアントレプレナーに定着してもらえれば、雇用が生まれる。

- さらに、既存企業も含めて、ＩＲにかかわる企業が接点を持つ場づくりが必要である。旧来の町工場から情報技術産業への転換が必要であり、横浜にもドローン等の先端的な企業が必要である。横浜アリーナなど既存のエンターテイメント施設及び既存企業の経営者らが、お互いにビジョンを共有することができる場づくりが必要である。
- 例えば中国の深圳では、法人登記が容易である、香港へ進出できる、エンジェル投資家がいる等の理由で、国籍を超えて人が集まって拠点を持とうとしている。そのように、横浜で世界中から新規参入できるようにすることが望ましい。エンターテイメントや映像産業だけでなく、ＡＩやビッグデータ分析事業者のようなシステムエンジニアが集まる街になることが望ましい。
- 中小企業庁で地域の産業育成に関わっているが、横浜にある創業100年以上の企業のリバイタライズが必要ではないか。例えば醤油や草履など、現代の光を当ててリブランディングする。横浜の伝統産業も、いいものであれば生き残ることができる。その製品を、ＩＲに来る人に買ってもらえるようにすることが望ましい。
- ＩＲ映像作品は、音楽、舞踊、演劇の本質、映像技術の集積であり、ＩＲでは、近未来型の技術の集積と文化的なものをＩＲ融合した方がよい。
- ＡＩ化することで、人間は余暇を取れる。食べて生存するだけではなく、人間がどう文化的に過ごすことができるのか、横浜でモデルを示すことができると望ましい。

H氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- ＩＲの専門家ではないのでこれだけだとよく分からないのだが、社会経済的な潮流としては、高齢化やライフシーンの変化を迎えている。市民（消費者）のレベルでは、これからのライフスタイルの変化について、いろいろな形で思い描かないといけない。
- 人生100年のスパンで考え、定年後３分の１の残りの人生をどう歩むか考える必要が出てくる。22で就職して60までを１つの人生と考えるのが年金の発想である。だが、人生の複線化や、大学も取り組んでいるリカレント教育などが活用され、これまでのライフシーンが変わるべきである。
- 従来はメーカーが付加価値を生んできたが、これからはサービス産業化して付加価値が下がると、ＧＤＰも下がることが懸念される。サービス業にシフトしてもＧＤＰをどう維持するか。主要産業がサービス業となっても、付加価値率の高いサービスを提供する構造に変えていかなければならない。既存のサービス業は高齢化や人手不足により、その構造を変えないと収益を上げられなくなる。
- ＩＲは広く見ればサービス業が中心である一方で、展示会によりものづくりへの相互作用をもたらす可能性がある。
- 法律や事業者からの情報提供の結果だけでは、市民自身とのかかわりが見えにくく、共鳴されにくい。
- なぜ、ＩＲの導入可否を検討するのか、全体を取りまとめ、考え方を行政が示さないといけないが、それだけでは市民は共鳴しない。市民の立場で示さないと、理解者が増えない。一方で、理解されるように示せば、市民の中で期待する人が増えるのではないか。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- パーソル総合研究所と中央大学の共同研究 である「労働市場の未来推計2030」によると、現状60万人くらいの（ミスマッチも含む）人手不足が、2030年には644万人に増えるとされている。これをどう解消するか。女性やシニアの活用では足りず、外国人やＡＩの活用も必要になる。また、生産性の向上が必然である。人手不足は人を持ってくるだけでは解決しない。ＡＩで生産性を向上することが、サービ

ス産業には必須になる。

- ＩＲには機能がいろいろある。既存の産業と比べて付加価値が高いという期待感を持てるかどうか。横浜市内の付加価値及びＧＤＰが具体的に増えることが示されなければならない。そうすれば、事業をやるなら横浜市にと企業が集まる。
- アトキンソン氏は観光立国には「気候、自然、文化、食事」の４項目が必要不可欠だとしているが、実際に今あるものからスタートするのは大変である。即効性が期待できず、地道な取り組みが必要であり、経済効果もそれほど期待できない。
- 川崎市や相模原市と連動し、周辺の市へも波及効果があるというシナリオが望ましい。政令市に加え、三浦市などの周辺も含む。三浦市では小網代の森 でＮＰＯが自然保護の活動も行いながら観光立国への取り組みを進めている。
- もっとインパクトのある、既存の構造を変える話でないと、今ある現在の課題を解決できない。
- 例えば、商業のフレームワークについて言うと、チェーン店は規模の経済性を追求する形態である。チェーン店には垂直型と契約型があり、契約型にはフランチャイズチェーンとボランタリーチェーンに分けられる。フランチャイズチェーンはその規模の違いから加盟店は現実には本部に従属することになるが、ボランタリーチェーンは加盟店の独立性が強くサプライチェーン機能やリテールサポート機能を活用する加盟店同士が繋がる水平的な組織である 。
- ボランタリーチェーン約 30 社のチェーン本部に話を聞いたところ、加盟店は本部機能を上手く活かすことで競争力を高めて後継者のいる店が多いとのことである。後継者問題は、廃業が増えている中で大きな課題となっている。ボランタリーチェーン加盟店は、本部と契約することで単独店では難しい生産性向上を果たしている。
- 商業ではマネタイズ（※）をどうするかが課題であるが、単一の事業をチェーン化する中で、付加価値が高まったから後継者が現れたのではないか。チェーン店を使いこなす戦略的な視点のあるものが現れたと考えられる。
  ※事業などを収益化する仕組みを確立すること。収益事業化。
- 彼らのような新たなチェーン店後継者は商店街のイベントにも前向きに参加している。コミュニティの維持には経済的な基盤が必要であるため、ビジネスをマネタイズすることが必要になる。
- 新しい仕組みをマネタイズすること、すなわち街の賑わいができた後のマネタイズの流れを示すことが必要なのではないか。今までと違う枠組みで、もしＩＲを設置したら、5～10 年後の客に提供するものが見えるかどうか。客層が分かれば創意工夫をすることができるので、中堅企業再生の一助となる。周辺都市再生のシナリオにもなりうる。
- 既存の商店街等の事業者がどう変われるか。今までの方法ではマネタイズが難しい

のであれば、ＩＲができて構造が変わり、ＩＲの客を対象に提供すべきものが分かってくると、新しくマネタイズの手法も変わってくる。

- アクションを起こすのは民間である。行政は、正確な情報と、５～10 年後のビジョンの構想をうまく伝える必要がある。
- 具体的な商業活性化の例として、大阪の黒門市場は、ＳＮＳで中国人が発信して客が増えた。日本人には微妙なものを、大金を出して買っていく。日本人だけを相手にするのではできない商売である。
- 大阪はすごい。道頓堀の地下街は 22 時で閉店するものの、地上は夜中も賑わっている。アジアの人が多く、外国のようなノリである。
- 大阪では商工会議所が英語を話さなくとも指差しですむような資料を作った。外国人を歓迎している。「３日目の大阪」と言って、大阪はせいぜい２日程で他所へ行ってしまっていたが、３日目には日常の大阪を体験してもらおうと、観光客が日常の大阪人の生活を観察し、SNS を通じて商店街に立ち寄りたくなるような事業を実施している。普通の商店街でも対策を講じている。
- 民間には、この投資でよいのかの不安がある。後継者がいないのは、その辺りが分からないからではないのか。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 横浜市の課題は、ＩＲを設置するしない以前の問題である。東京の経済圏であり、昼夜間人口比率は 100 以下で流出型である。買い物も川崎でしており、規模は大きいが地元に金が落ちないように見受けられる。
- 市民にとって税収の改善は他人事である。それは行政が考えてくれ、となる。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 売上や EBITDA（※）の「安定状態」とは、何年目の数字か。事業者ごとに異なるとか、明記していないとかいうのでは、比較のしようがない。統一しなければな

らない。

※純利益に、支払利息と税金と減価償却費を加えた利益。企業の収益力を分析、比較するのに適した指標と言われている。

- 初年度以降、目標とする売上及び集客数がどの時点でどう達成するか、事業者に示してもらう必要がある。プランを事業者に作らせるべきである。
- 情報提供依頼のこれらの数字は、何のために作っているのかにもよる。幅を持ってスパンとして見るというのであればよい。
- 未記入が多いのが気になる。項目の全てが未記入の事業者もある。税収効果すら分からないということか。
- 地元調達については、地元の経済界、商工会議所や同友会が気にすると思う。東京の企業からではなく、地元企業から調達することの確からしさは重視される。
- 大型客船は停泊できるのか。もしそうなら、客船での来場者分のホテルは不要になる。
- もっともクルーズ船の場合、途中下船した寄港地では朝に着いて夕方に出発してしまい、滞在しない。ラスベガスでもホテルの下にカジノを作っている。
- 誘導、回遊性、動線など使われ方を考え、どう迎え入れ、どう使ってもらい、どのようにしてお金が落ちるか、のシミュレーションが必要である。
- ダイヤモンドプリンセス級であれば観光客が3,000人乗れる。実体験で言うと釜山に着くとバス移動になり、船内にはショーの企画もあった。外国に来たら外出するが、寄港半日では不十分である。
- クルーズ客が寄港するのみでお金を落とさない点は、空港と同じである。旅行代理店との折衝が必要である。

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- エンタメ施設、特に劇場は東京でも不足している。常設で持っている団体は少ない。例えば、帝国劇場では、レ・ミゼラブルは２年に１度、２ヶ月間しかできていない。興行を行える場所がない。１～２ヶ月のスパンで各地を回っている。
- ナイトタイムエコノミーとして、海外に行かなくても横浜で見られる、常設型の劇場やコンサートホールが横浜にできればすごいことである。
- 外国から交響楽団を呼ぶのには金がかかる。常設劇場を聖地化していくのが良い。

【その他】

- 社会構造の変化及び新たな生き方について、シナリオを見える化して、人生を楽し

む娯楽を提案していかなければいけない。

- 夜間の交通対策はどうか。例えば、ロンドンでは深夜の移動の心配がない。ナイトタイムエコノミーの充実のため、深夜の公共交通の充実が必要である。帰宅交通のために時間を気にして遊ぶのは空しい。

H氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- 横浜がいいかどうかは別として、日本型ＩＲはあってもいいと考える。近年インバウンドが増え、海外からの観光ニーズが高まる現状において、日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の魅力を発信するためにも、日本型ＩＲ等が必要な段階になってきている。
- 一方で日本型ＩＲにギャンブル依存症等の懸念事項があるというのは理解している。コストとベネフィットの検討が重要になると考える。

Q　　日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- 日本型ＩＲにより、観光客が今まで以上に増えれば、消費するお金も増えるのではないか。
- シンガポールの例では、ＩＲ開業後に外国人来訪者、国際会議開催件数、外国人観光消費額が増加しているが、中国経済の減速により今後想定通り順調に伸びていくとは限らない。観光客数が伸び悩んだとしても日本型ＩＲ事業が成り立つような計画にする必要がある。また、もしリーマンショックのような経済危機が発生した場合、見込んでいた経済効果が上がらないことも想定しておくべきである。

Q　　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- カジノを作ればギャンブル依存症は必ずといっていいほど発生することが想定されるため、依存症対策等の社会的コストがどの程度かかるかの試算・把握をすることが重要である。
- ギャンブル依存症対策については事業者まかせではいけない。若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、行政主導でとることが必要である。また、事業者、市、国がそれぞれ対応する必要があると考えており、事業者にどの程度コストを負担してもらうかも重要である。
- ギャンブル依存症対策の社会的コストを考えるにあたり、カジノの集客ターゲット

層をどう設定するかがポイントとなる。客層が広くなれば依存症対策のすそ野は広がるため、コスト増につながると考えられる。カジノ客を海外のＶＩＰ等に限定すれば、社会的コストも限定的となり試算はし易くなると考えられる。

- 日本人のカジノ入場料6,000円はディズニーランドの入場料と比較してもそれほど高額とはいえないため、それほど抑止力にはならないのではないか。
- 日本型ＩＲはそこに行けば色々なものがあり何か楽しいことが待っている施設であると思うが、その中でカジノをやりたいかどうか。現状ではカジノに反対する横浜市民がかなりいるため、横浜市民が気軽にカジノに行けないような何かしらの制度設計が必要ではないか。

【ＩＲに関する様々な意見について】

- ＩＲ施設を設置した場合にどれ位の経済効果があるのかについては数字で市民に示す必要はあると思うが、一方で増収効果が見込まれるからＩＲを誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではないか。将来的にどのような横浜市をつくっていくのか、どの分野にＩＲからの歳入を使うのか等、横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある。横浜市における現状の課題を、ＩＲを設置することによりどのように解決していくのかを整理して示すべき。
- 横浜を将来的にも元気にしていくために、思い切ってＩＲを誘致してみるという手段はありうると思う。但し、その場合には、人件費や施設のインフラ整備にどの位のコストがかかるか等をきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 横浜市民が高齢化しており将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれているため、横浜市としては今後どうしていきたいのか、そのためにどうＩＲを活用していくのかについて検討する必要がある。ただし、横浜市民にどう説明していくかについては別途検討する必要がある。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

■ 見た目だけで暴力団員と判断するのは難しいため、警察の情報を共有するなどの対策はあると思うが、暴力団を排除するのは難しいのではないのか。

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

■ 横浜市では市民の９割強が反対し、市長も横浜ＩＲ誘致に関しては白紙と明言する中、今回ＩＲに関する情報が集まるというのは、やはり横浜には地の利があり（首都圏に近く、周辺環境が整っているところにまとまった敷地があるなど）、客観的にみて魅力的な場所であるということだと思われる。

【その他】

■ 韓国の事例（近隣には中古車があふれ、質屋・風俗店が増えた）を聞くと、もしも山下ふ頭の周辺も同じような状況になったら困る。

■ 送客施設が横浜市にどのような効果をもたらすのかのイメージが沸かない。横浜市にどのようなメリットがあるのか分からないため、何か仕掛けが必要ではないか。

■ 横浜市はＩＲについてきちんと検討をしていると感じた。調査結果を基に市民と話すべきである。

■ ＩＲが日本に設置された場合、日本経済全体にとっては当然プラスの面があると思う。

■ カジノには「後ろ暗い」イメージがある。今、海外からの観光客が増えているのは日本の「おもてなし」文化が広まってきているからであり、カジノがあるから海外からの観光客が増えるかどうかは疑問。

■ 周辺施設との役割分担が必要ではないか。

■ 既存の周辺施設に影響がでる場合もあると思うが、考え方によっては、新しく生まれ変わるチャンスととらえることもできるのではないか。

■ ＩＲ施設と周辺施設の位置付け等、ＩＲ施設の誘致検討を機に、横浜市としての観光計画のようなものを整備する事が望ましいのではないか。

■ 横浜にＩＲ施設を誘致した場合に、どのくらいの経済効果があり、市にどのように還元されるのか。直接効果や周辺効果をきちんと数字でも市民にみせるべきである。

Ｊ氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　**現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。**

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- ＩＲをやるのは構わない。ただ、カジノを開設するのであれば、依存症対策を万全に行う必要がある。現状は国や自治体がどれだけ依存症対策や懸念事項対策に本気になっているのか疑問に思う。万全を尽くしていない。実態は全然変わっていない。

Q　**日本型ＩＲでは、ＩＲは観光振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの効果が期待されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。**

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのＩＲの効果について】

- もし、ＩＲ施設を設置したら、外国人が集まるので、子供の英語特区にして英語教育を強化するとよいのではないか。IR の税収を英語教育の強化に使ってはどうか？
- もしＩＲ施設での雇用対策を考えるなら、派遣の安い雇用ばかり創出するのは望ましくない。派遣を不可にして、雇用保険と社会保険を完備した正規雇用を義務付けるのはどうか。雇用を創出するとはいえ、質が問題である。
- 将来、税収不足が見込まれるのであれば、ＩＲを導入することで負の側面が増大しないよう充分な対策を行い税収増に繋がらないと困る。負の側面が増大し福祉などの行政サービスが低下しては困る。
- 大きい施設を作ると、地元の商店街がつぶれるケースがある。例えば、スカイツリーができて墨田区は商店街がシャッター街になって、老人が買い物に困っている。商店街だけでは企業の圧倒的な資金力に負けるので、ＩＲ事業者の資金によって既存商業への対策を整備しないといけない。
- 行政やＩＲ事業者だけではうまくいかない。民間の知恵を活かして、地域の街づくりをすべき。
- 魅力発信施設はＩＲ区域外にも作って、地元商店街が発展するようにしてはどうか？

Q　**日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください**

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

■ 依存症対策は、顔認証やマイナンバーカードなどの入口制限だけでは不十分である。
■ 入口制限では防げないという前提で、もう少し踏み込んだ対策をしないといけない。
■ ギャンブル依存症対策は、地域連携で網の目のようにセーフティーネットを張り巡らせるべきで、一朝一夕にはできない。

【ＩＲに関する様々な意見について】
■ 一般市民がカジノを嫌うのは当たり前である。
■ 横浜市がこのままでは税収不足になるという点はあまり知られていないので、財政課題の解決のため、ＩＲが必要と伝えるべき。
■ 横浜市の中学校給食のことは話題になっている。そのような話題があるとIRで税収増をアピールしても市民の暮らしが良くならないのではないかと思ってしまう。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】
■ 横浜の観光でいえば、横浜中華街は古くなってきている。例えば横浜には有名なスイーツ（デザート）を出す店などを誘致して、インスタ映えするスポットを作ってはどうか？
■ 大桟橋には客船が来ており、雰囲気は良い。世界中からＩＲへ船で来られるというのは魅力の一つ。
■ かつての横浜は、東京の上を行っていると思っていたが、今は斜陽の感がある。
■ 現在の横浜市で行きたい場所は思いつかない。東京や鎌倉などには行きたいところが多い。昔は元町などキラキラしており、襟を正さないと行けないような場所だった。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果（観光客数、増収効果、経済波及効果、雇用創出効果など）について、ご意見をお聞かせください。その他、経済的・社会的効果についてご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】
■ ＩＲのイメージが煌びやかなだけに、周辺地域との差が際立つ。ＩＲだけきれいなのはどうかと思う。

- ＩＲを設置することに対して、横浜には反対する人が多いと思う。その人たちも納得する政策を導入しないといけない。例えば、IR の税収増によって具体的に何をやるのか示し、その公約を守るべき。子供達の教育の向上や福祉に関わるものが実現すると良いと思う。
- 例えばシルクセンターにきれいな着物を置いて着物博物館のようにしたり、店舗で着付けをして人力車で写真が撮れるなど、明治の文明開化のような街にするのはどうか。赤レンガや開国記念館がポツンとある状況だが、千葉の佐原の街並みのように、街並み全体に横浜らしさを出すなどすれば、観光地として地域経済がもっと良くなる。
- 「ギャンブル依存症の啓発に関する広告費の支出」を事業者に義務付けるべきである。
- ＩＲ施設だけでディズニーランドやＵＳＪを超える人数の客が来るという概算には疑問を感じる。

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- アメリカでも、カジノ施設内での声掛けにはそれほど効果がない、と言われている。実際は事業者から踏み込んだ声掛けはできない。アルコール飲料の企業がアルコール依存症対策施設を作るように、ＩＲ事業者がギャンブル依存症対策施設を作るというのは、原因者が対策施設を設置するようなもので、難しいのではないか。
- カジノのギャンブル依存は、進行が速い。ＦＸと似ている。
- オーバーツーリズムで地元が迷惑するケースを目にする。横浜市に大きいものを作った場合、周りとの関係は大丈夫か。
- ギャンブル依存症の啓発に関するテレビＣＭや YouTube のＣＭ等は積極的にやるべきである。ＡＣ（※）のように事業者名を出さなくても構わない。エレベーターの画面広告や、地下鉄やバスの広告の空きスペースに出してもよい。※公益社団法人 AC ジャパン

Q　事業者から、提出されたＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について、ご意見をお聞かせください。

【ＩＲの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 山下ふ頭は眺めもよく、海沿いに建設されるのがやはり横浜らしいと思う。

【その他】

- 日本文化といえばアニメではないか？アニメ文化を融合させたり、歌舞伎なども、外国人には喜ばれるのではないか？
- 横浜は夜景がきれいであるし、光を用いたプロジェクションマッピングも面白い。
- 鎌倉は地元のＩＴ企業が街の課題を解決しようと、「カマコン」というプロジェクトがある。横浜も新たな民間の力を活用してはどうだろうか。
- 地域の活性化を考えてIRで新たに作るホテル等には中華料理店はいれずに、中華街と連携するなどといった仕組みを作ってはどうか？
- ギャンブル依存症はぱちんこ依存症が８割を占める。気軽にいつでもどこでも入れてしまうことが問題。
- 従来、ギャンブル産業側にギャンブル依存症対策を義務付けてこなかった。自己責任論や家族責任論を押し付けてきたがカジノはどうなるか？
- 長時間続けられるカジノは、依存症を発症すると進行が早い。また金額も巨額になりがちである。ぱちんこも長時間できてしまい、公営ギャンブルのようにインターバルがないから依存症になりやすいという側面があると思う。
- カジノは周りで賭けている人に煽られ、知らず知らずのうちに金額がつりあがってしまう。他人の掛け金があからさまに分かるのはカジノだけである。例えば同じテーブルでプレイしている人が200万円賭けているのを見ると、小さく賭けるのが恥ずかしくなり自分も大きく賭けてしまい大損する。また、他人が大きく取り戻しているのを見ると、ちまちま賭けてもしょうがないと思いはまっていってしまう。
- 依存症になった人のケアは、カジノも他のギャンブルと同じである。
- カジノのギャンブル依存症対策のポイントは、いかに既存のギャンブルを巻き込んで対策できるか。既存ギャンブルとカジノの対策が連携できることが大切である。
- 例えば、横浜市内のすべてのギャンブルにマイナンバーカード持参を義務付けるのは困難かもしれないが、汎用性のある免許証などのIDで年齢チェックを厳格化するようになれば、それは大いに評価できる対策である。
- 公営競技の本人申告や家族排除の規制も、実際には顔写真で確認などまだまだ機能していない。システム化しなくては意味がない。
- 困っている家族の支援を強化することが重要である。本人支援ばかりを重視しているが、最初は家族が相談に来るケースが多い。家族支援は非常に重要である。まずは、家族の相談を親身に受け、本人に介入していくことが必要である。
- カジノだけではなく他のギャンブル問題でも相談できるようになるとよい。家族相談を強化しないと、対策にならない。
- 都道府県がギャンブル等依存症対策基本計画の策定を行う際に、確かな計画ができるかが問題である。神奈川県に加えて、横浜市もどのくらい取り組めるのか。

■ 海外の例を見る限りＩＲ導入による治安の悪化は大きな懸念事項ではないであろう。ただし、都市の繁華街ができたときに、貧富の差ができて、治安の良いエリアと悪いエリアができてしまうおそれがある。カジノ施設近隣は、人の流れ、街灯、警備、監視カメラ等が増え治安はむしろ良くなるであろうが、距離が離れた周辺地域では、カジノの豊かさ・対策投資の恩恵が薄れ、カジノ周辺に比べて相対的に治安の悪化が生じる可能性はある。

■ ＩＲが開発されるまでの間、対策費用がどこから出て、市財政にどの程度の負荷がかかるのか、といった負の話が明らかにされていない。その投入費用と、将来的に見込まれる益をどのように比べるか。益は、短期的に考えた場合と長期的に考えた場合ではどうか。そういったことを行政が答えられるようにすべきではないか。ＩＲによって何がどう変わるのか、ということをもっと検討し、共有すべきではないか。

■ シンガポールでは、マカオでは、といった海外事例の例示では大雑把すぎると思う。海外事例を示すのであれば、スカンジナビアやカナダ（保険制度がある国として）を勉強すべきではないか。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

■ 横浜の場合、A地域が存在する点は、特に注意を要するのではないか。都市には福祉受給のために人が流れ込みやすい。高齢貧困者が多く、アルコールや薬物等の依存問題も懸念される。観光振興は一つ間違うと、弱者や貧困者の排除や環境浄化になってしまう。そのような人たちを排除して終わってしまってはならない。観光振興＝美化という側面がある一方で、弱者や貧困者の立場の人達への配慮も重要である。

■ 依存症における横浜の課題は、A地域など特異な歴史的・地勢的要因を抱える地域の存在によるところが大きい。他方で、開かれた都市であり、高度に国際化しているところはプラスの特徴である。国際化に対応できる力が非常に強い。

■ 行政の縦割りを打破できないか。ギャンブル等依存症の対策も含めて、所管の隙間に落ちてしまう人ほど問題が深刻化している。対策のかなりが縦割りのために重複し、非効率となっている。効果的に対策をとることが重要である。

■ ＩＲにより都市が大きく変わるのであれば、効果的な施策を効率的に導入するチャンスである。例えば、車椅子が使えるバスを一台だけ導入してもダメで、運行するバスの多くがそうならないと効果が出ない。最初からきちんと考えておけば、意外

と安く済むことがある。そのような町のデザインを描いておくことで、バリアフリーが実現できる。それと似たような発想で、対策を検討して欲しい。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- オペレーターが、対策案を提示してきたときには、実際に（海外で）本当に実施しているのかを確認すべきである。そのうえで、①世界中どこでもやっていること、②エビデンスとして有効性が検証済みのもの、③有効性の検証はまだこれからのもの、というように仕分けて理解することが重要である。これは、誰が評価して、どのように監視するかの問題でもある。
- オペレーターからの情報提供内容は主としてカジノにおける対策であって、カジノ施設の周辺における問題はカバーできていないこともある。カジノが開業したら周辺にどういう影響が出るかを想定し、周辺全体としての対策が必要になる。なかには、ＩＲ開業前から始めるべき対策もあるだろう。都市全体の問題として一緒に解決に向けて考えてくれるオペレーターなのか、ＩＲのことしか考えられないオペレーターなのか、を見極めることが重要である。

【その他】

- 若い人が様々なビジネスにチャレンジできるよう、カジノ収益の一部を基金化するのは一つの方法である。
- 厚労省の調査結果等から、日本のいわゆるギャンブル依存症の割合は高いといわれているが、その解釈に議論がある。日本のギャンブル等依存症の割合は、おそらく他国と比べて特別に高くはないであろう。日本のデータが高くなっているのは、いくつかの理由が考えられる。

  ①日本では、ギャンブルに対する宗教的罪悪感が薄く、海外よりも調査で申告することに抵抗が少ない。ぱちんこや宝くじ、公営賭博が身近にあることも影響しているのであろう。

  ②過去の経験を問う設問形式だと、20年前等のかなり前の時代のことも答えてしまう。ぱちんこは20年前の遊技人口3,000万人の頃のデータが取れてしまうため、生涯では特に依存症の割合が高くなってしまう。

  ③海外の調査における「問題ギャンブラー」は、医学的ないわゆる「依存症状

- ギャンブル依存症の対策のためには、子供を育てる時に、自尊心をすり減らさないようにすることが大切である。子供の自尊心がギャンブル依存症の防止のために大事である。
- 様々な依存症に関して、10代からゲーム、違法薬物、18歳からぱちんこのリスク、20歳からアルコール及びギャンブルのリスクがあると説明する。まずゲーム依存から親に依存教育を徹底させる。
- 両親学級（母親学級）で依存症教育をやるべきである。赤ちゃんができた時から、依存症の説明できる講師で実施する。他の自治体では、ギャンブル依存症について高校生から教育をやっているところもあるが、今はゲーム依存について低年齢から教育すべき。例えば、横浜市では両親（母親）学級から、小中学校、高校そして、大学と依存症対策に関する計画を作る。
- 横浜市の依存症支援策を充実させることが必要だと思う。
- 横浜市内のネットワークがまだまだ充実していない。
- 市民にギャンブル依存症対策の正しい方法をいきわたらせること、特に「家族がギャンブルの借金を肩代わりするのはダメ」という啓発は非常に重要。
- 「アルコール依存症は内科医から、薬物依存症は司法に介入の窓口がある」と言うことができるが、ギャンブル依存症は相談の窓口が多岐に渡る。そのため、あらゆる関係者に正しいギャンブル依存症の知識をパンフレットにして配布して、市民にも正しい知識の普及を徹底すべきである。
- 他国では、ギャンブル依存症の対策費を事業者から徴収しており、日本もそうすべきだと思うが、米国のように特定の団体に支払うと利益相反になりかねない。税金等で徴収し関係団体に、公平性・透明性を確保し配分すべきである。
- カジノ入場料6000円の一部をギャンブル依存症対策費に回すのが理想である。ただ、国が十分な対策費を計上するとは思えない。
- 日本では依存症のスティグマ解消は大きな課題である。スティグマ（※）解消のために、依存症から回復した海外アーティストを呼んでイベントを開催するなどやってはどうか？

  ※スティグマとは元々は烙印という意味で、特定の事象や属性を持った個人や集団に対する、間違った認識や根拠のない認識をいう。
- 一般企業がギャンブル依存症防止に積極的に関わっていかなくてはならない。従来の一般企業は依存症者が問題を起こすと解雇してお終いだが、休職させて回復させ職場復帰できる制度が必要である。
- 企業のために、正しい依存症の知識が必要である。最近では航空会社のアルコール問題や、消防士の薬物などの問題がみられる。
- 依存症対策をすれば、福祉の支出は減る。資金を確保して依存症対策の啓発をする必要がある。

Ｊ氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　**現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。**

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- 高齢化が進展し、人口構成が逆三角形になっていくなか、働く人が社会保障を支えるという枠組み自体が限界に来ている。他方で、日本の場合は福祉が充実しているから秩序が保たれている。そのような状況下でカジノを合法化する公益性とは何か、何を期待するか、ということをしっかりと議論し、理解を求めていくべきである。
- 高齢化が進行する中で、社会保障を支えるモデルが作れるかどうかが日本型ＩＲの重要な点である。
- ＩＲ事業者と一緒に地域の未来に何をどのように還元するか、周辺の影響も含めて提示しなければ市民は納得しない。特にノンゲーミングが重要である。

Q　**日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください**

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- ギャンブル等依存症対策を実施するにあたり、単にデータをとれば安心なのかというとそうではない。顔認証のみでは、依存症対策として十分でない。大量の情報を扱わなければならなくなるので、取捨選択をして使える情報に注力し、コストを安くすることが重要である。
- 日本では、負の影響について神経質になっているが、議論の裏づけとなるデータがない。特定の施策を講じたときにどの程度有効なのか、調査してエビデンスをとるべきである。負の影響に対する対策は、場所・地域により異なる。ラスベガスのような大きな街を中心に展開するオペレーター（※）と、ダウンタウンのような生活密着地域に多く開業しているオペレーターとでは、対策の態様が異なる。海外の対策が日本に向いているのかどうかは、現時点ではわからない。

※カジノを運営する事業者

【ＩＲに関する様々な意見について】

- 地域が大きく変化するのだから、色々な意見があって良いと思う。大きな開発で、不安になる人が出てくるのは当然である。
- 反対派の意見が感情論になっている部分がすくなからずもあると思う。データを提示して説明することが重要だが、信頼できるデータが無い状況。まずは調査をしっかりやることが必要である。

態」よりも軽度の人たちを含めている。日本は、問題ギャンブラーの疑い者を含めて「依存症」と呼ぶため、混乱が生じている。

- ギャンブル等依存症対策の現況調査を行う場合、対象者の内訳が重要である。高齢者なのか若年者なのか。ぱちんこ顧客は高齢化して、若い人は減っている。重症のぱちんこ依存問題保有者の年齢構成が変わってきている。現状の状態が続けば、重度のぱちんこ依存問題はいずれ漸減し、消えていく可能性がある。また、一旦は依存問題が生じても、自分で正常に戻れる、という人は日本では多い。この点からもぱちんこ依存問題は、時間と共に自然減少していくだろう。
- 娯楽費が生活費の何%かという調査ができていない。地域対策ではこの数値が重要である。横浜での所得水準がどのくらいで、貧困層はどのくらいで、そのうち、若年層はどのくらいで、将来リスクがどうなりそうかなど、どの程度まで娯楽費は許容範囲かといったことを考えて、都市としてのリスクを考えられるとよい。そこまで丁寧にやっている都市は世界にない。市民に説明するならそういうやり方が理解を促進すると考えられる。
- 横浜市において、ギャンブルを行う人の所得層がどの程度で、年齢層はどの年代が多いのかなどについて分析できれば対策に有用な情報となる。
- ギャンブル等依存症の特徴は、依存対象の種類によって違うと思う。ギャンブルに親和性がある人達というのは存在していて、その人達は依存形成リスクが高い。ただ、親和性を持っている人のなかでも、どのゲームにはまるかのかは、分かれている。大きな違いではないが、依存対象によって、プログラムや提供する情報も変わってくる。
- その他、教育、アルコール依存の遺伝負因等の個人の背景の違いは、依存形成に大きな影響がある。
- ぱちんこ愛好家のなかで、オンラインの方にも関心を示す人もいれば、そうではない人もいる。ギャンブルは形が変わっていくので、今ある形をもとに決め付けないほうがよい。競馬ひとつとっても、発売所に行って購入することと、オンラインで買うことは違う。別モノと思ったほうがよい。
- ギャンブル等依存症対策を講じていく上では、アセスメントが重要である。治療センターよりアセスメントが重要だと感じている。
- ギャンブルの負の問題は、病的な依存状態にならなくても深刻な問題行動として現れることがある。いちかばちかでお金を掛けて、うまくいかなくて自殺を選ぶといった行動がその一つに挙げられる。実際にそれが現実的な問題解決にならないことをほとんどのプレーヤーは理解しているので、そこまで至る事例は少ない。全財産を掛けてしまう「いちかばちか問題」は、カジノのほか、公営競技でも起きる可能性がある。現在のぱちんこでは掛け金が比較的少額であるために起きにくい。
- 現金・与信の問題が気にかかる。金融機関で借りたてのお金をもってカジノに行っ

ていいのか。カジノ管理委員会はそこまではコントロールしない。地域の全てのゲーミング産業と一緒に顧客や地域を守り、安全をどう提供していくかを考えるゲーミングコミッション的な役割を自治体が持たないといけないが、専門性がないと実際の対処は難しい。

- ＩＲができた時の懸念事項として、外国人が多く来たときの、様々な感染症の問題（例えば、沖縄で年中インフルエンザが流行している）、メンタルヘルス、ストレスへの対応も重要であり、行政としてもルール整備や幅広い対策予算確保が必要になる。

L氏　意見

【日本型ＩＲについて】

Q　　現在、国で検討されている日本型ＩＲについて、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください。

【国で検討されている日本型ＩＲについて】

- ＩＲが登場してギャンブル依存症が脚光を浴び、議論が始まったのは良かった。ＩＲ推進法とＩＲ整備法がなければ、こんなに早くギャンブル等依存症対策基本法が成立することは無かったと思う。

Q　　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- ギャンブル依存症は、心配をしている。ギャンブル依存症への対策が適切に担保できれば望ましい。
- シンガポールの事例は日本のＩＲ整備法の基礎になっているが、実際にギャンブル等依存症の有病率は低下している。当面ＩＲができても3ヵ所であるため、ギャンブル依存症の患者さんが大幅に増えることはないかもしれない。2019年1月にシンガポールのギャンブル依存症の治療に関わる医師が来日した（第2回国際ギャンブル・ネット依存フォーラム）。依存症対策のうち、自己排除プログラム等の入場制限が最も有効であると話していた。入場を制限されたシンガポール人は、国民560万人のうち6,000人である。
- 日本でもシンガポールと同様に適切な依存症対策ができれば、ギャンブル依存症は増えないかもしれない。
- カジノには、ぱちんこやパチスロほど多くの人が行くことはないのではないか。ただし、大きい金額が掛け金として動くので、借金の金額が大きくなる懸念がある。その点を十分に考慮してほしい。
- 各種ギャンブルにおいて、バランスを欠いた対応は望ましくない。全部に関連する対策を取らなければいけない。
- 対策としてまず考えられるのは、依存症になってしまった人を治療や相談で対応することである。ただ、予防は重要であるが予防の手法は千差万別であり難しい。

【横浜市の状況、課題等について】

Q　　横浜の課題について、どのように考えていますか。ご意見をお聞かせください。その他、横浜の課題として考えられることが何かあればご意見をお聞かせください。

【横浜の課題について】

- 神奈川県には従来からＮＰＯ法人ワンデーポート等があり、自助回復グループ（ＧＡ）の数も多い。神奈川県のギャンブル依存症対策は先進的であるが、依然として数千人の患者がいるため、これらの施設の数はまだ不十分である。
- 来年度、依存症対策の予算が増える可能性があるという話を聞いたが、厳しい財政内でも依存症対策の予算を十分に付けてほしいと考えている。
- もしＩＲを作ることがあれば、青少年の健全育成、暴力団及び依存症への対策を十分に実施してほしい。特に、依存症の予防対策に力を入れて検討してもらいたい。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- 事業者がギャンブル依存症の予防と対策をすると述べているが、どこまで本当に実効性があるかは疑問である。事業者は多くの客に来てもらいお金を使ってもらいたいと考えており、ギャンブル依存症対策と相反する。
- アルコール依存症では飲料メーカーや飲食店、ギャンブル依存症では機器メーカーやぱちんこホールなど、依存症の向こう側には巨大企業がいる。企業側は売上増加のための宣伝を行っているが、依存症の予防につながるような宣伝を行うところまでは進んでいない。
- 事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいけるのか、特に予防については、疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で、依存症への取り組みを示してほしい。
- シンガポールでは全事業者が横断的に排除のためのシステムを作っていたと記憶している。このように公共性の高いシステムを横断的に作らなければ、自己排除も家族排除も実効性がない。

【その他】

- ギャンブル依存症は昔からあるが、ネット依存症は新しく問題になった。ゲーム依存症やネット依存症は子供が陥るため、問題である。ゲーム依存症はギャンブル依存症に匹敵する大問題になるのではないか。ＩＲに関連してギャンブル依存症が前面に出て話題になっているが、ゲーム依存症も大きな問題である。国と協力して、横浜市もゲーム依存症への対策を考えてほしい。

- 最近はギャンブルとゲームが一体化しつつあり、ゲームにおけるガチャ課金が課題となっている。国が指針を出さなければならないと感じている。
- ギャンブル依存症の割合を調査した結果については、他国に比べ、生涯での割合は日本ではやや高いものの、直近の12ヶ月での割合はやや低かった。これをどう解釈するかが問題である。
- 日本においては、電子ゲーム機（ぱちんこ、パチスロ、スマホゲームのガチャ等）を用いたギャンブルは、比較的依存症になりやすいと言われている。電子ゲーム機の数が他国に比べて多いため、この環境を考えると、日本人のギャンブル依存症の数は少ないとは言えないのではないか。
- ぱちんこ・パチスロ店は少しずつ減って、全国で1万店を切りつつある。当病院へのギャンブル依存症の外来の90%はぱちんこ・パチスロに関係しており、ぱちんこ・パチスロは大きな影響があると思われる。
- 依存症の特徴の違いとしては、ギャンブルの種類ごとに掛け金が異なるため、借金の金額の大きさが異なる点が挙げられる。
- ぱちんこ・パチスロの場合、借金はやや少ない。競馬及び競輪の場合、借金の額は中くらいである。外国為替証拠金取引（ＦＸ）の場合、他とは1桁違うくらい借金の額が大きい。
- あくまで印象論であるが、ギャンブル依存症の治りやすさは、ギャンブルにどれほど入れ込んでいるかによると思われる。例えば競馬新聞をいつも眺めている人は、それまで競馬に時間を投資してきたため、治りにくい。一方、ぱちんこ・パチスロは研究しても中々勝てるようにならないため、治りが早い。
- ギャンブルをやっている人は、初めはワクワクしてプレイしている。しかし、依存症になると借金に追われ、何とかギャンブルで取り返そうと頭がいっぱいになる。借金の金額が大きいほど、その傾向は強い。ギャンブル以外の方法で借金を返そうとすれば楽なのに、上記のパターンに陥っている。
- 年収が高い人は借金が多いようである。年収が高いと、お金を多く賭けるギャンブルを選ぶ傾向があるのではないか。
- アルコール依存症や薬物依存症よりも、ギャンブル依存症の方が、社会的階層が高いように思われる。仕事や家族があり安定している。一方、生活保護を受給している人でギャンブルにはまる人は少ない。
- ギャンブル依存症も、他の依存症と治療は変わらない。ただ、予防の方法は他の依存症とは違う。
- ギャンブル依存症のための回復施設はほとんどない。もともとギャンブル依存症のために設立された団体（ワンデーポートやホープヒル等）以外は、他の依存症のための団体が事業を拡大したものである。
- 薬物依存症よりもギャンブル依存症の方が数は多いが、治療のインフラ整備は遅れ

ている。

- ギャンブル依存症はそれまで知られていなかったが、ＩＲが作られることになって世間に知られるようになった。一般の認知度が高まっているため、対策を行う機運も高まっている。
- 自助回復グループは独立自尊で活動を行っているため、市が資金の支援を行うことは望ましくない。ただ、グループの会合を開くことができる場所を、相談しつつ提供するのは望ましい。安くて便利な市の施設を開放することが良い。ただ、自助回復グループの会合は夜に開かれるため、対応が難しい面もあり、配慮をしていただけるとありがたい。一方、補助金を受領しているＮＰＯ法人は、補助金を増やせば活動の幅が広がる。
- 仲介施設や回復者施設については、どのくらい増やす必要があるのか推定をする必要がある。外来としてみると社会的安定を保った人が多いという印象であるが、仲介施設や回復者施設が不足していると推定されるのであれば増やした方が良い。
- 横浜市でもギャンブル等依存症に関する疫学調査を実施する意味はあると考えられる。ＩＲを開業する前後の時期において、モニタリングが必要である。2017 年の全国調査では１万人のうち約 5,300 人が回答しており、その中で横浜市内の調査人数はわずかではないかと思われる。この数では横浜市の状況は不明であるため、横浜市で同様の調査をした方が良い。ＩＲには日本中から客が訪れると思うが、近隣からの訪問客の割合が高いため、神奈川県全体をカバーした方が良い。
- 治療施設は食わず嫌いが多く、ギャンブル依存症の治療を断る病院が多い。ギャンブル依存症の治療は、アルコール依存症や薬物依存症と同様にできる。県の病院への指導で、ギャンブル依存症の患者を広く診てもらえるようにしていただくことが望ましい。
- ギャンブル依存症の本人が進んで来院することは絶対にないので、「困った家族はどこに相談すべきか」、「どのような援助が必要か」、「依存症にはどのような兆候があるか」を啓発する必要がある。
- ギャンブル依存症者の借金は、芋づる式に見つかる。家族が返してもまた借金をしてしまい、やがて外来に来る。ただ、やめようと頑張る患者さんは多い。治療やカウンセリングの効果はあると考えている。
- ギャンブル依存症は大人がかかるため、対応はしやすい。一方、ゲーム依存症は子供がなるから困る。新患は２ヶ月ごとに 50 人程度を受け付けるが、２ヶ月に１回の電話予約を取る日には電話がつながらないほど殺到する。ゲーム依存症の治療を受けたいと思っている人の 10 名に１名程度しか診療を受け付けることしかできない。
- ゲーム依存症は専門医療機関がないため、ギャンブル依存症以上に困っている。ギャンブル依存症よりも診療には遥かに長い時間がかかり、効率が悪い。2019 年５

月のWHO総会で、ゲーム依存症が正式な病名になる予定である。横浜でもゲーム依存症の対策を検討してほしい。

その他組織からの意見①

【その他】

■ 現時点においては、想定されるＩＲの立地、規模、事業内容等が具体的に提示されていないため、県警察として意見を述べる立場にないが、ＩＲの整備に関しては、反社会勢力の介入の防止、善良な風俗環境の保持、青少年の健全育成、周辺の道路交通の安全と円滑の確保等の観点から検討を要する事項があると考えられるため、ＩＲの整備に向けて具体的な検討を行う場合には、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、県警察と協議・調整願いたい。

その他組織からの意見②

【日本型ＩＲについて】

Q　日本型ＩＲは「カジノが含まれるもの」とされていることから、ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項が想定されていますが、どうお考えですか。ご意見をお聞かせください

【ギャンブル依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- 暴力団員の関与は懸念されるため、ハード面となる日本型ＩＲの建設段階から排除する必要がある。運営開始後からの対策では遅い。

【事業者への情報提供依頼で得られた内容について】

Q　事業者への情報提供依頼で得られた、ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項など（ギャンブル依存症の増加、青少年への影響、暴力団の関与、治安悪化、マネー・ローンダリング、周辺の交通渋滞、周辺施設の売上減少など）とその対応策について、ご意見をお聞かせください。その他、懸念される事項等について、ご意見等がございましたらお聞かせください。

【ＩＲを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- ＩＲは暴力団にとって金の生る木であり、暴力団員がＩＲに何かしらの形でかかわりたいと考える可能性はある。そのため、その排除対策・努力が必要。
- 暴力団排除条例が適用されず、水面下で活動している準暴力団員、周辺者及び協力者の排除対策は難しいが、排除するための努力は必要。
- ＩＲ施設建設段階から暴力団対策として、建設業者（孫請けまでの下請業者を含む）へは表明・確約書（誓約書）を提出させてはどうか。また、例えば、暴力団排除推進協議会を設置し、定期的な情報交換を行ってはどうか。
- カジノ客からの暴力団排除について、マイナンバーカードの確認だけでは対策は難しいのでないか。ゴルフ場のように受付にて利用者の表明・確約書（誓約書）を提出させる必要があるのではないか。表明・確約書に反すると詐欺罪に問われる場合があり、全国的に有罪判決がでることがほとんどで、一定の抑止効果が期待できる。
- 当センターでは賛助会員を募集しており、入会に当たっては非常に厳格な審査があるため、ＩＲ事業者の入会を奨励・歓迎する。
- 闇金融は警察の管轄であり、相談があれば、先ずは警察に通報する。闇金融に暴力団がかかわっている場合は、当暴追センターも連携する。
- 風俗は警察の管轄であり、警察と緊密に連携する必要がある。
- 懸念対策は不可欠であり、建設業者、カジノ客、カジノ客への金融貸付等への暴力団介入を懸念すべきであるが、以前とは状況が異なってきている。既に暴力団排除が進んでいる現状を鑑みると、ＩＲ周辺にかかわる暴力団介入の可能性は以前ほど

は高くはないのではないか。指定暴力団構成員及び準構成員は全国的にも神奈川県下においても着実に減少している*。構成員・準構成員と認定されるのを避けるため、準暴力団となる（水面下に潜る）ケースも指摘されてはいるが、数としては限定的と考える。

- 神奈川県内の暴力団構成員・準構成員の数は平成28年末時点で1,790人（前年比－30人、前々年比－800人）。全国の暴力団構成員・準構成員の数は同年末時点で34,500人（前年比－4,600人）。
- 仮に山下ふ頭にＩＲを設置する場合、想定来場客数に合わせて、警察官の増員が必要になると考える。ただし増員については、警察庁へ増員要求することになるため、事前の準備・対応が必要。

【その他】

- 平成４年（1992年）に暴力団対策法が施行されて以来、全国的に暴力団排除の取組みが進められている。平成23年（2011年）に全国47都道府県で暴力団排除条例が施行され、さらに暴力団排除が進んでいる。
- 平成11年7月12日に三者協定を締結し、神奈川県警、神奈川県弁護士会、及び当センターが緊密に連携して、無料相談会を開催する等の暴力団排除活動を推進している。神奈川県民からの暴力団に係る相談（例：暴力団とは知らずに不動産を賃貸していた）があれば、警察に通報し、必要に応じて弁護団を結成する等の三者適材適所のサポートを行っている。また、民事介入暴力対策研究会を開催し、最近では横浜地方検察庁も参加している。
- 当暴追センター（基本財産：５億円）は横浜市からの出資も受け入れている。そのため、横浜市長が当センターの副会長を兼務している。
- ある娯楽施設では運営事業者、神奈川県警、管轄警察署、当暴追センターが連携して情報交換を行っており、ＩＲを誘致する場合には参考になるのではないか。運営事業者には県警ＯＢが参与等として勤務しており、適宜情報交換を行っている。

■有識者ヒアリング実施状況

氏名	日時	所要時間	支払金額	積算	源泉徴収額	差引支払額
山内　弘隆	平成31年2月7日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
森地　茂	平成31年2月6日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
岸井　隆幸	平成31年2月15日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
山下　真輝	平成31年2月14日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
山田　桂一郎	平成31年2月15日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
山本　牧子	平成31年2月12日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
別所　哲也	平成31年2月13日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
福田　敦	平成31年2月6日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
白石　小百合	平成31年2月7日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
田中　紀子	平成31年2月5日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円
西村　直之	平成31年2月7日	2時間	30,000円	@15,000×2時間=30,000	3,063円	26,937円

第２号様式（第５条第１号）

開　示　決　定　通　知　書

都Ｉ第1934号
令和３年４月13日

[redacted] 様

横浜市長　林　文子

横浜市長印
都市整備局専用

令和３年２月５日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

１　開示請求に係る行政文書	【別紙】のとおり	
２　開示の日時及び場所	日　時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	郵送
３　開示の実施方法	写しの交付	
４　担　当　課	都市整備局ＩＲ推進室ＩＲ推進部ＩＲ推進課 電話　045（671）4135	
５　備　　考		

（注意）１　この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

２　指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

都市整備局専用

【別紙】

1　開示請求に係る行政文書	(1)　質問書（ひな形） (2)　ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼参加意向申出書（一法人申込の場合）（ひな形） (3)　ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼参加意向中山書（複数法人グループ中込の場合）（ひな形） (4)　平成30年度 事業者ヒアリング ヒアリング日程調整シート (5)　平成30年度 事業者ヒアリング 共通質問シート (6)　平成30年度 事業者ヒアリング ヒアリング日程調整シート（事業者提出版） (7)　平成30年度 有識者ヒアリング 依頼文 (8)　平成30年度 有識者ヒアリング 予定者一覧 (9)　平成30年度 有識者ヒアリング　【有識者配布用】資料１ (10) 平成30年度 有識者ヒアリング　ヒアリング項目 (11) 平成30年度 有識者ヒアリング　ヒアリング時における資料の扱いについて (12) 平成30年度 有識者ヒアリング　確認書 (13) 平成30年度 有識者ヒアリング　議事録 (14) 平成30年度 有識者ヒアリング　実施状況

【別紙２】

質　問　書

平成　　年　月　日

商　号　・　名　称：
代 表 者 職 氏 名：
連 絡 担 当 者 氏 名：
電話番号：
電子メール：

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

別紙　（様式１－１）（一法人申込の場合）

平成　　年　月　日

横浜市政策局政策課 宛て

住所
商号・名称
代表者氏名

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼
参加意向申出書

弊社は、
・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思がある事業者であること
・依頼の調査票の全ての項目に対して情報提供できる事業者であること
・実施要領２(2)参加除外要件に該当する事業者でないこと
を誓約し、
横浜市が実施するＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼への参加を申し出ます。

【事前説明会への参加について】

８月 20 日に開催予定の事前説明会への参加希望は、次のとおりです。

□　事前説明会に参加を希望します。

□　事前説明会に参加を希望しません。

○参加希望者、または連絡窓口（事前説明会に参加を希望しない場合は、連絡窓口の方を「参加者１」欄にご記入ください。

参加者１ （連絡窓口）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
参加者２	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

※事前説明会への参加は２名までででお願いします。
※通訳者を同行させる場合、メール本文にその旨を記載してください。通訳者は、参加人数に含みませんが、説明及び質疑の際の同時通訳はご遠慮ください。

別紙　（様式１－１）（記載例　説明会参加の場合）

平成　　年○月○日

横浜市政策局政策課 宛て

住所　　東京都○○区○○○丁目○-○
商号・名称　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　○○　○○

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼
参加意向申出書

弊社は、
・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思がある事業者であること
・依頼の調査票の全ての項目に対して情報提供できる事業者であること
・実施要領２(2)参加除外要件に該当する事業者でないこと
を誓約し、
横浜市が実施するＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼への参加を申し出ます。

【事前説明会への参加について】
８月 20 日に開催予定の事前説明会への参加希望は、次のとおりです。

☑　事前説明会に参加を希望します。

□　事前説明会に参加を希望しません。

○参加希望者、または連絡窓口（事前説明会に参加を希望しない場合は、連絡窓口の方を「参加者１」欄にご記入ください。

参加者１（連絡窓口）	所属・役職	○○開発部・○○主任
	氏名	○○　○○
	電話番号	03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
	電子メール	＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp
参加者２	所属・役職	○○開発部・○○部長
	氏名	△△　△△
	電話番号	03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
	電子メール	＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp

必ず２名参加する必要はありません

※事前説明会への参加は２名までででお願いします。
※通訳者を同行させる場合、メール本文にその旨を記載してください。通訳者は、参加人数に含みませんが、説明及び質疑の際の同時通訳はご遠慮ください。

別紙　（様式１－１）　（記載例　説明会不参加の場合）

平成　　年○月○日

横浜市政策局政策課 宛て

住所　　東京都○○区○○○丁目○-○
商号・名称　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　○○　○○

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼
参加意向申出書

弊社は、
・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思がある事業者であること
・依頼の調査票の全ての項目に対して情報提供できる事業者であること
・実施要領２(2)参加除外要件に該当する事業者でないこと
を誓約し、
横浜市が実施するＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼への参加を申し出ます。

【事前説明会への参加について】
８月 20 日に開催予定の事前説明会への参加希望は、次のとおりです。

□　事前説明会に参加を希望します。

☑　事前説明会に参加を希望しません。

○参加希望者、または連絡窓口（事前説明会に参加を希望しない場合は、連絡窓口の方を「参加者１」欄にご記入ください。

参加者１（連絡窓口）	所属・役職	○○開発部・○○主任
	氏名	○○　○○
	電話番号	03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
	電子メール	＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp
参加者２	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

※事前説明会への参加は２名までででお願いします。
※通訳者を同行させる場合、メール本文にその旨を記載してください。通訳者は、参加人数に含みませんが、説明及び質疑の際の同時通訳はご遠慮ください。

別紙　（様式１－２）（複数法人グループ申込の場合）

平成　　年　月　日

横浜市政策局政策課 宛て

住所
商号・名称
代表者氏名
※グループを構成する法人については、裏面に記載してください。

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼
参加意向申出書

弊社及びグループを構成する法人（裏面に記載）は、
・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思がある事業者であること
・依頼の調査票の全ての項目に対して情報提供できる事業者であること
・実施要領２(2)参加除外要件に該当する事業者でないこと
を誓約し、
横浜市が実施するＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼への参加を申し出ます。

【事前説明会への参加について】

８月 20 日に開催予定の事前説明会への参加希望は、次のとおりです。

□　事前説明会に参加を希望します。

□　事前説明会に参加を希望しません。

○参加希望者、または連絡窓口（事前説明会に参加を希望しない場合は、連絡窓口の方を「参加者１」欄にご記入ください。

参加者１（連絡窓口）	社名・所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
参加者２	社名・所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

※事前説明会への参加は２名までででお願いします。
※通訳者を同行させる場合、メール本文にその旨を記載してください。通訳者は、参加人数に含みませんが、説明及び質疑の際の同時通訳はご遠慮ください。

グループを構成する法人

住所
商号・名称
代表者氏名
（連絡窓口）所属・役職
氏名
電話番号
電子メール

住所
商号・名称
代表者氏名
（連絡窓口）所属・役職
氏名
電話番号
電子メール

＊必要に応じて欄を追記してご記入ください。

別紙　（様式１－２）（記載例　説明会参加の場合）

平成　　年○月○日

横浜市政策局政策課 宛て

住所　　東京都○○区○○○丁目○-○
商号・名称　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　○○　○○
※グループを構成する法人については、裏面に記載してください。

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼
参加意向申出書

弊社及びグループを構成する法人（裏面に記載）は、
・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思がある事業者であること
・依頼の調査票の全ての項目に対して情報提供できる事業者であること
・実施要領２(2)参加除外要件に該当する事業者でないこと
を誓約し、
横浜市が実施するＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼への参加を申し出ます。

【事前説明会への参加について】
８月 20 日に開催予定の事前説明会への参加希望は、次のとおりです。

☑　事前説明会に参加を希望します。

□　事前説明会に参加を希望しません。

○参加希望者、または連絡窓口（事前説明会に参加を希望しない場合は、連絡窓口の方を「参加者１」欄にご記入ください。

参加者１（連絡窓口）	社名・所属・役職	○○開発部・○○主任
	氏名	○○　○○
	電話番号	03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
	電子メール	＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp
参加者２	社名・所属・役職	○○開発部・○○部長
	氏名	△△　△△
	電話番号	03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
	電子メール	＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp

必ず２名参加する必要はありません

※事前説明会への参加は２名までででお願いします。
※通訳者を同行させる場合、メール本文にその旨を記載してください。通訳者は、参加人数に含みませんが、説明及び質疑の際の同時通訳はご遠慮ください。

グループを構成する法人

住所　　東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇
商号・名称　〇〇〇〇株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　〇〇　〇〇
（連絡窓口）所属・役職　〇〇開発部・〇〇主任
氏名　　〇〇　〇〇
電話番号　　03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
電子メール　　＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp

住所　　神奈川県〇〇市〇〇区〇丁目〇-〇
商号・名称　〇〇〇〇株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　〇〇　〇〇
（連絡窓口）所属・役職　〇〇開発部・〇〇主任
氏名　　〇〇　〇〇
電話番号　　045-＊＊＊-＊＊＊＊
電子メール　　＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp

＊必要に応じて欄を削除・追記してご記入ください。

別紙　（様式１－２）（記載例　説明会不参加の場合）

平成　　年○月○日

横浜市政策局政策課 宛て

住所　　東京都○○区○○○丁目○-○
商号・名称　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　○○　○○
※グループを構成する法人については、裏面に記載してください。

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼
参加意向申出書

弊社及びグループを構成する法人（裏面に記載）は、
・横浜市でＩＲ事業についてトータルで情報提供する意思がある事業者であること
・依頼の調査票の全ての項目に対して情報提供できる事業者であること
・実施要領２(2)参加除外要件に該当する事業者でないこと
を誓約し、
横浜市が実施するＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼への参加を申し出ます。

【事前説明会への参加について】
８月 20 日に開催予定の事前説明会への参加希望は、次のとおりです。

☐　事前説明会に参加を希望します。

☑　事前説明会に参加を希望しません。

○参加希望者、または連絡窓口（事前説明会に参加を希望しない場合は、連絡窓口の方を「参加者１」欄にご記入ください。

参加者１（連絡窓口）	社名・所属・役職	○○開発部・○○主任
	氏名	○○　○○
	電話番号	03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
	電子メール	＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp
参加者２	社名・所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

※事前説明会への参加は２名までででお願いします。
※通訳者を同行させる場合、メール本文にその旨を記載してください。通訳者は、参加人数に含みませんが、説明及び質疑の際の同時通訳はご遠慮ください。

グループを構成する法人

住所　　東京都○○区○○○丁目○-○
商号・名称　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　○○　○○
（連絡窓口）所属・役職　○○開発部・○○主任
氏名　　○○　○○
電話番号　　03-＊＊＊＊-＊＊＊＊
電子メール　　＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp

住所　　神奈川県○○市○○区○丁目○-○
商号・名称　○○○○株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　○○　○○
（連絡窓口）所属・役職　○○開発部・○○主任
氏名　　○○　○○
電話番号　　045-＊＊＊-＊＊＊＊
電子メール　　＊＊＊＊@＊＊＊＊.co.jp

＊必要に応じて欄を削除・追記してご記入ください。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に〇印を入力の上、11 月2日(金)までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名(通訳除く)とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の一環で行うため、受託者のEY 新日本有限責任監査法人(4名程度)も同席します。(受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務(契約終了後も同様)があります)
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1 貴社からの説明(調査票、共通質問シートの内容について) 最大 30 分
2 質疑応答(共通質問シートの内容の他、個別の確認事項(事前送付予定)に基づく)
で進めることを考えております。

【別添２】

共通質問シート

※皆様から提出された調査票等において、不足する事項や、記載事項の趣旨などを把握するにあたって考え方がよくわからない内容について、確認するシートを作成しました。

※提出された調査票等に記載済のことを伺う質問もありますが、この場合は「記載済み」とご回答ください。（重複して質問していること、ご容赦ください。）

※提出された調査票等に未記載の内容への質問は、追加で情報提供できる場合は、回答を記載してください。情報提供ができない場合は、理由や回答に必要な情報をお教えください。

※来庁いただく時間をお取りいただける場合は、ヒアリングの時間を設け、その場で確認をしたいと考えています。お時間がいただけない場合は、11 月 30 日までに、メールでご返送ください。

項目１ IR の経済的・社会的効果について

No,	質問	回答
①	・経済効果（建設時、運営時） ・雇用者数の増加数 ・経済効果の算出に用いたデータ（（例）総務省産業連関表、横浜市産業連関表、それ以外の方法）。	
②	・観光客増加数 ・観光客増加数の見積の考え方、試算方法（国内、海外の比率見積方法を含む）。	
③	・MICE 開催件数 ・MICE参加者数 ・上記数の見積の考え方、試算方法	

項目２ IR で想定される懸念事項などとその対策について

No,	質問	回答
①	横浜市にIRを整備する場合、特に懸念される事項	
②	横浜市にIRを整備する場合、特に有効と考えられる懸念事項対策	
③	懸念事項対策に対して、行政側に求められる役割	
④	懸念事項対策を行う場合、横浜市内・近郊で連携可能な事業者・民間団体等の有無	

項目３　想定するIRのイメージ（施設イメージ）について

No,	質問	回答
①	IR 整備法における中核施設（以下のとおり）等ごとの規模・機能・「わが国を代表することとなる規模等」を備えると考える理由（（1）を除く）・市民へのアピールポイント （1）カジノ施設（延べ面積、カジノ行為区域（ゲーミングエリア）面積） （2）国際会議場施設（延べ面積、収容人数） （3）展示施設等（延べ面積、有効展示面積） （4）魅力発信施設（種類ごとの延べ面積、コンテンツ） （5）送客機能施設（延べ面積） （6）宿泊施設等（延べ面積、総客室数、うち VIP 室数） （7）その他施設（種類ごとの延べ面積、コンテンツ） （8）施設全体（延べ面積、最高高さ）	

項目４　地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出について

No,	質問	回答
①	横浜市内の既存観光施設との具体的な連携方策	
②	パシフィコ横浜との具体的な連携方策・棲み分けの考え方	
③	必置施設の送客機能施設を利用して周辺観光地・観光施設との連携を図る考え方	

項目５　IRの事業性（投資見込・収支計画、売上等）

No,	質問	回答
①	売上見込み算出の考え方（根拠とした経済指標など）	
②	利益額・利益率の算出の考え方（根拠とした利益率など）	
③	初期投資の算出方法（EBITDA の〇倍見込、投資回収年数の考え方など）	
④	初期投資のための資金調達方法についての見込み	

以上

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に○印を入力の上、11 月２日（金）までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時		○			
13 時-15 時					
15 時-17 時			○	○	○
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時	○				
13 時-15 時					
15 時-17 時	○j				
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時	○	○			
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名（通訳除く）とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の一環で行うため、受託者のEY 新日本有限責任監査法人（4名程度）も同席します。（受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務（契約終了後も同様）があります）
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1　貴社からの説明（調査票、共通質問シートの内容について）　最大 30 分
2　質疑応答（共通質問シートの内容の他、個別の確認事項（事前送付予定）に基づく）
で進めることを考えております。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に〇印を入力の上、11 月2日（金）までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時					〇
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名（通訳除く）とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の一環で行うため、受託者のEY新日本有限責任監査法人（4名程度）も同席します。（受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務（契約終了後も同様）があります）
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1　貴社からの説明（調査票、共通質問シートの内容について）　最大 30 分
2　質疑応答（共通質問シートの内容の他、個別の確認事項（事前送付予定）に基づく）
で進めることを考えております。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に○印を入力の上、11 月2日（金）までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時				○	○
13 時-15 時					○
15 時-17 時			○		

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名（通訳除く）とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の一環で行うため、受託者のEY 新日本有限責任監査法人（4名程度）も同席します。（受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務（契約終了後も同様）があります）
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1 貴社からの説明（調査票、共通質問シートの内容について） 最大 30 分
2 質疑応答（共通質問シートの内容の他、個別の確認事項（事前送付予定）に基づく）
で進めることを考えております。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に〇印を入力の上、11 月2日(金)までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時				〇(第二希望)	
13 時-15 時				〇(第一希望)	
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名(通訳除く)とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」の一環で行うため、受託者のEY新日本有限責任監査法人(4名程度)も同席します。(受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務(契約終了後も同様)があります)
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1　貴社からの説明(調査票、共通質問シートの内容について)　最大 30 分
2　質疑応答(共通質問シートの内容の他、個別の確認事項(事前送付予定)に基づく)
で進めることを考えております。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に○印を入力の上、11 月2日（金）までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時	○	○		○	
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名（通訳除く）とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の一環で行うため、受託者のEY 新日本有限責任監査法人（4名程度）も同席します。（受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務（契約終了後も同様）があります）
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1 貴社からの説明（調査票、共通質問シートの内容について） 最大 30 分
2 質疑応答（共通質問シートの内容の他、個別の確認事項（事前送付予定）に基づく）
で進めることを考えております。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に〇印を入力の上、11 月2日（金）までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時	〇	〇			
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名（通訳除く）とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の一環で行うため、受託者のEY新日本有限責任監査法人（4名程度）も同席します。（受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務（契約終了後も同様）があります）
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1 貴社からの説明（調査票、共通質問シートの内容について） 最大 30 分
2 質疑応答（共通質問シートの内容の他、個別の確認事項（事前送付予定）に基づく）
で進めることを考えております。

【別添１】

ヒアリング日程調整シート

※現在のところ、11 月中でヒアリング実施が可能な日程は、次の表の白地の時間帯です。
※ご都合の良い時間帯に○印を入力の上、11 月2日（金）までにご返信ください。

時間帯	月	火	水	木	金
	11 月5日	6日	7日	8日	9日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日
10 時-12 時					
13 時-15 時					
15 時-17 時					
	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日
10 時-12 時					
13 時-15 時		○			
15 時-17 時					
	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日
10 時-12 時	○	○			
13 時-15 時					
15 時-17 時					

【注意事項】
※ヒアリングの参加者については、会議室の関係上、最大5名（通訳除く）とさせていただきます。
※ヒアリングは、「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の一環で行うため、受託者のEY新日本有限責任監査法人（4名程度）も同席します。（受託者には、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務（契約終了後も同様）があります）
※ヒアリング当日は、2時間までの時間の中で、
1　貴社からの説明（調査票、共通質問シートの内容について）　最大 30 分
2　質疑応答（共通質問シートの内容の他、個別の確認事項（事前送付予定）に基づく）
で進めることを考えております。

政政第913号
平成31年1月18日

公益社団法人　ギャンブル依存症問題を考える会
代表　田中　紀子　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

政策研究大学院大学　教授
森地　茂　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

関東学院大学経営学部　教授
福田　敦　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

一橋大学大学院経営管理研究科　教授
山内　弘隆　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

横浜市立大学国際総合科学部　教授
白石　小百合　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

一般社団法人日本SRG協議会
代表理事　西村　直之　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で１回（１時間～２時間程度）を予定しています。
御指定の場所に４名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

２時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

株式会社Finesse Hospitality Management
代表取締役　山本　牧子　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、萩原、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

株式会社　パシフィックボイス
代表取締役　別所　哲也　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

株式会社ＪＴＢ総合研究所
主任研究員　山下　真輝　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、髙瀬
電話：045-671-4135

政政第889号
平成31年1月16日

神奈川県警察本部長　殿

横浜市長　　林　文子

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４)」を実施しています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、ご意見、ご助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

１　日時、場所

平成31年２月上旬から中旬の間で１回（１時間～２時間程度）を予定しています。
御指定の場所に４名程度で伺いたいと考えています。

２　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

担当：横浜市政策局政策課
松本、吉村
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

JTIC.SWISS
代表　山田　桂一郎　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

一般財団法人　計量計画研究所
代表理事　岸井　隆幸　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
松本、吉村
電話：045-671-4135

政政第889号
平成31年1月18日

神奈川県暴力追放推進センター　御中

横浜市長　　林　文子

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」を実施しています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、ご意見、ご助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

１　日時、場所

平成31年２月上旬から中旬の間で１回（１時間～２時間程度）を予定しています。
御指定の場所に４名程度で伺いたいと考えています。

２　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

担当：横浜市政策局政策課
松本、萩原
電話：045-671-4135

政政第913号
平成31年1月18日

独立行政法人　国立病院機構久里浜医療センター
院長　樋口　進　様

横浜市政策局政策課担当課長　幸　孝憲

ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査への御協力について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、平成26年度からＩＲ（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。現在も、ＩＲについては、様々な受け止め方がありますので、国の動向を見据えながら検討を続けています。

今年度は、平成30年7月20日に成立した、特定複合観光施設区域整備法（以下、ＩＲ区域整備法）やこれまでの検討を踏まえ、ＩＲ区域整備法の整理・分析、横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業可能性等を、事業者からの情報提供も踏まえ、「ＩＲ(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4)」を実施しています。本調査・検討にあたっては、有識者の皆様にも御助言をいただき、取りまとめに活かしていきたいと考えています。

つきましては、ＩＲ制度や横浜市における考え方について、御助言をいただきたいと考えておりますので、御協力くださいますよう御依頼申し上げます。

1　日時、場所

平成31年2月上旬から中旬の間で1回（1時間～2時間程度）を予定しています。
御指定の場所に4名程度で伺いたいと考えています。

2　内容

横浜市にＩＲを導入した場合の効果や懸念、事業の可能性等、ＩＲに関する事業者からの情報提供依頼等の内容等について

3　謝礼

2時間　30,000円（税込み）

担当：横浜市政策局政策課
幸、近藤
電話：045-671-4135

有識者ヒアリング予定者一覧　計１２名

分野	氏名	所属	謝金の有無
ＩＲ関連	山内　弘隆	一橋大学大学院経営管理研究科教授、運輸総合研究所長	あり
都市計画等	森地　茂	政策研究大学院大学教授	あり
	岸井　隆幸	日本大学理工学部教授	あり
観光・ＭＩＣＥ	山下　真輝	株式会社ＪＴＢ総合研究所主任研究員、観光立国推進担当マネージャー	あり
	山田　桂一郎	JTIC.SWISS 代表	あり
	山本　牧子	（株）Finesse Hospitality Management 社長 MPI ジャパン会長	あり
文化・芸術系	別所　哲也	俳優、「ショートショートフィルムフェスティバル ＆ アジア」代表、横浜市専門委員	あり
地域経済等	福田　敦	関東学院大学経営学部教授	あり
	白石　小百合	横浜市立大学国際総合科学部経済学コース教授	あり
依存症対策等	田中　紀子	（公社）ギャンブル依存症問題を考える会代表	あり
	西村　直之	認定 NPO 法人リカバリーサポート・ネットワーク代表理事	あり
	樋口　進	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長	あり
その他の副次的弊害対策等	神奈川県警察	－	なし
	神奈川県暴力追放推進センター	－	なし

（資料１）

ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくりの検討
「日本型ＩＲ、ＩＲ整備法の概要、横浜市の現況等」について

説明資料

横浜市政策局政策課

平成30年２月

はじめに（調査の目的等）

ＩＲに対する多様な意見

期待・貢献	不安・懸念
■ 観光や地域経済の活性化	■ ギャンブル依存症への懸念
■ 新たな雇用創出 など	■ 地域環境への影響 など

横浜市においてもＩＲに対しての期待や不安などの多様な意見

日本型ＩＲの姿など

- ■ 事業性は？
- ■ 開発コンセプトは？
- ■ 経済的、社会的効果は？
- ■ 想定される懸念事項とその対応策は？

日本型ＩＲを横浜市として説明できない（情報不足）

ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくりの検討（その４）の実施

- ・横浜市を取り巻く状況やＩＲ整備法などの現況整理等
- ・事業者や有識者へのヒアリング
- ・横浜市を例に、日本型ＩＲの調査・分析

横浜市がＩＲを導入する・しないの判断材料を集める

資料の構成

１．IRとは（現況整理）

① IRとはなにか
② IRの事例～シンガポールの例～
③ IRの事例～メルボルンの例～
④ IRの事例～ラスベガスの例～
⑤ IRの事例～韓国カンウォンランドの例～
⑥ IR導入に向けた動き
⑦ IR整備法の概要
⑧ ギャンブル等依存症対策基本法の概要
⑨ 他都市の動き
⑩ 横浜市を取り巻く状況と課題について

２．横浜市におけるＩＲの事業性（調査・分析）

① IR整備法等の法制度の状況
② 情報提供依頼について
③ 情報提供の内容
④ 情報提供の内容（事業者別詳細）

３．まとめ

ＩＲとは（現況整理）

ＩＲとはなにか

IR = Integrated Resort（統合型リゾート）

「カジノ施設」、「MICE施設」、「魅力増進施設」、「送客施設」、「宿泊施設」、「その他施設」が民間事業者により一体として設置及び運営される施設

施設の種類	各施設の説明
カジノ施設	▶ カジノを行う施設
MICE施設	▶ 国際会議場 ▶ 国際的な展示施設
魅力増進施設	▶ 日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行う施設
送客施設	▶ 国内の観光旅行への促進に資する施設
宿泊施設	▶ 利用者の需要の高度化および多様化に対応したホテル
その他施設	▶ 国内外からの観光旅客の来訪および滞在の促進に寄与する施設 （例）劇場、映画館、ショッピングモール、エンターテイメント施設、レクリエーション施設、美術館等

出典：IR整備法を基に作成

ＩＲの目的･効果

IRの建設・運営の目的・効果

カジノの収益を活用し、大規模な投資を伴う施設の採算性を確保

観光の振興

- ◆ 国際競争力のあるMICE ビジネスの確立
- ◆ 滞在型観光の促進

地域経済の振興

- ◆ 民間の投資を最大限に誘発、地元経済の活性化
- ◆ 雇用の増加

財政の改善

- ◆ カジノ納付金等による財政への貢献

ＩＲの懸念事項

カジノに起因する懸念事項

＜５つの懸念事項＞

① ギャンブル依存症

② 青少年の健全育成

③ マネー・ローンダリング

④ 暴力団員の関与

⑤ 地域環境への影響

ＩＲの事例～シンガポールの例～

ＩＲとはなにか（シンガポールの事例）

マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）

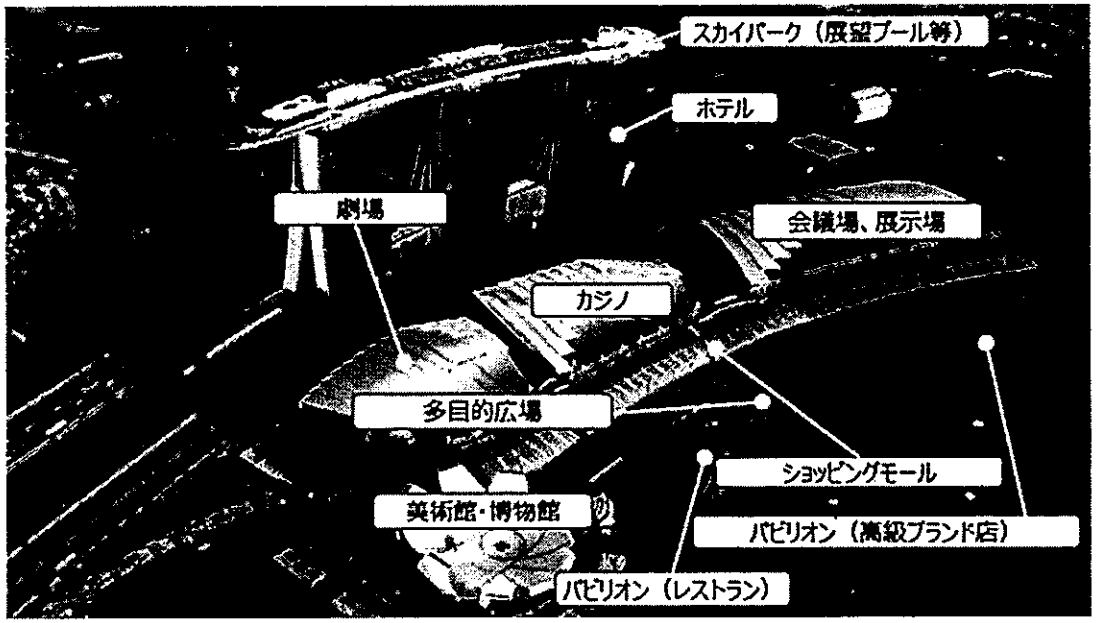

- ◆ 開発費用：56億米ドル
- ◆ 年間訪問客数：4,500万人
- ◆ 雇用者：9,500人

【カジノ以外の主要施設】
- ◆ ホテル：客室数2,561室
- ◆ MICE施設：
  約12万㎡、最大4万5千人収容
- ◆ その他施設：
  飲食ショッピング施設、劇場、博物館、スカイパーク（展望プール等）、スケート場・ナイトクラブ等

リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）

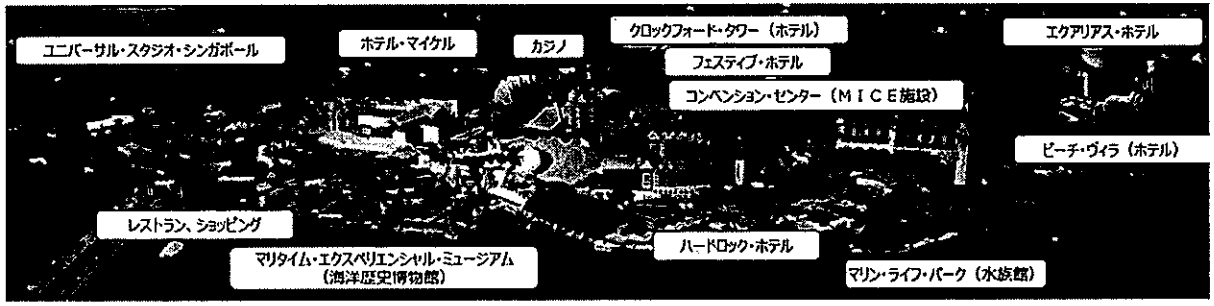

- ◆ 開発費用：60億米ドル
- ◆ 年間訪問客数：2,000万人
- ◆ 雇用者：11,000人

【カジノ以外の主要施設】
- ◆ ホテル：客室数1,600室
- ◆ MICE施設：会議場最大6,500人収容、展示場最大3,000人収容
- ◆ その他施設：
  飲食ショッピング施設、劇場、ユニバーサルスタジオシンガポール、博物館、水族館、プール等

（出典）特定複合観光施設区域整備推進会議　配布資料「諸外国におけるＩＲについて【参考資料】」

ＩＲの効果（シンガポールの例）

●シンガポールにおけるIR導入による効果、実績例

◆ 2010年IR開業後、外国人来訪者、外国人観光消費額、国際会議開催件数は増加傾向

外国人来訪者

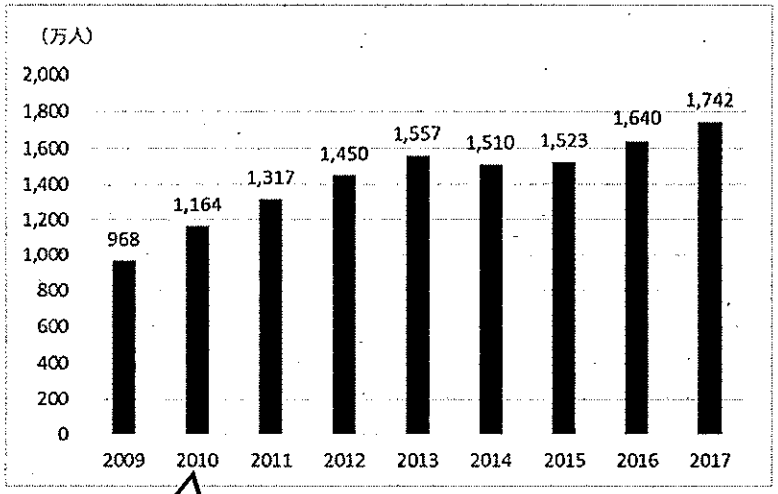

国際会議開催件数

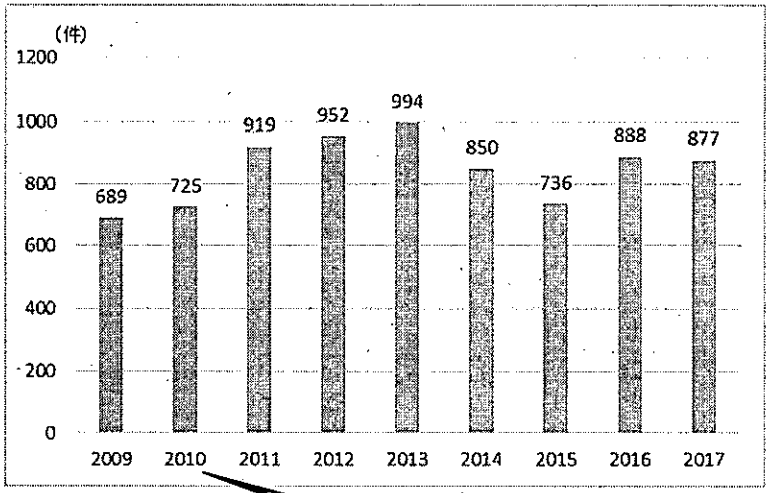

２ケ所のIRがｵｰﾌﾟﾝ
(2010年)

２ケ所のIRがｵｰﾌﾟﾝ
(2010年)

外国人観光消費額

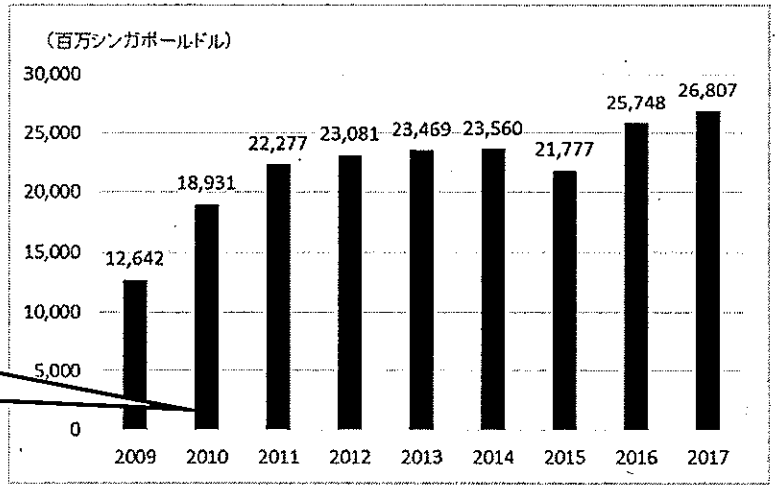

２ケ所のIRがｵｰﾌﾟﾝ
(2010年)

ＩＲの懸念事項対策（シンガポールの例）

●シンガポールのギャンブル依存症有病率推移

◆2010年2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、カジノ設置に伴いギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向にある。

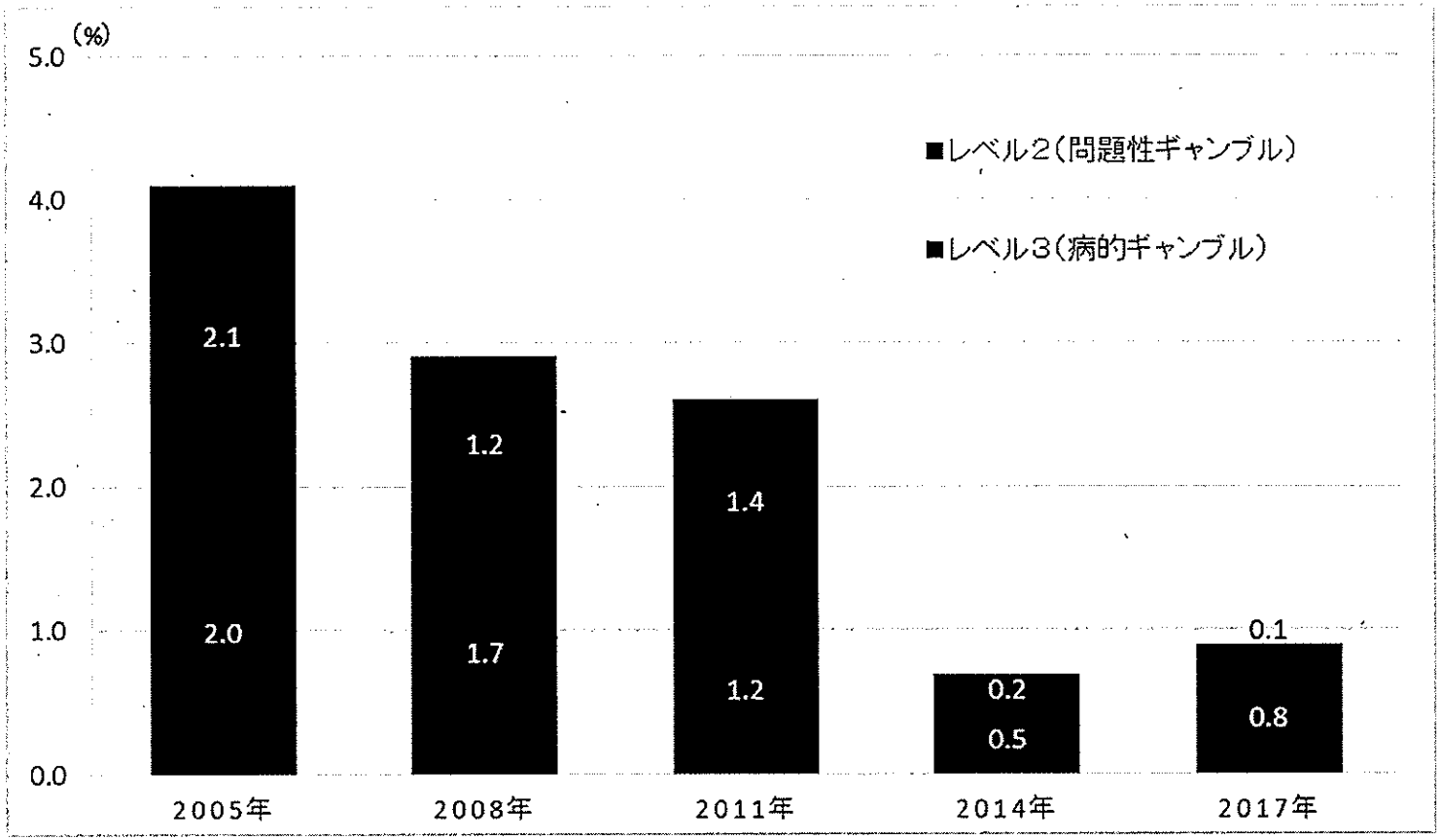

出典：Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residentsをもとに作成

ＩＲの懸念事項対策（シンガポールの例）

●シンガポールの犯罪率推移

- ◆ 2010年に2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、カジノ設置前後において、旅行者数は増加しているものの、犯罪認知率の上昇は見られない。
- ◆ また、体感治安の悪化につながるような、「人に対する犯罪」、「暴力/重大な財産に対する犯罪」、「住居侵入及び関連犯罪」、「窃盗及び関連犯罪」などの犯罪について、カジノ設置前後において、大きな変化は見られない。

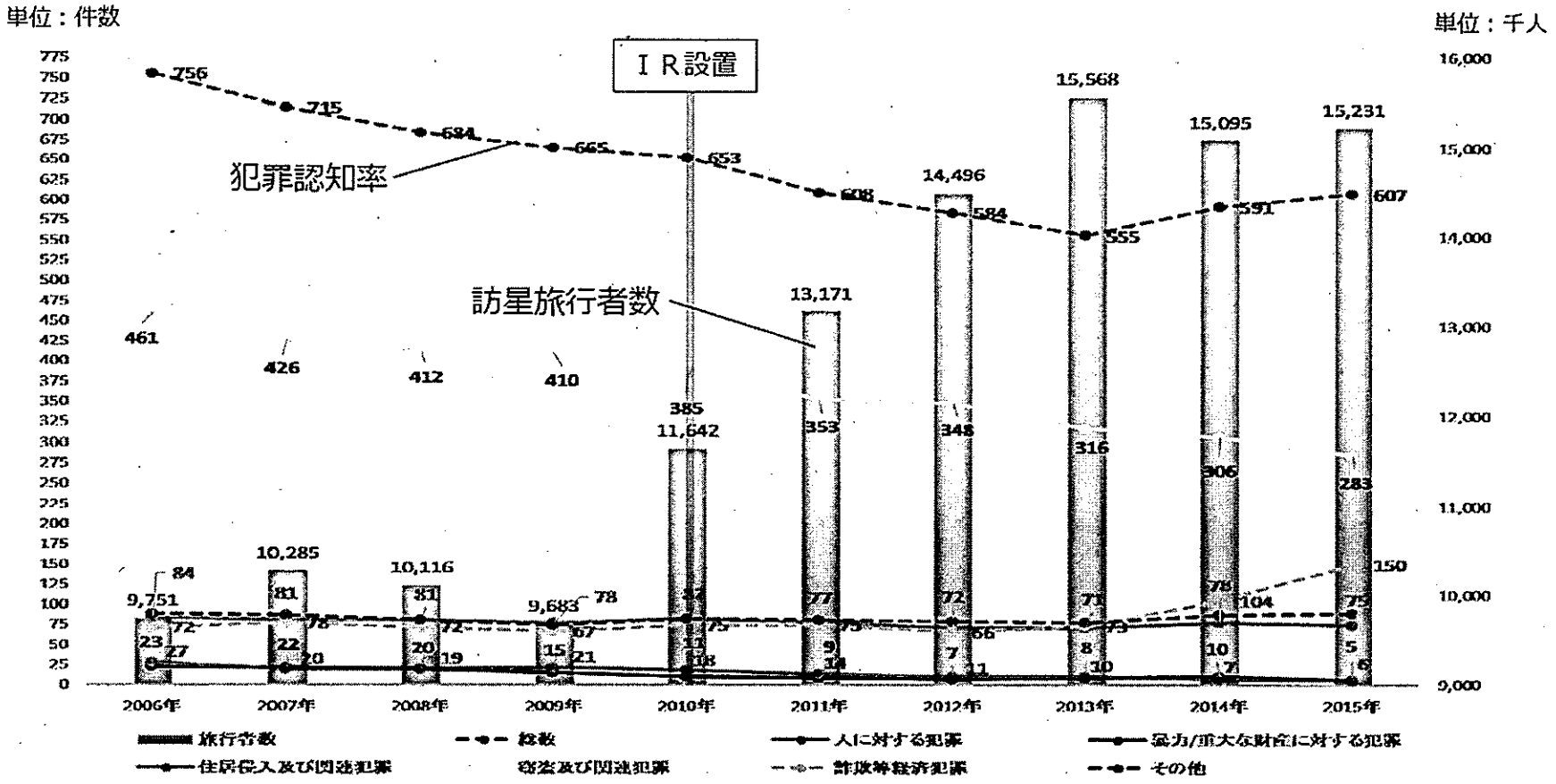

（出典）特定複合観光施設区域整備推進会議　配布資料

ＩＲの懸念事項対策（シンガポールの例）

●シンガポールのギャンブル依存症対策、青少年対策、その他の対策等

①許可制度による営業規制

事業者から反社会的勢力等を排除するため、厳格な背面調査等に基づく審査を経て、カジノ事業を許可

②入場規制

カジノの入場規制措置として、下記を実施

◆ 国民IDカードによる自国民入場者の本人確認
◆ 入場料の賦課（自国民から一回100SGドル（約8,000円）等の入場料を徴収）
◆ 自己の申請等に基づく入場禁止・入場回数制限等

③青少年対策

◆ 21歳未満の年少者のカジノ施設への入場を禁止

④広告・勧誘の制限

◆ 規制当局による広告の事前承認制
◆ シンガポール国民及び外国人永住者を対象とした広告の禁止
◆ 広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等）

ＩＲの事例～メルボルンの例～

ＩＲの事例（豪州の例）

クラウン・メルボルン（豪州ビクトリア州）

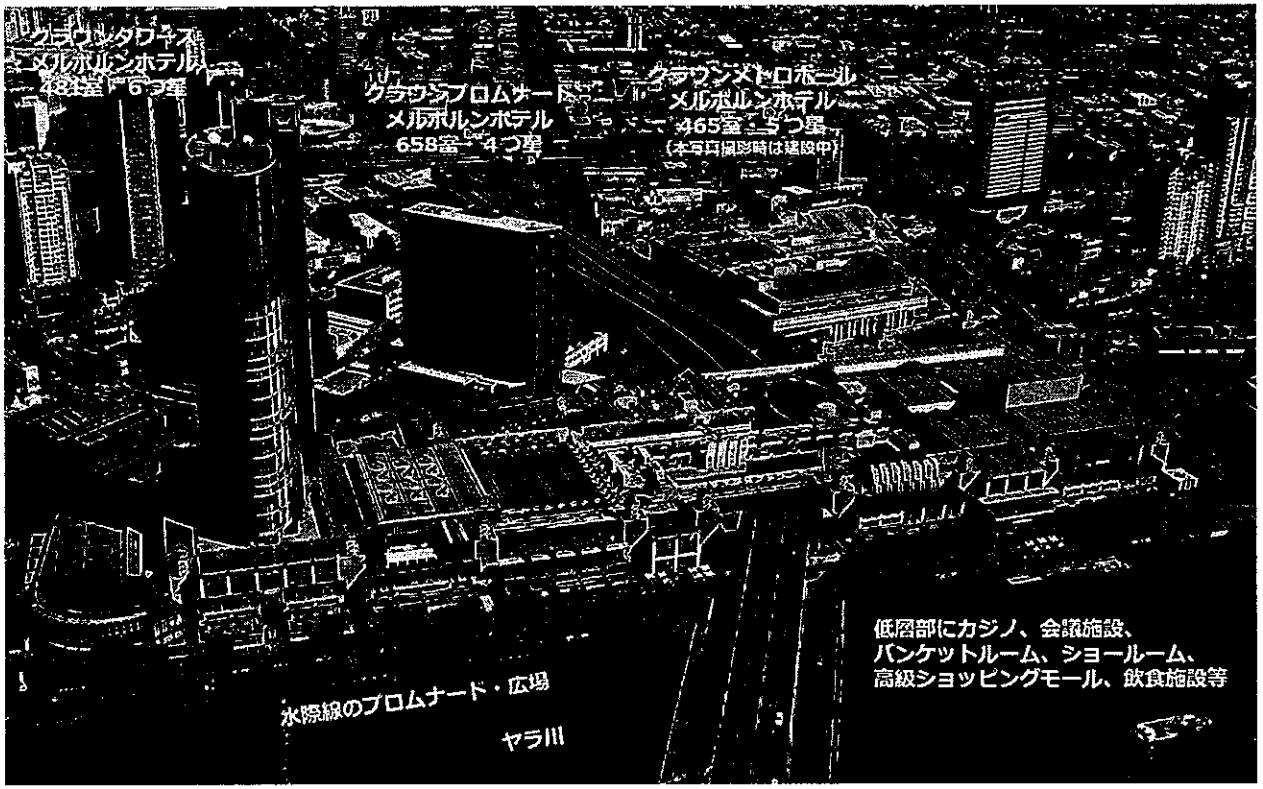

出典：ウィキメディア・コモンズ掲載写真をもとに作成

- 開発費用：16億AUD（1,408億円）
- 雇用者：約8,800人（2013年）
- 敷地面積：約７ha
- 延べ面積：約414,000㎡
- 開業：1997年

【カジノ以外の主要施設】

- ホテル
  - 6つ星　481室
  - 5つ星　465室
  - 4つ星　658室
- MICE施設
- 商業施設
- 飲食施設　等

◆英国・エコノミスト誌の調査部門「エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）」が公表している「世界で最も住みやすい都市ランキング」において、メルボルンは、7年連続で1位（2011年～2017年）

ＩＲの効果（豪州の例）

IRの効果

◆メルボルンでは、IR設置以降、観光分野の域内総生産、観光客数は増加傾向にある。

メルボルンにおける観光分野の域内総生産及び観光客数

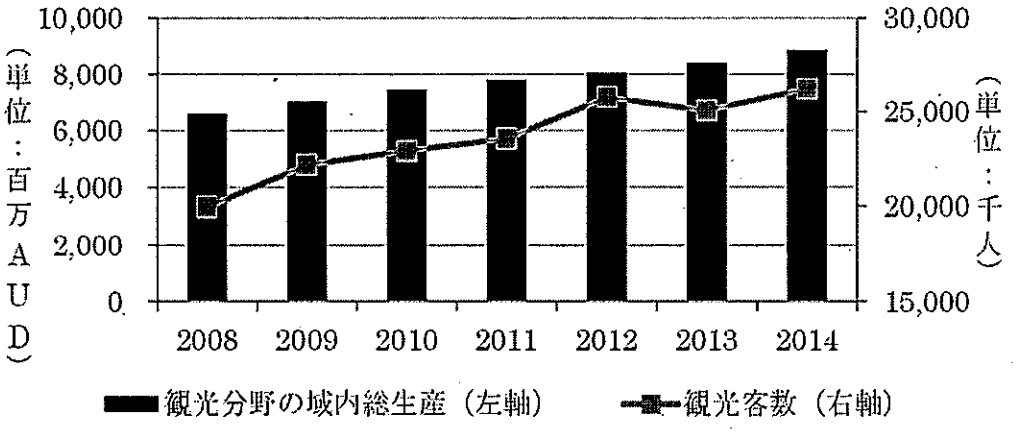

◆クラウン・メルボルンは、主に従業員の教育を目的として研修施設「クラウン・カレッジ」を設立し、過去10年間で4,000人以上の従業員が「Australian Qualifications Training Framework 」と呼ばれる全国共通の教育資格システムに基づく公的資格を取得している。

クラウン・メルボルンの雇用者数（人）

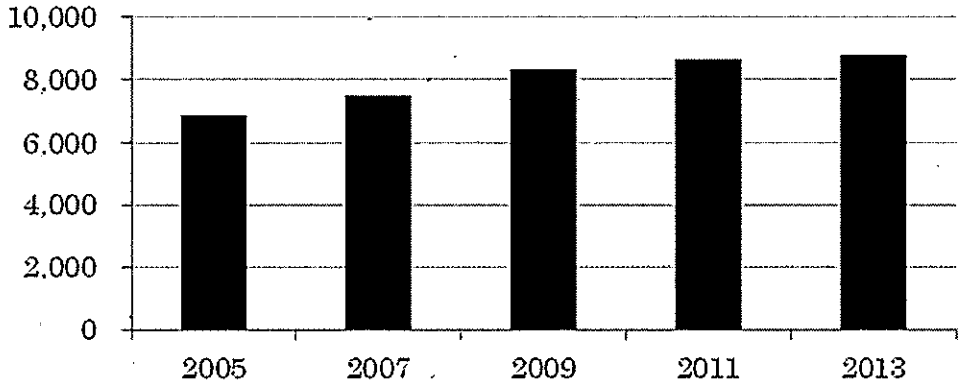

ＩＲの懸念事項対策（豪州の例）

クラウン・メルボルン（豪州ビクトリア州）

◆ ビクトリア州における法規制に基づくIR懸念事項対策の取組例として、下記がある。

			内容
入場制限	年齢制限		• 18歳未満の者によるカジノ施設への入場を禁止
	排除プログラム	自己排除	• ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会またはカジノ運営事業者へ入場排除申請をした者をカジノ施設から排除
		強制排除	• ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会、カジノ運営事業者、カジノ責任者、警察によって指定された者をカジノ施設から排除
広告制限			• カジノ施設への入場を制限されている者に対して、故意にカジノ関連の広告・宣伝資料を送付・案内することを禁止
金銭入手手段の制限			• 与信等の禁止 • カジノ施設内及びカジノ施設入り口から50m以内にATM設置することを禁止
責任あるゲーミング			• カジノ運営事業者のライセンス取得条件として、ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会が認可する責任あるゲーミング行動規範を整備する必要あり

ＩＲの事例～ラスベガスの例～

ＩＲの事例（ラスベガスの例）

ザ・ヴェネチアン&ザ・パラッツォ（ラスベガス）

ザ・ヴェネチアン

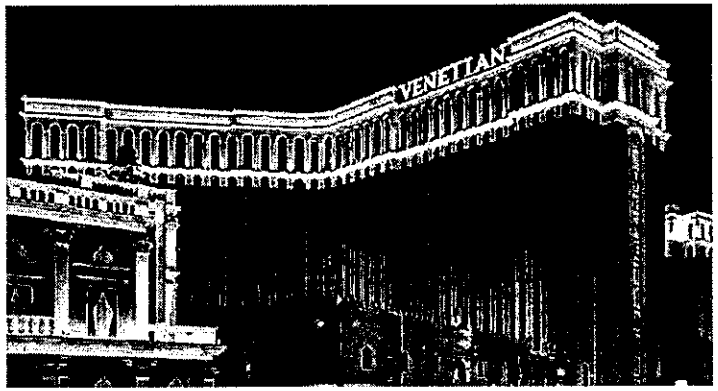

【開業年】1999年5月
○事業者：ラスベガス・サンズ
○開発費用：約15億米ドル
※1999年レート（1米ドル113円）で約1,700億円

ザ・パラッツォ

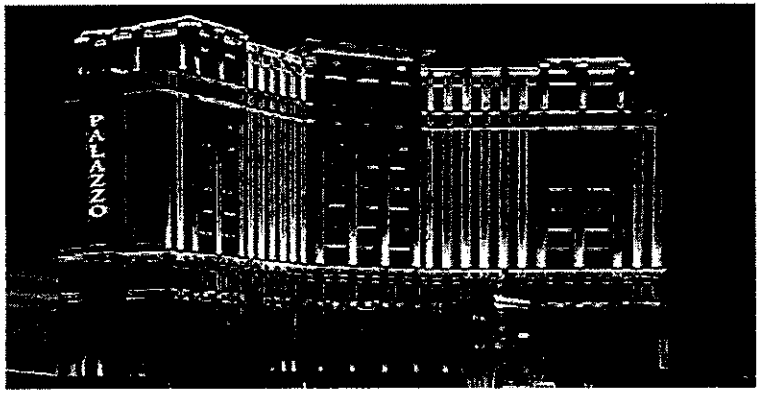

【開業年】2007年12月
○事業者：ラスベガス・サンズ
○開発費用：約18億米ドル
※2007年レート（1米ドル117円）で約2,100億円
【雇用者数】8,600人（ザ・パラッツォ）

【施設概要】
○敷地面積（合計）：約25万㎡　　○延床面積（合計）：約163万㎡

○カジノ（ザ・ヴェネチアン）：約1.1万㎡
（テーブル125台、スロット1,095台）
○ホテル（ザ・ヴェネチアン）：4,028室

○カジノ（ザ・パラッツォ）：約1.0万㎡
（テーブル135台、スロット910台）
○ホテル（ザ・パラッツォ）：3,064室

○会議場・展示場　合計：約21万㎡
・最大の会議場：約7,897㎡、最大8,500人収容
・最大の展示場：約3.5万㎡

○その他
・飲食ショッピング施設
：約9.3万㎡（共通）
・劇場　・美術館
・プール　・ナイトクラブ　等

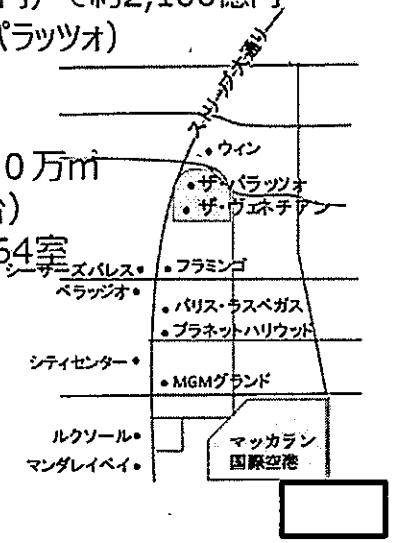

（出典）特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料「諸外国におけるＩＲについて【参考資料】」

ＩＲの事例（ラスベガスの例）

シティセンター（ラスベガス）

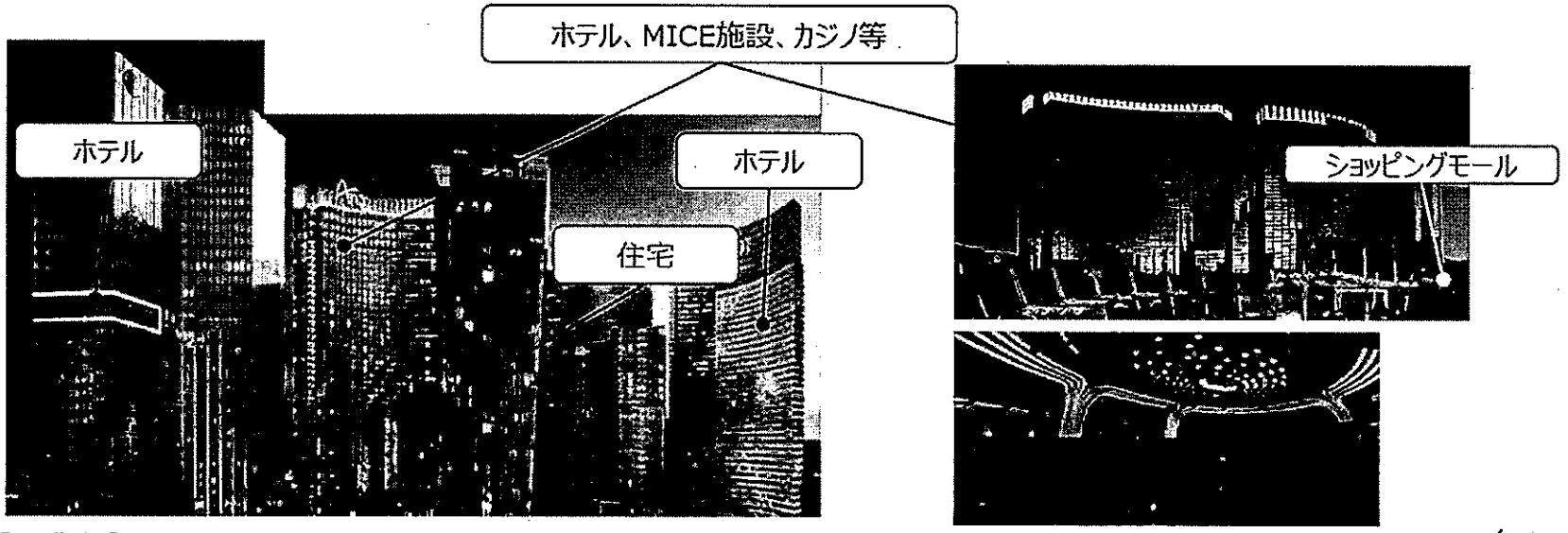

【開業年】2009年
○事業者：MGM
○開発費用：約92億米ドル
※2009年レート（1米ドル93円）で約8,556億円
○敷地面積：約27万㎡
○延床面積：約167万㎡

【雇用者】12,000人

【施設概要】
○カジノ：約1.4万㎡
テーブル145台、スロット1,940台
○ホテル：客室数5,891室

【特徴】
○施設内発電（コージェネレーション）により、冷却により発生するお湯はホテルのシャワーでも利用され、資材に関してもリサイクル品を優先的に採用している

○会議場・展示場　合計：約2.8万㎡
○その他
・飲食ショッピング施設：約4.6万㎡
・劇場：1,840席
・ナイトクラブ　・美術館　・プール　・住宅（670室）　等

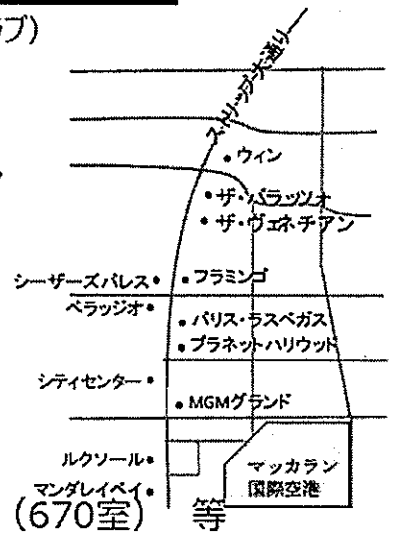

（出典）特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料「諸外国におけるＩＲについて【参考資料】」

ＩＲの効果（ラスベガスの例）

IRの効果

◆ ラスベガスへの訪問者数は、2017年は微減であるが、概ね増加傾向にある。

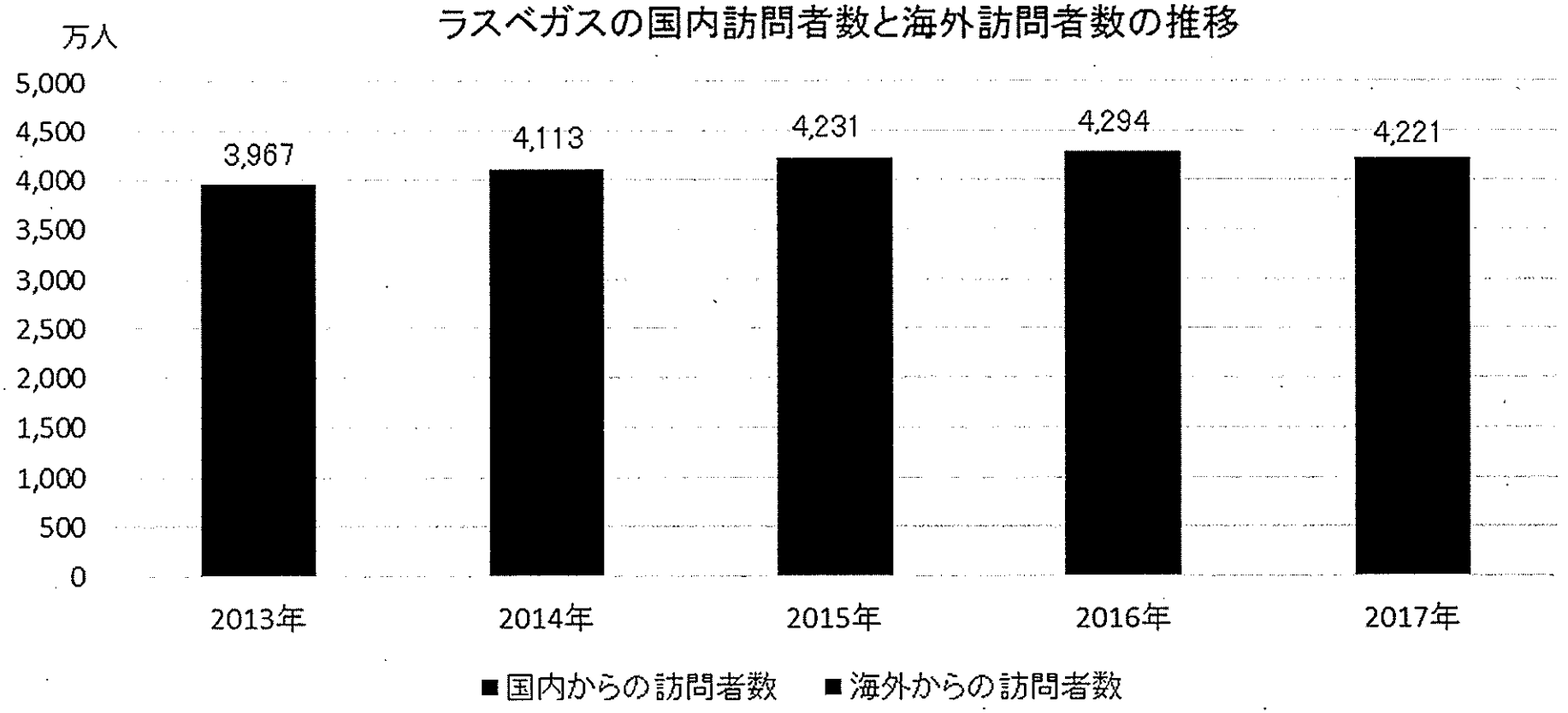

出典：Las Vegas Convention and Visitors Authorityが公表したデータを基に作成

ＩＲの事例～韓国カンウォンランドの例～

ＩＲの事例（韓国の例）

カンウォンランド（韓国）

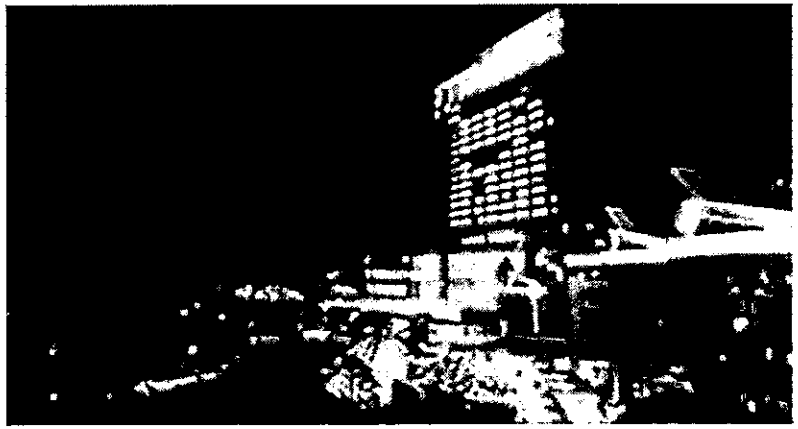

- 開発費用：9,981 億KRW（約998億円）
- 雇用者：約3,600人（2015年）
- 敷地面積：約27 ha （ﾎﾃﾙ･ｶｼﾞﾉのみ）
- 開業：2000年（スモールカジノの開設時）

【カジノ以外の主要施設】
- ゴルフ場、スキー場と合わせて、複合リゾート施設を併設
- ホテル
- スキー場、ゴルフ場
- ショッピングエリア ・ コンベンションホール　等

IR導入における影響

- カジノ導入当時において、ギャンブル依存症や治安悪化に対する対策を明確に講じず、ギャンブル依存症に対する規制等が後追いで規定された。
- カジノを先行オープンし、6年後にリゾートエリアが完成（2000年：スモールカジノ開業、2003年：メインカジノオープン、2006年：IRフルオープン）したことにより、開業当初のカジノのみのイメージが残る。

（出典） 各種情報をもとに作成、写真についてはカンウォンランドHPより引用

【韓国におけるギャンブル依存症の推定有病率】

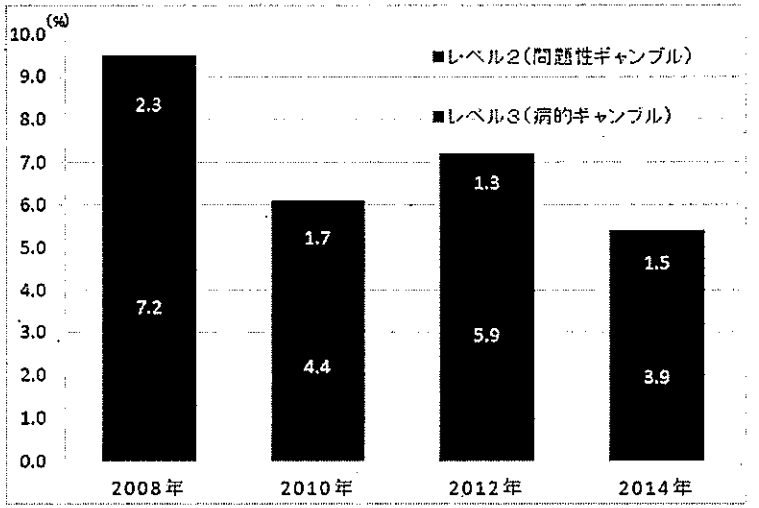

（出典）射幸産業統合監督委員会HPより作成

IR導入に向けた動き

国の動向等

IR推進法 平成28年12月成立

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」

【16項目の附帯決議】

- 厳格なカジノ営業規制の構築
- 犯罪防止や治安維持
- 青少年の健全育成
- 依存症防止等の対策の実施　など

IR整備法 平成30年７月成立

「特定複合観光施設区域整備法」

【31項目の附帯決議】

- 政省令を定めるにあたり、国会や国民に対して説明を尽くす　など

IR整備法成立までの経緯

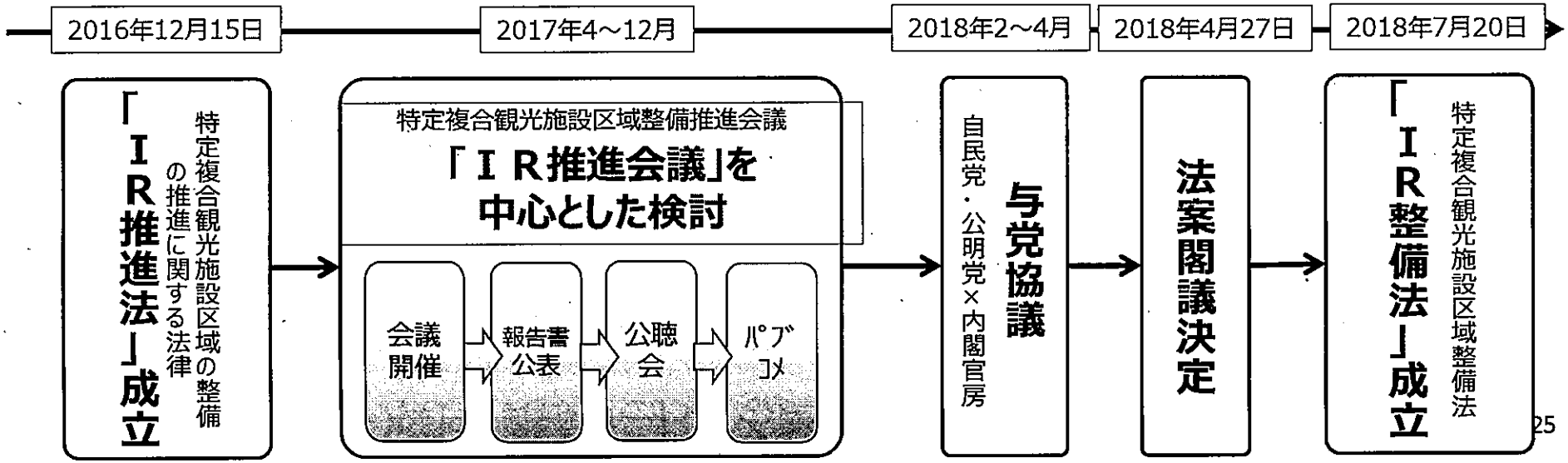

IR整備法案の国会審議における賛成意見・反対意見

賛成意見の例

- 日本型IRは、観光立国を実現するためのツールの一つとなるものである。
- 地方の活性化、地方創生を推進するためには、IRを活用し、地方に魅力ある観光施設をつくることが重要な手段。
- MICE施設は単体では収益性が低く、一定の収益性が見込めるカジノを併設させたIRを民間で整備することが必要。
- IRで重要な国際会議を開催することができることが、日本は安全な国であるという、世界に向けた強いアピールにつながり、国際的な与信を高める。

反対意見の例

- ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念される。
- ギャンブル依存症への対策を行うことが先である。
- 刑法の賭博罪から違法性が阻却されるための制度設計が必要であるが、具体的な規定が政省令にて定められるため、IR整備法案のみでは判断できない。
- 国民への説明が全く不十分である。
- 観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とするとしているが、その効果の試算が不十分である。

IR整備法案における賛成意見・反対意見

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に関する意見募集（パブリックコメント）における賛成・反対意見の例

賛成意見の例

- 「推進会議取りまとめ」に記載されている根本原則に全面的に賛成
- IRは、ギャンブルの暗いイメージを払拭し、壮大な明るい娯楽施設にすべき。
- 「カジノで遊ぶことがステイタス」「お金持ちでなければカジノには入れない」という認識を一般に広める努力が必要。
- 地域の振興、雇用の創造等に大きなプラスがある。
- 財政改善、経済振興に寄与する。
- 訪日外国人旅行客の増加に寄与する。
- 国際的なプレゼンスの向上に資する。
- 訪問客が増加し、IR区域外にあるホテルの客室数も増加する等IR区域外にも好影響を与える。
- IR＝カジノ＝不健全との概念を払拭して、前向きな議論が重要であり、観光などの経済効果や雇用にも影響が大きいことをしっかりと情報発信して行くことが必要。

反対意見の例

- 「世界最高水準のカジノ規制」や「世界初の日本型IR」といったイメージばかりであるため、具体的方策を示すべき
- 中核施設にMICEを位置付ける今回の取りまとめは、シンガポールの物まねにすぎない。シンガポールを凌駕し、世界の都市間競争に勝ち抜くIRコンセプトを作成すべき
- カジノ収益によりMICEの赤字を補てんするならば、IRを設置しない地域のMICEとの間で、不公平になる。
- イスラム圏ではカジノが禁止されており、カジノを設置するとイスラム圏からの訪日外国人が落ち込む恐れがある。
- 大規模投資は過剰投資の危険性が高く、収益エンジンとしてのカジノの利益極大化に依存せざるを得ないため、国民をますますギャンブル漬けにする。
- カジノの胴元等、特定の者・団体だけが利益を得ることになる。

出典：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/kokumintekigiron/bessi2.pdf

市の中期4か年計画（素案）におけるIRに関するご意見

◆横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）に関するパブリックコメントでは、IRに関するご意見を多数頂いている。
◆その内訳は、下表のとおりである。

意見の内訳	件数
否定的なもの	407 件（ 94.0% ）
肯定的なもの	12 件（ 2.8% ）
その他	14 件（ 3.2% ）
【合計】 統合型リゾート（IR）に関するご意見	433件（意見総数の20.3%）

出典：横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）に関するパブリックコメントの実施結果より作成

市の中期4か年計画（素案）におけるIRに関するご意見

◆ 横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）に関するパブリックコメントにおける、IRへの肯定的なご意見、否定的なご意見の例

肯定的なご意見の例

- 日本を代表する観光地になっていくためには、起爆剤となる施設、IRが必要です。
- IR/カジノで、市の財政が良くなるのであれば、積極的に進めて欲しい。パチンコや競馬等も存在しているのに今、今更、ギャンブル依存症の話題はナンセンスである。
- カジノは法整備をキチンとして検討が望ましい。
- I常に新たな要素を取り入れながら進化をし続ける横浜にとってIRを取り入れることは世界に誇る国際都市横浜としての新しい進化形となると思います。
- カジノ＝イメージが悪いという概念は、多くの市民が持っていることは事実であろうが、そこで思考停止せずに、推進派も慎重派の意見も聞き、議論すべきである。
- 統合型リゾートの導入のメリットと懸念事項を調査・公開し、市民に広く知っていただくことが第一歩だと思う。

否定的なご意見の例

- 統合型リゾート（カジノ）はいりません。ギャンブル依存症などが心配です。
- カジノ（IR）絶対反対。
- IRカジノをつくることには何もかいてありませんが、これは、絶対やめて欲しいです。家庭崩壊、治安悪化、生活保護者増加は目に見えます。
- カジノ反対！カジノの利益で市の収益が増えるという考えはおかしい。とばくで負けた人の分を子ども医療費に回す？とんでもない！
- 歴史や文化など、今ある横浜の魅力をアピールすることで、観光客も来てくれる。
- カジノ（IR）の整備のための財政支出など言語道断である。
- ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、青少年への悪影響などの理由でカジノに反対しています。
- カジノとんでもない、横浜のはじです。

出典：横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）に関するパブリックコメントの実施結果より作成

ＩＲとはなにか（日本型ＩＲ、公共政策としてのＩＲの説明）

・「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
・カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
・民間事業者の投資による　①集客及び収益を通じた観光地域振興
　②新たな財政への貢献

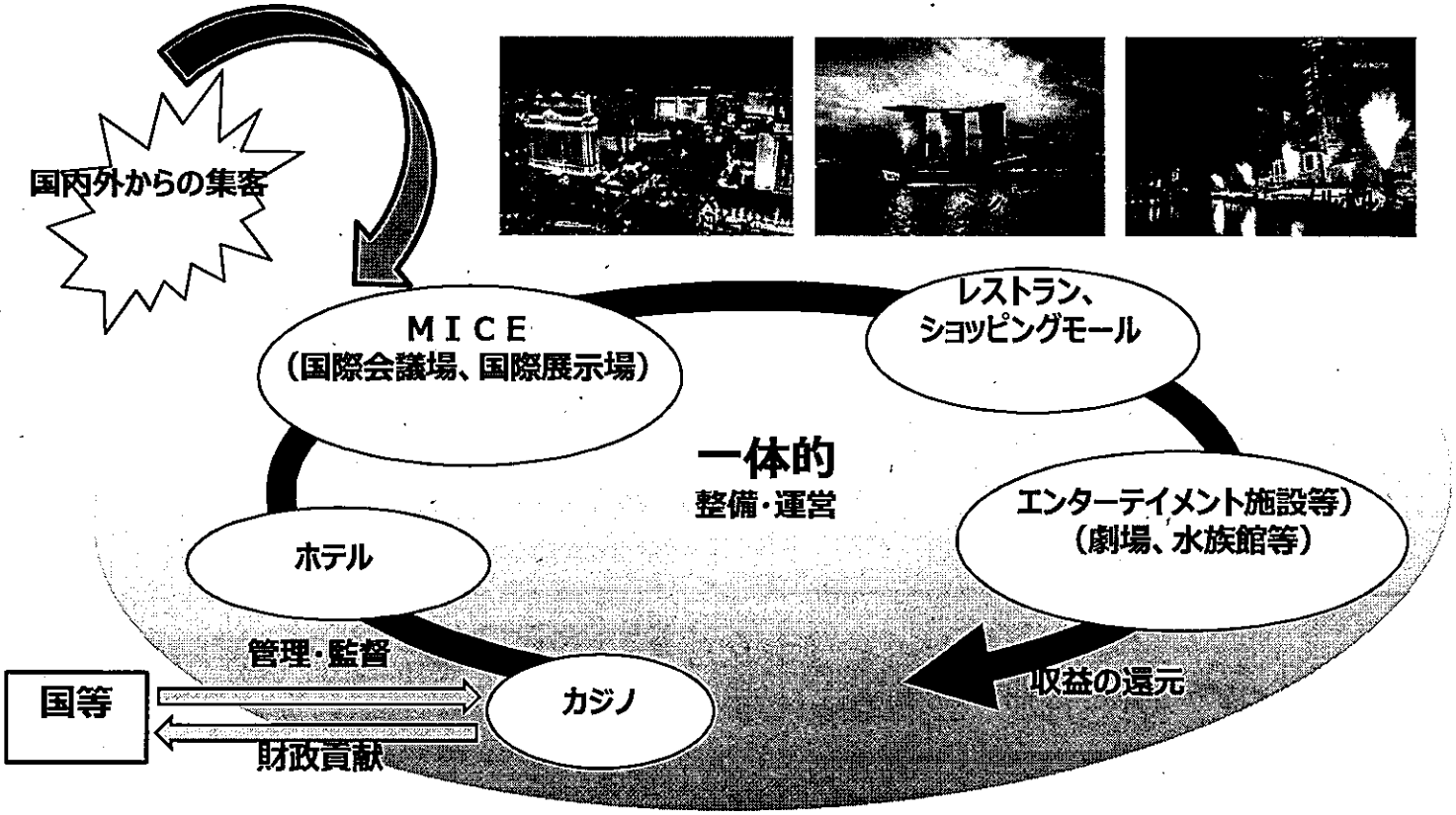

出典：IR推進会議資料を加工

ＩＲとはなにか（日本型ＩＲ、公共政策としてのＩＲの説明）

◆ 観光先進国の実現に向けた政府の目標

○ 訪日外国人旅行者数

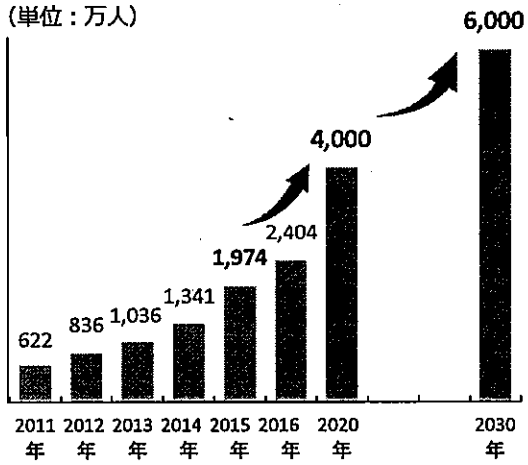

○ 訪日外国人旅行消費額

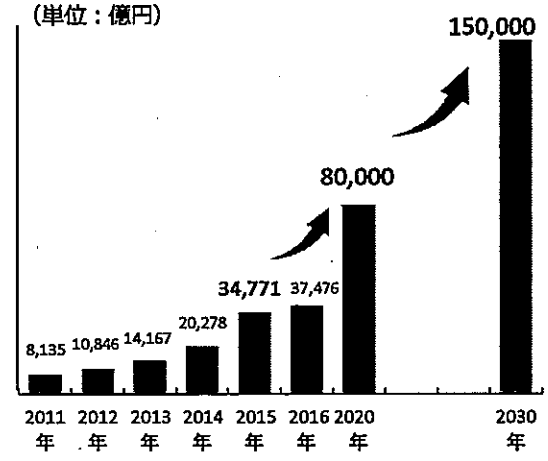

○ 地方部での外国人延べ宿泊者数

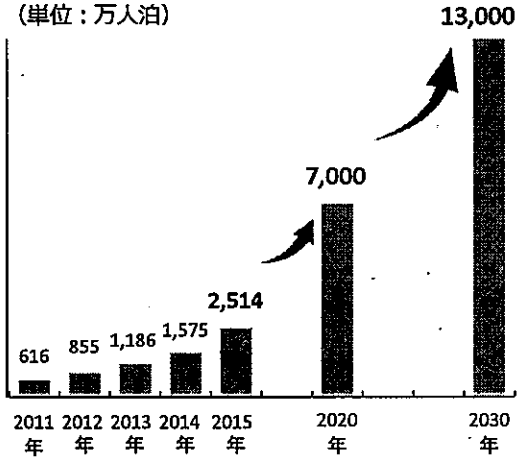

○ 外国人リピーター数

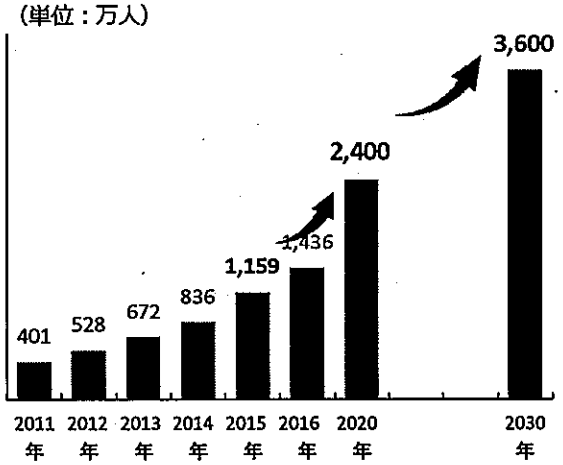

○ 日本人国内旅行消費額

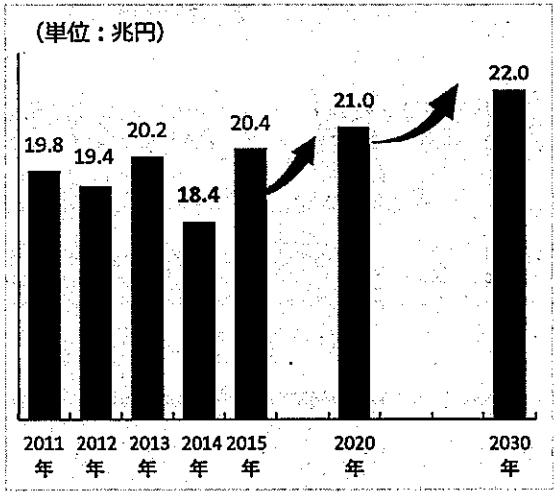

出典：IR推進会議資料

政府が観光立国を目指す理由

◆観光立国推進基本法の導入目的

- 観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野
- 経済波及効果の大きい観光は、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待
- 世界中の人々が日本の魅力を発見し、伝播することによる諸外国との相互理解の増進も同時に期待
- 地域が一丸となって個性あふれる観光地域を作り上げ、その魅力を自ら積極的に発信していくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済を潤し、ひいては住民にとって誇りと愛着の持てる、活気にあふれた地域社会を築いていくことが観光立国には不可欠

「明日の日本を支える観光ビジョン」における観光先進国への3つの視点

【視点1】	【視点2】	【視点3】
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に	観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に	全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

出典：観光庁HPより作成

政府が観光立国を目指す理由（国際競争力の低さ）

- ◆ 2015年の「外国人旅行者受入数ランキング」において、日本は、1,974万人となり、2014年から人数、順位ともに上昇している。
- ◆ しかし、日本は、世界16位（アジアで5位）であり、他の観光国との差が大きい。

外国人旅行者受入数の国際比較（2015年）

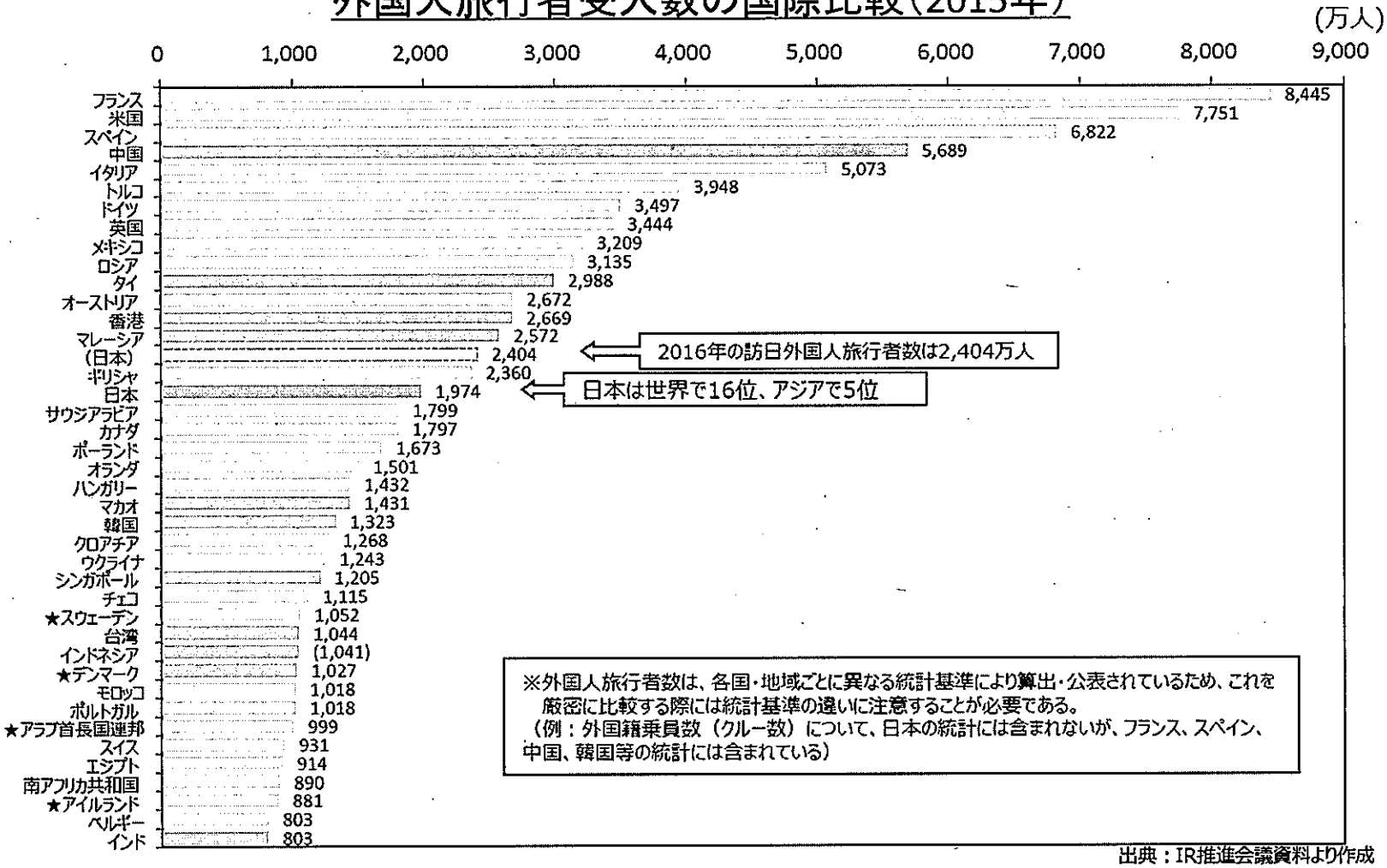

出典：IR推進会議資料より作成

政府が観光立国を目指す理由（観光客数の増加予測）

- 「Tourism Towards2030」（UNWTO,2011年）によれば、世界の国際観光客到着客数は2020年には約14億人、2030年には約18億人になると予測されている。
- 北東アジア・東南アジア地域は、世界の中で最も高い伸びが予測される国際観光市場とされている。

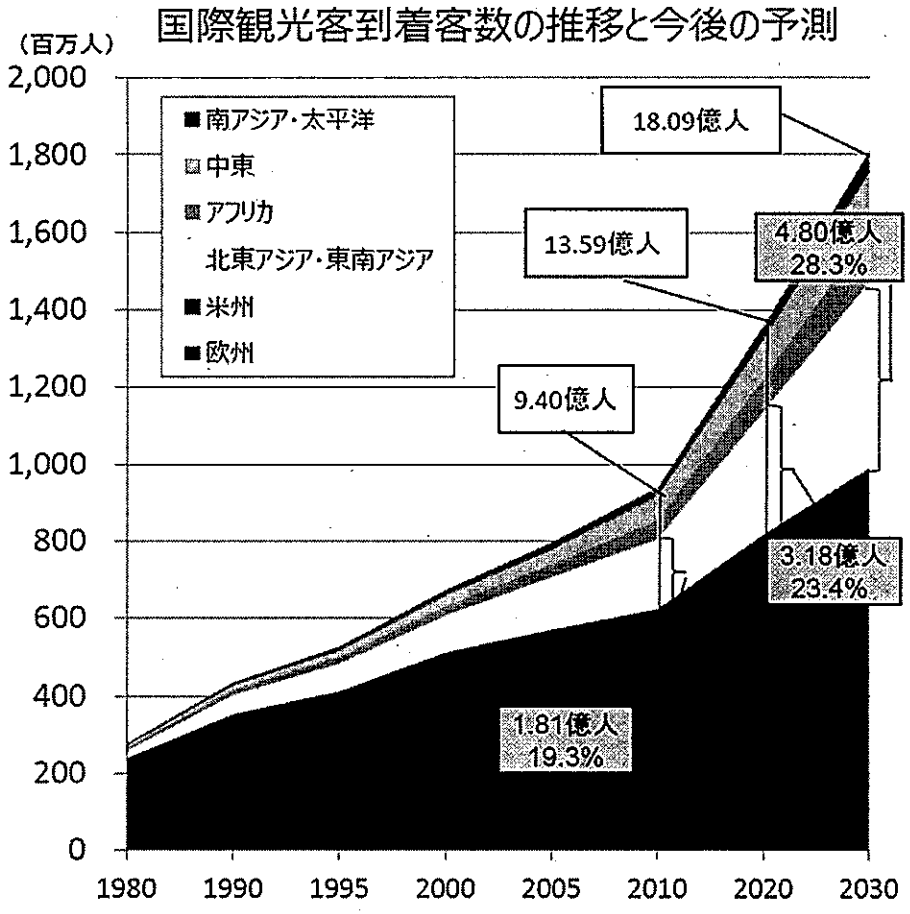

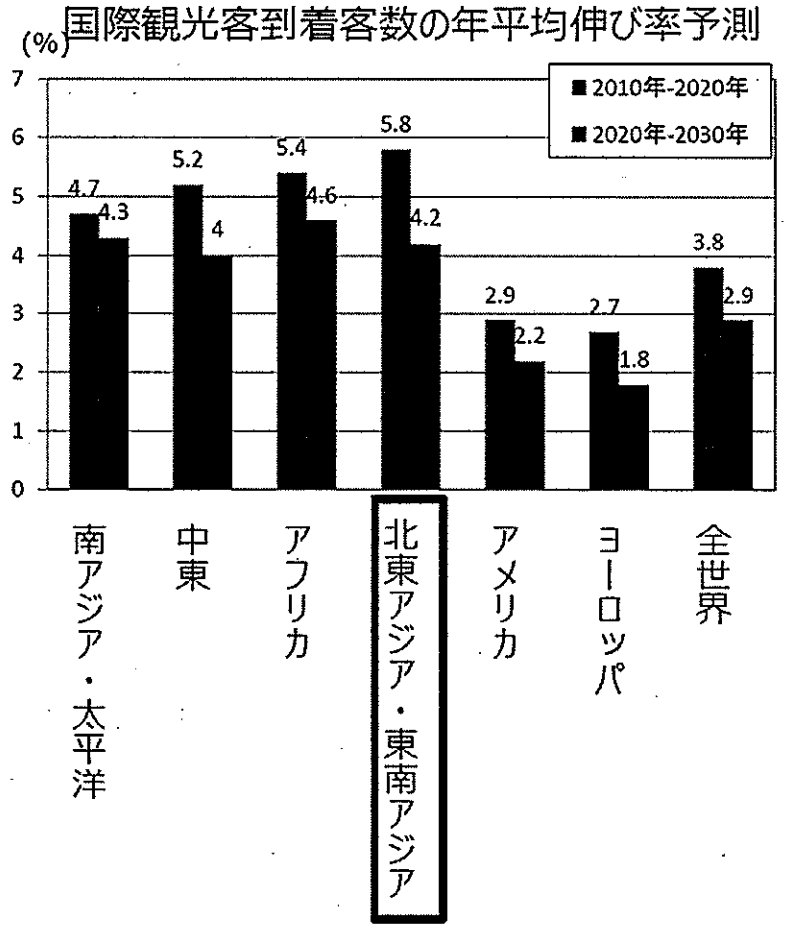

出典：IR推進会議資料より作成

政府が観光立国を目指す理由（観光インフラ整備の必要性）

「観光立国」となるには「気候」「自然」「文化」「食事」の4つの条件が必要不可欠とされている。

⇩

- ◆ 日本は観光資源に恵まれながら、世界の観光先進国から見ると観光客が少ない。
- ◆ 近隣諸国からの観光客の割合が高く、欧州等からの観光客の割合が低く、観光収入が少ない。

日本では外国人観光客数の増加を中心に報道されがちだが、「観光立国」とされる国では「観光収入」が目標に掲げられる。

⇩

- ◆ 「おもてなし」というと、金銭的な見返りを求めない「奉仕」のようなイメージが浸透。
- ◆ むしろ、「お金を落としてもらうだけの高品質なサービス」という発想を持つべき。

外国人観光客が何を求めているかを国別にきちんとマーケティングし、それに合わせて観光インフラを整備する必要がある。

出典：「新・観光立国論」著者デービッド アトキンソン等より作成

政府の観光施策

「明日の日本を支える観光ビジョン」の観光施策例

1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放
- 文化財の観光資源としての開花
- 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化
- 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上
- 滞在型農山漁村の確立・形成
- 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大
- 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
- 東北の観光復興

2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
- 民泊サービスへの対応
- 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化
- 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供
- 世界水準のDMOの形成・育成
- 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開
- 次世代の観光立国実現のための財源の検討
- 訪日プロモーションの戦略的高度化
- インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化
- MICE誘致の促進
- ビザの戦略的緩和
- 訪日教育旅行の活性化
- 観光教育の充実
- 若者のアウトバウンド活性化

3. 全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
- 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進
- キャッシュレス環境の飛躍的改善
- 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きでき環境の実現
- 多言語対応による情報発信
- 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
- 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備
- 「地方創生回廊」の完備
- 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進
- クルーズ船受入の更なる拡充
- 公共交通利用環境の革新
- 休暇改革
- オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

出典：「明日の日本を支える観光ビジョン」施策集

IR整備法の概要

ＩＲ整備法の概要（日本型ＩＲ、公共政策としてのＩＲの説明）

諸外国のIRでは、民間ならではの自由な発想によりカジノ収益を活用して、昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なものから手軽なものまで、幅広いコンテンツが提供されている。

昼

夜

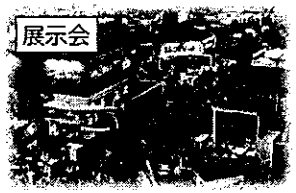

ビジネス

手軽

上質

ファミリー

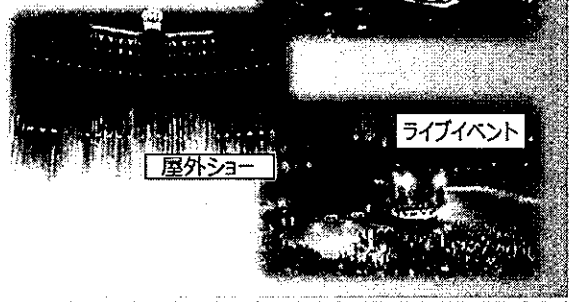

さらに日本型IRでは

○IRで様々な日本の魅力を体験し、
思い立ったら、すぐに、気軽に、日本各地へ。

○これらを通じ、日本各地における
新たな観光ビジネスのモデルの確立を目指す

出所：特定複合観光施設区域整備法に係る説明会　説明資料

ＩＲ整備法の概要（全体像）

IR整備法の構成

■ IR 整備法は、13 の章から構成され、大きく分けると下記の5区分になる。

第一章　総則	各種定義並びに国及び地方公共団体の一般的な責務についての規定がされている。
第二章 特定複合観光施設区域	IR 施設が設置される「特定複合観光施設区域（IR区域）」の範囲や整備に関する一連の規定がされている。
第三章～第七章 カジノ事業・カジノ事業者等	カジノ事業・カジノ事業者、カジノ施設供用事業、認可施設土地権利者、カジノ関連機器等製造業等に対する規制が定められている。
第八章～第九章 入場料・納付金等	入場料及び納付金等のカジノ収益に対する課税に関する規定が設置されている。
第十章～第十三章 監督・罰則・カジノ管理委員会	カジノ事業者等への監督及び罰則等の一般条項、カジノ事業を監督するカジノ管理委員会の規定が設置されている。

ＩＲ整備法の概要（全体像）

IR整備法の概要

第１　目的

◆　カジノ事業の収益を活用して、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的

第２　特定複合観光施設（ＩＲ）区域制度

◆「IR施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設等、③魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であり、民間事業者により一体として設置・運営される

◆国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定

◆認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化

◆認定区域整備計画の数の上限は３

第３　カジノ規制

◆IR事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間３年・更新可）が必要。その他のカジノ事業関係者（主要株主等）についても、免許・許可・認可制

◆日本人等の入場回数を連続する７日間で３回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け

◆20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止

第４　入場料・納付金等

◆　日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ３千円/回（24時間単位）を賦課

◆　カジノ事業者に対し、国庫納付金、認定都道府県等納付金の納付を義務付け

第５　カジノ管理委員会

◆内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び４名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

◆カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

ＩＲ整備法の概要（全体像）

国土交通大臣と都道府県等の役割分担

■ 都道府県等とIR事業者は共同で区域整備計画（IR事業者からの提案に基づいた事業基本計画に加え、弊害防止対策、周辺インフラの整備状況や周辺環境対策等の都道府県等の施策を含むもの）を実施する。

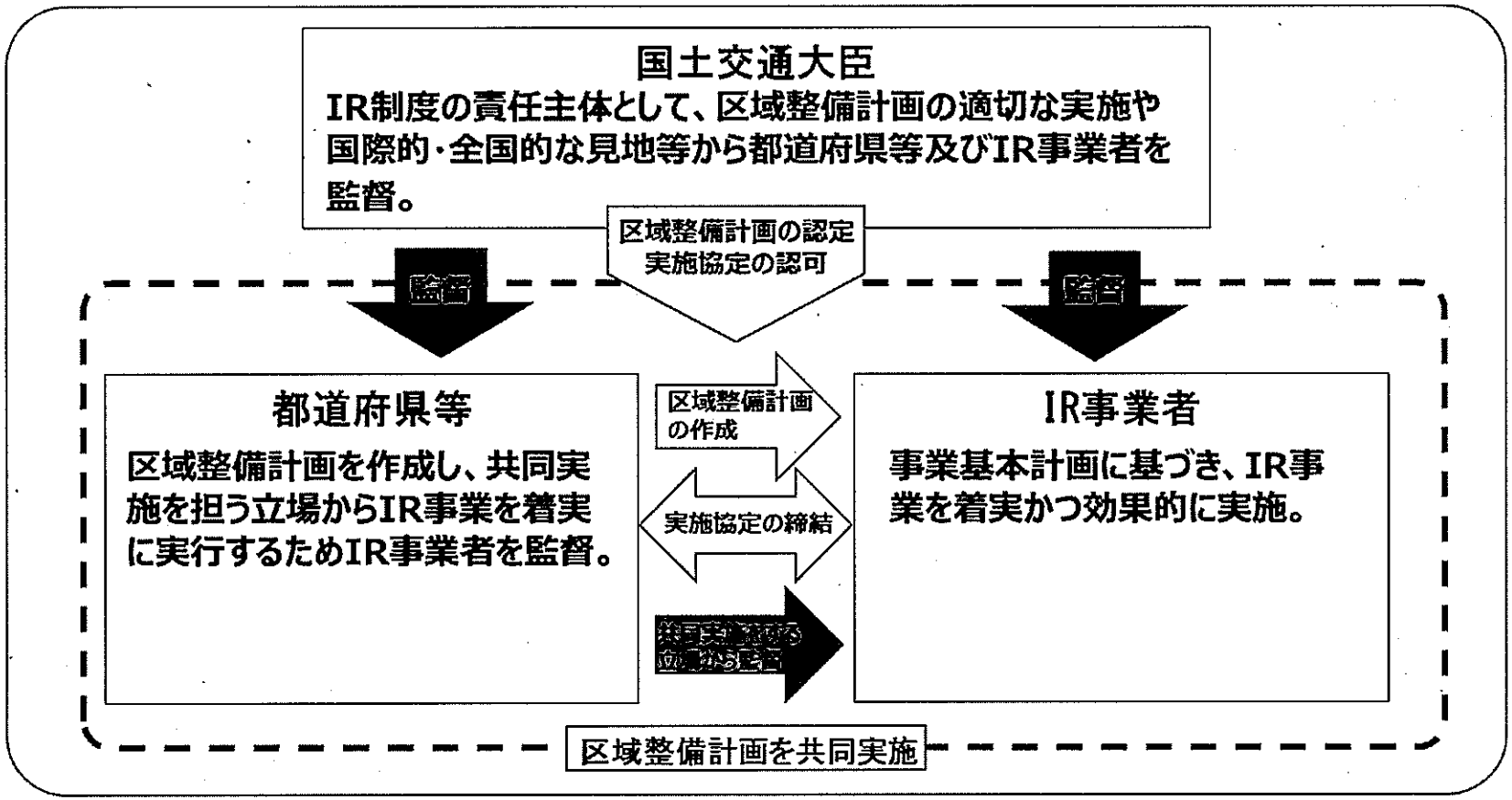

出所：IR推進会議取りまとめ（概要）～「観光先進国」の実現に向けて～（平成29年8月　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局）を基に加工

ＩＲ整備法の概要（全体像）

カジノ規制の全体像（世界最高水準の規制）

■ カジノ事業に対しては、参入規制、施設や機器の規制、事業活動に関する規制、弊害防止対策が下記のように定められ、カジノ管理委員会・国・自治体の監督を受ける。

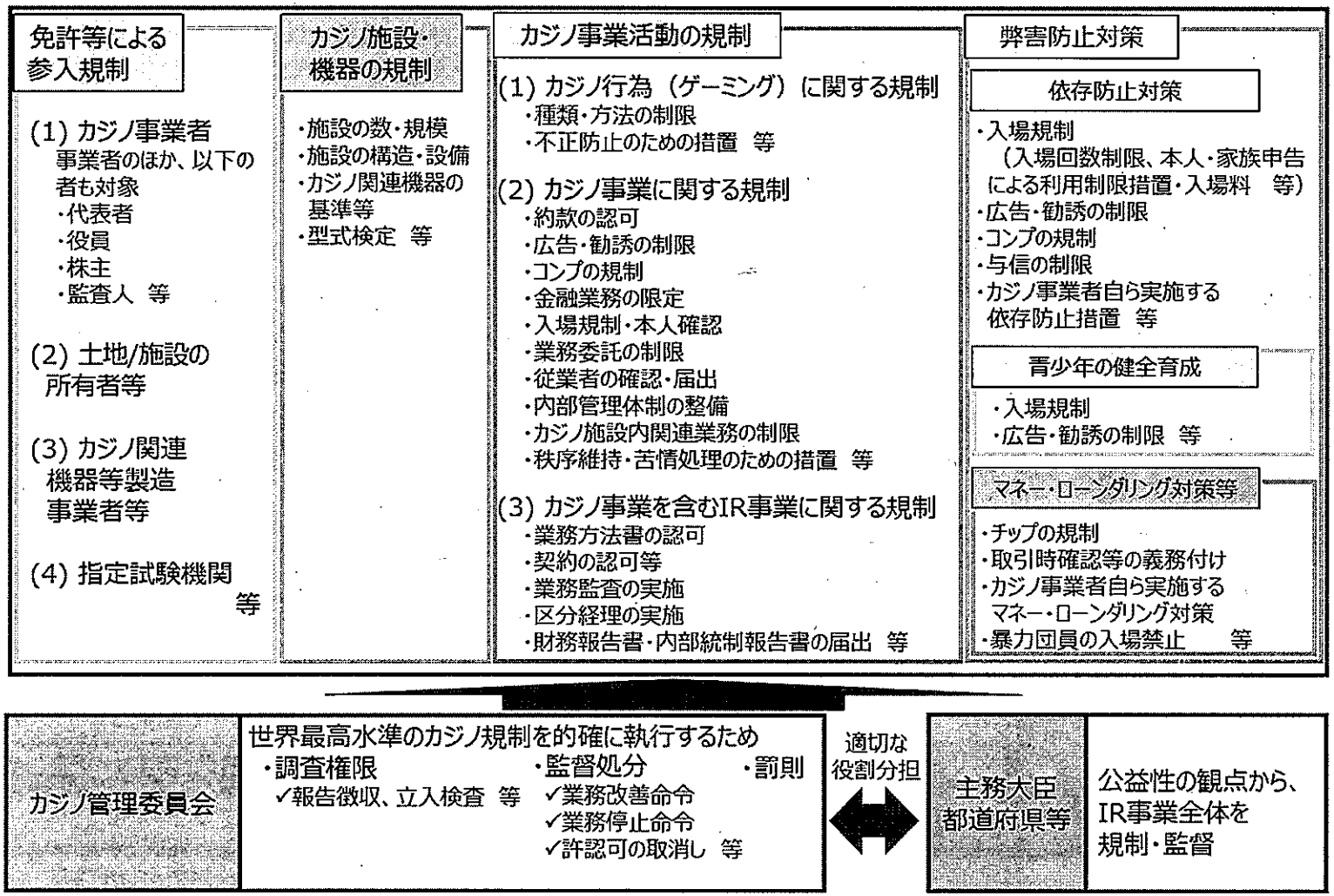

出所：IR推進会議取りまとめ（概要）～「観光先進国」の実現に向けて～（平成29年8月 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局）を基に加工

ＩＲ整備法の概要（全体像）

カジノの弊害防止対策

■ カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備

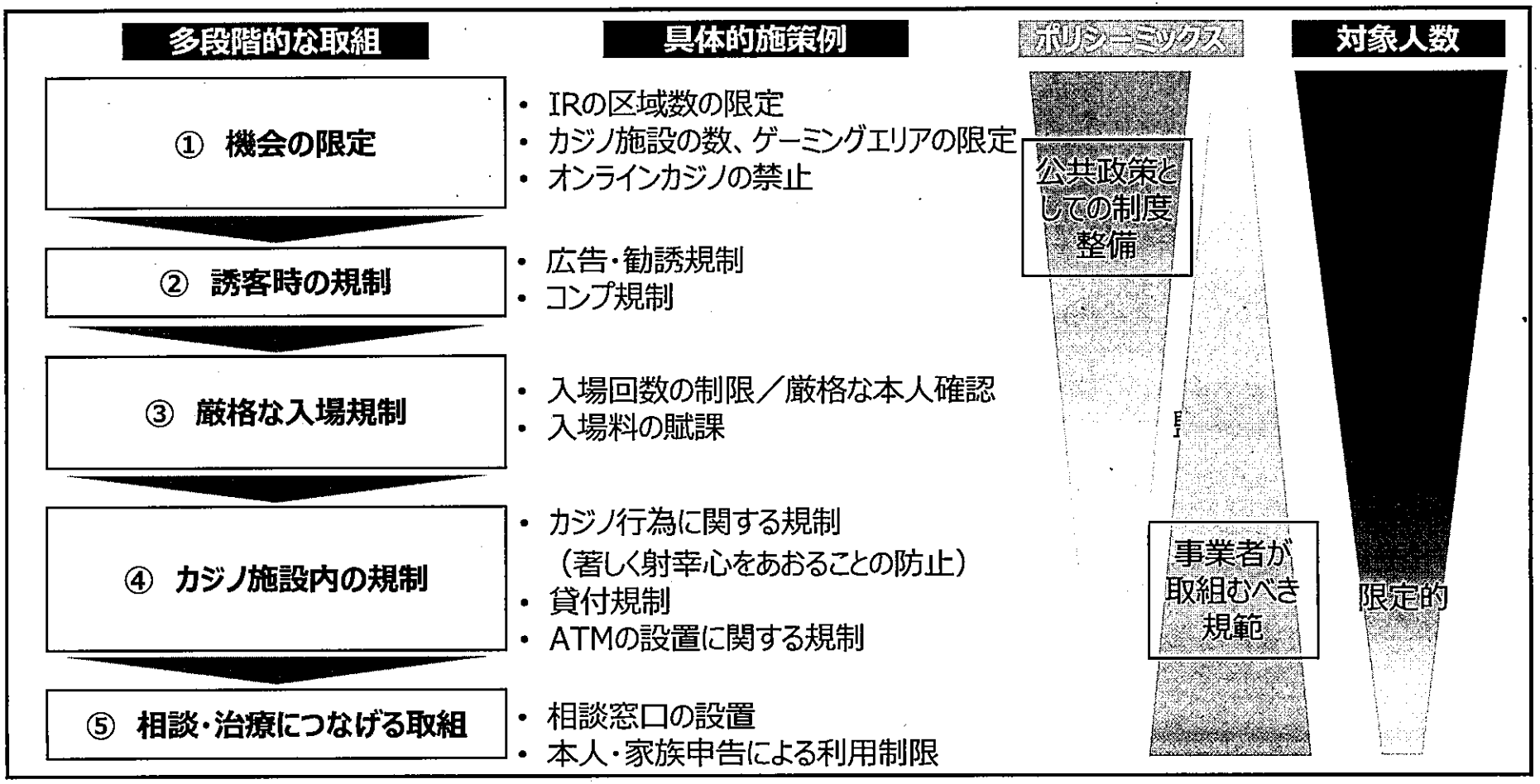

出所：IR推進会議取りまとめ（概要）～「観光先進国」の実現に向けて～（平成29年8月　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局）を基に加工

ＩＲ整備法の概要（全体像）

IR推進法

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

- 2016年12月に可決・成立
- 全23条
- 附帯決議において、IR整備法に規定すべき事項や留意点を規定

IR整備法

特定複合観光施設区域整備法

- 2018年7月に可決・成立
- 全251条

IR整備法条文のみでは未確定事項が多い

政令、省令、カジノ管理委員会規則への委任事項は300を超える

政令

- IR整備法全般に関わる規定の詳細化、具体化
- 主には、定義規定の詳細化（例えば、キーとなる概念の明確化、主要施設の要件等）
- IR整備法公布から9ヶ月以内に制定される必要あり

国土交通省令

- IR事業者選定に関する規定の詳細化、具体化
- IR区域認定に関する規定の詳細化、具体化
- 2019年夏秋に制定される見通し（内閣官房発言より）

カジノ管理委員会規則

- カジノ事業者のライセンス制度に関する規定の詳細化、具体化（例：背面調査制度等）
- カジノ事業に係る規制の詳細化、具体化
- 2018年7月1日にカジノ管理委員会設立予定

ＩＲ整備法の概要（今後の手続、区域認定の進め方など）

今後のスケジュール

■ IR整備法成立後、下記のプロセスにより、IR開業に至る。

■ 但し、基本方針の策定・公表以後のスケジュールは現段階で未定であり、今後のIR整備法の政省令や基本方針により定められる予定である。

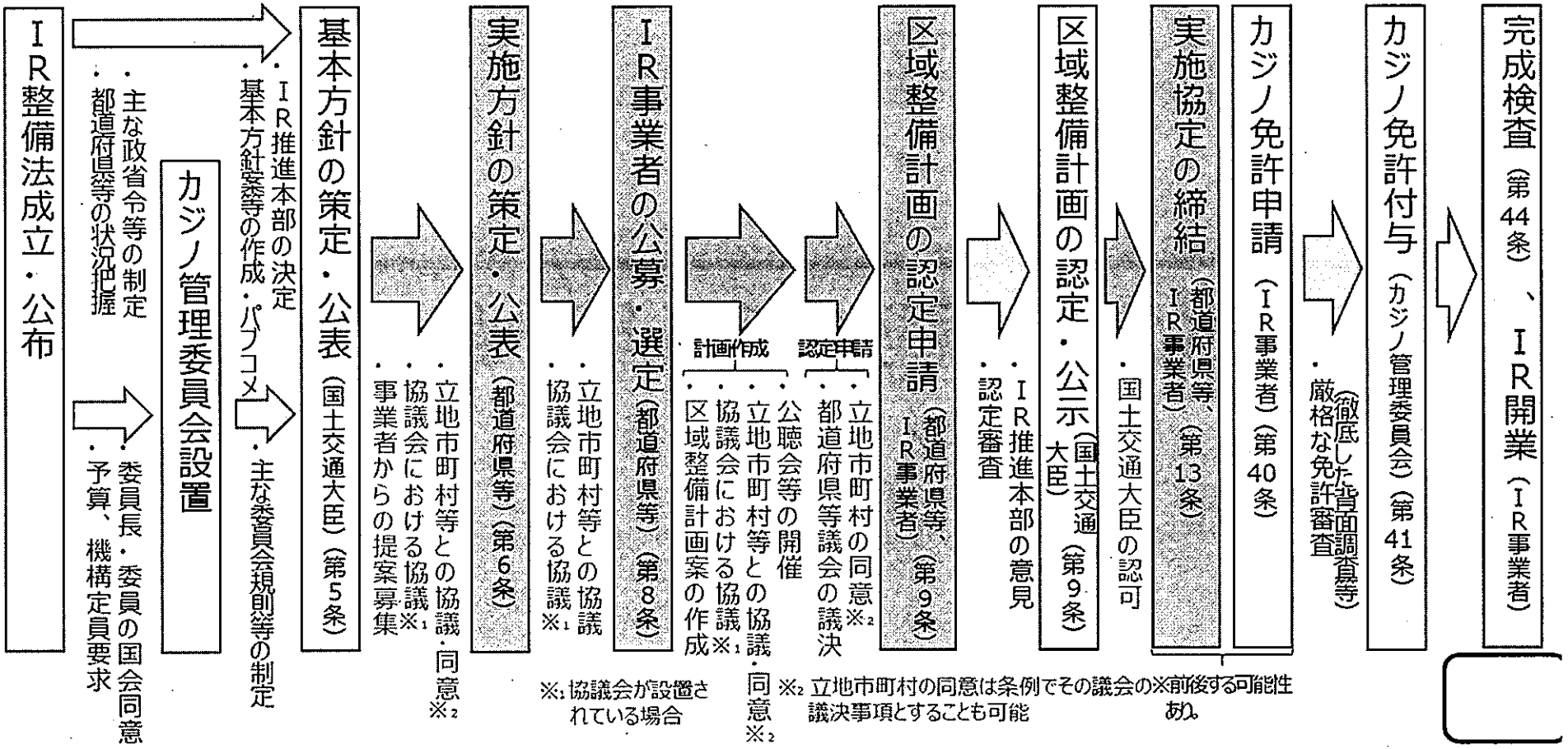

出所：特定複合観光施設区域整備法に係る説明会　説明資料

ギャンブル等依存症対策基本法の概要

ギャンブル等依存症対策基本法の概要（全体像）

ギャンブル依存症対策基本法の構成

◆ ギャンブル依存症対策基本法は、下記の5つの章により構成されている。なお、ギャンブル依存症対策の基本計画は、既存のギャンブルの依存症対策として、2019年4月に閣議決定を目指し進められている。

第一章　総則	各種定義や目的、国・地方公共団体・関係事業者等の責務についての規定がされている。
第二章 ギャンブル等依存症対策 推進基本計画等	ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、政府に策定義務、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、都道府県に策定の努力義務が規定されている。
第三章 基本的施策	基本的施策として、①教育の振興等、②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施、③医療提供体制の整備、④相談支援等、⑤社会復帰の支援、⑥民間団体の活動に対する支援、⑦連携協力体制の整備、⑧人材の確保等、⑨調査研究の推進等、⑩実態調査を定めることを求めている。
第四章 ギャンブル等依存症対策 推進会議	内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部を設置することが規定されている。
第五章 ギャンブル等依存症対策 関係者会議	推進本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置することが規定されている。

ギャンブル等依存症対策基本法の概要（全体像）

ギャンブル依存症対策基本法概要

第１　目的
◆ ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

第２　定義
◆ ギャンブル等依存症：ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

第３　基本理念
◆ ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
◆ 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

第４　アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮
◆ アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

第５　責務
◆ 国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

第６　ギャンブル依存症問題啓発週間
◆ 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（５月14日～20日）を設定

第７　法制上の措置等
◆ 政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

第８　ギャンブル依存症対策推進基本計画等
◆ ギャンブル等依存症対策推進基本計画：政府に策定義務
◆ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画：都道府県に策定の努力義務

第９　基本的施策
①教育の振興等、②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施、③医療提供体制の整備、④相談支援等、⑤社会復帰の支援、⑥民間団体の活動に対する支援、⑦連携協力体制の整備、⑧人材の確保等、⑨調査研究の推進等、⑩実態調査（３年ごと）

第10　ギャンブル依存症対策推進本部
◆ 内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置
◆ 所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

第11　ギャンブル等依存症対策推進関係者会議
◆ 本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置
◆ 委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）
◆ 所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

出所：ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会配布資料より加工

ギャンブル等依存症対策基本法の概要（全体像）

IR整備法における依存症対策の全体像

■ ギャンブル依存症対策では、事前の予防策が重要であるが、IR整備法では、カジノ事業における予防的な依存症対策として、主に下記の規制がされている。

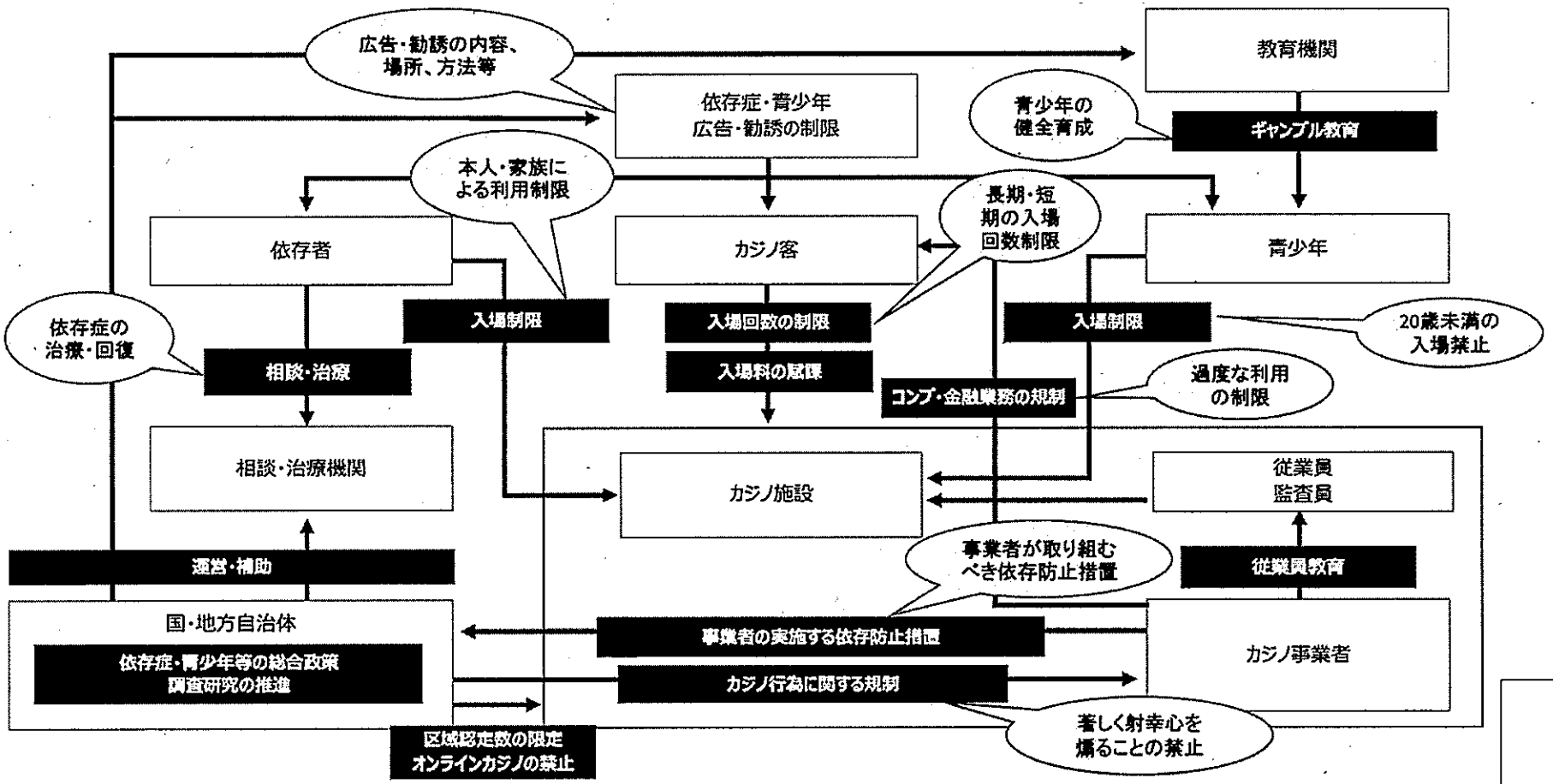

出所：苫小牧国際リゾート構想

ギャンブル等依存症対策基本法の概要（全体像）

依存症対策の全体像

■ ギャンブル依存症対策における国や都道府県等の役割は、下記のとおりである。

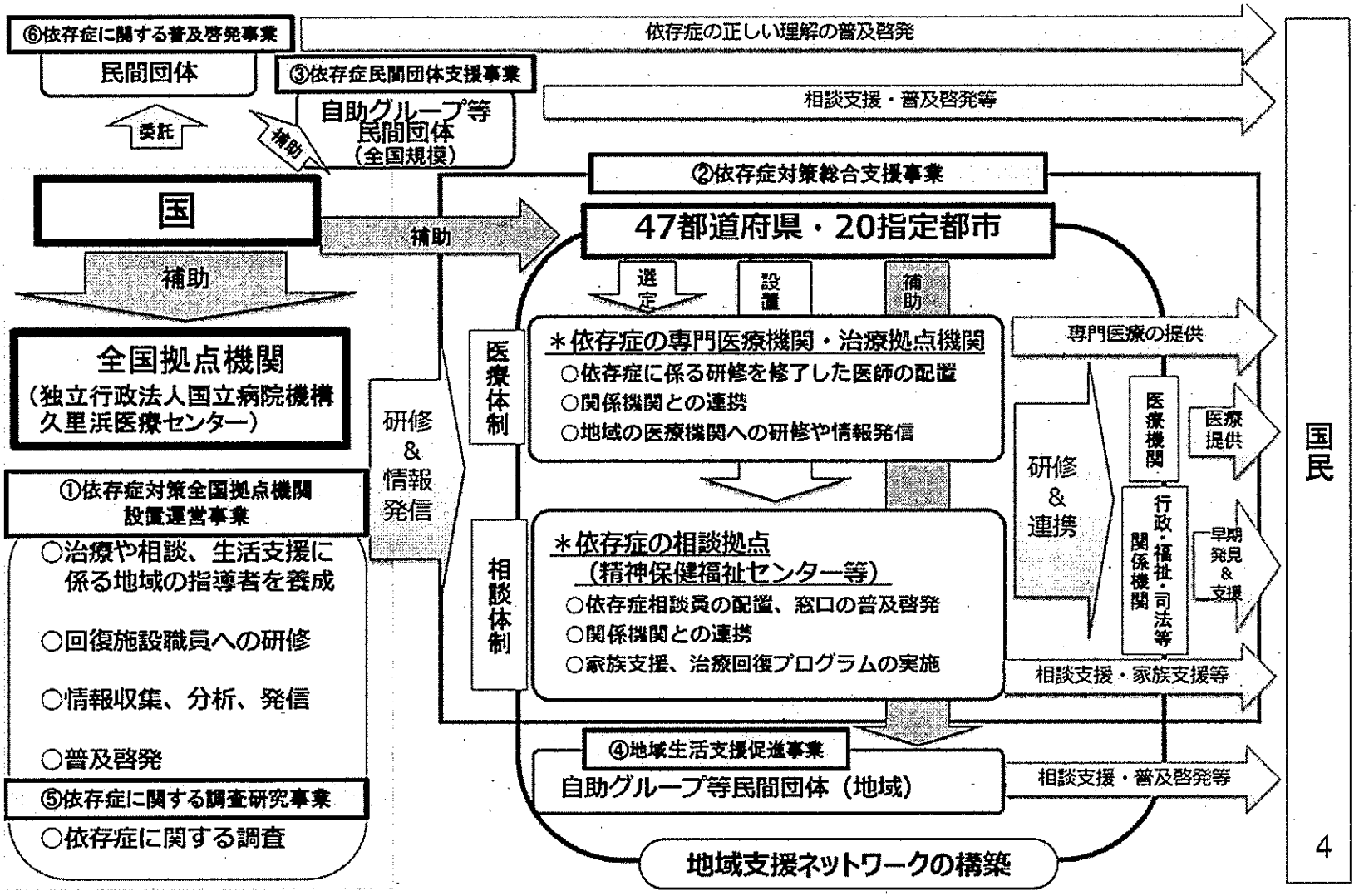

出所：厚生労働省「ギャンブル等依存症対策基本法について」

ギャンブル等依存症に関する全国調査結果

ギャンブル等依存に関する疫学調査の結果

- 平成29年度に実施された全国調査（調査実施主体：日本医療研究開発機構、久里浜医療センターに委託して調査実施）は、下表のとおりである。
- SOGS（The South Oaks Gambling Screen）は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストであり、12項目（20点満点）の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

国	報告年	対象数	ギャンブル等依存症が疑われる者の割合	調査方法
日本（全国調査結果）	2017	4,685	0.8%（男性:1.5%、女性:0.1%）	SOGS(12ヶ月以内)≧5点
日本（全国調査結果）	2017	4,685	3.6%（男性:6.7%、女性:0.6%）	SOGS(生涯)≧5点
オーストラリア	2001	276,777	男性:2.4%、女性:1.7%	SOGS(生涯)≧5点
オランダ	2006	5,575	1.90%	SOGS(生涯)≧5点
米国	2001	2,683	1.90%	SOGS(12ヶ月以内)≧5点
香港	2003	2,004	1.80%	DSM-Ⅳ(※1)
フランス	2011	529	1.20%	SOGS(生涯)≧5点
スイス	2008	2,803	1.10%	SOGS(生涯)≧5点
カナダ	2005	4,603	0.90%	SOGS(生涯)≧5点
英国	2000	7,680	0.80%	SOGS(12ヶ月以内)≧5点
韓国	2010	5,333	0.80%	DSM-Ⅳ
スウェーデン	2001	7,139	0.60%	SOGS(12ヶ月以内)≧5点
スイス	2008	2,803	0.50%	SOGS(12ヶ月以内)≧5点
イタリア	2004	1,093	0.40%	SOGS(生涯)≧5点
ドイツ	2009	10,001	0.20%	SOGS(生涯)≧5点

(※1) アメリカ精神医学会が定義している「精神障害の診断と統計の手引き(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorder)」の第4版

出所：国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）平成29年9月29日国立病院機構久里浜医療センターより作成

日本におけるギャンブル等の状況

ギャンブル等の施設の状況

■ 日本における既存の遊技場店舗数、公営競技の施設数は、下記のとおりである。

種類	店舗数、施設数	出典
遊技場 （パチンコ、パチスロ）	10,596店 （遊技機台数4,436,841台）	平成29年12月31日現在、警察庁発表
中央競馬	10場	調査日時点　日本中央競馬会（JRA）
地方競馬	15場	調査日時点　地方競馬全国協会（NAR）
競輪	43場	調査日時点　日本モーターボート競走会
競艇	24場	調査日時点　公益財団法人JKA
オートレース	5場	

出所：各競技団体等のHPより作成

市の依存症対策の取り組み

市の依存症対策の全体像

横浜市では、依存症対策についての相談先の紹介や正しい知識の普及等の対策を推進しています。

- ◆ 依存症対策の検討部会の設置
  - ➢ 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催（30年度）
- ◆ 依存症に関する普及啓発
  - ➢ 依存症に基礎知識等に関する、パンフレットやHPによる普及啓発（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症に関する相談
  - ➢ 「アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談窓口」（こころの健康相談センター）
  - ➢ 各区福祉保健センター「精神保健福祉相談」の一環として対応
- ◆ 依存症に関する家族教室
  - ➢ 依存症者の家族を対象として実施（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症に関する回復プログラム
  - ➢ 横浜版回復プログラム「WAI－Y」の実施（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症に関する研修
  - ➢ 支援者に対し人材育成研修を実施（こころの健康相談センター）

- ◆ 依存症専門医療機関

  神奈川県では、政令市も含む県下全域を対象に、県が依存症専門医療機関の選定しているが、下記の2つが横浜市内におけるギャンブル等依存症が策診療対象となっている。
  - ➢ 医療法人社団祐和会大石クリニック
  - ➢ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター
  - ➢ 医療法人誠心会神奈川病院

出所：横浜市健康福祉局ホームページより作成

市の依存症対策の取り組み

依存症に関するパンフレット（こころの健康相談センター発行）

相談先 依存症は、回復できる病気です。一人で悩まず、まずは相談してみませんか。

◆アルコール・薬物・ギャンブル等 依存症相談窓口

受付 (平日) 8:45～17:00
ご予約・ご相談は 横浜市こころの健康相談センター 045-671-4408

横浜市こころの健康相談センターでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りの横浜市在住の方や、横浜市にお住まいの依存症当事者のことで困っているご家族からの相談をお受けしています。初めて利用される方は、まずはご連絡下さい。

依存症 個別来所相談（完全予約制）
- 専門の職員がご本人やそのご家族の相談内容を伺い、回復のためのアドバイスや適切な相談機関をご紹介致します。
- 相談内容などの秘密は厳守します。

本人向け 依存症回復プログラム WAI-Y
- ワークブックを使って、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症回復のためのスキルを学んでいきます。
- 全8回のプログラムで、年に3期開催しています。

家族向け 依存症家族教室
- アルコール・薬物・ギャンブル等の問題に悩むご家族のための月1回の家族教室です。
- 病院や回復施設の支援の専門家の話を聞くことができ、依存症について学ぶことができます。

◆各区福祉保健センター

受付 (平日) 8:45～17:00

お住まいの区の福祉保健センターにて、ご本人やご家族の精神保健福祉相談を行っています。また、精神障害者保健福祉手帳や通院医療費の助成（自立支援医療）についての手続きを行っています。

	電話		電話
鶴見区	510-1848	金沢区	788-7848
神奈川区	411-7115	港北区	540-2377
西区	320-8450	緑区	930-2434
中区	224-8166	青葉区	978-2453
南区	341-1142	都筑区	948-2348
港南区	847-8446	戸塚区	866-8465
保土ケ谷区	334-6349	栄区	894-8405
旭区	954-6145	泉区	800-2446
瀬谷区	750-2455	瀬谷区	367-5755

◆こころの電話相談（こころの健康相談センター）

受付 (平日夜間) 17:00～21:30
(土日・祝日) 8:45～21:30
電話 045-662-3522

日常のストレスによる悩みなどのこころの健康に関する電話相談を、平日夜間、土日・祝日に行っています。

◆自助グループ

市内では、下記のグループ等が様々な場所で活動しています。
会場・開催時間等、詳しくは、それぞれのグループのホームページをご覧ください。

	本人向け	家族向け
アルコール	AA	アラノン
	横浜断酒新生会	
薬物	NA	ナラノン
		横浜ひまわり家族会
ギャンブル	GA	ギャマノン

横浜市こころの健康相談センター

依存症って知っていますか？

- アルコール依存症
- 薬物依存症
- ギャンブル等依存症

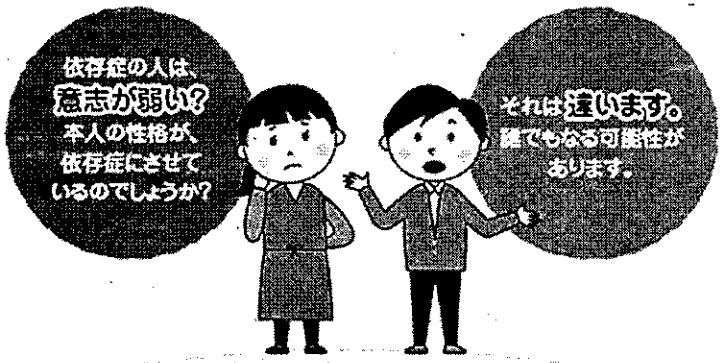

ある特定の「物質の使用（例えば、アルコールや薬物）」に関して「やめたくても、やめられない」状態を医学的には、依存症と呼びますが、ここでは、「行為や過程（ギャンブル等やインターネット）」に関してそのような状態に陥ることを含めて、一般的に用いられる「依存症」と表現しています。

発行 横浜市こころの健康相談センター 〒231-0021 横浜市中区日本大通1 BHRCビル6階 ☎045-671-4455 FAX:045-662-3625 平成29年11月発行

市の依存症対策の取り組み

依存症対策に関する計画

依存症対策については、市の各種計画の中で、その方針を定めています。

◆ 横浜市中期4か年計画2018～2021
「政策32 暮らしを支えるセーフティネットの確保」

- 政策の目標・方向性
  アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めます。

- 現状と課題
  アルコールや薬物、ギャンブル等への依存は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、患者本人や家族の課題を適切なサポートにつなげるため、普及啓発や専門相談等の取組が必要です。

- 主な施策（事業）

5　依存症対策		所管	健康福祉局、区
アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む当事者や家族の悩みの解決に向け、身近な場所で相談ができるよう、「依存症相談拠点」の設置など、相談対応を強化します。また、インターネットゲーム障害などの新たな依存についても普及啓発等の取組を進めます。			
想定事業量	依存症専門相談件数（延件数）　2,000件（4か年） 【直近の現状値】29年度：482件/年	計画上の見込額	0.4億円

出所：横浜市中期4か年計画2018～2021

市の依存症対策の取り組み

依存症対策に関する計画

◆ よこはま保健医療プラン2018（計画期間：2018～2023）

Ⅳ　主要な疾病（5疾病）ごとの切れ目のない保健医療連携体制の構築　5精神疾患

- 施策の方向性

  依存症対策総合支援事業の実施や自殺対策基本法の改定など国等の動向も踏まえ、本市として具体的に施策を展開していきます。

- 施策展開に向けて

  アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症対策の強化を含めた「依存症対策総合支援事業」を実施します。

- 現状

  アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症に関する当事者や家族からの相談に対し、区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーによる専門医療機関への受診勧奨や自助グループの紹介を行っています。このほか依存症から回復を目指す方に向け、認知行動療法を用いた依存症回復プログラムや、依存症者の家族を対象とした家族教室を実施しています。

- 課題

  アルコール健康障害対策基本法や薬物依存症者等を対象とした刑の一部執行猶予制度やギャンブル等依存症の対策の強化などを踏まえた取組が必要となっています。

主な施策

No.	内容
①	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症への対策として、厚生労働省が推進する「依存症対策総合支援事業」を実施し、依存症対策を強化します。（依存症相談拠点の整備、専門医療機関の指定、検討会議の開催など）

目標

指標	現状	2020	2023
各種事業の推進	検討	実施	実施

出所：よこはま保健医療プラン2018

他都市の動き

他都市の検討状況

	2016年度以前	2017年度	2018年度	2019年度
法令等	IR推進法		IR整備法	政省令等 基本方針
苫小牧市 北海道	海外IR・可能性調査等	投資意向調査	★IRに関する有識者懇談会設置	
愛知県		★国際観光都市の機能整備研究会設置	アイディア募集	
大阪府市	★IR推進会議設置 海外IR・可能性調査等	★大阪IR基本構想（案） ★大阪府・市IR推進局発足 提案対話（テーマ別）	提案対話（継続）	
和歌山県		★IR推進協議会設置 海外IR・可能性調査等	★IR基本構想 投資意向調査 アイディア募集	
佐世保市 長崎県	★IR推進協議会設置 ★長崎IR構想骨子 海外IR・可能性調査等	アイデア公募（RFI）	★IR基本構想 RFI（継続）	
横浜市	海外IR調査等		ヒアリング調査	

他都市がＩＲの検討を進めている理由など

大阪府・大阪市

・日本は人口減少が進んでおり、このままでは、物やサービスの需要が低下し経済が縮小しかねません。
・観光産業は大阪の経済を発展させるためには欠かせない産業となりつつあります。
・たくさんの観光客が大阪に長く滞在することで、より大きな経済効果がもたらされます。
・国内外から多くの人が集まり、長く滞在できる場所が、今の大阪に必要です。そのための大きな装置がIRです。

和歌山県

○ 和歌山県の成長戦略として
IRはとっておきのメニューの1つ
○IRのもたらす経済波及効果は絶大

長崎県・佐世保市 【地方創生型IRの必要性】

○人口減少に歯止めをかけるためには、地方に良質な雇用の場を創出する必要。
○訪日外国人はゴールデンルートに集中しており、地方に新たな人の流れを創出する必要。
○大都市型だけではなく『地方創生型IR』を導入し、地方への新たな人の流れを創出していく必要。
○『地方創生型IR』とは、地方の国際観光拠点として強力な集客力を有するとともに、地方内での周遊を促進する強力な送客力を有する施設。

北海道・苫小牧市

・インバウンド及び国内市場の開拓・拡大
・観光需要の季節格差・地域偏在の是正
・雇用の改善
・地域経済の底上げ

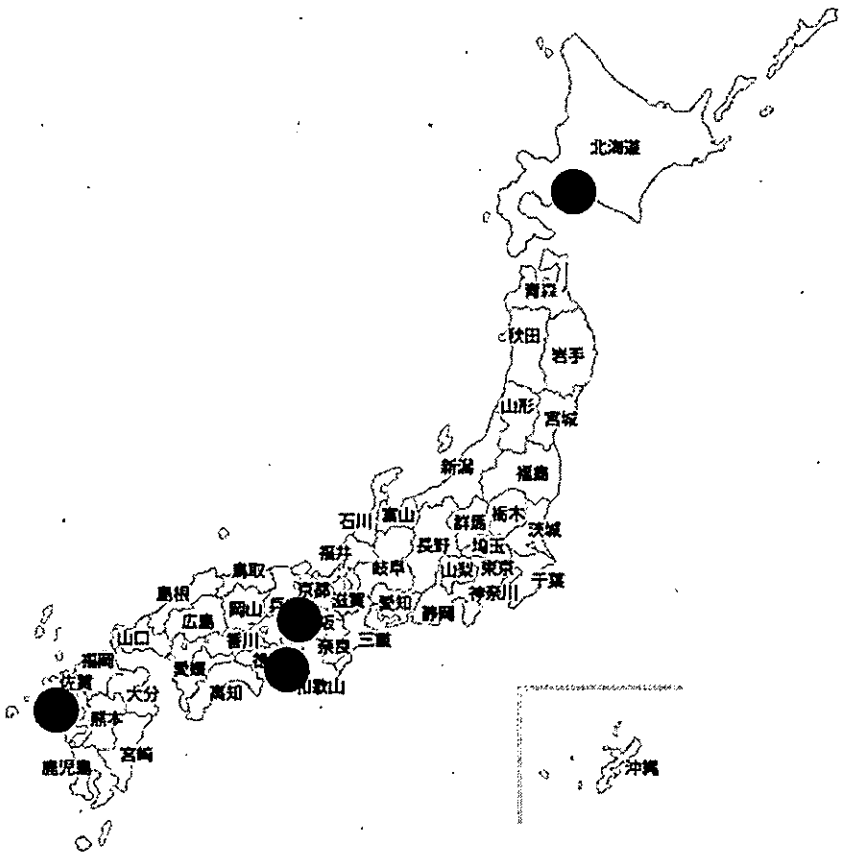

自治体の検討状況

北海道・苫小牧市等

北海道の候補地については、まだ検討中の段階である。
現在、立地市町村候補である３自治体、苫小牧市、釧路市、留寿都村から候補地の一本化に向けた協議中である。

- 苫小牧市、釧路市、留寿都村がIR誘致を表明。
- 2014年11月、北海道は「「カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査」調査報告書」を公表。
- 2015年6月、北海道は「北海道型IR検討調査報告書」を公表。
- 2015年6月、苫小牧市は「苫小牧統合型リゾート（IR）可能性調査・検討結果報告」を公表。
- 2017年10月、北海道はIR事業構想案の募集（RFI）を実施。
- 2018年5月、北海道は「新たなインバウンド誘致企画調査事業報告書」を公表。
- 2018年6月、苫小牧市は「苫小牧国際リゾート構想」及び「ギャンブル等依存症に係る課題整理及び対応策の検討報告書」を公表。
- 2018年7月、北海道は「特定複合観光施設（IR）に関する有識者懇談会」を設置。

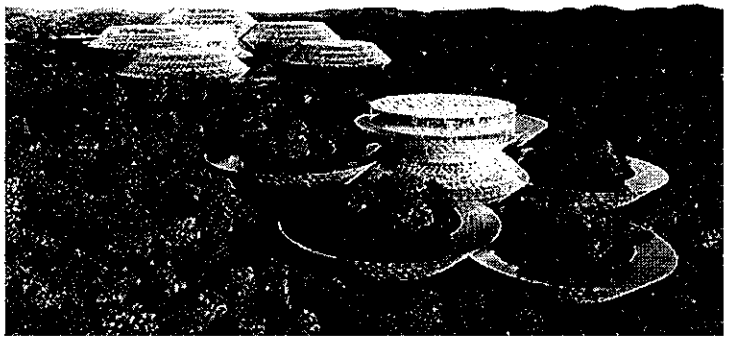

出所：苫小牧統合型リゾート（IR）推進協議会

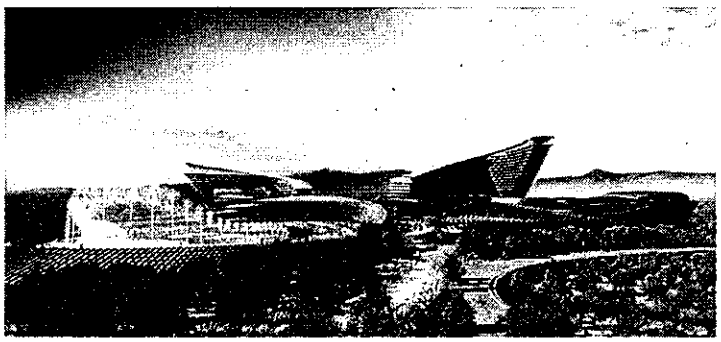

出所：シーザーズ・エンターテインメント

自治体の検討状況

大阪府・大阪市

大阪府及び大阪市は、夢洲を軸とした市内ベイエリアをIR区域の候補地としている。

- 2010年7月、「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」を設置。
- 2011年8月、「大阪における統合型リゾート（IR）立地に向けて～基本コンセプト素案～」を公表。
- 2013年12月、大阪府・大阪市が連携して立地準備に取り組むための「大阪府市IR立地準備会議」を設置。
- 2014年10月、関西経済3団体、大阪府、大阪市で構成する「夢洲まちづくり構想検討会」を設置し、2017年2月に、「夢洲まちづくり構想（案）」を策定。
- 2017年2月、大阪IR構想（案）の策定や課題対策等について検討するため、IR推進会議を設置。
- 夢洲へのIRの誘致に関する事項を大阪府市一体で行うため、2017年4月に大阪府・大阪市共同の内部組織としてIR推進局を設置。
- 2017年8月、大阪IR基本構想(案)・中間骨子を策定。
- 2018年度に、「大阪IR（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザリー業務」を外部委託中。

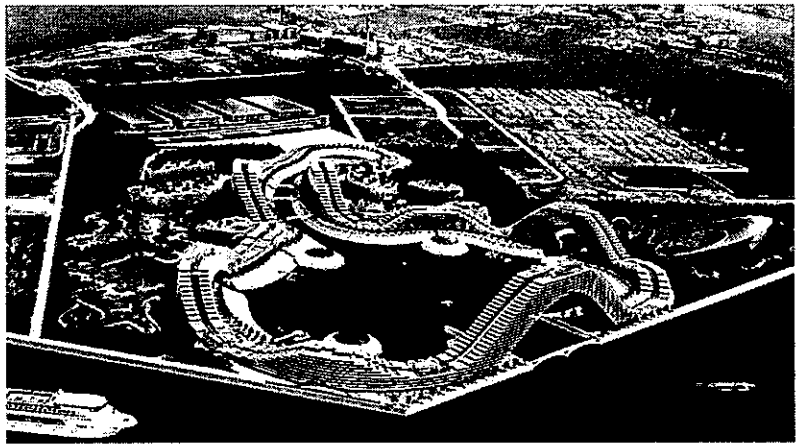

出所：一般社団法人 関西経済同友会

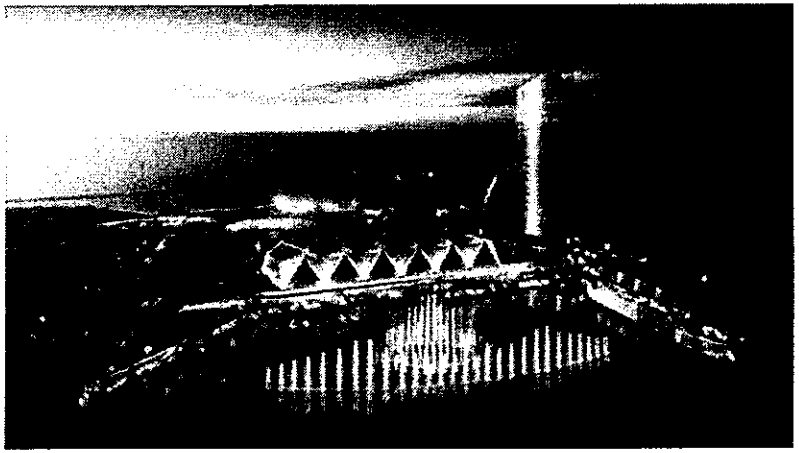

出所：MGMリゾーツ・インターナショナル

自治体の検討状況

愛知県・常滑市

愛知県及び常滑市は、「MICEを核とした国際観光都市」の実現手法の一つとしてIRも含めて検討が行われている。

- 2017年7月、常滑市議会は愛知県知事へ、中部国際空港周辺でのIRの誘致に向けた調査研究を求める要望書を提出。
- 2017年8月、愛知県知事はIR整備の検討を始めると表明。
- 2017年8月、「国際観光都市としての機能整備に関する研究会」を設置。
- 2018年3月の第5回研究会終了後、「国際観光都市としての機能整備に関する研究会　取りまとめ」を公表。
- 2018年度に、「国際観光都市機能整備調査事業委託」を外部委託中。
- 2018年8月、「MICEを核とした国際観光都市」の実現に向けたアイデア募集（RFI）を実施。

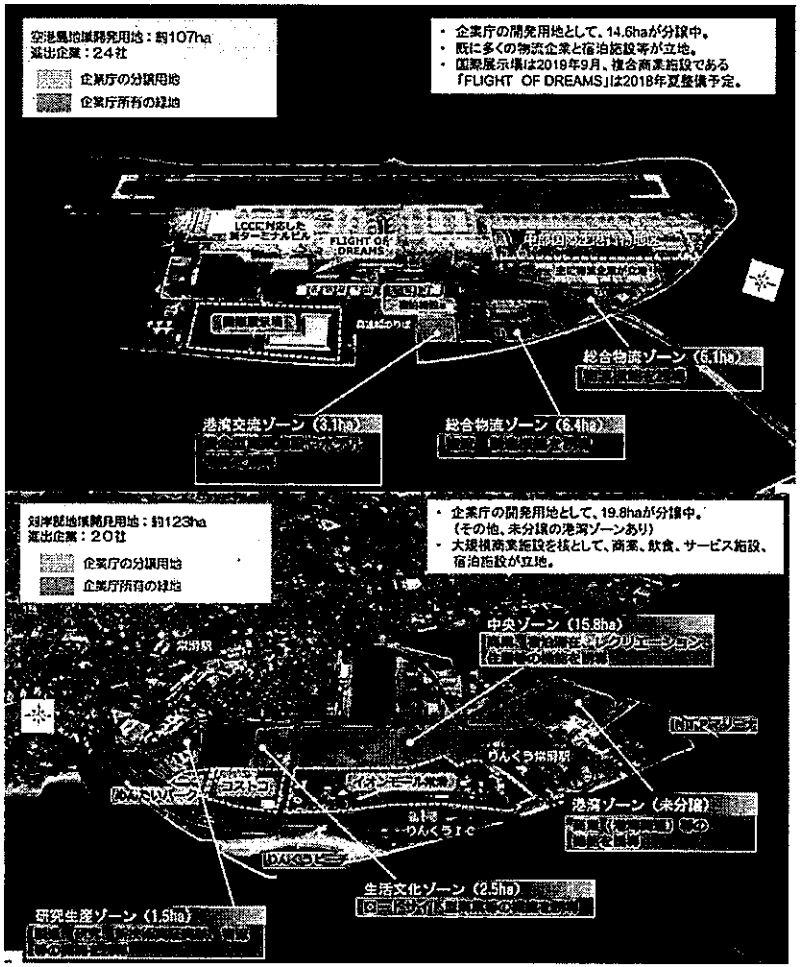

（出典：国際観光都市としての機能整備に関する研究会 これまでの議論のまとめ）

自治体の検討状況

和歌山県・和歌山市

和歌山県及び和歌山市は、和歌山マリーナシティをIR区域の候補地としている。

- 2010年5月、神奈川県、和歌山県、沖縄県の3県によるカジノ・エンターテイメント研究会設置。
- 2017年2月15日、和歌山市長がIR誘致を表明。
- 2017年5月、IR誘致パンフレットの公表。
- 2017年度に、「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザリー業務」を外部委託。
- 2017年9月、和歌山IR推進協議会を設立。
- 2018年5月、「和歌山県IR基本構想」を策定。
- 2018年度に、「投資意向調査及びアイデア募集の実施支援業務」を外部委託中。
- 2018年6月、和歌山県IRに関する投資意向調査（RFI）を実施。
- 2018年7月、和歌山県IR誘致推進プロジェクトチームを設置。
- 2018年10月、「和歌山県IR基本構想」を改訂。

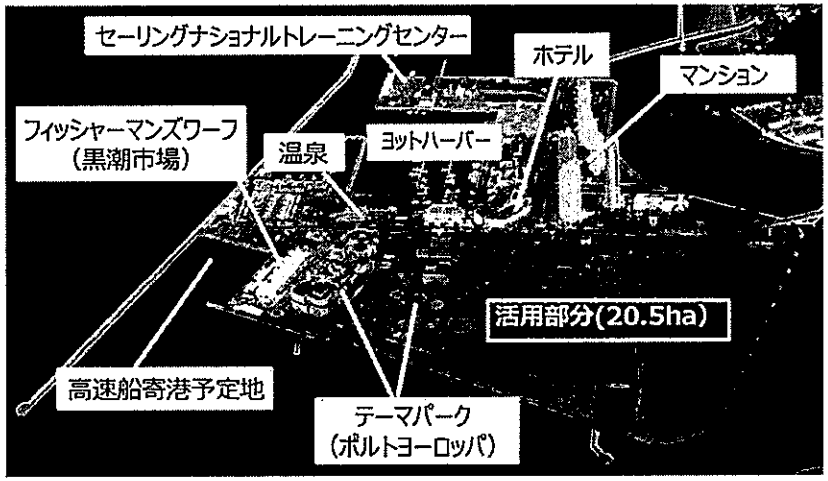

（出典：和歌山県IR基本構想（改訂版））

自治体の検討状況

長崎県・佐世保市

長崎県及び佐世保市は、ハウステンボスに隣接する更地（及び既存施設を含むハウステンボスエリア）をIR区域の候補地としている。

- 長崎県及び佐世保市は2013年にIR調査検討協議会を共同で設置。
- 2014年に新たに設置した長崎県・佐世保市IR推進協議会が、2015年に「長崎IR構想骨子」を作成。ハウステンボスを核としたIR施設の整備を明記。
- 2017年度に「IR基本構想策定等に係る支援業務」を外部委託。IR区域整備に向けて必要となるマスタープラン「IR基本構想」の策定を主目的とし、有識者会議の運営支援、RFI実施支援、地域説明会の開催支援等を実施。
- 2017年11月にIR導入に係るアイデア提言等の公募（RFI）を実施。同年12月にRFI説明会を実施。
- 2018年2月4日の長崎県知事選で、現職の中村法道氏が3選。
- 2018年4月に「長崎IR基本構想　有識者会議取りまとめ」を公表。
- 2018年度に「長崎IR区域整備の実施方針検討・作成等業務委託」を外部委託中。

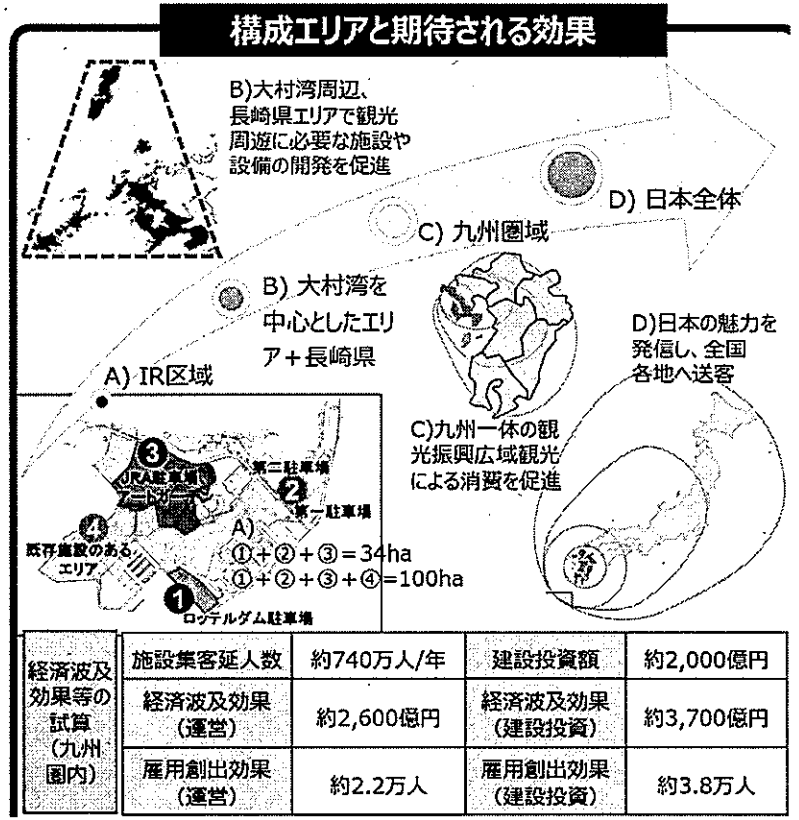

経済波及効果等の試算（九州圏内）	施設集客延人数	約740万人/年	建設投資額	約2,000億円
	経済波及効果（運営）	約2,600億円	経済波及効果（建設投資）	約3,700億円
	雇用創出効果（運営）	約2.2万人	雇用創出効果（建設投資）	約3.8万人

（出典：長崎IR基本構想についての有識者会議取りまとめ概要）

自治体の検討状況

その他の自治体

東京都と千葉県・千葉市については、IR候補地は明確に決められていないものの、検討は進められている。

＜東京都＞

- 東京都港湾局は、2014年度に「IR（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書」、2014年度、2015年度、及び2016年度に「海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書」を公表。
- 2018年度に、「平成30年度　特定複合観光施設に関する影響調査」を外部委託中。
- 東京都におけるIRの候補地は、明確には決められていない。

＜千葉県・千葉市＞

- 2013年10月、千葉県議会は「千葉県内における統合型リゾートの整備を推進する決議」を可決。
- 2013年12月、千葉市議会は「統合型リゾートの整備を推進する決議」を可決。
- 2015年1月、千葉県は「IR導入検討基礎調査報告書」を公表。
- 2018年3月、千葉市は「ギャンブル等依存症（ギャンブル障害）の実態調査の結果」を公表。
- IR導入可能性については、幕張新都心におけるMICE強化の選択肢の1つとして、国の動向を注視しながら検討を進めると、千葉市第3次実施計画の「まちづくりの方向性5」に記載。
- 千葉県及び千葉市におけるIR候補地は明確には決められていないものの、幕張新都心におけるMICE強化に資するような場所が指定される可能性はある。

横浜市を取り巻く状況と課題について

横浜市の基礎情報

横浜の立地

世界有数の経済圏
首都圏に立地

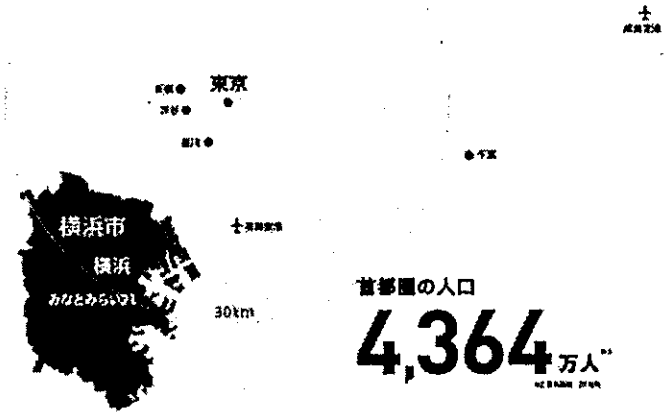

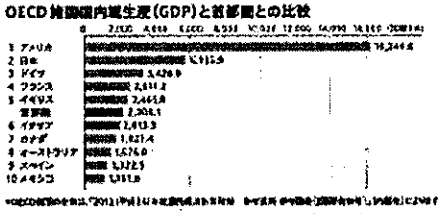

出典：横浜市経済局 企業立地のご案内（日本語版）パンフレット

交通アクセス

優れた交通アクセス

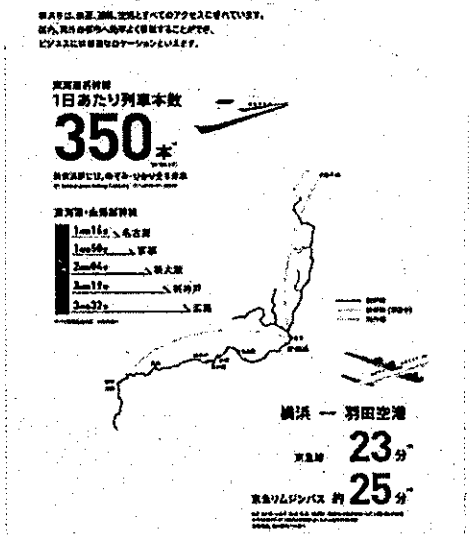

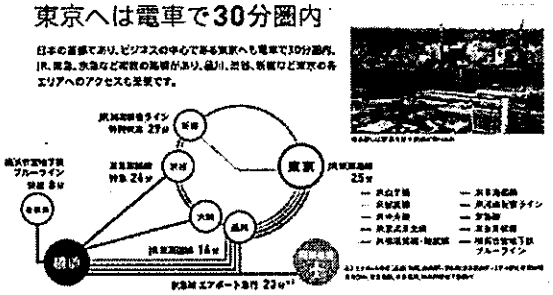

羽田空港から海外26都市※4
国内48都市※4に就航

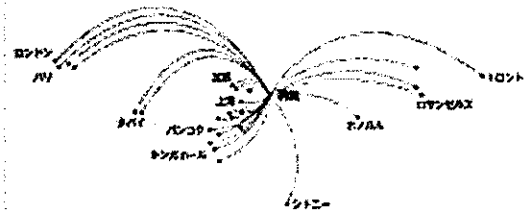

羽田空港旅客数 世界 第4位※5

中期４か年計画2018~2021　平成30年11月策定

2030年を展望した中長期的な戦略と計画期間の４年間に重点的に推進すべき政策などの取りまとめを進めています。

横浜を取り巻く状況

- 人口減少社会の到来、超高齢社会の進展
- 都市間競争の加速
- グローバル化の進展、産業構造の変化、技術革新
- 文化芸術への関心の高まり
- 花と緑あふれるまちづくり、地球温暖化対策など環境分野の取組みの加速
- 交通ネットワークの変化
- 郊外部の活性化
- 地域コミュニティの活力向上
- 防災・減災意識の向上、あらゆる災害への対応の強化
- 公共施設の老朽化
- 戦略的・計画的な土地利用

中長期的な戦略

- 【戦略１】力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現
- 【戦略２】花と緑にあふれる環境先進都市
- 【戦略３】超高齢社会への挑戦
- 【戦略４】人が、企業が集い躍動するまちづくり
- 【戦略５】未来を創る多様な人づくり
- 【戦略６】未来を創る強靭な都市づくり

- 多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策
- 政策を進めるにあたって土台となる持続可能な行財政運営の取組

戦略１『力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現』

■ 戦略１『力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現』では、戦略的な企業誘致に加え、文化芸術創造都市の取組や観光・ＭＩＣＥ、スポーツの振興により、活力と賑わいのある都市の実現を目指しています。

市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致	**■市内企業の持続的な成長・発展** **■産業拠点の強化と戦略的な企業誘致** **■活力ある都市農業の推進**
文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出	**■新しい価値を生み出し、魅力を高める文化芸術創造都市**
観光・ＭＩＣＥ、スポーツによる集客促進と地域経済活性化	**■活気あふれる観光・ＭＩＣＥ都市** **■スポーツ都市横浜の推進**

横浜市の中期４か年計画2018～2021　観光・ＭＩＣＥの推進

政策６ 観光・ＭＩＣＥの推進

- 横浜の都市ブランドイメージを認知・浸透させるシティプロモーションを展開するとともに、美しい都市景観や開放的な水辺空間など、横浜ならではの魅力の充実を図ります。
- 公民一体での戦略的な誘客プロモーション、観光客のニーズや利便性を考慮した受入環境のさらなる充実により、国内外からの交流人口の増加を図り、市内消費の拡大につなげます。
- 新たなＭＩＣＥ施設・周辺基盤施設等の整備とともに、経済波及効果の高い中大型の国際会議等に加え、インセンティブ旅行などのビジネスイベントも誘致します。併せて、誘致環境の整備、開催効果の顕在化を進め、「グローバルＭＩＣＥ都市」としての競争力を強化します。

1	シティプロモーション
2	国内外からの誘客促進
3	観光客等の受入環境整備の推進
4	MICE誘致・開催支援機能の拡充
5	新たなMICE施設・周辺基盤施設等の整備
6	大規模スポーツイベントの誘致・開催支援等による地域経済活性化

横浜市の経済状況

横浜市の経済成長率

- H19年度～H26年度の名目経済成長率は、横浜市△0.75%、全国△0.46%
- H19年度～H26年度の実質経済成長率は、横浜市△0.23%、全国+0.24%
- 名目・実質経済成長率の両方において、全国より横浜市は低い状況にある。

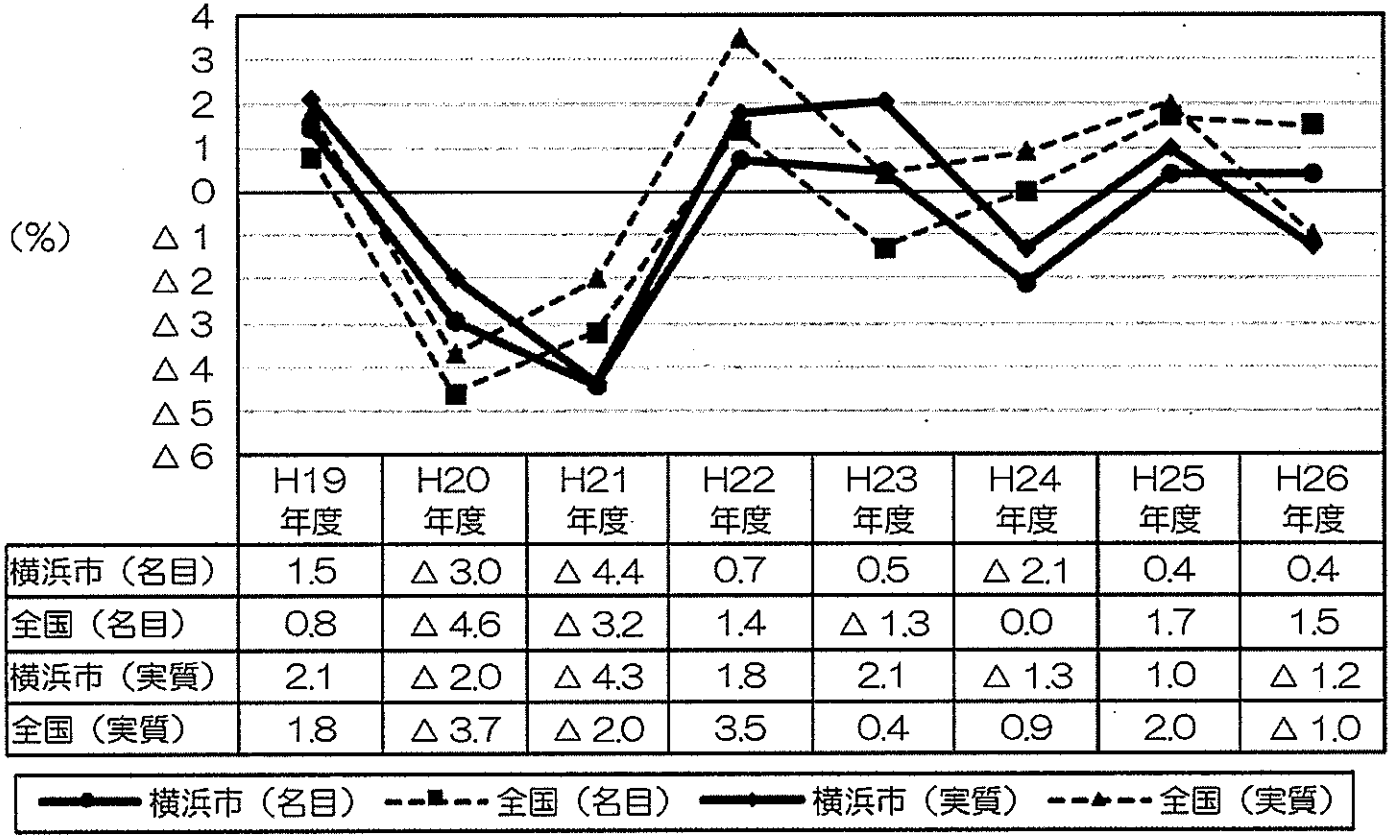

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
横浜市（名目）	1.5	△3.0	△4.4	0.7	0.5	△2.1	0.4	0.4
全国（名目）	0.8	△4.6	△3.2	1.4	△1.3	0.0	1.7	1.5
横浜市（実質）	2.1	△2.0	△4.3	1.8	2.1	△1.3	1.0	△1.2
全国（実質）	1.8	△3.7	△2.0	3.5	0.4	0.9	2.0	△1.0

出典：データで見る横浜経済2017（横浜市）

市内総生産（名目）の横浜市シェアの推移

- 横浜市の市内総生産は、対全国シェアで２％台、対関東地域シェアで６％台、対神奈川県シェアで40％台で推移。
- 但し、対全国、対関東地域、対神奈川県のいずれも、横浜市のシェアは減少傾向にある。

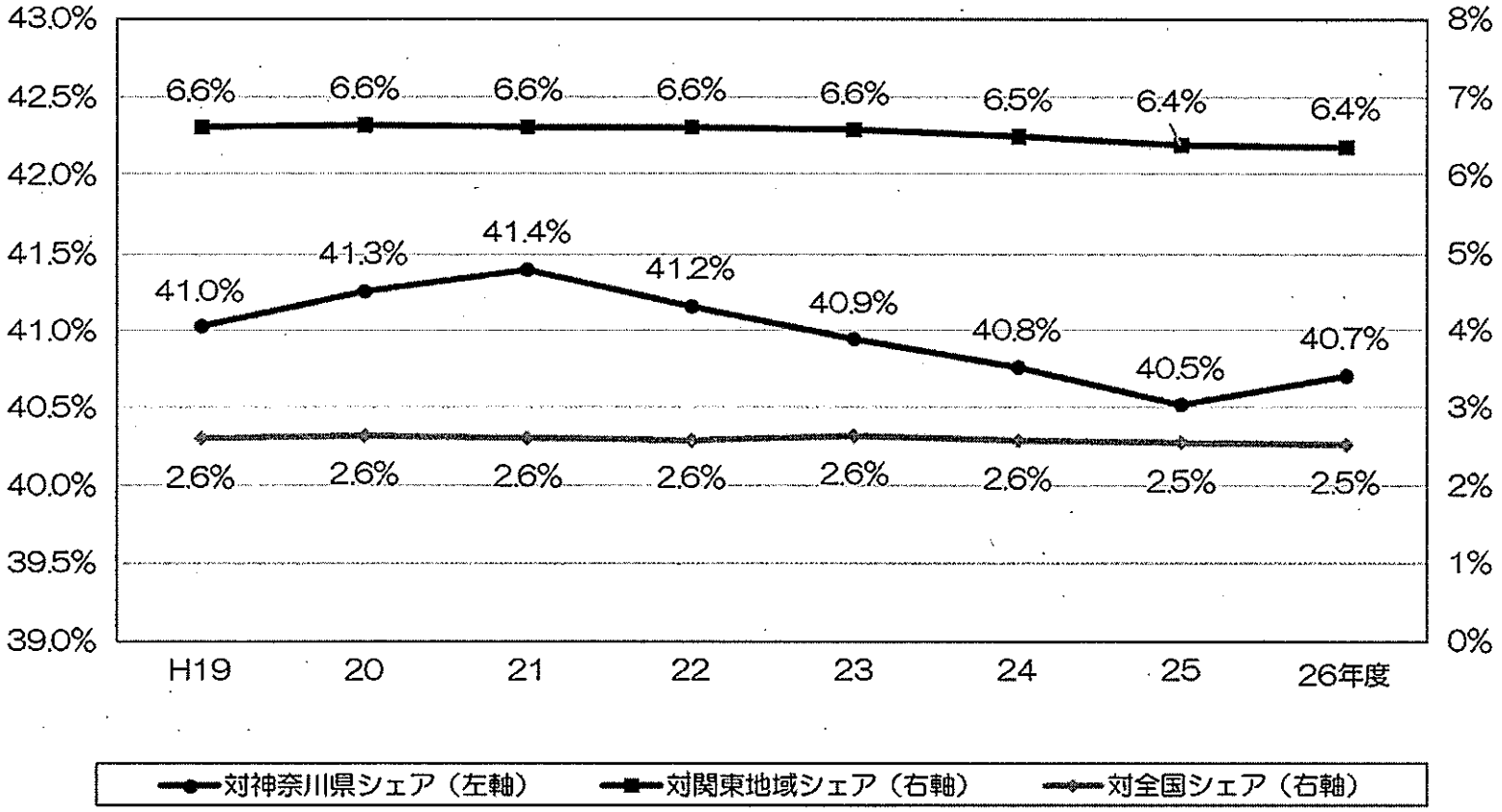

出典：データで見る横浜経済2017（横浜市）

横浜市の経済状況

- 人口の規模（2018年10月現在：横浜市374万人、大阪市272万人、名古屋市232万人）に対して、市民総生産は大阪市より少なく、名古屋市と同程度。
- 大阪の上場企業数は横浜の約3.4倍、法人市民税は横浜の約２.3倍。名古屋市よりも少ない。

【市内総生産】

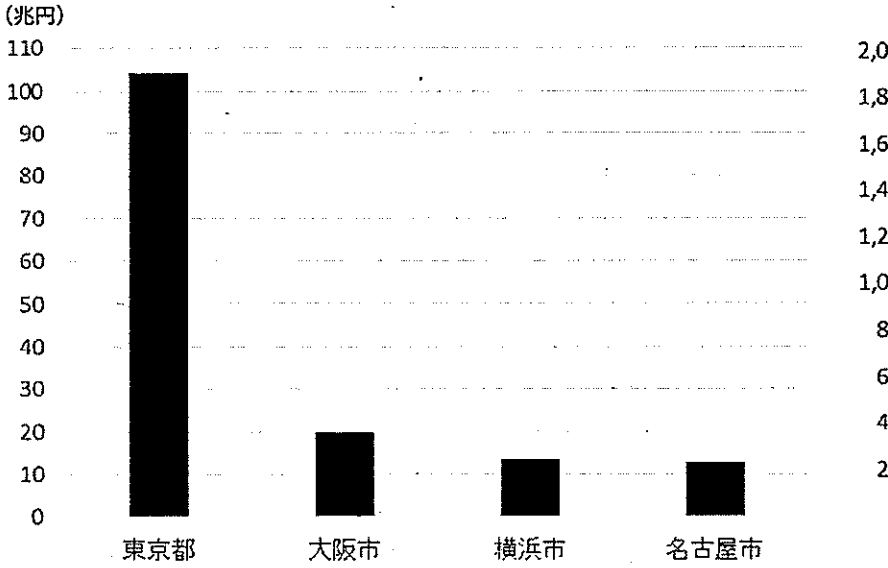

出典：2015年度の「都民経済計算」及び各自治体の「市民経済計算」をもとに作成

【上場企業数と法人市民税】

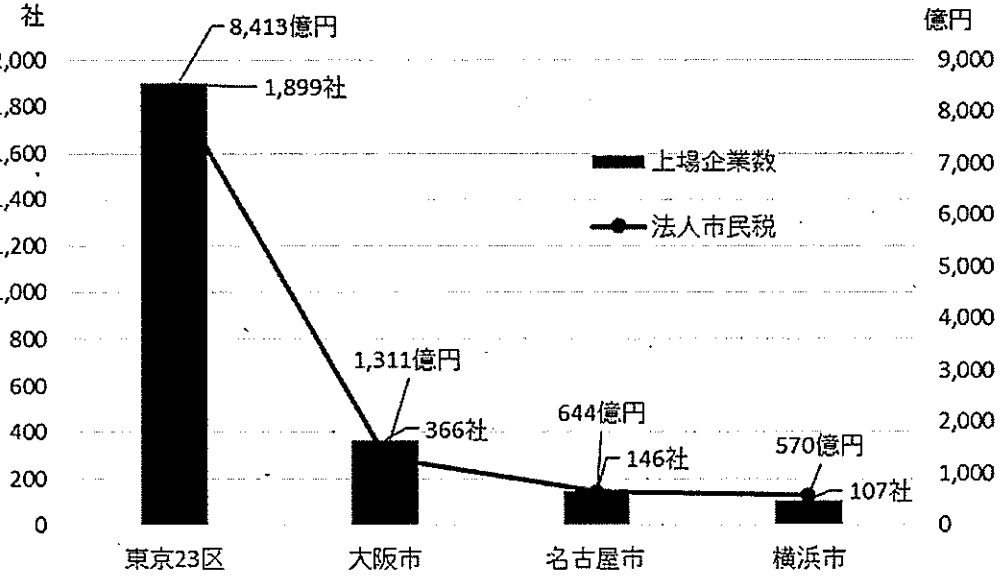

出典：上場企業数は、㈱東洋経済新報社　上場版会社概要データ（2018年12月現在）を基に作成
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人都民税をもとに作成

横浜市の観光実績

- 平成29年（１月～12月）の観光集客実人員は3,631万人、観光消費額は3,557億円となりました。（図１）
- また、昨年の外国人延べ宿泊者数は約73万人となっています。（図２）
- 一方、客船寄港数は、178回（※）と過去最高を記録しました。（図３）

※平成29年11月７日時点の記者発表資料により作成したため、平成29年の数値は見込みとなっています。

【図１ 「観光集客実人員」及び「観光消費額」の推移】

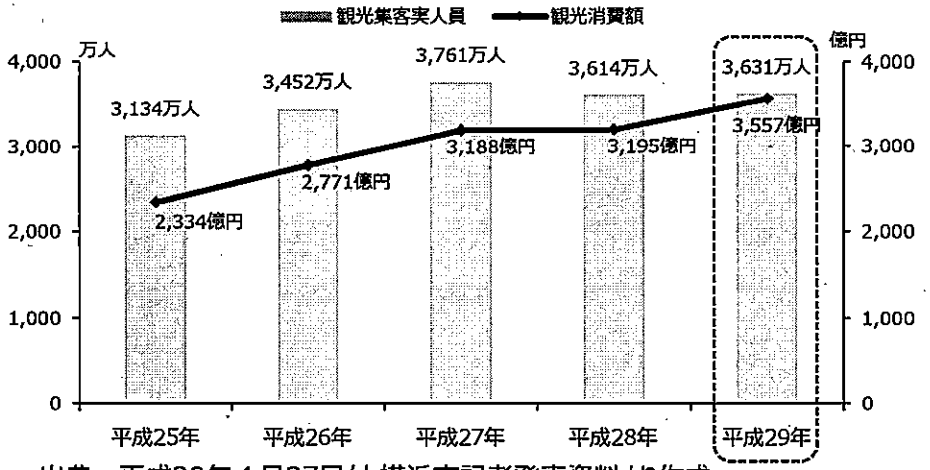

出典：平成30年４月27日付 横浜市記者発表資料より作成

【図２ 「外国人延べ宿泊者数」の推移】

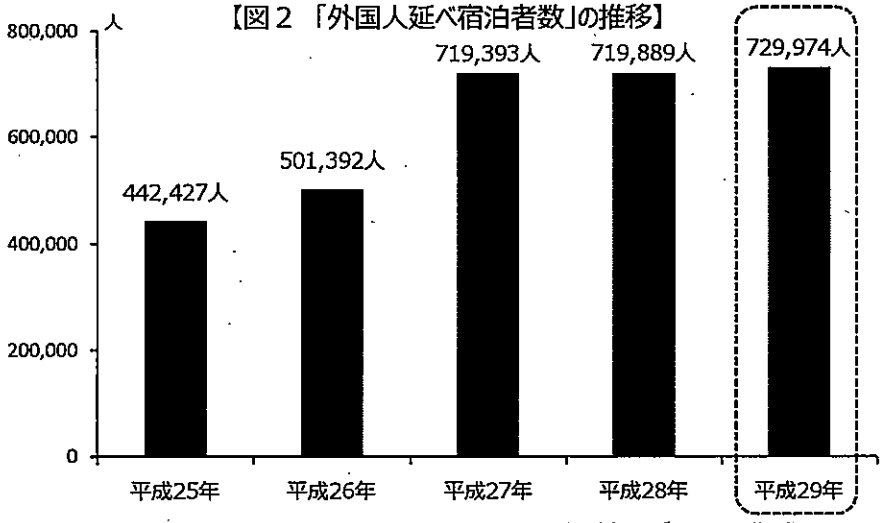

出典：横浜市文化観光局ＨＰ　観光に関する調査・統計データより作成

【図３ 年別客船寄港数の推移】

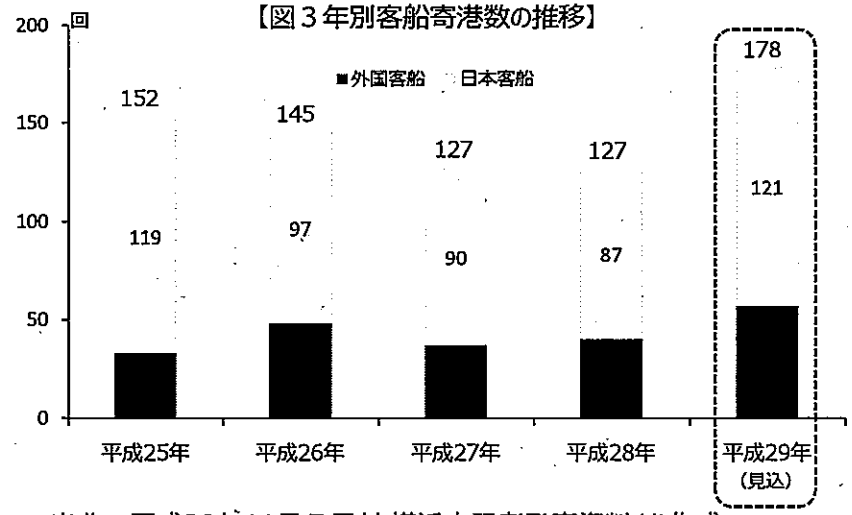

出典：平成29年11月７日付 横浜市記者発表資料より作成

横浜市のホテル業の状況

■ 外国人宿泊者数の伸び率が他都市より低い傾向にある。

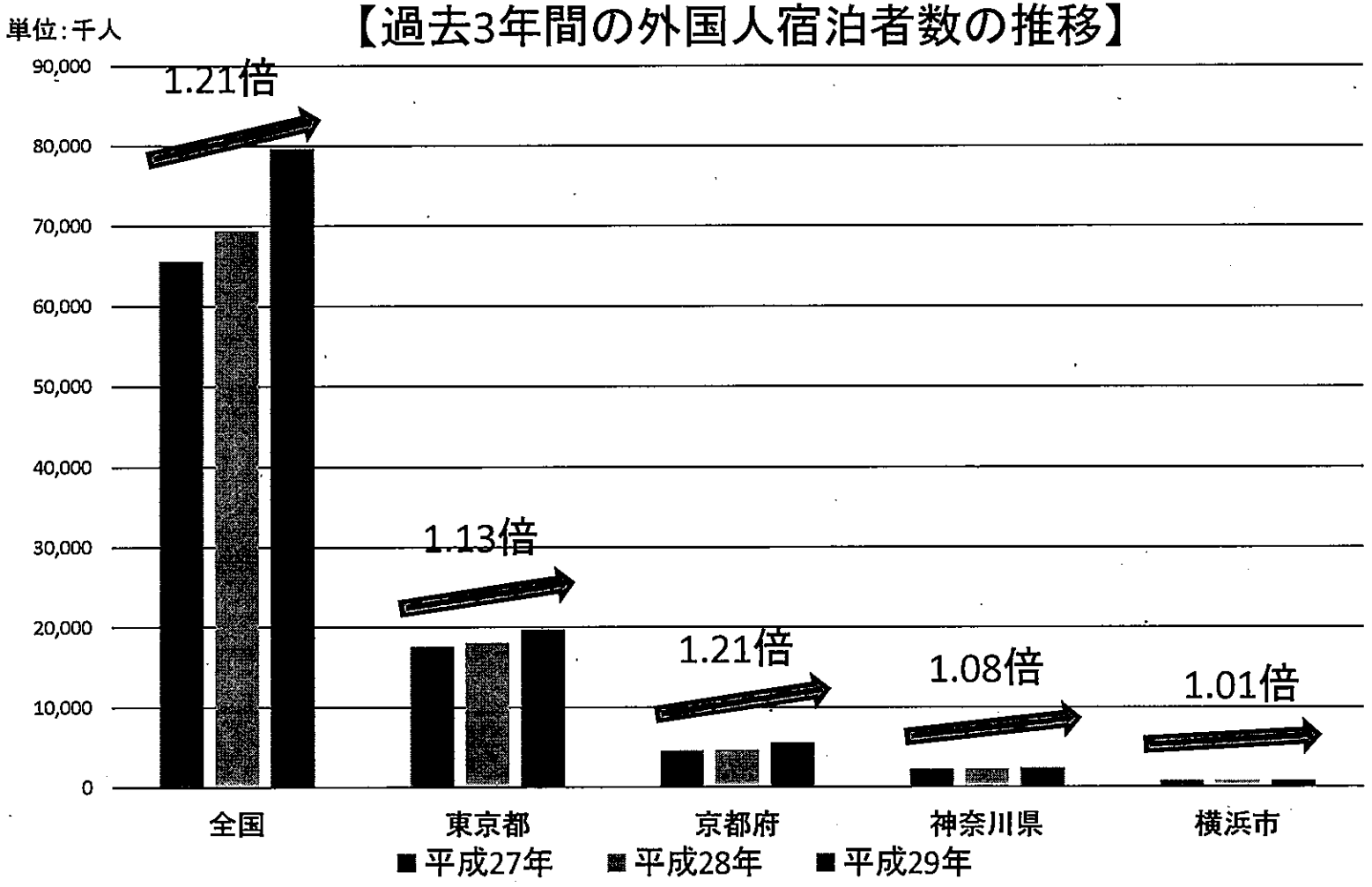

横浜市のホテル業の状況（日帰り・宿泊の割合）

横浜市の日帰り・宿泊の状況

■ 横浜市への観光客は、宿泊の割合が15.5%、日帰りの割合が84.5%である。

■ 他の都道府県等と比べ、横浜市は圧倒的に日帰り客の割合が高い状況にある。

【宿泊客の割合】

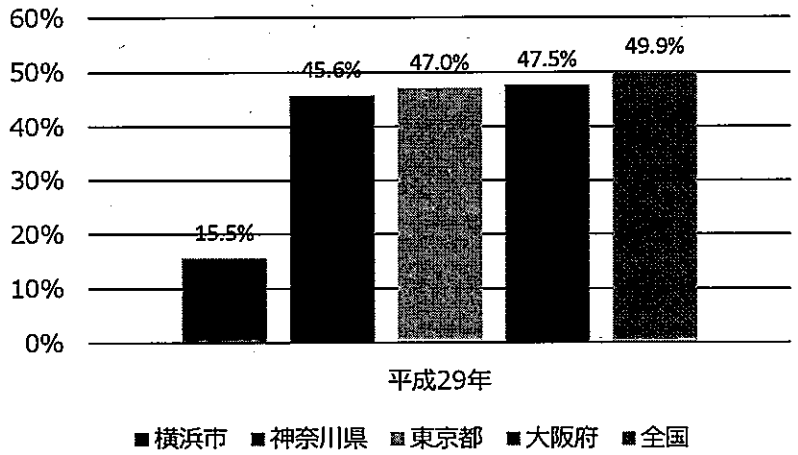

【日帰り客】

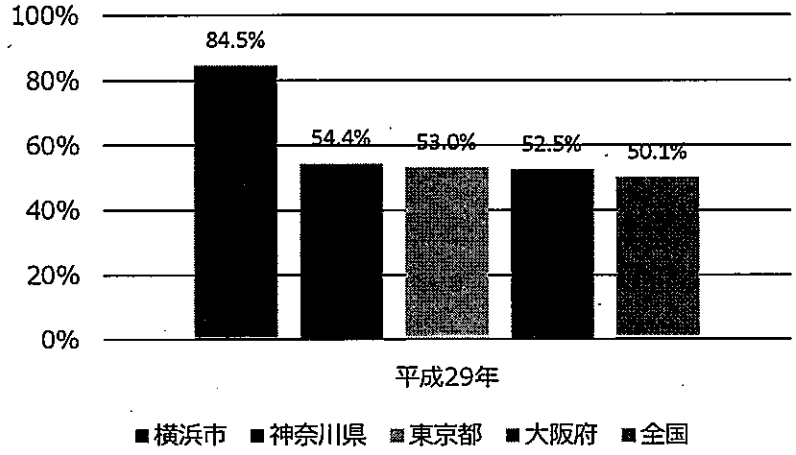

出典：横浜市観光動態・消費動向調査の概要（横浜市文化観光局）、旅行・観光消費動向調査（観光庁）をもとに作成
※横浜市日帰り客には市外宿泊客も含まれている

横浜市のホテル業の状況（消費金額）

横浜市の観光動態・消費動向の状況

■ 横浜市の1回当たりの観光消費金額（平均単価）は、宿泊客が33,896円、日帰り客が6,282円である。

■ 他の都道府県と比べると、横浜市への観光客の消費金額（平均単価）は低い状況にある。

【宿泊客の消費金額】

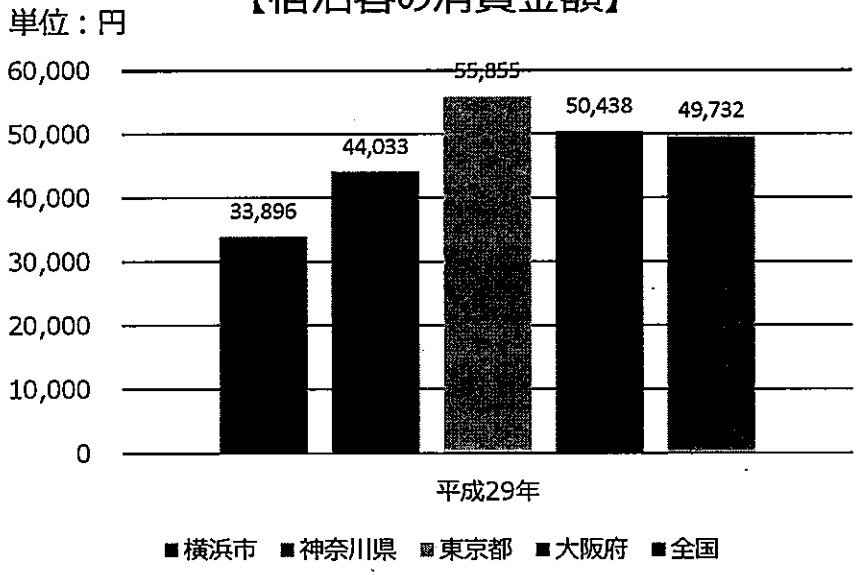

【日帰り客の消費金額】

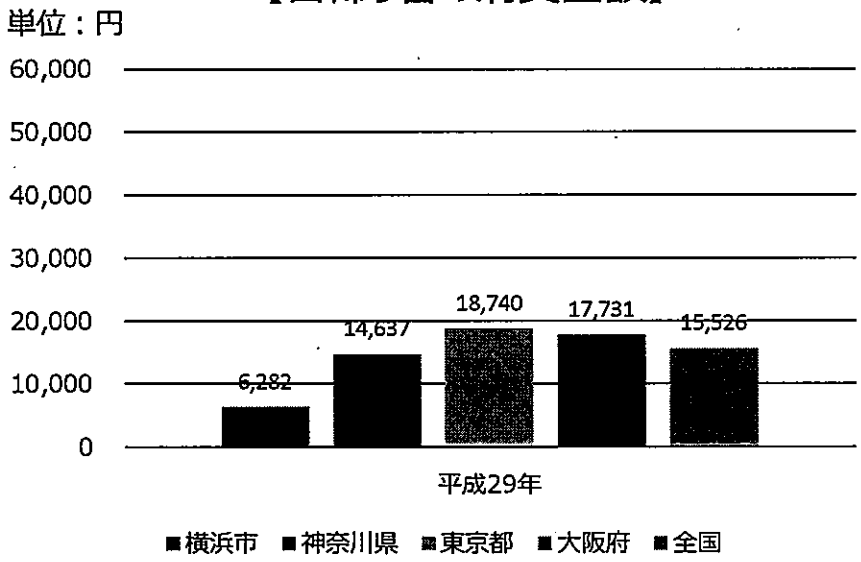

出典：横浜市観光動態・消費動向調査の概要（横浜市文化観光局）、旅行・観光消費動向調査（観光庁）をもとに作成
※横浜市日帰り客には市外宿泊客も含まれている

世界の主な展示場

展示会場面積世界ランキング（2015年現在）

- 世界ではハノーバー（独）の46.6万㎡をはじめ、大規模な展示場が多数存在。
- 日本最大の東京ビッグサイト（8.0万㎡（2015年時点））は、世界第73位、アジア第19位
- パシフィコ横浜は、日本で５番目であり、展示会場の総床面積は約2万㎡（2015年時点）。

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
1	ドイツ	ハノーバー	46.6
2	中国	上海	40.3
3	ドイツ	フランクフルト	36.7
4	イタリア	ミラノ	34.5
5	中国	広州	33.8
6	中国	昆明	31.0
7	ドイツ	ケルン	28.4
8	ドイツ	デュッセルドルフ	26.2
9	フランス	パリ	24.3
10	アメリカ	シカゴ	24.2
11	スペイン	バルセロナ	24.0
12	スペイン	バレンシア	23.1
13	フランス	パリ	22.7
14	ロシア	モスクワ	22.6
15	中国	重慶	20.4
16	イギリス	バーミンガム	20.2
17	中国	上海	20.0
17	スペイン	マドリッド	20.0
17	イタリア	ボローニャ	20.0
⋮	⋮	⋮	⋮
27	中国	武漢	15.0
⋮	⋮	⋮	⋮
29	タイ	バンコク	14.0

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
⋮	⋮	⋮	⋮
34	中国	義烏	12.0
34	中国	青島	12.0
⋮	⋮	⋮	⋮
45	中国	成都	11.0
⋮	⋮	⋮	⋮
49	シンガポール		10.9
⋮	⋮	⋮	⋮
51	韓国	ソウル	10.8
⋮	⋮	⋮	⋮
54	中国	北京	10.7
55	中国	瀋陽	10.5
55	中国	深セン	10.5
⋮	⋮	⋮	⋮
64	中国	東莞	9.6
⋮	⋮	⋮	⋮
69	中国	香港	8.3
⋮	⋮	⋮	⋮
72	中国	上海	8.1
73	日本	東京ビッグサイト	8.0
73	中国	大連	8.0
73	中国	南京	8.0
⋮	⋮	⋮	⋮

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
79	中国	広州	7.9
⋮	⋮	⋮	⋮
86	中国	マカオ	7.5
⋮	⋮	⋮	⋮
88	日本	幕張メッセ	7.2
⋮	⋮	⋮	⋮
91	日本	インテックス大阪	7.0

・・・アジアの展示場
・・・日本の展示場

出典：IR推進会議資料より作成

横浜市のMICE実績

■ 他都市に比べ、国際会議件数が少なく、開催件数も減少傾向にある。

● MICEの現状（日本政府観光局（JNTO）国際会議統計）

【国際会議件数比較】

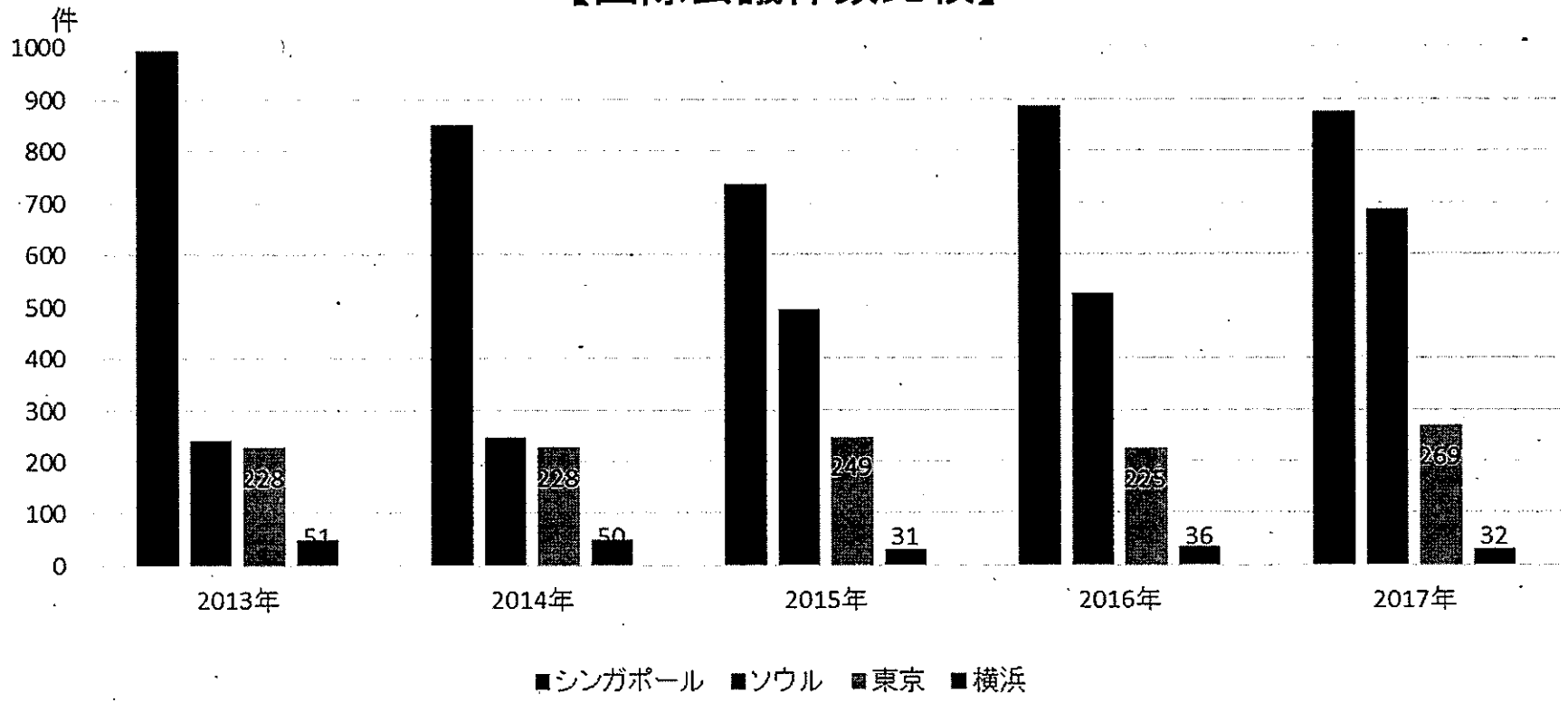

横浜市のMICE実績

MICE稼働率実績

■ パシフィコ横浜は国内の他の主要なMICE施設よりも高い稼働率であり、需要に対して、供給が不足している状況にある。

● 国内MICE施設との比較

都市名	会場名	JNTO国際会議 国際会議開催件数(件)	JNTO国際会議 参加者総数(人)	施設概要 最大収容人数(人)	施設概要 最大展示面積(㎡)	稼働実績 調査年度	稼働率	催事件数(人)	来館者延人数(人)
横浜市	パシフィコ横浜 (横浜国際平和会議場)	91	283,564	国立大ホール 5,000	展示ホール 20,000	2017年度	83%	976	4,280,000
東京都	東京ビッグサイト (東京国際展示場)	16	95,094	レセプションホール 1,100	総展示面積 95,420	2016年度	73%	304	14,690,000
東京都	東京国際フォーラム	19	22,030	ホールA 5,012	ホールE 5,000	2017年度	69%	828	22,910,000
名古屋市	名古屋国際会議場	20	55,238	センチュリーホール 3,012	イベントホール 1,920	2015年度	75%	1,614	917,861
大阪市	グランキューブ大阪 (大阪府立国際会議場)	55	83,454	メインホール 2,754	イベントホール 2,600	2017年度	72%	1,572	1,062,000

出典：JNTO 国際会議統計、各施設のホームページ、アニュアルレポート等を基に作成

横浜市のMICE実績

MICE稼働率実績

■ パシフィコ横浜は国内の他の主要なMICE施設よりも高い稼働率となっている。

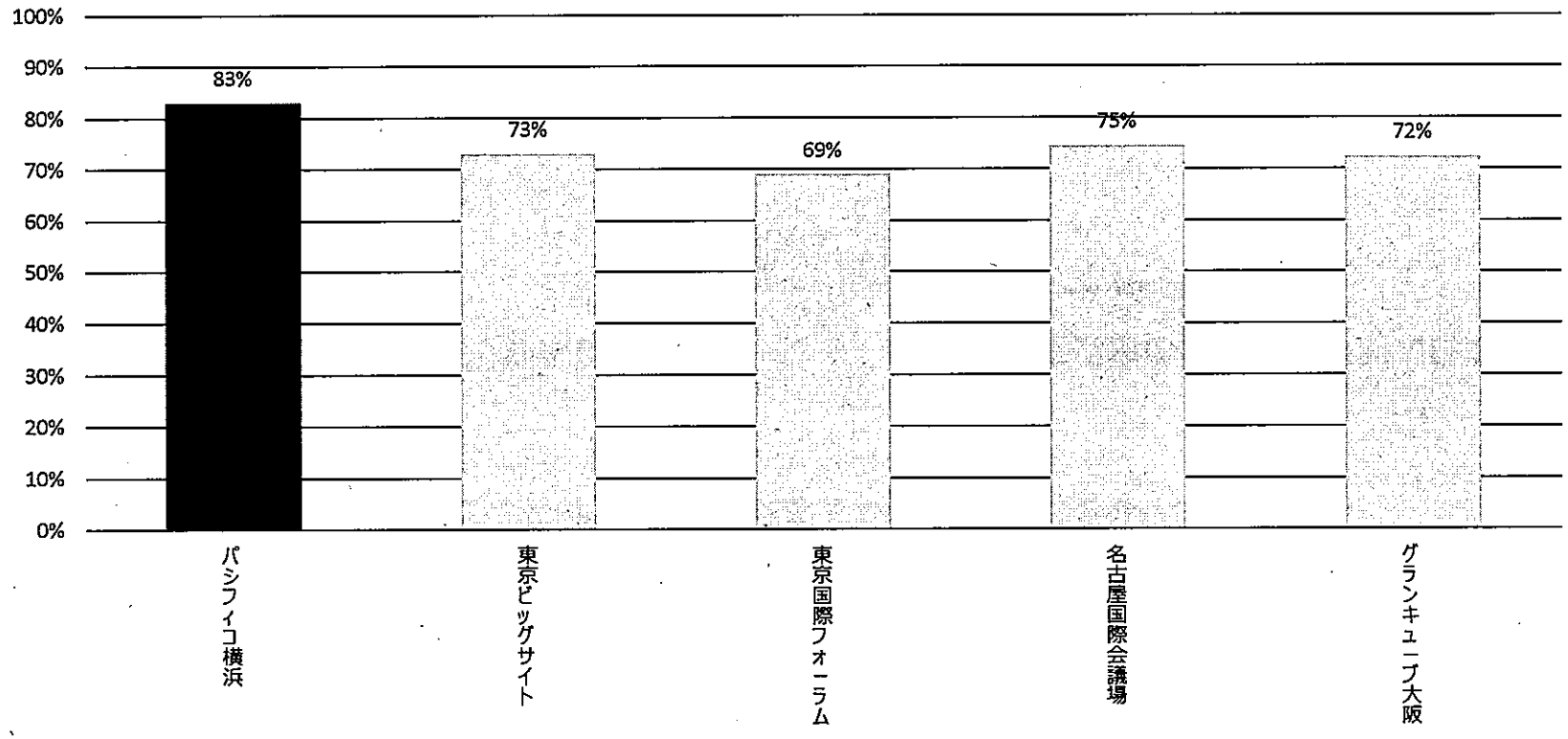

出典：JNTO 国際会議統計、各施設のホームページ、アニュアルレポート等を基に作成

横浜市の人口の状況

人口減少社会の到来、超高齢社会の進展

■ 65歳以上人口が100万人に、75歳以上人口が60万人に、それぞれ迫ると見込まれる2025（平成37）年が間近となり、健康で自立した生活を続けられ、必要な時に医療や介護を提供できる体制づくりが今まで以上に必要となります。

図２ 横浜市の年齢３区分別人口

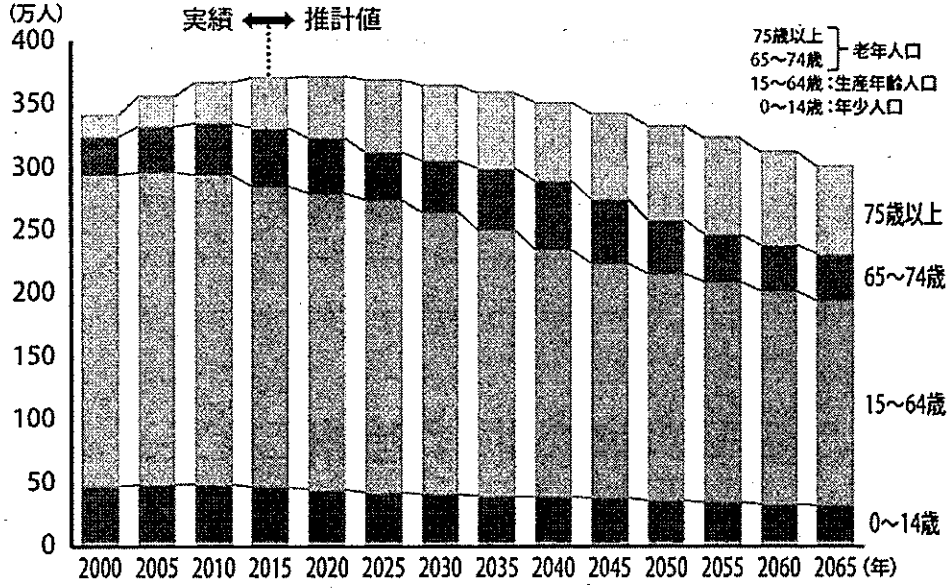

図３ 横浜市の年齢３区分別人口の割合

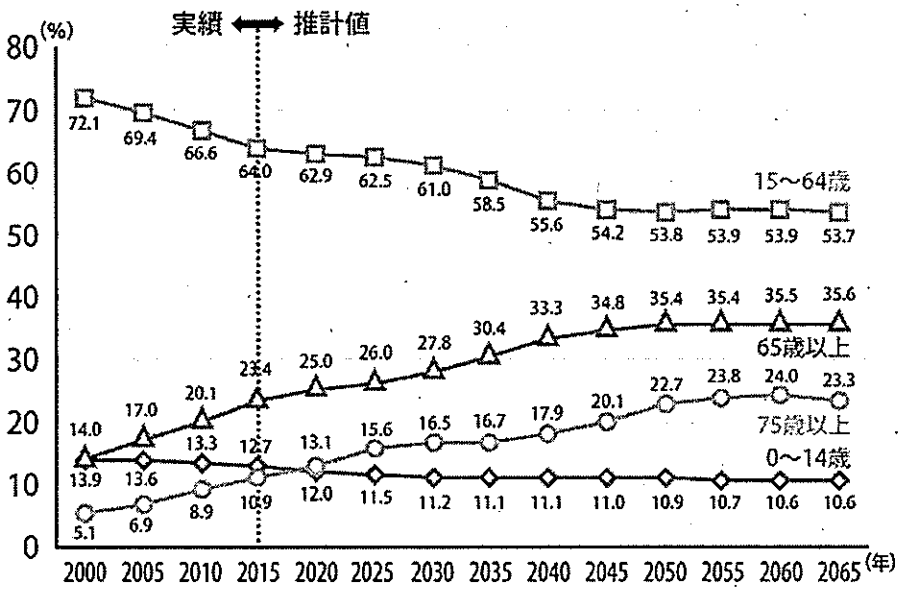

出典：横浜市中期４か年計画2018～2021

横浜市の人口の状況

都市間競争の加速

■ 横浜市外転出者意識調査（2017年度実施）の結果は、横浜への再転入意向が約８割を占めました。一方で、横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市県央地区、湘南地区に対して転出超過が続いています。

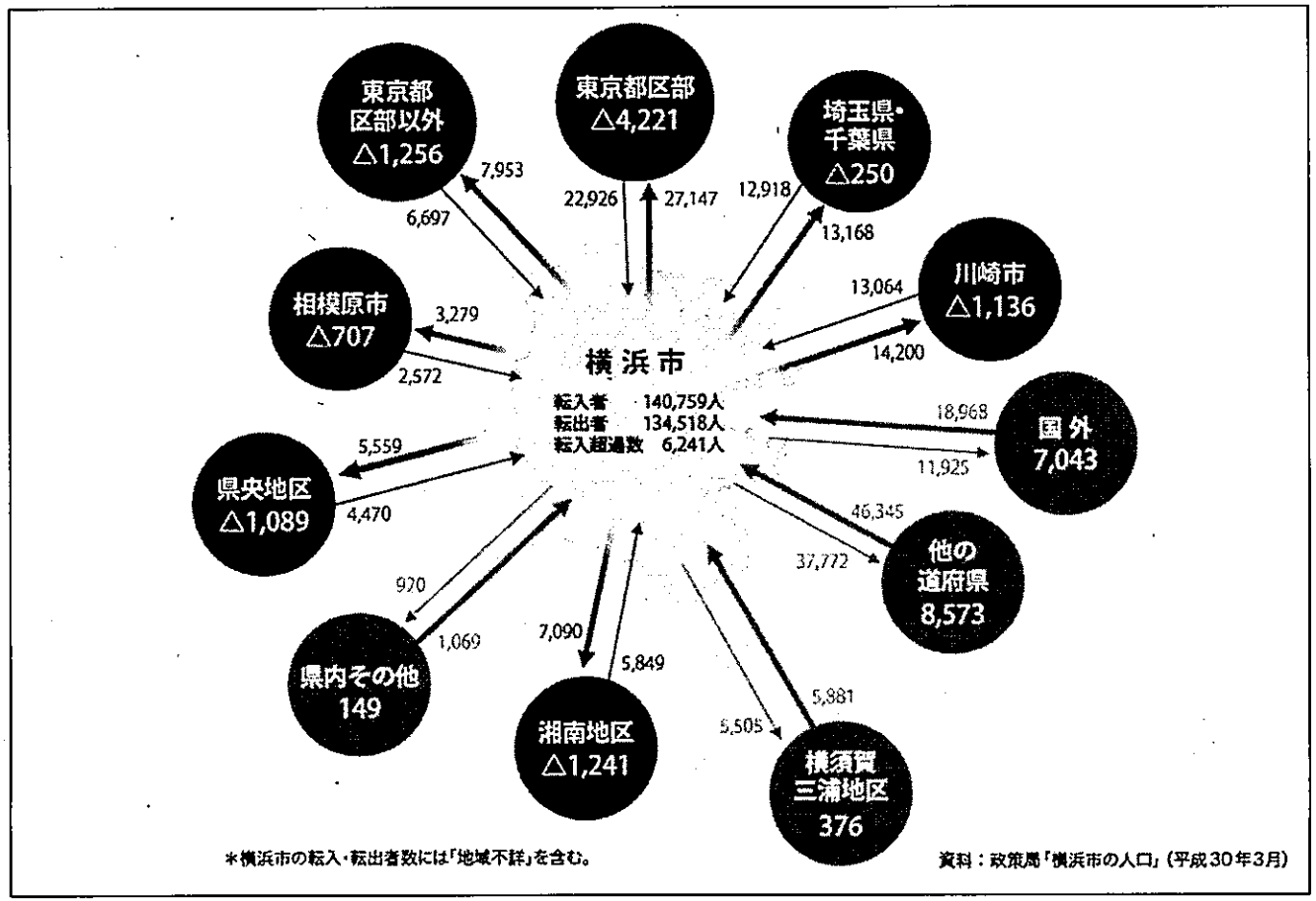

出典：横浜市中期４か年計画2018～2021

横浜市の人口の状況

横浜市の将来人口推計

- 人口のピークは2019年で、約373万４千人
- 年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳）は増加
- 高齢化率も増加、人口ピーク時（2019年）で24.8%、2060年（参考値）では、35.６%以上

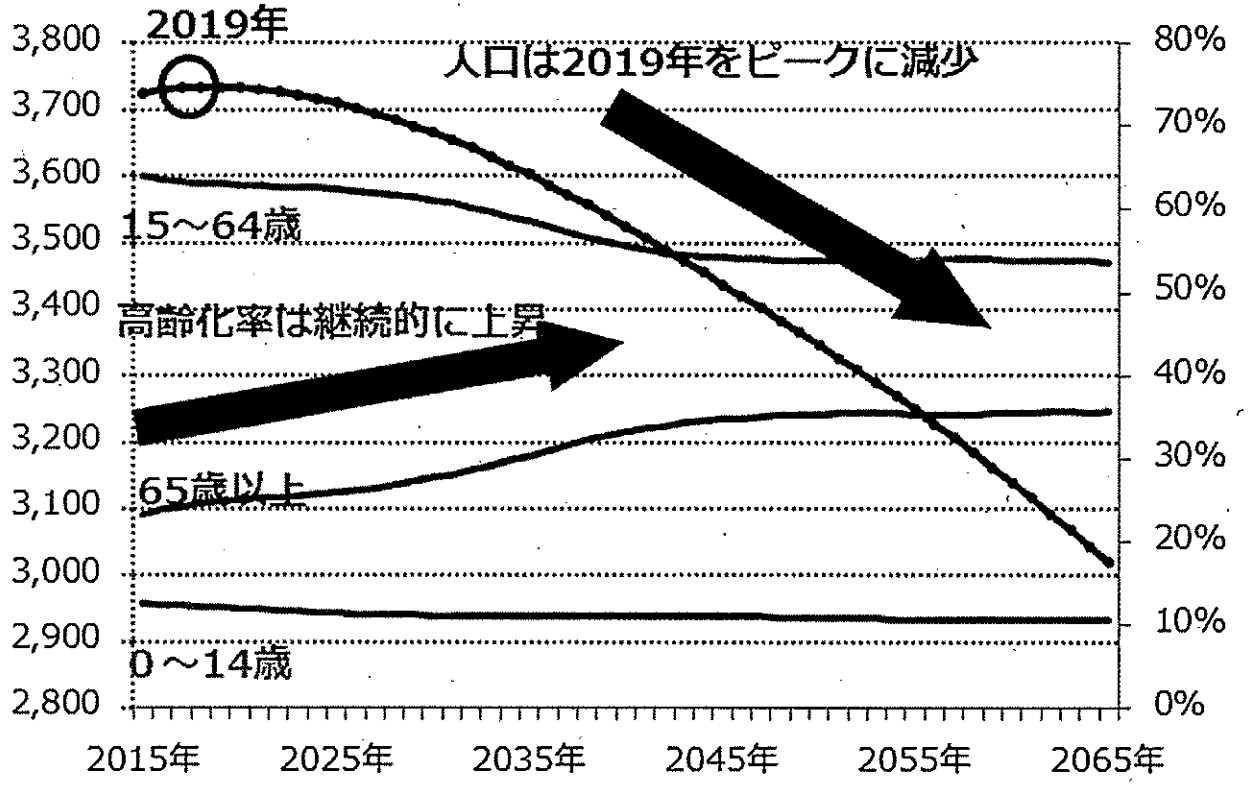

出典：横浜市の人口統計より加工

今後の財政見通し

（１）市税収入の試算

試算では、31年（2019年）をピークに人口減少が見込まれることから、市税収入の中心を占める個人市民税について、36年度から減少することが見込まれます。また、法人市民税については、税制改正の影響を除けば、経済成長のもと緩やかに増収することが見込まれます。市税収入全体では、34年度以降、微増となることが見込まれます。

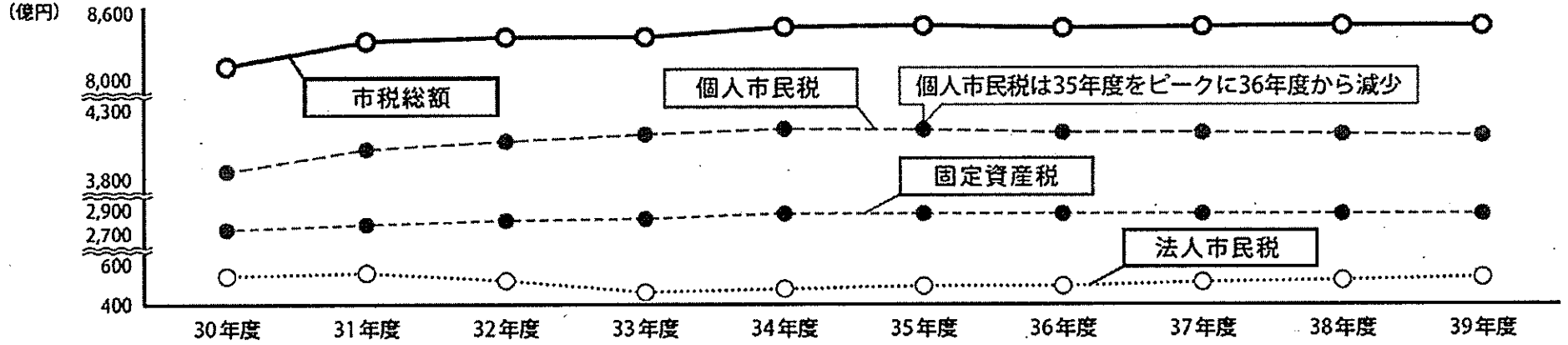

出典：横浜市中期４か年計画2018～2021

今後の財政見通し

（２）歳入歳出総額の見通し

試算では、歳出総額は、横浜環状北西線や新市庁舎整備等の事業完了により、32年度に一旦減少する見込みですが、試算期間全体を通じて扶助費や医療・介護に係る義務的な繰出金が増加する見込みなどから、33年度以降は増加していくことが見込まれます。

また、歳入総額は、「（１）」で明記したように市税収入全体が微増の見込みであること等から、34年度以降も歳出総額に届かない、収支不足額が見込まれる試算となっています。

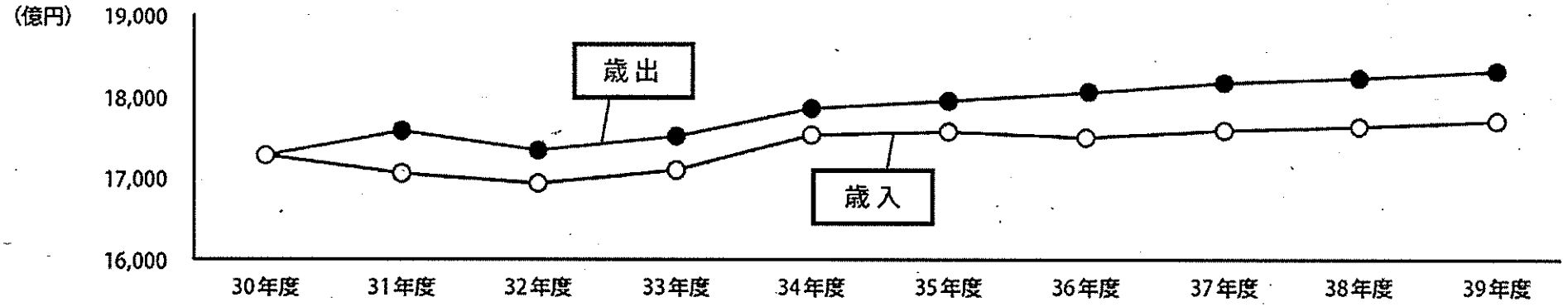

出典：横浜市中期４か年計画2018～2021

横浜市の状況・課題（IRにより期待される効果との関連性）

IRの効果	横浜市の状況・課題
観光の振興 ◆ 国際競争力のあるMICE ビジネスの確立 ◆ 滞在型観光の促進	■ 他都市と比べて、宿泊割合の低さ ■ 観光消費単価の低さ ■ 国際会議等の開催数の少なさ
地域経済の振興 ◆ 民間の投資を最大限に誘発、地元経済の活性化 ◆ 雇用の増加	■ 人口に比べて、経済規模が小さい ■ 企業数の少なさ ■ 今後人口減少に転じる見込み ■ 他地区への転出超過が増加
財政の改善 ◆ カジノ納付金等による財政への貢献	■ 長期的な市税の伸びが見込めない状況 ■ 義務的経費が年々増加し、歳出超となる見込

日本でのＩＲ導入に向けた動き（まとめ）

- IR整備法のみでは、IRにおける各施設の規模要件や今後のスケジュールなどが未定であり、詳細な規定は、政省令や国が策定する基本方針等に定められる予定である。
- 国がIR区域整備計画を認定する基準や、その手続き等もまだ未定である。
- IR誘致を表明している他自治体は、人口減社会に向けて、観光や地域活性化のためにＩＲは必要だと検討をしている。
- 横浜市の現状・課題を踏まえるとIRの効果により解決する課題もある。

このため、IR整備法の政省令や国の基本方針等を踏まえて、今後の調査・分析が必要である。

横浜におけるＩＲの事業性（調査・分析）

横浜におけるＩＲの事業性

■ 法制度の状況、事業者からの情報提供、有識者の意見をもとに、現時点の、横浜におけるＩＲの事業性、経済的・社会的効果などや、想定される懸念事項などとその対策についてまとめる

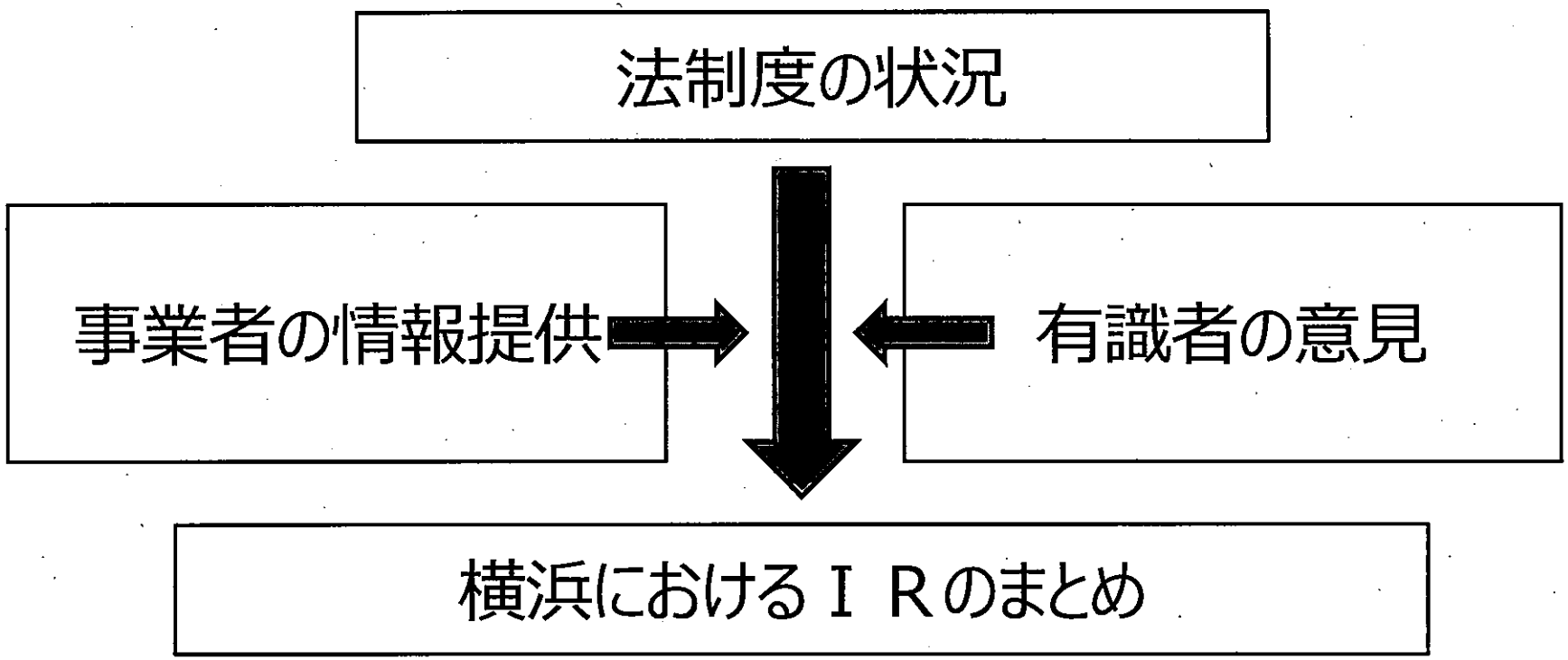

IR整備法等の法制度の状況

法制度の状況（ＩＲ整備法等の状況）

【我が国におけるIR導入に関する根本原則】

■ 我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。

【制度設計の柱】

■ 世界初のIR法制度

「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化

■ 魅力ある「日本型IR」

民間事業者ならではの創意工夫を活かし、
①世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立
②滞在型観光モデルの確立
③世界に向けた日本の魅力発信
等により、「観光先進国」としての日本を実現

■ 諸外国と比較して遜色のない世界最高水準のカジノ規制

諸外国と比較しても遜色なく、かつ、諸外国に例のない規制（きめ細やかな入場回数制限等）も盛り込んだ世界最高水準の規制

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

法制度の状況（ＩＲ整備法等の状況）

【IRを設置した場合の効果】

- 横浜への国内外からの観光客数の増加
  滞在型観光モデルの確立により、長期滞在する観光客の増加が見込まれる。また、世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立と世界に向けた日本の魅力発信により、海外からの観光客の更なる増加が見込まれる
- 民間事業者の投資による施設の建設
  民間資金による日本を代表するMICE施設、宿泊施設、魅力増進施設、送客施設、その他施設（例：商業施設、エンターテイメント施設等）の魅力的な施設の建設が見込まれる
- 雇用の増加
  IR施設の設置により、新たな直接雇用や間接雇用の創出が見込まれる
- 税収の増加
  カジノ収益に伴う納付金、日本人等からの入場料、IR事業者からの法人税等によりIR設置都道府県または政令指定都市の税収増加が見込まれる。
- 観光立国の実現
  日本を代表するアイコニックなIR施設を整備することにより、海外観光客の更なる集客とIR施設内の送客施設による日本全国への観光旅行促進が見込まれる

法制度の状況（ＩＲ整備法等の状況）

ＩＲの事業性（IR整備法の内容）

■ IR施設規模の要件
- カジノ施設（カジノ行為区画）の面積制限：IR施設全体の3%以内
- 中核施設（MICE施設、宿泊施設等）の要件

■ カジノ納付金
- 納付金：カジノ行為粗収益（GGR）の30%

■ 入場制限
- 日本人等の入場料：6,000円/回（24時間単位）
- 日本人等の入場回数制限：7日間で3回、連続する28日間で10回
- マイナンバーカードによる認証　など

■ IR区域認定の有効期間
- 当初10年間、その後5年毎に更新（更新時にも、申請する都道府県等の議会承認が必要）

■ IR区域数
- 3か所を上限として法定（但し、最初の区域認定から7年経過後に見直し）

法制度の状況（想定される懸念事項対策）

IR整備法における依存防止対策の概要

【国及び地方公共団体の責務】

■ 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、実施する責務を有する

【カジノ規制】

■ カジノ事業者に対して、依存防止規程に従って、以下の依存防止措置を講じることを義務付け
- 本人・家族申告による利用制限、依存防止の観点から施設を利用させることが不適切であると認められる者の利用制限
- 相談窓口の設置等
- 依存防止措置に関する内部管理体制の整備

■ 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限

■ 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円／回（24時間単位）を賦課

■ その他
- ゲーミング区域面積を規制（上限については政令で規定）、ゲーミングの種類／方法／関連機器の規制、日本人等に対する貸付業務の規制、広告及び勧誘の規制、ゲーミング関連景品類の規制　など

法制度の状況（ＩＲの施設構成について）

IR整備法におけるIR施設構成

【整備が求められるIRの中核施設】

■「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示場施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする

各中核施設の機能詳細・規模等は今後政省令等で定められる

法制度の状況（ＩＲの施設構成について）

IR整備法におけるIR施設構成

【中核施設の基本的な視点】

■ 基本的な視点１

我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

これまでに我が国において行われてきたものに加え、これまでにないような国際的MICEビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集める、**我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容**の施設とすべき。

■ 基本的な視点２

これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

ナショナル・プロジェクトとしてふさわしいIR事業の「公益性」を確保する外形的な要件とすべき。**これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模**の施設とすべき。

■ 基本的な視点３

民間の活力と地域の創意工夫

中核施設を構成する各施設や立地地域の特性が様々であることを踏まえ、**民間の活力と地域の創意工夫をいかせるもの**とすべき。

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

法制度の状況（中核施設の要件について）

MICE施設（国際会議場施設、展示場施設）の要件

IR整備法で定められている要件

■ 国際会議場施設

国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの

■ 展示場施設

国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するもの

主な政令事項の基本的な考え方

国際会議場施設、展示場施設を規模・開催頻度に応じて、以下の①から③の3つのカテゴリーに分類し、当該分類に従い、都道府県等や民間事業者がいずれかの累計を選択

カテゴリー①「一般的な規模」（数多く開催）　（次ページ緑枠の組み合わせ）
カテゴリー②「大規模」（一定数開催）　（次ページ青枠の組み合わせ）
カテゴリー③「極めて大規模」（開催数が限定的）　（次ページ黄色枠の組み合わせ）

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

法制度の状況（中核施設の要件について）

MICE施設（国際会議場施設、展示場施設）の要件

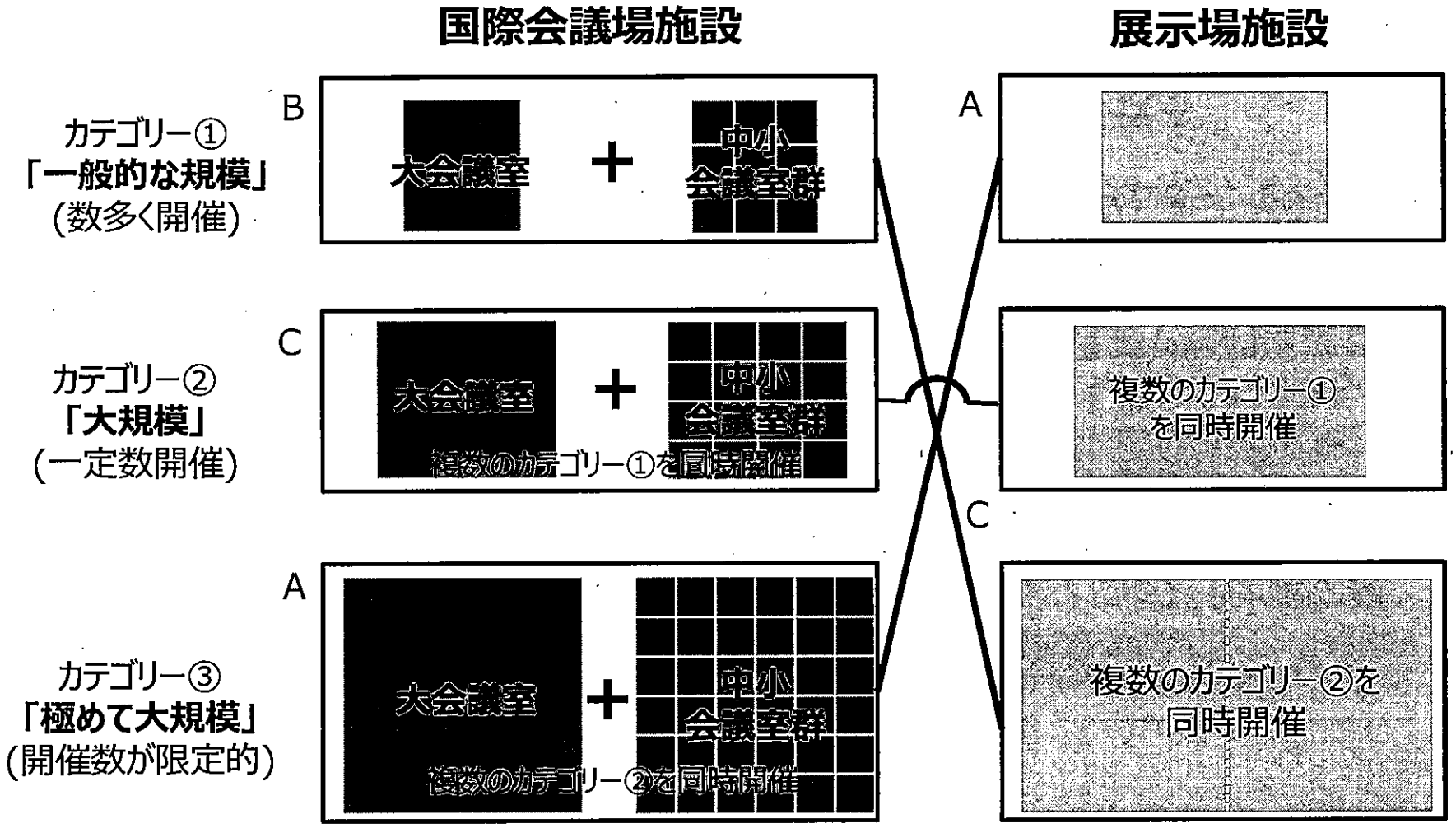

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

法制度の状況（中核施設の要件について）

魅力増進施設の要件

IR整備法で定められている要件

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるもの

主な政令事項の基本的な考え方

下記①又は②のどちらかを選択できることとした上で、③の要件を満たす機能を有するものとすべき。具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねるべき。

①多様なコンテンツを内容に応じた発信手段に絞った上で魅力を幅広く伝える

：特定のジャンル（例：演劇・演芸）について総合的かつ体系的にまとめ、最も適した発信手法に絞って発信する

②コンテンツを絞った上で多様な発信手段を活用し、魅力をより深く伝える

：特定のジャンルの中からさらにテーマ（例：歌舞伎、落語等）を絞った上で、あらゆる発信手法を活用して発信する

③魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み

：新たなコンテンツの創造や発信手法の工夫による既存コンテンツの発展に取り組む

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

法制度の状況（中核施設の要件について）

送客施設の要件

IR整備法で定められている要件

我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの

主な政令事項の基本的な考え方

下記①～④の全ての要件を満たすものとすべき

①ショーケース機能

：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

②コンシェルジュ機能

：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービス手配をワンストップでの実施

③多言語対応機能

：上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供

④十分な施設規模

：多数の来訪者に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

法制度の状況（中核施設の要件について）

宿泊施設の要件

IR整備法で定められている要件

利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの

主な政令事項の基本的な考え方

宿泊施設全体として一定の以上の総客室面積を有するものとすべき。その際、以下の①～③を勘案したものとすべき

① 世界水準の宿泊施設における最小の客室の一部屋当たりの客室面積
② （I）世界水準の宿泊施設におけるスイートルームの一部屋当たりの客室面積
　（II）諸外国のIRの宿泊施設の総客室数に対するスイートルームの割合
③ 諸外国のIRにおける宿泊施設の総客室数

（出所：「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会」説明資料）

第３号様式（第５条第２号）

一　部　開　示　決　定　通　知　書

都 I 第 1934 号
令和３年４月13日

[redacted] 様

横浜市長　　林　文子

令和３年２月５日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

１　開示請求に係る行政文書	(1)　平成30年度 事業者ヒアリング 依頼文 (2)　平成30年度 事業者ヒアリング 議事概要	
２　開示の日時及び場所	日　時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	郵送
３　開示の実施方法	写しの交付	
４　非開示とする部分の概要	公表を希望しなかった事業者の法人の商号・名称、代表者の職・氏名（３号ア）	
５　非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第７条第２項第３号ア	
６　根拠規定を適用する理由	開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため	
７　担　当　課	都市整備局ＩＲ推進室ＩＲ推進部ＩＲ推進課 電話　045（671）4135	
８　備　考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）１　この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

２　指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

政政第686号
平成30年10月25日

昭徳横浜投資株式会社
代表取締役　鈴木　保　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

ゲンティン・シンガポール・リミテッド
代表取締役社長　タン・ヒーテック　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

合同会社日本MGMリゾーツ
代表執行役員　兼 CEO　エド バワーズ　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

[redacted]
[redacted] 様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長　里見　治紀　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

ウィンリゾーツ・ディベロップメント
日本代表　ヘンリー・キース　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

[redacted]
[redacted] 様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

[redacted]
[redacted] 様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

メルコリゾーツ&エンターテインメントジャパン株式会社
代表取締役　ジェフリー・スチュアート・デイヴィス　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

Caesars Entertainment Japan, LLC
日本社長兼代表執行役員
ウィリアム・シェン　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

キャピタル&イノベーション株式会社
代表取締役　小池　隆由　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

政政第686号
平成30年10月25日

ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社
CEO フランシス・ルイ　様

横浜市政策局政策課
担当課長　幸　孝憲

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼の調査票等の内容に関するヒアリングへのご協力について（依頼）

拝啓　仲秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市から依頼をいたしました「ＩＲに関する事業者への情報提供依頼」には、12者・グループの皆様から調査票等をご回答いただき、ありがとうございました。

これまで、皆様からご回答いただいた調査票等の内容につきまして、本市で内容を確認させていただいておりました。

今般、貴社の調査票等の内容を詳細に伺いたいため、貴社へヒアリングする機会を頂きたく存じます。別添１「ヒアリング日程調整シート」にご都合の良い日を記入のうえ、11月２日（金）までにご返信くださるようお願い申し上げます。

あわせて、当日のヒアリングを円滑に行うため、別添２「共通質問シート」にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。ヒアリングについては、対面で２時間までとしております。

なお、時間の都合でヒアリングの対応が難しい場合は、11月30日（金）までに別添２「共通質問シート」にご回答の上、返信をお願い申し上げます。

ヒアリングも含めていただいた情報は、「ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）の報告書」に反映させ、事業者の皆様に確認のうえ、調査報告書及び概要版をまとめていく予定です。

ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

担　　当：政策局政策課 萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

ヒアリング議事概要（昭徳横浜投資株式会社）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月28日15時～17時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	昭徳横浜投資株式会社、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

昭徳横浜投資株式会社より、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した全体コンセプトの概要や検討背景について質疑があった。

・事業者が提示した各種数字の根拠や考え方について質疑があった。

・事業者が想定している施設運営方針や懸念事項対策等について、現時点で実施している取り組みや有している経験・実績について質疑があった。

ヒアリング議事概要（ゲンティンシンガポール）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年12月7日10時～12時
会場	関内中央ビル5階　特別会議室
参加者	ゲンティンシンガポール、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

ゲンティンシンガポールより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の根拠や考え方について質疑があった。

・既存の施設や周辺地域との調和・連携の方法について質疑があった。

・事業者の海外の実績から、日本型IRの法制度に対する考えや想定する各種施設のコンセプトについて質疑があった。

ヒアリング議事概要（日本 MGM リゾーツ）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018 年 11 月 8 日午後 3 時～5 時
会場	横浜市役所地下 1 階会議室
参加者	日本 MGM リゾーツ、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

日本 MGM リゾーツより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプトについて質疑があった。

・懸念事項対策について、事業者の海外での事例や日本で実施を考えている取り組みについて質疑があった。

・日本型IRの法制度に対する事業者の考えや懸念事項にについて質疑があった。

・横浜市の既存施設や周辺環境との調和・連携の考え方について質疑があった。

ヒアリング議事概要（[redacted]）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月30日10時～12時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	[redacted]、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

[redacted]より、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプト、施設の運営方針について質疑があった。
・事業者の有する事例・実績や各施設の検討背景について質疑があった。
・インフラや公共基盤整備、大規模開発手法に関して質疑があった。

ヒアリング議事概要（セガサミーホールディングス）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月20日13時～15時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	セガサミーホールディングス、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

セガサミーホールディングスより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプト、施設の運営方針について質疑があった。
・IR全体・各施設ごとの採算性や投資の考え方について質疑があった・
・事業者が有する海外での経験・実績から、日本に導入することを想定した際のイメージや留意事項について質疑があった。
・周辺インフラや公共基盤整備について質疑があった。

ヒアリング議事概要（ウィンリゾーツ・ディベロップメント）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月29日10時～12時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	ウィンリゾーツ・ディベロップメント、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

ウィンリゾーツ・ディベロップメントより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプト、施設の運営方針について質疑があった。
・土地利用計画や各施設の配置計画、検討方針について質疑があった。
・既存の周辺施設や周辺環境等に対する連携・調和策について質疑があった。
・日本型IRの法制度の仕組みに対する考えや懸念事項などについて質疑があった。

ヒアリング議事概要（[redacted]）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月7日15時～17時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	[redacted]、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

[redacted]より、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件や検討状況について質疑があった。
・懸念事項対策や周辺地域との合意形成のノウハウ・取り組みについて質疑があった。
・検討している核施設のコンセプトや運営方針、投資の考え方などについて質疑があった。
・市の既存観光施設などとの具体的な連携方策について質疑があった。

ヒアリング議事概要（[redacted]）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月27日10時～12時
会場	関内中央ビル5階　特別会議室
参加者	[redacted]、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

[redacted]より、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプト、運営に対する考え方について質疑があった。
・投資とそれに関連する各施設の想定スペック、周辺エリアマネジメントの方針について質疑があった。
・周辺インフラと公共基盤整備など、大規模開発手法に関して質疑があった。

ヒアリング議事概要（メルコリゾーツ）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年12月12日15時～17時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	メルコリゾーツ、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

メルコリゾーツより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプト、その実現に対する考え方について質疑があった。

・既存施設や周辺環境との調和・連携の方策について質疑があった。

・各施設の運営方法や想定しているエンターテインメントについて質疑があった。

ヒアリング議事概要(シーザーズ)

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月26日10時～12時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	シーザーズ、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

シーザーズより、横浜市からの質問(共通質問、追加質問)に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提案した各種数字の前提条件や、各施設の考え方について質疑があった。

・懸念事項対策について、海外の事例を交え日本で想定している取り組みについて質疑があった。

・大規模開発においての留意点や日本型IRの懸念事項などについて、海外の事例をもとに質疑があった。

ヒアリング議事概要（キャピタル＆イノベーション）

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月8日午後3時～5時
会場	横浜市役所地下1階会議室
参加者	キャピタル＆イノベーション、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

キャピタル＆イノベーションより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・投資額の決定に関する検討背景や投資回収の考え方について質疑があった。

・現在の横浜の環境や事業者が選定した立地場所に関する所感について質疑があった。

ヒアリング議事概要（ギャラクシーエンターテインメントジャパン（株））

ヒアリング日時、会場、ヒアリング事業者

日時	2018年11月30日13時～15時
会場	横浜市役所2階会議室
参加者	ギャラクシー、横浜市、EY新日本監査法人

【議事概要】

ギャラクシーより、横浜市からの質問（共通質問、追加質問）に対する回答及びそれに関する考え方の説明があった。

【その他議事概要】

・事業者が提示した各種数字の前提条件やコンセプト、検討状況について質疑があった。
・懸念事項対策や周辺地域との合意形成の取り組みについて質疑があった。
・各施設ごとの考え方や周辺インフラ対策などについて質疑があった。

第３号様式（第５条第２号）

一　部　開　示　決　定　通　知　書

都 I 第 1934 号
令和３年４月13日

[redacted] 様

横浜市長　　林　　文 子

令和３年２月５日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

１　開示請求に係る行政文書	質問書	
２　開示の日時及び場所	日　時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	郵送
３　開示の実施方法	写しの交付	
４　非開示とする部分の概要	【別紙】のとおり	
５　非開示とする根拠規定	【別紙】のとおり	
６　根拠規定を適用する理由	【別紙】のとおり	
７　担　当　課	都市整備局ＩＲ推進室ＩＲ推進部ＩＲ推進課 電話　045（671）4135	
８　備　　考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）１　この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

２　指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

都市整備局専用

【別紙】

4　非開示とする部分の概要	(1)　法人の商号・名称、代表者の職、氏名（３号ア） (2)　電話番号（３号ア） (3)　個人の氏名（２号） (4)　電子メールアドレス（２号、３号ア）
5　非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第７条第２項第２号及び第３号ア
6　根拠規定を適用する理由	(1)　開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため (2)　開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため (3)　個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため (4)　開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため

【別紙２】

質　問　書

平成 30 年 8 月 22 日

商　号　・　名　称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
事前説明会資料 P32	協力した事業者名をリスト化して公表する、とありますが、参加事業者が事業者名および参加フォーメーションの公表を望まない場合は、公表をしないようご配慮いただけますでしょうか。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。
送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

【別紙２】

質　問　書

平成 30 年 8 月 24 日

商　号　・　名　称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電 話 番 号：[redacted]
電 子 メ ー ル：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
1 趣旨	「提供していただいた情報については、事業者様に確認のうえ、調査報告書としてまとめ、市民に公開します。」とあります。どのような方法で、事業者側の確認がとられるのでしょうか。
3 基本条件	「(5)調査票の全ての項目について情報提供すること。」とあります。別紙１～５まで記入することで、全ての項目について情報提供すると判断されますでしょうか。
4 ヒアリングの実施	「必要に応じてヒアリングをご依頼させていただきます。」とあります。どのような形式でのヒアリングになるか現時点で既にお考えがございましたらご教示ください。事前にヒアリング内容が知らされ、それのみを回答する形式でしょうか。
4 ヒアリングの実施	ヒアリングの実施時期はいつ頃を予定しておられますでしょうか。
4 ヒアリングの実施	ヒアリングの時間は、１社当たりどの程度をご予定されておりますでしょうか。
6 参加登録	参加登録者は、公表されますでしょうか。公表される場合は、いつ、どのような形式になりますでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	提出枚数制限は、「別紙１」A4 判６枚及び添付資料 A4 判２０枚の A4 判計２６枚との理解でよろしいでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	添付資料 A4 判２０枚については、事業者側の判断で「別紙１」記載項目１～５の配分設定を自由に行ってよいと考えてよろしいでしょうか。また、場合によっては、ある項目について、「添付なし」も認められますでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	調査票および添付資料の提出方法（綴じ方、製本形式）については任意でよろしいでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	調査票について、罫線外にある記載すべき内容を示す()内の注記等は削除して使用してもよいでしょうか。また適宜紙面の余白、罫線などを調整してもよいでしょうか。

【別紙２】

9 調査票の作成及び提出	データ提出の形式について、調査票、添付資料ともにテキストの読み取り可能なPDFデータを提出するという理解でよろしいでしょうか。

【別紙２】

質　問　書

平成３０年８月２４日

商　号　・　名　称：[redacted]
代表者職氏名：[redacted]
連絡担当者氏名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
３　基本条件 （３）ＩＲ整備法や現行の各種法令等を順守しつつ、実現可能な情報提供とすること。	横浜市中期４か年計画 2018～2021（素案）、横浜市都心臨海部再生マスタープラン、横浜市山下ふ頭開発基本計画から、IRを設置する場所は山下ふ頭と想定しておりますが、下記についてお答えください。 １）横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例について →山下ふ頭の臨港地区制限の解除を前提に検討してよろしいでしょうか？（商港区：高さ制限 31m、宿泊施設の制限等） ２）山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用について →埠頭内道路（交通ターミナル含む）、緑地について変更が可能でしょうか？ ３）山下ふ頭における臨港幹線道路について →整備はいつから行われるのでしょうか？また臨港幹線道路が現配置で整備される前提で土地利用計画の検討を行って良いでしょうか？

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

【別紙２】

質 問 書

平成　30　年　8 月　24 日

商 号 ・ 名 称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
III. 想定される IR イメージについて 【項目３】 ※全て山下ふ頭を対象区域とした場合の質疑です。	1. 山下埠頭全体の開発計画をご教示いただけますか。 2. 山下埠頭への交通アクセスに関するご質問 • 山下埠頭へのアクセス改善のため、追加の交通機関設置の計画はございますか。 • 地下鉄を元町から山下埠頭内まで延長することは可能かご教示ください。 • 計画に影響すると思われる「臨港幹線道路」の見通しについて計画ルートや車線数、及び整備～完成時期についてご教示ください。 • 山下埠頭の入口の道幅を拡大することは可能かご教示ください。 • 区域内でバスターミナルの整備が想定されている場合、その計画内容、整備主体及び運営主体について、現時点での横浜市のご意向をご教示ください • 山下埠頭入口の横を通る首都高速道路神奈川３号線から敷地内に出入口のランプを設置することは可能かご教示下さい。 3. 山下埠頭の土地、建築に関するご質問 • 地盤状況について、調査結果がございましたらご教示ください。特に高層建物の実現性や建物投資額に影響を与える情報と考えております。 • 山下埠頭の土壌テストの詳細なデータがございましたらご教示ください。 • 首都高速道路新山下出口付近から山下埠頭に沿って、新たに埋立を行い埠頭の形を整え、IR 用の敷地を広げることは可能かご教示ください。 • 将来の開発時点における建物高さの制限について、その有無と緩和の場合の手続きについてご教示ください • 護岸やプロムナード（水際線からの後退部分）の民間利用について、制約がございましたらご教示ください。 • 区域内の道路・ガス電気などのインフラ整備について、計画の際の条件（取り出し口など）をご教示ください。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

【別紙２】

（提出先）

横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

【別紙２】

質　問　書

平成　30 年 8 月 24 日

商　号　・　名　称：[redacted]

代 表 者 職 氏 名：[redacted]

連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]

電話番号：[redacted]

電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
項目６その他	1）本要請が終了した場合、御市は、区域開発計画を策定し、国の認定申請を行うかどうかの決定について、いつごろ発表する予定ですか？ 2）御市が区域開発計画を策定する場合、 A　政府が 2 段階の認定プロセスを設定した場合、御市は早期またはそれ以降どちらのコースで認定を申請する予定ですか？ b　潜在的開発者が検討をするのに必要な、場所の特定と、計画パラメータを含むマスタープランを公表するのはいつ頃になりますか？ c　今後、政府は認定プロセスに関する基本方針を公表します。御市はいつオペレーターの選考プロセスを開始するのですか？ d　関心を持つオペレーターはどれくらいの時間をかけて選考プロセスの提案書の提案準備ができるのでしょうか？ また、御市はいつ頃プロセスの結果を公表する予定でしょうか？ e　御市は、いつ頃までに IR 施設が事業を開始することを願っていますか？
項目３　想定する IR のイメージについて	3）本要請に関して、山下埠頭を含む港湾地区の直近の港湾道路計画の計画図をお示しください。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

【別紙２】

(提出先)
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

【別紙２】

質　問　書

平成３０年８月２４日

商　号　・　名　称：[redacted]
代表者職氏名：[redacted]
連絡担当者氏名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：
[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
山下埠頭について １）堤防または護岸からのセットバックラインについて	堤防または護岸の種類毎のセットバックラインをご教示下さい。差異がある場合についてもご教示下さい。
２）車両出入口に関して	1. 現在、山下埠頭への車両進入口は山下公園に隣接する一か所ですが、埠頭根本部分以外の地点からの車両出入口を計画する必要はありますか？もし必要な場合は、交通政策審議会発行の横浜港港湾計画（Ｈ１７改訂）の臨港幹線計画に従う必要はありますか？ （別紙③をご参照ください） 2. 幹線道路は山下埠頭に対しどのように計画されるか（高架・地下など）をご教示ください。 3. 建物や甲板等を道路上に設置する可能性の有無をお教えください。 4. このターミナルはＩＲ事業利用に限定されますか？もしくは周辺地域にも連絡する必要がありますか？ 5. ターミナルは敷地面積に含まれますか？ターミナルの周辺地域（山下公園等）に調整または変更を加える可能性はありますか？
３）車両出入口と緑地空間との関係性に関して	車両出入口、緑地空間及び山下埠頭南東に位置する幹線道路（横浜港港湾計画より）がどのように関係性を持ち、またそれらと残りの山下埠頭敷地と隣接地がどのように関係性を持つべきかについて、地上・地下関係性及び包括的な将来構想の観点からどのように理解すべきかご教示ください。 （別紙③をご参照ください）

【別紙２】

４）高さ制限に関して	山下埠頭の高さ制限は３１ｍですが、横浜市が高さ制限を緩和する可能性はありますか？もしくは、MM２１のランドマークタワーの土地区画整理事業のように類する事業が認可されることで高さと容積率は緩和されるお考えはありますか？
５）大型客船寄付きに関して	大型客船が寄付くことができる場所のご指定はありますか？
６）書類の提出について	「実施要領書」の項目９「調査票の作成及び提出資料」の（４）提出部数の項目（リンクページ４）について指示がありませんが、ＰＤＦファイルで提出してもよろしいでしょうか？

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

別紙①

(2)山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用の変更
・埠頭内道路の追加等

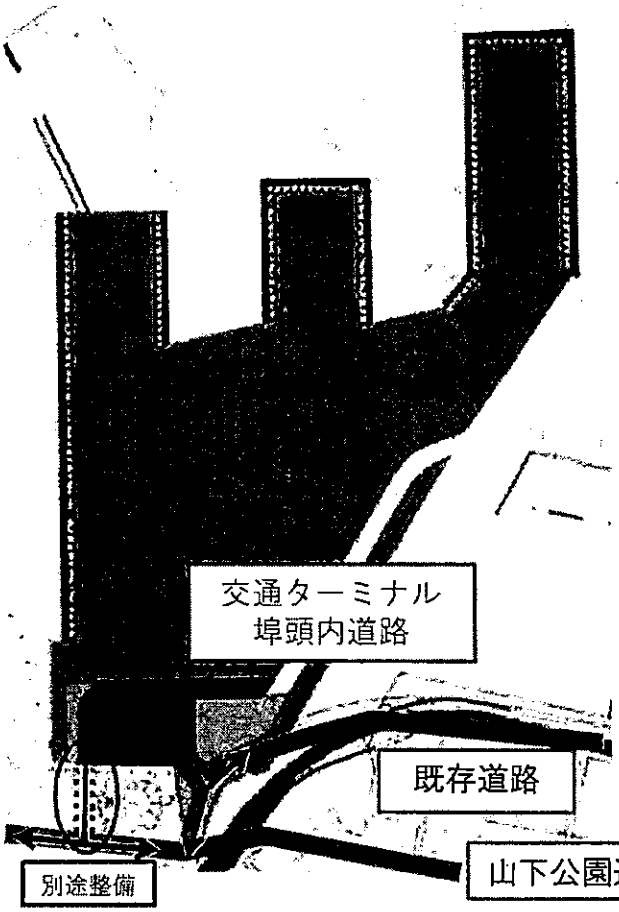

○地区内外へのアクセスや周辺地区との回遊性を確保するため、地区の玄関口に相応しい基盤施設として、交通ターミナルや埠頭内道路を整備する。(約2.8ha)

<移動手段の乗り換え施設>

Photo by David Wilson
●ソルトレイクシティ

<バスターミナル>

●オアシス21(名古屋)

<デジタルサイネージによる情報案内機能>

Photo by Haruhiko Okumura
●マルチメディア(名古屋市)

<外国人向け総合観光案内所>

●東京丸の内 TIC(ツーリスト・インフォメーション・センター)

玄関口の整備イメージ
(山下ふ頭開発基本計画より)

別紙(2)

(2)山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用の変更
・緑地の変更

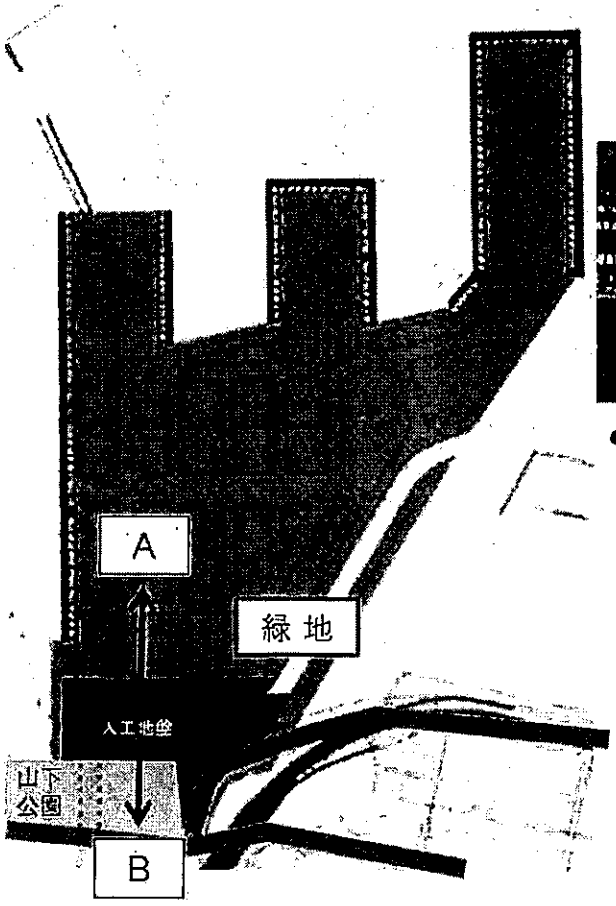

○周辺の港湾緑地とあわせて、山下ふ頭基部に人工地盤を整備し、山下公園と一体となった緑豊かな緑地空間を整備する。(約2.5ha)

●緑豊かなオープンスペース(ブライアントパーク)

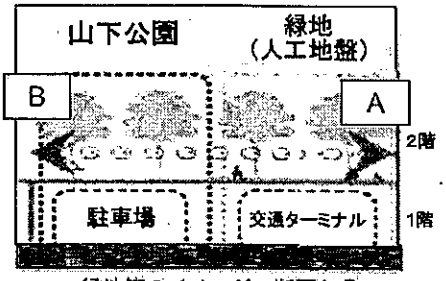

緑地等のイメージ　断面A-B

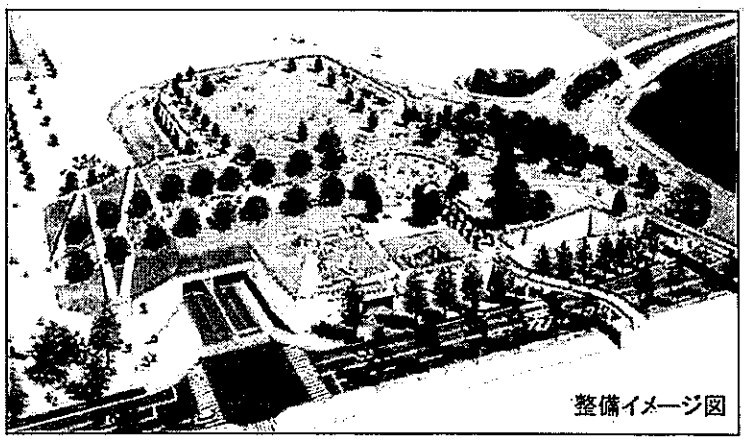

整備イメージ図

別紙(3)

(2)山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用の変更・港湾計画の内容

港湾計画を次のとおり変更する。

○臨港交通施設計画の変更：埠頭内道路の追加

○港湾環境整備施設計画の変更：緑地の変更

○土地利用計画の変更：

交通機能用地 0.7ha → 3.5ha、都市機能用地 31.5ha → 42.2ha、緑地 14.9ha → 2.5ha

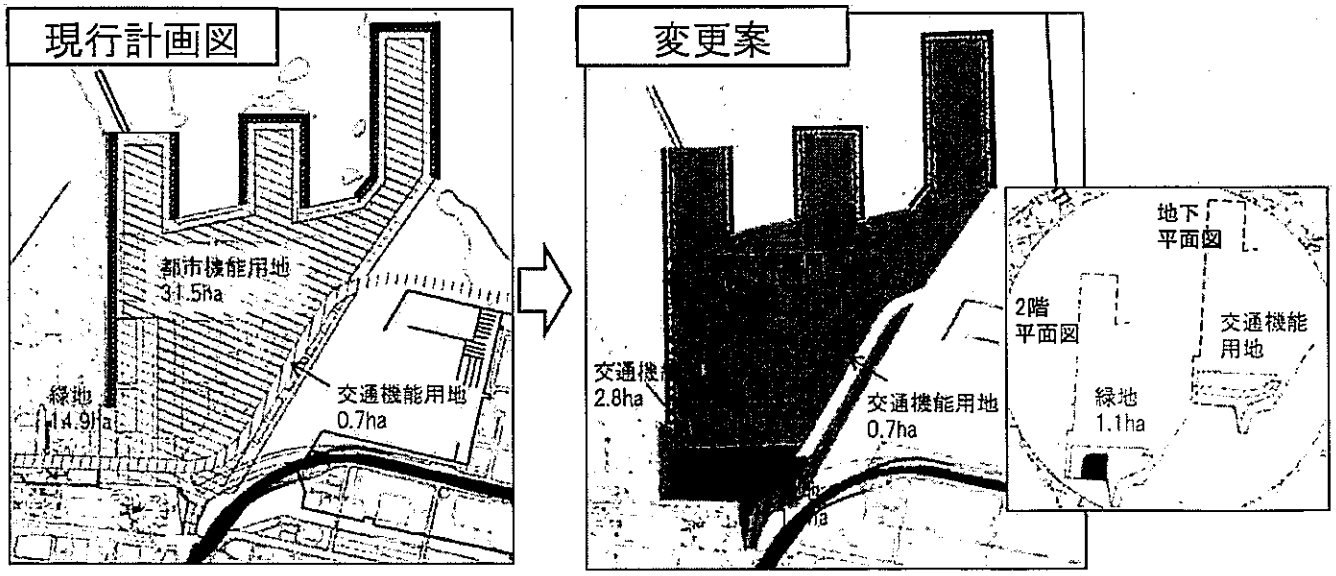

【別紙２】

質　問　書

平成 30 年　8 月 24 日

商　号　・　名　称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
実施要領４ページ 9 調査票の作成及び提出 （1）調査票の作成	【別紙1】「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）」により作成して下さい。とありますが、現状フォーマット１枚の枠内に記載するという理解でよろしいでしょうか。それとも設定項目に対して複数ページに渡って記載することは可能でしょうか。
実施要領５ページ 10 調査票の取扱い （2）第三者に対しての公表	提出した情報を調査報告書などで市民へ公開することを予定。ただし、公に公表しないことを条件として提供する情報については、第三者に対して公表・提供しないので、情報提供時にその旨を明示してください。とありますが、事業者から提供させていただいた資料に対して、情報公開請求があった場合の措置についてご教示をいただけますでしょうか。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

第３号様式（第５条第２号）

一　部　開　示　決　定　通　知　書

都　I　第 1934 号
令和３年４月13日

[redacted]　様

横浜市長　　林　　文　子

横浜市長印
都市整備局専用

令和３年２月５日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

１　開示請求に係る行政文書	質問書	
２　開示の日時及び場所	日　時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	郵送
３　開示の実施方法	写しの交付	
４　非開示とする部分の概要	【別紙】のとおり	
５　非開示とする根拠規定	【別紙】のとおり	
６　根拠規定を適用する理由	【別紙】のとおり	
７　担　当　課	都市整備局ＩＲ推進室ＩＲ推進部ＩＲ推進課 電話　045（671）4135	
８　備　考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）１　この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

２　指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

【別紙２】

質　問　書

平成 30 年 8 月 22 日

商　号　・　名　称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
事前説明会資料 P32	協力した事業者名をリスト化して公表する、とありますが、参加事業者が事業者名および参加フォーメーションの公表を望まない場合は、公表をしないようご配慮いただけますでしょうか。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

【別紙２】

質　問　書

平成30年8月24日

商　号　・　名　称：[redacted]
代表者職氏名：[redacted]
連絡担当者氏名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
1 趣旨	「提供していただいた情報については、事業者様に確認のうえ、調査報告書としてまとめ、市民に公開します。」とあります。どのような方法で、事業者側の確認がとられるのでしょうか。
3 基本条件	「(5)調査票の全ての項目について情報提供すること。」とあります。別紙１～５まで記入することで、全ての項目について情報提供すると判断されますでしょうか。
4 ヒアリングの実施	「必要に応じてヒアリングをご依頼させていただきます。」とあります。どのような形式でのヒアリングになるか現時点で既にお考えがございましたらご教示ください。事前にヒアリング内容が知らされ、それのみを回答する形式でしょうか。
4 ヒアリングの実施	ヒアリングの実施時期はいつ頃を予定しておられますでしょうか。
4 ヒアリングの実施	ヒアリングの時間は、１社当たりどの程度をご予定されておりますでしょうか。
6 参加登録	参加登録者は、公表されますでしょうか。公表される場合は、いつ、どのような形式になりますでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	提出枚数制限は、「別紙１」A4判６枚及び添付資料A4判２０枚のA4判計２６枚との理解でよろしいでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	添付資料A4判２０枚については、事業者側の判断で「別紙１」記載項目１～５の配分設定を自由に行ってよいと考えてよろしいでしょうか。また、場合によっては、ある項目について、「添付なし」も認められますでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	調査票および添付資料の提出方法（綴じ方、製本形式）については任意でよろしいでしょうか。
9 調査票の作成及び提出	調査票について、罫線外にある記載すべき内容を示す()内の注記等は削除して使用してもよいでしょうか。また適宜紙面の余白、罫線などを調整してもよいでしょうか。

【別紙２】

質　問　書

平成３０年８月２４日

商　号　・　名　称：[redacted]
代表者職氏名：[redacted]
連絡担当者氏名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
３　基本条件 （３）ＩＲ整備法や現行の各種法令等を順守しつつ、実現可能な情報提供とすること。	横浜市中期４か年計画 2018～2021（素案）、横浜市都心臨海部再生マスタープラン、横浜市山下ふ頭開発基本計画から、IRを設置する場所は山下ふ頭と想定しておりますが、下記についてお答えください。 １）横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例について →山下ふ頭の臨港地区制限の解除を前提に検討してよろしいでしょうか？（商港区：高さ制限 31m、宿泊施設の制限等） ２）山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用について →埠頭内道路（交通ターミナル含む）、緑地について変更が可能でしょうか？ ３）山下ふ頭における臨港幹線道路について →整備はいつから行われるのでしょうか？また臨港幹線道路が現配置で整備される前提で土地利用計画の検討を行って良いでしょうか？

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp

【別紙２】

質 問 書

平成 30 年 8 月 24 日

商 号 ・ 名 称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
III. 想定される IR イメージについて 【項目３】 ※全て山下ふ頭を対象区域とした場合の質疑です。	1. 山下埠頭全体の開発計画をご教示いただけますか。 2. 山下埠頭への交通アクセスに関するご質問 • 山下埠頭へのアクセス改善のため、追加の交通機関設置の計画はございますか。 • 地下鉄を元町から山下埠頭内まで延長することは可能かご教示ください。 • 計画に影響すると思われる「臨港幹線道路」の見通しについて計画ルートや車線数、及び整備～完成時期についてご教示ください。 • 山下埠頭の入口の道幅を拡大することは可能かご教示ください。 • 区域内でバスターミナルの整備が想定されている場合、その計画内容、整備主体及び運営主体について、現時点での横浜市のご意向をご教示ください • 山下埠頭入口の横を通る首都高速道路神奈川３号線から敷地内に出入口のランプを設置することは可能かご教示下さい。 3. 山下埠頭の土地、建築に関するご質問 • 地盤状況について、調査結果がございましたらご教示ください。特に高層建物の実現性や建物投資額に影響を与える情報と考えております。 • 山下埠頭の土壌テストの詳細なデータがございましたらご教示ください。 • 首都高速道路新山下出口付近から山下埠頭に沿って、新たに埋立を行い埠頭の形を整え、IR 用の敷地を広げることは可能かご教示ください。 • 将来の開発時点における建物高さの制限について、その有無と緩和の場合の手続きについてご教示ください • 護岸やプロムナード（水際線からの後退部分）の民間利用について、制約がございましたらご教示ください。 • 区域内の道路・ガス電気などのインフラ整備について、計画の際の条件（取り出し口など）をご教示ください。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

【別紙２】

質　問　書

平成　30 年 8 月 24 日

商　号　・　名　称：[redacted]

代 表 者 職 氏 名：[redacted]

連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]

電話番号：[redacted]

電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
項目６その他	1）本要請が終了した場合、御市は、区域開発計画を策定し、国の認定申請を行うかどうかの決定について、いつごろ発表する予定ですか？ 2）御市が区域開発計画を策定する場合、 A　政府が 2 段階の認定プロセスを設定した場合、御市は早期またはそれ以降どちらのコースで認定を申請する予定ですか？ b　潜在的開発者が検討をするのに必要な、場所の特定と、計画パラメータを含むマスタープランを公表するのはいつ頃になりますか？ c　今後、政府は認定プロセスに関する基本方針を公表します。御市はいつオペレーターの選考プロセスを開始するのですか？ d　関心を持つオペレーターはどれくらいの時間をかけて選考プロセスの提案書の提案準備ができるのでしょうか？ また、御市はいつ頃プロセスの結果を公表する予定でしょうか？ e　御市は、いつ頃までに IR 施設が事業を開始することを願っていますか？
項目３　想定する IR のイメージについて	3）本要請に関して、山下埠頭を含む港湾地区の直近の港湾道路計画の計画図をお示しください。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

【別紙２】

質　問　書

平成３０年８月２４日

商　号　・　名　称：[redacted]
代表者職氏名：[redacted]
連絡担当者氏名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：
[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
山下埠頭について １）堤防または護岸からのセットバックラインについて	堤防または護岸の種類毎のセットバックラインをご教示下さい。差異がある場合についてもご教示下さい。
２）車両出入口に関して	1. 現在、山下埠頭への車両進入口は山下公園に隣接する一か所ですが、埠頭根本部分以外の地点からの車両出入口を計画する必要はありますか？もし必要な場合は、交通政策審議会発行の横浜港港湾計画（Ｈ１７改訂）の臨港幹線計画に従う必要はありますか？ （別紙③をご参照ください） 2. 幹線道路は山下埠頭に対しどのように計画されるか（高架・地下など）をご教示ください。 3. 建物や甲板等を道路上に設置する可能性の有無をお教えください。 4. このターミナルはＩＲ事業利用に限定されますか？もしくは周辺地域にも連絡する必要がありますか？ 5. ターミナルは敷地面積に含まれますか？ターミナルの周辺地域（山下公園等）に調整または変更を加える可能性はありますか？
３）車両出入口と緑地空間との関係性に関して	車両出入口、緑地空間及び山下埠頭南東に位置する幹線道路（横浜港港湾計画より）がどのように関係性を持ち、またそれらと残りの山下埠頭敷地と隣接地がどのように関係性を持つべきかについて、地上・地下関係性及び包括的な将来構想の観点からどのように理解すべきかご教示ください。 （別紙③をご参照ください）

別紙①

(2) 山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用の変更
・埠頭内道路の追加等

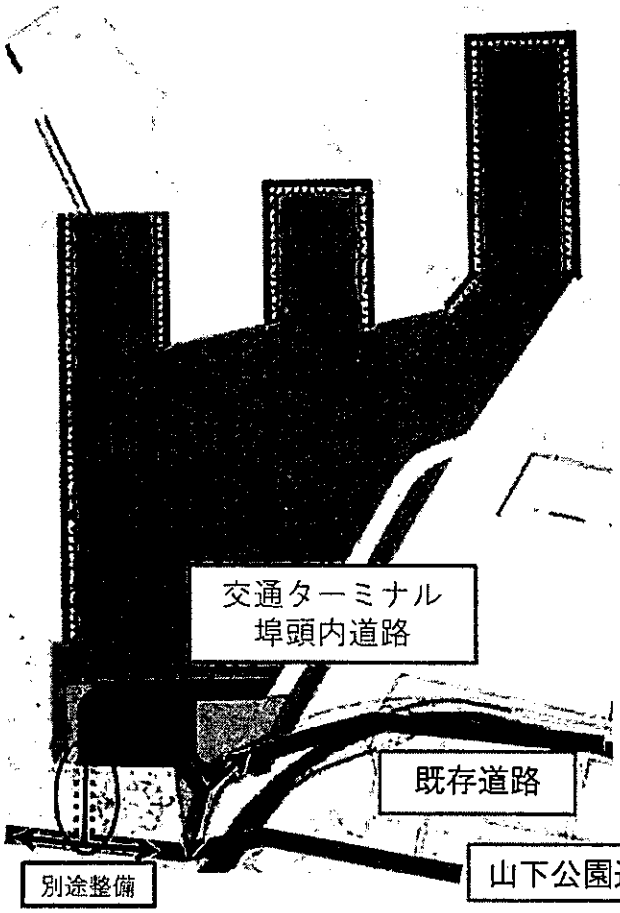

○地区内外へのアクセスや周辺地区との回遊性を確保するため、地区の玄関口に相応しい基盤施設として、交通ターミナルや埠頭内道路を整備する。(約2.8ha)

<移動手段の乗り換え施設>

Photo by David Wilson
●ソルトレイクシティ

<バスターミナル>

●オアシス21（名古屋）

<デジタルサイネージによる情報案内機能>

Photo by Haruhiko Okumura
●マルチメディア（名古屋市）

<外国人向け総合観光案内所>

●東京丸の内 TIC（ツーリスト・インフォメーション・センター）

玄関口の整備イメージ
（山下ふ頭開発基本計画より）

別紙(3)

(2)山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利用の変更・港湾計画の内容

港湾計画を次のとおり変更する。

○臨港交通施設計画の変更：埠頭内道路の追加

○港湾環境整備施設計画の変更：緑地の変更

○土地利用計画の変更：

交通機能用地 0.7ha → 3.5ha、都市機能用地 31.5ha → 42.2ha、緑地 14.9ha → 2.5ha

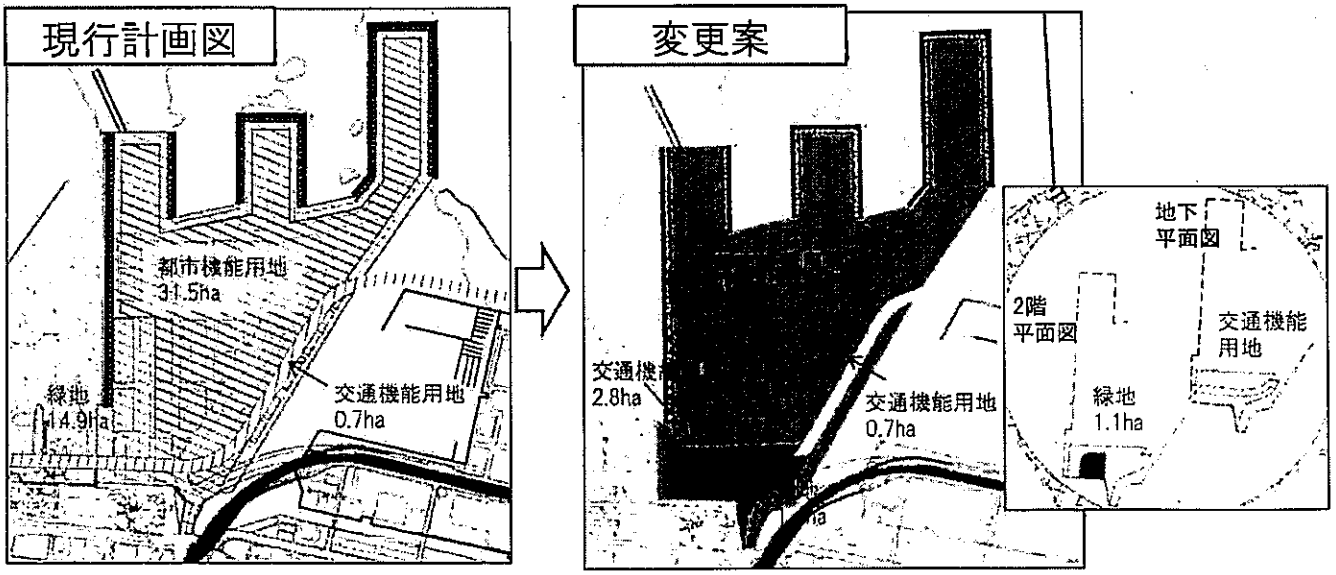

【別紙２】

質　問　書

平成 30 年　8 月 24 日

商　号　・　名　称：[redacted]
代 表 者 職 氏 名：[redacted]
連 絡 担 当 者 氏 名：[redacted]
電話番号：[redacted]
電子メール：[redacted]

ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について

該当箇所	質問内容
実施要領４ページ 9 調査票の作成及び提出 (1) 調査票の作成	【別紙1】「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）」により作成して下さい。とありますが、現状フォーマット１枚の枠内に記載するという理解でよろしいでしょうか。それとも設定項目に対して複数ページに渡って記載することは可能でしょうか。
実施要領５ページ 10 調査票の取扱い (2) 第三者に対しての公表	提出した情報を調査報告書などで市民へ公開することを予定。ただし、公に公表しないことを条件として提供する情報については、第三者に対して公表・提供しないので、情報提供時にその旨を明示してください。とありますが、事業者から提供させていただいた資料に対して、情報公開請求があった場合の措置についてご教示をいただけますでしょうか。

質問がある場合には、「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領」に記載された期限までに、この用紙に質問内容を記載し、提出先に電子メールで提出してください。送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

（提出先）
横浜市政策局政策部政策課
担　　当：萩原、吉村、川崎
電話番号：045（671）4135
電子メール：ss-toshidukuri@city.yokohama.jp